

令和元年11月28日 開会

令和元年12月20日 閉会

令和元年12月定例会

# 美作市議会会議録

令和元年11月28日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和元年第6回美作市議会12月定例会)

令和元年11月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任することについて

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について

日程第6 認定第1号～認定第13号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第7 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 報告第7号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第9 議案第68号 美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第71号 美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第72号 美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第73号 美作市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第74号 美作市消防団条例の一部を改正する条例について

議案第75号 市道路線の変更について

議案第76号 湯郷駐車場の指定管理者の指定について

議案第77号 美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について

議案第78号 大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第79号 令和元年度美作市一般会計補正予算(第5号)

議案第80号 令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第81号 令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 令和元年度美作市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第86号 令和元年度美作市病院事業会計補正予算(第1号)

議案第87号 令和元年度美作市下水道事業会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣	
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤		功

9番 金谷のり子  
11番 萬代師一  
13番 尾高誉久  
16番 日笠一成

10番 山本雅彦  
12番 山本重行  
14番 鈴木悦子  
18番 岡本泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番 岩江正行

17番 内海健次

4. 会議録署名議員

1番 青山慶

2番 和田広宣

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長 萩原誠司  
教育長 大川泰栄  
総務部長 岡本和之  
市民部長 景山二男  
環境部長 森元浩之  
保健福祉部長 江見勉  
消防長 皆木佳久  
企画振興部長心得 春名信明  
東栗倉総合支所長 竹田茂雄

副市長 荒木利明  
政策審議監 春名利亮  
危機管理監 高山宏明  
教育次長 山名浩二  
経済部長 遠藤宏一  
建設部長 春名隆広  
会計管理者 山本和毅  
企画振興部長心得 平田幸春  
市民課長 藤井千枝

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎功三  
係長 金谷裕子  
主任 青木志保

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくかマナーモードにしてください。確認をお願いします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和元年第6回12月美作市議会定例会を開会いたします。

15番岩江正行議員が体調不良で欠席です。17番内海健次副議長が体調不良により療養が必要なため、今会期中は欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

なお、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、地方税法第731条第3項の規定に基づき、11月15日を期限として特定納税義務者に対し意見を求めておりましたところ、お手元に配付のとおり提出がございましたので、御報告いたします。

また、私宛てに特定納税義務者から参考資料が届きましたので、あわせて配付しております。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番青山議員、2番和田議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

3番岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る11月20日及び本日28日、議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下、関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、12月定例会の運営について協議いたしましたので、御報告をいたします。

市長から送付されました議案は、諮問1件、報告1件、条例の一部改正案7件、市道路線の変更1件、指

定管理者の指定3件、補正予算9件の計22件でございます。

また、11月19日までに受理した請願3件、陳情1件は、委員会付託とし、審議いたします。

会期につきましては、本日11月28日から12月20日までの23日間とし、会議日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

本日1日目は、諸般の報告として、7月、8月、9月の例月出納検査の報告、組合議会の報告が4組合、行政報告、特別支援学校調査研究特別委員会からの中間報告、認定第1号から認定第13号の決算特別委員会からの報告の後、議案の一括上程、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行います。

続いて、12月2日から6日までの5日間に一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託いたします。

一般質問につきましては、通告順に発言し、質問回数は1通告事項で3回までとし、質問時間は45分といたします。

議案質疑につきましては、12月2日午後5時を通告期限といたしますが、通告する際は所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。質問回数は3回までとし、一括質疑といたします。通告しない者の質疑につきましては、通告者の後に行い、1議案につき1件といたします。

予備日は11月29日、12月9日、休会日は12月16日から19日としております。

最終日は12月20日とし、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日28日から12月20日までの23日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日28日から12月20日までの23日間と決定いたしました。

ここで、内海副議長の欠席に伴い、議事運営について協議をしたいと思っておりますので、その間暫時休憩といたします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

午前10時07分 休憩

午前10時14分 再開

#### 議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

「仮議長の選任を議長に委任することについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、「仮議長の選任を議長に委任することについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

## 追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任することについて

議長（岡本 泰介君）

追加日程第1、「仮議長の選任を議長に委任することについて」を議題といたします。

先ほど報告いたしましたように、内海副議長が体調不良で療養のため、今定例会中は欠席されるとの申し出がございました。よって、今会期中に私が欠席、除斥等一時的に議長職務がとり行えない場合、副議長も不在でありますので、地方自治法第106条第3項の規定により、今会期における仮議長の選任を私に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を私に委任いただきましたので、今会期における仮議長に日笠議員を指名をさせていただきます。

## 日程第3 諸般の報告

議長（岡本 泰介君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告は、お手元に配付をしております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、勝英衛生施設組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会、美作養護老人ホーム組合議会から、お手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

まず最初に、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、青山慶議員より報告をいたします。

青山議員。

1番（青山 慶君）

改めまして、皆さんおはようございます。

去る10月21日に開催された柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会において上程された議案は、いずれも承認、認定、可決いたしました。その中から主なものを御報告いたします。

まず、議案第6号平成30年度組合会計歳入歳出決算の認定について、歳入の主なものは、分担金及び負担金で構成市町の負担金1,028万4,000円、使用料及び手数料で166件の火葬場使用料347万円でございます。歳出の主なものは、総務費の職員給料負担金200万円でございます。歳入歳出差し引き額は80万7,197円でございます。

次に、議案第7号令和元年度組合会計補正予算（第1号）については、56万7,000円を増額し、総額を1,410万8,000円とするもので、歳入では繰越金を56万7,000円増額し、歳出では火葬場施設費を56万7,000円増額するものでございます。

以上、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会の報告といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、勝英衛生施設組合議会、安藤功議員より報告をいたします。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

おはようございます。

去る10月24日に開催されました勝英衛生施設組合議会定例会において上程された議案は3議案でございます。いずれも承認、認定、可決をいたしました。その中から主なものを御報告を申し上げます。

まず、西栗倉村の改選と美作市の構成がえにより、空席となっております議長選挙を行い、私が議長を務めることとなりました。

次に、議案第4号平成30年度組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の主なものは、分担金及び負担金で構成市町村の分担金9,000万円、繰越金1,298万8,770円でございます。歳出の主なものは、衛生費の下水道使用料4,133万7,480円と諸支出金の財政調整基金積み立て300万円でございます。歳入歳出差し引き額は1,517万2,130円でございます。

次に、議案第5号令和元年度組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）については、741万1,000円を増額し、総額を1億521万1,000円とするもので、歳入では繰越金を741万1,000円増額し、歳出では主に予備費を727万9,000円増額するものでございます。

以上、勝英衛生施設組合議会定例会の御報告とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、山本重行議員より報告をいたします。

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

おはようございます。

それでは、去る11月15日に開催されました勝田郡老人福祉施設組合議会定例会において上程されたものについてを御報告いたします。

上程されました議案は、いずれも認定、可決いたしました。その中から主なものを御報告いたします。

まず、認定第1号平成30年度組合一般会計歳入歳出決算について、歳入の主なものは、分担金及び負担金で構成市町の老人福祉施設費分担金6,753万8,000円、市町村支出金で社会福祉費、市町村委託金8,822万8,147円でございます。歳出の主なものは、社会福祉費で扶助費3,442万8,970円、公債費で償還元金利子2,475万8,426円でございます。歳入歳出差し引き額は、1,169万2,955円でございます。

次に、認定第2号平成30年度組合訪問介護事業所会計歳入歳出決算認定について、歳入の主なものは、事業収入で訪問介護受託収入1,226万1,123円でございます。歳出は、民生費で人件費等1,254万3,399円でございます。歳入歳出差し引き額は、19万7,048円でございます。

次に、議案第2号「指定管理者の指定について」は、令和2年4月1日から5年間指定管理者を指定するものでございます。

以上、勝田郡老人福祉施設組合議会の定例会の報告といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会、日笠一成議員より報告をいたします。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**



皆さんおはようございます。

去る11月19日に開催されました美作養護老人ホーム組合議会定例会において上程された議案は、いずれも承認、認定、可決いたしました。その中から主なものを御報告いたします。

まず、西栗倉村の改選と美作市の構成がえにより空席となっておりました議長選挙を行い、議長に金田豊治議員、副議長に岡本泰介議員が就任されました。また、私が監査委員を務めることに選任同意をいただきました。

次に、議案第7号「平成30年度美作養護老人ホーム組合養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「平成30年度美作養護老人ホーム組合特別養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定について」は、いずれも平成29年10月より指定管理者による施設運営となっており、指定管理者に派遣した組合職員の給与等に対する指定管理者からの給料相当額負担金が主な収入となっております。

次に、議案第10号、11号、12号、令和元年度の各会計補正予算につきましては、人件費によるものです。

以上、美作養護老人ホーム組合議会定例会の報告といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

## 日程第4 行政報告

**議長（岡本 泰介君）**

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

皆さん、改めておはようございます。

12月定例市議会を招集させていただきましたが、議員各位御出席を賜りまして、まず厚く御礼を申し上げたいと思います。

恒例に従いまして、美作市の行政の状況について報告を申し上げたいと思います。

まず、オリンピック関係でございますが、来年の東京オリンピック・パラリンピックに関する取り組みについてです。

アメリカ合衆国の7人制ラグビー、これは既に出場権を獲得をされておられますが、男女とも美作市での合宿を希望されておられまして、そのことをベースにして、今内閣府とも相談をしながらホストタウン登録を追加、つまりベトナムプラスアメリカ合衆国の男女ラグビーということで、これを行い、事前合宿の受け入れをしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

キャンプの誘致に伴い、御先方からトレーニング機材の整備、今アリーナにあるんですが、大分がたがきとるというようなことも含めて、ぜひいいものにしてほしいという強い要望がございました。これにつきましては、令和2年度の当初予算に計上し、対応しようかとも考えておったわけでございますけれども、実は状況を見ておりますと、せんだって終了いたしました15人制のラグビーワールドカップのキャンプにおいて、いろんな地域において同じものが使われていて、一部地域でもう使わないんだという話がある、つまり新古品が出回るといことで情報がございまして、これがまたそれなりに引き合いがあるということで、間

に合わないということになりますと、所要金額が倍増することになりますので、その辺を考慮いたしまして、私どもとしましては、予定をしていたリース料、つまり2カ月ぐらいのリース料と全体の金額が変わらないというふうなことになるということでございますので、これを予備費を使って、なくならぬうちに買収をさせていただきたいというふうに考えているわけでございます。キャンプ終了後も既に耐用年数が経過をしているアリーナのトレーニングジムの機材として活用をさせていただけるというふうに考えておりました、そのような形で購入することといたしました。

なお、可能な限り早期の契約が必要な状況でもございますので、今議会での補正予算計上では間に合わないと判断し、先ほど申し上げましたように、財源としては予備費を使わせていただくということになってございます。

今後の予定といたしましては、7人制ラグビーのアメリカ代表チームが、実はオリンピックだけじゃなくて、アジアに遠征するときには美作市をベースにしようということがございまして、3月にワールドシリーズ香港大会というのがあるんですけども、それに向けての合宿をし、そして7月はオリンピック向けの合宿をするということになろうかと、今は想定をしております。

次に、ベトナム関係でございますが、多くの議員の方々にも御協力を頂戴しながら、去る11月6日にベトナム外務省の立ち会いのもとで、ベトナムの北西部にあるイエンバイ省と本市との友好協力関係を築いていくための覚書、これを締結をさせていただいたところでございますが、その覚書の内容としては、経済、農業、文化、教育、人材交流などの協力関係を具体的に促進をしていくというものでございます。

その一つとして、イエンバイ省の学生を本市にございます専門学校への受け入れ、日本語、介護、看護の資格を習得して、市内の企業に勤務する流れをつくる仕組みづくりの提案なども行っているところでございます。また、民間レベルでの交流も視野に入れながら、市内の民間の方々とともに訪問団を組んで、来年の春ごろでございますが、スタディーツアーを実施をしていきたいと考えているところでございます。

次に、防災訓練でございますが、これもほとんどの議員の方々に御参加をいただいて、11月16日、令和元年度美作市総合防災訓練を北山にございます美作保健センター一帯で実施をさせていただきました。

訓練は、水害を想定し、初期対応の確認や関係機関との連携体制の強化とともに、避難行動の促進、要配慮者の避難行動、そして支援の強化や防災意識の一層の高揚を図ることということで目的としてやりました。

21団体、約300名の方々に御参加をいただき、2部構成の訓練を行ってございます。1部では、地区自治会における避難訓練、福祉避難所の開設運営訓練。2部では、岡山県に御協力をいただきまして、県の消防防災ヘリコプターによる救出訓練を初め、自衛隊、消防団、消防署による土のう積み、救出訓練などを行い、非常時の対応について確認をしたところであります。

大規模災害において円滑な防災活動が実施できるよう、防災並びに連携意識の醸成を図り、訓練で得たこと、具体的には幾つかの反省点もございましたが、その反省点こそが価値がございます。これらを災害発生時の減災につながるよう、今後の防災施策に生かしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、ふるさと納税につきましてお話を申し上げますが、令和元年10月末の現在で、件数で2,193件、金額にいたしまして4,200万円強の寄附がございました。これは、昨年度の同時期の寄附金額と比較をいたしまして約1.5倍となっております。昨年度全体の金額、1年度分の金額に迫ってございます。寄附の増加の要因といたしましては、返礼品の種類を昨年度の98種類から214種類に増やし、ラインナップの充実を図ったことや本年度から広告力のあるポータルサイトを導入したことによるものと考えております。加えて、過度な返礼品割合のあったところに対する流れが分散したこともあるのかというふうに思っておりますが、

いずれにしましても、年度末までに目標金額である4,500万円を上回る寄附金額が得られるということが想定をされるため、本議会に収入増の関係補正予算案も上程をさせていただいているということでありました。

次に、財政の状況でございますが、平成30年度決算をもとに、財政のわかりやすい分析と今後の財政収支の見通しについて情報提供公開を行うため、本年度も引き続き財政の総点検に取り組みまして、その結果をホームページ等で公表しているところでございます。

財政の健全性を示す実質公債費比率などの財政健全化判断比率につきましては、昨年度に引き続き全ての項目で改善をし、市債残高は7億9,000万円減少、基金残高は2,000万円の減少でございますが、その結果、債務残高から基金残高を差し引いた純債務残高が7億7,000万円減少いたしました。引き続き、繰上償還によって地方債残高と基金残高をコントロールし、財政健全化判断比率等の改善にも取り組んでいきたいと思っております。

次に、成果を上げている取り組みについて幾つか紹介いたしますと、1点目は交通福祉でございますが、タクシー利用補助制度を導入をいたしました。1乗車当たり1万円を超えていたバス路線をデマンドタクシーに切りかえることができました。市営バス津山路線につきましては、位置情報をスマートフォンなどの携帯端末に表示できるアプリを導入し、サービスの向上にも努めてございます。

また2点目としまして、給食センターについても集約ができて、調理能力に余裕がある調理場に集約することによって、単年度で約800万円のコストダウンにつながっております。

なお、このたびの財政の総点検は、第6版となりますが、初版の財政指標と比較をいたします、つまり平成25年度決算と30年度決算を比較いたしますと、普通会計の市債残高がこの間、合計で34億円減少し、基金残高については40億円増加をする、借金が34億円減り、貯金が40億円増えておりまして、結果として実質公債費比率が2.9ポイント、あるいは一番大きく低下したのは、将来負担比率、つまり我々の子孫が市の借金を払う負担が76.8ポイント、激減をしております、二、三年でこれがゼロになるのではないかと思います、各指標において着実な改善を見ております。

この間には、単に縮減だけはしておりませんで、大規模事業も確実に実施をしております。湯郷幼稚園の建設、新クリーンセンター最終処分場の建設、都市公園の整備、美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致、定住促進住宅の整備、小・中学校へのエアコン整備などの実施もしながらのこういう形になったわけがあります。また、ソフト事業につきましても、介護保険料の引き下げや、先ほど触れましたが、タクシー利用補助制度の導入、結婚・出産に対する補助制度の導入なども行うことができまして、市民の方々、あるいは市民になろうとするの方々にとっても暮らしやすい町という傾向が少しずつ確実に向上しているという状況でございます。

また、今回の財政の総点検では、美作市のみならず、同じような立場にある自治体が抱える問題も提起をしております。具体的には、下水道事業に関して重くのしかかっている財政負担について、岡山県内自治体のデータを当方で整理をし、政策的な課題を浮き彫りにしております。11月20日には岡山財務事務所が下水道事業の実地監査の講評に来られましたが、この資料をもとに財政融資制度のあり方についても、逆に提言を行ったりし、また来年になりますけれども、国交省のほうで下水道に対する問題把握をしたいということで、私どもも岡山県の代表の一人として、特に過疎地域における下水道が一体今後どのようにしたらいいのかということについて、具体的提言をしていきたいというふうに考えます。

以上が用意したものでございますが、きょうの朝、予定外ではございましたけれども、昨日市内で開催された太陽光パネル発電事業者の団体の方々の代表者の方が御来訪になりました。このことにつきましては、

私としてはよく来られたなあというふうに思うわけであります。正式にこの問題について一生懸命に努力をしてる自治体に対してそれなりの意見を面と向かってお話をされるという態度については、これは歓迎すべきものというふうに思って、御対応申し上げたわけでございます。

いろんな議論がございましたが、抄訳して言いますと、一に彼らが心配をしてらっしゃったのは、全国にこの動きが広がることについて御心配になってるということのようでありました。私どものほうからは、それぞれの地域において事情が異なりますよと。彼らの問題意識としては、例えば不良施工によるパネルの離脱のようなことについて問題意識を持っておられたんですが、私どもはその点もなくはないんだけど、水害との関係が特に重要であること。そして、その水害との関係でいえば、私どもが例えば御協力をしてきた作東メガソーラーにつきましては、県のほうで承認をされたときに想定をされておられた県の降雨想定よりも、相当大きな降雨想定が岡山県当局からその次の年に出されたといったことから、市としては内水排除対策等に取り組む必要が生じたんだというような、本市における個別の事情についてお話し、それについては知らなかったけどもというようなことでありました。

そして、さらに申し上げたのは、地元の方が地元でやっている場合を除いて、どうですかねと、キャッシュフローでどれぐらいのものが地元に残るんですかと。つまり、市外の方々がここに投資をしてやられる、それがどれぐらいのキャッシュフローが事業展開の中で残るんですかねと言ったら、お互い合意したのは1%ぐらいですかねと。そういう点についても御理解を賜ったわけであります。

大変重要なことは、彼らも個々の事業者とは違って団体の方々でありまして、地元との共存共栄ということについては、大変大切だということもおっしゃり、今後とも意見交換をぜひしていただきたいということになったという点は、これは特筆すべきことであろうかと思っております。担当としては、審議監が窓口になるということも合意をしてお帰りをいただいたと、こういう状況でございました。

この点につきましては、原稿がなくて、やや口語的になりましたけども、重要な案件でございますので報告を申し上げさせていただきたいと思えます。

以上、諸行政の一端を御報告申し上げまして、議会の審議と市民の皆様の美作市政に対する御理解、御支援の一助にしたいと考え、行政報告とさせていただきます。

なお、本会議における諸議案の提案説明等につきましては、荒木副市長が行いますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で行政報告を終了いたします。

## 日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について

議長（岡本 泰介君）

日程第5、「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

特別支援学校調査研究特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告を受けることに決

定しました。

山本重行委員長。

**12番（山本 重行君）〔登壇〕**

それでは、これより特別支援学校調査研究特別委員会の委員長報告をいたします。

去る11月22日、議員控室におきまして、市長、教育長、以下関係職員の出席のもと、委員会を開催いたしました。委員は5人欠席でございました。

まず、岡山県教育委員会との協議の内容について事前相談を行った際の県の意見と市としての意見を平成30年11月時点の資料をもとに説明を受けました。県としては、新しい試みでもあり、慎重に考えているのではないかと思うとのことでした。また、本申請の際は内容を変更するかもしれないが、現時点での計画における概算として、事業費9億2,000万円となり、財源は国の補助金と過疎債を考えているとの説明を受けました。

以上、特別支援学校調査研究特別委員会の委員長報告といたします。

なお、議会閉会中も引き続き調査を行うことにつきまして、御承認をいただけますよう、お願いをいたします。

以上、委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中間報告が終わりました。

ただいまの特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次の議案は、少し長くなるので、ここで10分休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時56分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程第6 認定第1号～認定第13号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**議長（岡本 泰介君）**

日程第6、「認定第1号～認定第13号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

認定第1号から認定第13号につきましては、令和元年第4回9月定例会において上程し、決算特別委員会

において継続審査となっております。

このたび、決算特別委員会委員長より審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、決算特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

7番重平委員長。

#### 7番（重平 直樹君）〔登壇〕

それでは、令和元年12月美作市議会定例会決算特別委員会の委員長報告をいたします。

去る10月15日、17日、23日、28日の4日間、午前10時から美作市民センター3階大研修室において、執行部より市長以下、関係職員出席のもと、決算特別委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」までの13件であります。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。審査の経過において、特に議論になった点について、順次報告いたします。

まず、認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」、保健福祉部所管では、委員より、権利擁護センターで検討された内容と市民後見人の活用方法について質問があり、執行部より、運営委員会、支援検討委員会を合わせて14回開催している。支援検討委員会では、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村の困難事例延べ42件の検討を行っている。事例の内容は、成年後見の調整が38%、DV、ひきこもりが28%、生活困窮相談が19%、児童虐待が16%となっている。市民後見人は美作市では9名の登録があり、平成30年度の活動実績はないとの答弁がありました。

委員より、ニート・ひきこもり等若年者就労支援事業について、事業の内容、費用の根拠は何かとの質問があり、執行部より、山村エンタープライズというNPO法人に委託しており、ニートやひきこもりの相談を受け、支援の内容を提案していただいている。委託契約書の中で業務ごとに単価を設定しており、その積み上げで委託料を決定している。上限額を200万円と定めており、平成30年度については上限額以上の業務実績であったため、200万円を支払っているとの答弁がありました。

委員より、今回の決算の中で手話言語普及に向けたものはあるのか、あればその内容と金額を教えてくださいとの質問があり、執行部より、平成30年度においては、手話奉仕員養成事業34万5,000円のみだが、今年度到手話言語、コミュニケーション条例が制定されるよう、準備を進めているとの答弁がありました。

委員より、敬老会の参加率が15.2%と低い、参加率を上げる工夫を考えているのかとの質問があり、執行部より、作東地域では各自治振興協議会単位でやってみてはどうかとの話が出ている、他の地域についても、地元の方と協議をしながら方向性を決めていきたいとの答弁がありました。

委員より、看護学生等奨学金貸付事業の貸付条件の内容と、市内の病院等への就職率が41.9%というのは低いのではないかと質問があり、執行部より、貸し付けは卒業後、市内の医療機関に就業する意思があることを条件とし、保護者及び本人に面接で確認し、貸し付け中も意思が変わりがないか随時確認している。また、卒業後、市内の医療機関において貸付期間と同年数以上就業した場合、全額返還免除となる条件で貸し付けている、就業率は50%を当面の目標としたいとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの支援員資質向上の取り組みについて、どのように指導しているのかとの質問があり、執行部より、指定管理先の職員、支援員は、全国学童保育連絡協議会に加入し、毎年数回の研修に参加し、専門的な知識と技能の習得に努めている、また市独自、指定管理先独自で支援員研修を行って

るとの答弁がありました。

委員より、健康診断の胃カメラ検査実施内容と検査にかかわる自己負担料金についての質問があり、執行部より、今年度より胃カメラ診断は田尻病院、大原病院、作東診療所で実施している、さらに二重読影については、済生会病院消化器専門医に依頼し、検査の精度を上げ、体制を整えている、胃カメラ検査の個人負担は、40歳から69歳までは4,500円、70歳以上は1,500円を徴収しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管では、委員より、小学校費の外国語指導助手業務委託料、中学校費の外国語指導助手報酬に関して、小学校教員の英語力アップ、中学校の学力テストの英語の結果に対し、ALTを活用することでどのような成果があったのか、また英語はおもしろいということを生活の中で教えてほしい、来年度はこうしたいという意味をお願いしたいとの質問があり、執行部より、中学校の学力テストにおける課題は、英語の語彙、単語力の定着、あるいはしゃべる力の不足は認識しており、ALTを中心にしっかりと取り組みを進めている、本年度、学力テストの結果においては、各中学校の課題に対して繰り返しの学習を行っている、また小学校教員の英語力アップについては、ことしから英語専科の教員を配置し、教員の授業力アップに貢献しているとの答弁がありました、またALTについては、来年度ももう一人増やし、中学校の英語対策を行いたいと考えている、またALTの成果が上がるような教員の研修も進めていきたい、楽しんで学ぶという言葉のとおり、美作市では他市町村に先駆けて小学校のALTを幼稚園や保育園に派遣し、就学前から英語になじむ取り組み、外国人と触れ合う取り組みを進めているとの答弁がありました。

委員より、保育所費、広域入所については、延べ52人が利用しているが、これは美作市の子どもが他所で入所していることだと思うが、金額の算定や利用方法はどのようになっているのか、また市外から美作市に入所している子どもがどの程度いるのかとの質問があり、執行部より、広域入所の手続の仕方は、まず美作市に申し込み、美作市が該当の市町村に依頼し、該当の市町村が園と利用調整を行い、受け入れ可能であれば許可が届く、市外から美作市に来る場合も同様の手続となる、金額については年齢や公立、私立、保育園の規模により、公定価格として認められた金額に基づき算出し、本人負担金分を差し引いた額が請求される、市外からの利用状況については、津山市が9名、勝央町が2名、奈義町、宝塚市、石巻市が1名となっている。

委員より、社会教育委員の活動、18公民館施設の計画的な維持管理について質問があり、執行部より、社会教育委員会議からは、社会教育事業を進める上での助言等を受けている、平成30年度は特別な実績はないが、平成25年度から引き続き公民館の再編計画に基づき、地元と協議を行っている、また老朽化が進んでいる市内公民館の臨時修繕については随時対応しており、今後も利用状況や緊急性を鑑みながら行っていく、各地域と再編後管理について協議を重ねながら、必要であれば公民館の管理計画についても協議していくとの答弁がありました。

次に、環境部所管では、委員より、ごみ処理手数料の収入未済額について、未済の理由と状況について質問があり、執行部より、平成26年度分の収入未済額であり、民事再生の結果により債権の未済が生じている、再生計画に伴う免責部分については、市が請求や強制執行はできなくなるが、当事者から納入の意思があった場合には、受け入れできる自然債務であると考えている、債権の発生後、5年間予算管理し、5年経過しても納入がない場合は不納欠損とするとの答弁がありました。

委員より、リサイクル家電の処理手数料の納入金額の歳入科目がどの科目なのか、また小型家電の処理手数料の内容について、どのようになっているのかとの質問があり、執行部より、リサイクル家電の処理手数料は、持ち込みごみ手数料に入っている、小型家電はリサイクル家電4品目を除いた家電の売却益であるとの答弁がありました。

次に、建設部所管では、委員より、市営住宅使用料の滞納は古い年度のものもあるようだが、状況はどうなっているのか、また契約書の退去状況はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、15年以上前の債権も残っており、既に退去された人も多くある。分割で納付する契約により入金が続いている人のほか、連絡が途絶えた人については調査を進めている、また契約書では3カ月以上の滞納で明け渡し請求が可能となっているとの答弁がありました。

委員より、定住促進住宅は60%の入居率で、将来の解体費まで見込めると聞いているが、入居予想と市外からの転入、企業契約の割合はどの程度かとの質問があり、執行部より、11月現在の入居率は61%で、市外からの転入割合は6割程度になっている、企業向けは10社と32戸の契約をしているとの答弁がありました。

委員より、里山公園について、早急なトイレの設置と全体計画について質問があり、執行部より、計画では3カ所を予定している、来年度、施工になるため、現在は仮設トイレを1基設置しているとの答弁がありました。

また、委員より、都市公園について、年度ごとの告示面積、交付税、整備状況、整備金額、管理費用、福祉充当額について質問があり、執行部より、一覧の資料提出がありました。

次に、経済部所管では、委員より、獣肉処理施設で処理頭数、指定管理者の行った販路拡大について質問があり、執行部より、イノシシが平成29年度181頭、平成30年度166頭、ニホンジカが平成29年度1,047頭、平成30年度1,283頭であると、指定管理者は新しい商品を開発して、自社の店舗にて販売しているとの答弁がありました。

委員より、獣肉処理施設は指定管理者による運営になったが、効果があったのかとの質問があり、執行部より、市が直営で運営を行っていた平成29年度は244万円の赤字だった、指定管理料の500万円は赤字額の業務に携わっていた森林政策課職員1名分の人件費を加味して設定したものである、指定管理者からの報告では、ニホンジカの精肉及びペットフード用の販売が伸びており、平成30年度は指定管理料を含め、268万円の黒字だったとの答弁がありました。

委員より、有害鳥獣駆除班活動奨励事業のツキノワグマの有害加算について質問があり、執行部より、熊の錯誤捕獲などの場合のバックハンターとして協力いただいている猟友会に1回8,000円を交付している、またツキノワグマは有害鳥獣捕獲奨励補助金の対象ではないとの答弁がありました。

委員より、武蔵の里及び愛の村パークの運営について、指定管理者により業務仕様書に見合った管理運営ができていくのかとの質問があり、執行部より、業務仕様書に従って管理されているが、愛の村パークについては草刈り作業がおくれぎみになっていることから、年間管理計画書の提出を求め、管理するようにしているとの答弁がありました。

委員から、武蔵の里五輪坊について、団体の宿泊がある場合は地元の方の入浴を断っている、時間を変更するなど地元の方が入浴できるように工夫してほしいとの要望がありました。

委員より、市営露天風呂の運営について監査報告書で経営改善等を指摘されているが、どう対応するのかとの質問があり、執行部より、昨年度、湯郷新温泉運営委員会から源泉を有効活用するなど4項目の答申があった、利用状況を見ながら対応していきたいが、現状では具体的な対応策はないとの答弁がありました。

委員から、市営露天風呂やトム・ソーヤー冒険村の利用者が伸びていない原因を分析して、対策をとってほしいとの意見がありました。

次に、消防本部所管では、委員より、ドクターヘリとの連携で救命できたなどの効果があったのか、事例検証などはどのようになっているのかとの質問があり、執行部より、年に1回ドクターヘリと消防で連携訓



練を行って、詳しい結果については現在把握できていないが、過去の搬送において傷病者が死亡した事例はない、件数は15件であるとの答弁がありました。

次に、企画振興部所管では、委員より、地域おこし協力隊について、年齢構成と定住率について、その内容はどうなっているのか、卒業後はすぐに市外に転出しているのか、また協力隊員に対して結婚推進事業を紹介しているのか、定住率が低いことに対し、どのような対策を考えているのか、協力隊員の地元企業への就職についてどのように考えているのか、また卒業した地域おこし協力隊員が相談する窓口があるのかとの質問があり、執行部より、年齢については現役隊員では20代が3名、30代が1名、40代が4名、50代が1名、60代が2名となっており、卒業した隊員では20代が6人、30代が9人、40代が10人となっている、また今まで25人の方が卒業して、そのうち13名が市内に定住しているので、定住率は52%になる、卒業後の転出時期については隊員によって異なるが、任期が終わってすぐ出ていかれる方もいる、隊員に対する結婚推進については今のところ行っていないが、今後は検討していく必要があると考えている、定住率が低いことに対する対策については、協力隊になって3年目または卒業後1年目の方が起業や事業承継をする場合に100万円までの補助ができる制度を令和元年度から創設したので、積極的に制度を利用していただきたい。定住につなげていきたいと考えている、また協力隊卒業後も起業支援や事業相談などかわりを持っていけたらと考えているとの答弁がありました。

委員より、FM告知機器について未設置の解消に向けてどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、IP告知機器からFM告知機器への取りかえとして事業を実施してきた、事業開始前にIP告知設置者全員に対してFM告知の設置希望調査を行い、905人の方は設置不要と回答があり、IP告知設置者1万1,405件に対して設置不要者905人を引いた1万500件について事業を進めた、実績としましては3月末で9,704件が設置済みである、未設置が796件となっています、本年度においても設置を進めており、8月末で364件の設置が完了し、残り432件となっている、ことしも設置を進めていくとの答弁がありました。

委員より、五輪ホストタウン推進事業の賃金、旅費、使用料の内容はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、賃金については2名分で、営業課の嘱託職員1名とダナン大学の日本語講師1名分である、旅費については、ベトナムダナン市で行われたダナンフェスティバルへの参加にかかわる出張旅費、在大阪ベトナム総領事館への訪問にかかわる出張旅費である、また使用料については、嘱託職員2名にかかわる住宅の家賃であるとの答弁がありました。

委員より、大芦高原グラウンドゴルフ場の場所等の決定の経緯を教えてくださいとの質問があり、執行部より、地元からの要望により、大芦高原へのグラウンドゴルフ場の建設を実施しており、場所の選定は市有地の中で建設可能な場所を提案し、美作市スポーツ協会、グラウンドゴルフ協会英田支部の役員の方々との協議の結果、現在の場所になったとの答弁がありました。

委員より、岡山湯郷Be11eについて決算の把握はしているのか、現在の会員数は議決権のある人数は成績低迷の理由をどう考えているのかとの質問があり、執行部より、毎年法人の決算は把握している、会員数は2018年シーズンで697名である、議決権のある方の数は把握していない、成績低迷については、勝負の世界であるのだからどうこう言えることではない、地道に力をつけていただきたいとの答弁がありました。

次に、総務部所管では、委員より、政策調整費44万9,305円は何に使ったのか、またなぜ顕彰式典に岡山フィルハーモニック管弦楽団を呼んでいるのか、中学生や高校生でもよいのではないのかとの質問があり、執行部より、政策調整費の使途はLPWA通信疎通調査指導委託料に16万3,080円、他では市長杯のボウリング大会や囲碁の優勝カップ、来客用の手土産などの購入費、昨年は7月豪雨の災害見舞い広告料3万2,400円に充てている、岡山フィルハーモニックは岡山県初のプロオーケストラとして創設され、定期演奏

会などに加え、地域に密着した事業なども実施している、プロが演奏する質の高い音楽により式典が厳粛なものになっています、加えて、事前に合唱指導を行っていただくなど、青少年の情操教育にも資するものとなっていることから、継続して昨年度も実施したものであるとの答弁がありました。

委員より、総務省などへの職員派遣についてどのような効果があつて、人事担当がどのように評価して、戻ってきた後、どのように活用しているのか、また戻ってきた職員からはどんな意見、感想があつたかとの質問がありました、執行部より、総務省や市町村課では研修生として行政実務、基礎となる行政知識を身につけることができている、美作県民局については相互交流ということで、市からも派遣するが、県からも来てもらっている、広域連合などの派遣について、後期高齢者医療などの業務派遣となっている、評価については本人だけでなく、派遣先の上司などから派遣時の勤務状況も伺い、派遣先での経験、学んだことを帰任後、職場で活用できるよう配慮している、また派遣職員からは同様に派遣された職員が日本全国から集まることから、職員同士のつながりがつくれた、国や県での政策、行政実務を学ぶことができた、派遣先での人脈ができた、国や県など外部から自分の市を見ること、他市との比較をすることができたなど意見を聞いていたとの答弁がありました。

委員より、支所ごとに嘱託職員1名が来年度から会計年度任用職員となり、職員と同様に起案し、決裁を受けるなど事務を行うのかとの質問があり、執行部より、現在でも事務量、事務の質、責任の度合いにより、正規の職員がすべき事務は嘱託職員ではなく正規の職員が行っており、これらは会計年度任用職員においても同様であるとの答弁がありました。

委員より、財政改革推進事業において不用額が出ているが、平成30年度において行財政改革はされたのか、されてないのなら、なぜしてないのかとの質問があり、執行部より、以前は行財政改革について室があり、業務の担当者がいた、今は全職員が個々の業務の中で日々自身の業務を改善しており、これが行財政改革と考えている、予算がなくてもできており、その総括的な役割をするのが財政課と考えている、また財政の総点検を毎年度作成し、公表しており、その中に各部署が取り組んだ財政的に改善となること、美作市にプラスになることを掲載している、昨年度で言うと、告知放送をインターネット方式のものからFMラジオ方式に変更することで通信運搬費の削減を図り、また継続的に電力の供給会社を入札し、契約を見直すことで電気料金の削減に努めたりしている、これらが行財政改革であり、行財政改革に関する決算額がないからといって、行財政改革をやっていないということにはならないとの答弁がありました。

委員より、監査意見に人件費について人件費の若返りによってという意見があり、その関係で平成30年度決算が33億円になったとある、言いかえれば、若返りしたということは、数年後に人数が変わらないという大前提のもとにおいては、全体的に給料が上がってくることになる、職員数の定数を含めて人口が減っている中で、正職員の会計年度任用職員にかかわる人件費相当分の上がる部分は、年間5,000万円程度とずっと上がっていくのか、それ以上のものがあるのかとの質問があり、執行部より、会計年度任用職員分の人件費については上がるが、正職員総数を下げることで人件費総額のバランスをとりたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、水没する危険がある避難所を見直す必要があるのではないか。水没するようなところに無線LANを設置しても意味がない、監視カメラについても見えにくい箇所があるとの質問と意見があり、執行部より、避難所の見直しは、土砂災害警戒地域にある箇所について重点的に見直しを進めている、また監視カメラについても更新を進めているとの答弁がありました。

次に、市民部所管では、委員より、固定資産税の滞納繰越分の収入未済額が1億6,600万円ぐらいあり、収入済額より収入未済額のほうが多いが、その内容についてどのように考えているのかとの質問があり、執

行部より、固定資産税の滞納繰越分について、収入額より収入未済額のほうが多い状況にある、29年度と30年度を比較すると、現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計額は変わらないが、新しく滞納している方もいるものの、滞納者の人数自体はわずかながら減少している、滞納繰越分について他の税目は解消されつつあるが、固定資産税において30年度中に滞納が解消されたのは15名程度である、また高額な滞納者も一部おり、滞納額全体に占める割合も大きい状況がある、その中に破産手続の方もおり、また市内の物件があれば差し押さえを行い、市外の相手方には直接出向くなど鋭意努力はしているが、なかなか解消できてないケースもあり、滞納として残っている状況であるとの答弁がありました。

委員より、勝英法律相談センター負担金の無料法律相談利用券の利用方法、消費生活相談件数、特殊被害件数などの質問があり、執行部より、総合支所にも配布しており、相談があったときは、利用券を配布して無料法律相談を御案内しております、また消費生活相談件数については、毎月第3月曜に開催している、しかし特殊被害があったかどうかの件数については把握しておりませんとの答弁がありました。

次に、出納部局、議会事務局、監査事務局所管では、質問はありませんでした。

続いて、認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」では、委員より、歳入において予算現額と収入済額との差が約2,300万円あるが、この差についてどのように考えているのか、歳出との絡みもあり、タイトなほうがよいのではないかと質問があり、執行部より、県が示している標準保険料率では美作市が用いているものよりも低く、また1人当たり課税標準額が上がっていることもあり、想定内の差でした、また30年度は29年度の精算部分が残っており、不透明な部分がありましたとの答弁がありました。

次に、認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」では、委員より、予算現額に対し、支出済額の差が給付費については約1億5,000万円、地域支援事業については約2,000万円のものがある、このことをどのように分析していくのか、また介護予防マネジメント事業の成果説明に専門職の確保に苦慮をしているとあるが、どう改善していくのかと質問があり、執行部より、予算に対する実績の率は、給付費95.9%、地域支援事業が92.7%、合計で95.7%である、給付費については、予算規模に対し、結果としてこの程度の残額はやむを得ない範囲と考えている、地域支援事業については「食」の自立支援事業の利用件数の減、介護用品支給の延べ利用者数の減、介護予防・生活支援サービス費は、介護予防給付から総合事業への移行期であったため、予算見込みが過大となってしまったこと等が主な要因である、また専門職の確保については、実際ケアマネジャーや保健福祉等専門職が確保しにくい状況となっているが、利用者に迷惑をかけることなく業務はできているとの答弁がありました。

次に、認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」では、委員より、受益者負担金の滞納について質問があり、執行部より、本人死亡により廃止の上で不納欠損とする予定があるとの答弁がありました。

次に、認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」の2件については、質問はありませんでした。

次に、認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」では、委員より、他の観光施設は一般会計で経理しているものがある、この施設も一般会計で経理するようにはできないかとの質問があり、執行部より、財政課や英田総合支所で研究するとの答弁がありました。

次に、認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」では、質問はありませんでした。

次に、認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」では、委員より、未収金について詳しい説明をお願いするとの質問があり、執行部より、滞納分については29年度末で491万4,000円あったが、30年度は366万6,000円となり、130万円の減になっている、この対策としては分納の取りつけのほか、市外転出者について居住地の追跡等により本人宛てに督促を行い、連絡がとれ、話ができていく、7名のうち1名とうまく連絡がついていないが、6名からは分納の計画に基づき納付がある、支払い督促に応じられない場合は、裁判所での調停の手続も含めて徴収を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」では、委員より、後期高齢者医療保険料について、特別徴収の収入額が還付未済によるものとされているが、その内容について質問があり、執行部より、還付未済分については償還金利子及び割引料として後からお返しするもので、特別徴収においては、調定額が1億9,824万2,200円、収入済額が1億9,837万6,900円であり、収入済額のほうが多い状況となっている。これは、特別徴収であるため、年金から100%徴収しており、還付未済額の13万4,700円は死亡等により発生したものであるとの答弁がありました。

次に、認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」では、委員より、人口減少に伴い、給水人口と料金収入が減少していくが、将来的な上水道の収益見込みについて質問があり、執行部より、過去5年間の実績から試算して約98%の低減傾向にあり、5年後には有収水量が約23万トン減少し、給水利益は約3,700万円減収し、経常利益は毎年700万円程度の減少をする見込みで、令和5年度決算では赤字となる見込みがあることから、料金の統一や改定が必要となってくるとの答弁がありました。

次に、認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」では、委員より、起債の繰上償還などの計画について、また貸借対照表の中の賞与引当金の金額が増加した理由、最近の報道で厚生労働省から公立病院の再編、見直しについて発表があったが、今後県北の病院の再編等についての状況、課題について質問があり、執行部より、過去に4億9,500万円の繰上償還を実施しましたが、その際に3,821万4,000円の補償金が必要であった、今後繰上償還を実施する場合、補償金免除などの制度を活用するとともに、補償金が発生しない縁故債を活用するなど対応していきたい、また賞与引当金については、金額の増額分は人事異動及び人事院の勧告により増加したものである、また地域医療構想に基づく公立病院の再編については、県北の公立病院は大原病院、鏡野病院、湯原温泉病院の3病院であり、鏡野病院が今回の再編に含まれている、大原病院は地域医療を担い、僻地医療拠点病院でもあり、今回の編成には含まれていないが、療養病棟をどのように運営していくかが課題であり、交付税の問題及び介護保険料の問題などがあるが、よい方向に持っていくよう努力してまいりたいとの答弁がありました。

次に、認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」では、委員より、下水道事業の平成30年度決算を見て、どのような総括をされているのかとの質問があり、執行部より、固定資産税の耐用年数が過ぎていくことにより減価償却額が減少していく、一方で新電力導入に伴う影響動力費用の低減に努めることができた、今後は維持管理や更新改築に重点を置いた運営の時代に入ろうとしており、施設の統廃合をさらに検討し、下水道施設の効率的な維持管理を行うことにより、経費削減を図り、着実な更新投資に向けて経営基盤の強化に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

委員より、維持管理を削減するために処理場の統廃合に着手されているが、平成30年度の実績について質問があり、執行部より、施設数は27施設で、3施設統合し、現在24施設です、本年度は平福農業集落排水施設を統合する計画で、処理数は23施設の予定、統合効果は平福農業集落排水施設を統合することにより、維持管理費約500万円の削減を概算、見込んでいるとの答弁がありました。

以上、全ての質疑終了後、討論、採決に入り、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第10号については、討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定されました。

次に、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第11号、認定第12号及び認定第13号については、討論はなく、全員賛成により認定されました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、このほかにも審査の過程で出された意見や要望を十分考慮し、事務事業の執行に当たられますようお願いし、決算特別委員会委員長報告といたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

決算特別委員会委員長報告が終わりました。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員長からの審査結果の報告は午前中お聞きのとおりでございます。

これより質疑に入りますが、決算特別委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成でございます。よって、質疑を終了し、討論、採決に入ることは可決されました。

それでは、これより討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

初めに、認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

認定案件が13件ありますが、基本的な考え方として、当初予算についての判断と、それから決算に対する判断を同じような感じで私はやりたいと思いますが、まず認定第1号につきましては、介護保険に対する一般会計からの繰り出しが3,800万円ございました。後ほど認定第3号のところも関係しておりますが、そのときに申し上げたのは、介護保険につきましては、歳出は被保険者の保険料で賄うというのが国の方針でございましたが、これを一般会計から繰り出しておるといふ決算に対して、当初予算に対する反対と同じ考え方で、決算についても反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

6番倉地です。

私は、給食費の無償化に取り組むようにというようなことを要望しております。この立場から今、当初の予算にはそういった取り組みをされてないという。

**議長（岡本 泰介君）**

予算じゃないよ、決算です、決算です。

**6番（倉地 重夫君）**

じゃから、決算で取り組まれてなかったということじゃいけないんですか。

〔市長萩原誠司君「決算に取り組むものじゃないじゃないですか」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、認定第1号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

これも同様な考え方でございますが、御承知のように平成30年度から国保財政の責任主体が、運営主体が岡山県のほうへ移っております。その中で、保険料を決定する際に納付金の見積額等から税収を勘案しておりますが、私は当初予算において、税収の積算において私なりに反対討論をしておりますが、それに基づきまして決算も反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、認定第2号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

介護保険でございますが、先ほど一般会計のところで申し上げましたように、繰り入れを3,800万円受けております。それで、30年度の補正の最終的な段階での話でございますが、剰余金が見込まれ、その中で基金からの繰り入れと、それから一般会計からの繰り入れ、同額がございました。当初の繰り入れが別にいたしましても、その見込みが立った段階で、本来であれば決算のやり方として一般会計への繰り出しを返す形でし、基金事業への返還という形をとるべきでなかったと、この点を見ましても、当初からの一般会計からの繰り入れを受けてる決算の仕方も非常にまずかったであろうと私は思っておりますので、反対をいたします。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、認定第3号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、討論に入ります。  
反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第5号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。



本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、認定第10号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第11号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第12号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第13号は委員長の報告どおり認定されました。

- |      |  |
|------|--|
| 日程第7 | 諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」                      |
| 日程第8 | 報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」             |
| 日程第9 | 議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」 |
|      | 議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」         |
|      | 議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条                  |

例について」

議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」

議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」

議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」

議案第75号「市道路線の変更について」

議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」

議案第77号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」

議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」

議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」

議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」

議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」

議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」

議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」

議長（岡本 泰介君）

続きますて、日程第7、諮問1件、日程第8、報告1件、日程第9、議案20件、諮問第6号、報告第7号、議案第68号から87号を一括議題といたします。

なお、日程第7から日程第8につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

初めに、日程第7、諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めま

す。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

任期満了となります大原地域人権擁護委員について、春名規人氏を人権擁護委員の候補者として新任、推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、春名氏の略歴を申し上げます。

住所、生年月日及び経歴の詳細につきましては、配付しております資料をごらんください。

春名氏は、昭和53年3月に大学卒業後、津山市役所に長年勤務された後、平成22年4月からは津山市役所非常勤嘱託員として現在まで御活躍されておられます。

今までの行政経験を生かした適切な相談業務が期待でき、また地域の信頼も厚く、識見に富んだ人材であり、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

先ほど副市長のほうから説明がございましたが、例えば行政経験、地域の信頼も厚くということなんです、市のほうで推薦されますのは、人権擁護委員ということでございますので、その一旦を、例えばいろいろ御相談を受けたりされる場合に、例えばこういう点については特に御造詣が深いとか、そのあたりのことをお伝えいただければありがたいかなと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

失礼いたします。春名さんにつきましては、今現在自治区の区長さん、それから自治振興協議会の副会長をされておられて、主体的に活動されておられて、地域の取りまとめ役としてされておられます。市役所勤務時代には、車椅子駅伝なんかの障がいのある方について大会の運営にかかわられて、障がいのある方については、認識を深く持っておられるようでございます。それからまた、子どもや高齢者につきましても認識を持っておられて、特に興味を持っておられるということで、そういう相談業務にも対応されるということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかにはございませんか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第6号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第6号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、諮問第6号は同意することに決定いたしました。

続きまして、日程第8、報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、御報告するものであります。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

専決処分の日、令和元年11月8日、損害賠償の額8万8,205円、事案の概要及び和解の要旨、令和元年6月24日午後8時ごろ、美作市下庄町494番地先の市道半坂内町線において、相手方が市道を自家用車で走行していたところ、市道を横切る横断溝の上を通過する際、横断溝に設置してある縞鋼板がはね上がり、当該車両側部に接触し車体を損傷させたものであり、この事故で損傷した車両の修理に係る費用を責任割合、市10割により賠償し、和解するものです。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、2点質問いたします。

この事故が令和元年6月24日でございますが、9月議会で報告ができなかった理由は何でございましょうかというのが1点。それから、和解契約を締結した日時はいつだったでしょう。まず、2点お聞きします。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼いたします。まず、1点目の御質問でございますけれども、先方の方とお話をさせていただく期間が長

くかかったためここまで延びたということでございます。そして、和解の日でございますけれども、専決と同日の11月8日ということでございます。よろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

これは、縞鋼板と読むのでしょうか。要は、10割で市が全部責任を持つんですが、本当にこのときのシチュエーションとして、1割でも車を損傷された人の負担割合はなかったのかということで、お聞きしたいのは、どういうふうな状態であったかということをお聞かせいただきたいと思います。例えば、車が通るときに運転側の仕方が悪くて、向こうにも過失があったのではないかなということも今想像をしておりますので、その辺はいかがだったのでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

当時の状況につきましては、先ほど副市長からの説明のとおりでございます。横断溝をカバーしておりますグレーチングがございまして、その端にカバー仕切れない部分があったと、そちらに縞鋼板がかけられていたというものでございます。

また、市の割合が10割ということもございますけれども、これにつきましては事例集を見ましても、グレーチング、これが関係した事案というのは多数ございまして、それを見ますと、全て自治体の責任割合が100%とされております。これにつきましては、保険会社において過去の凡例等に基づいて判断されたものというふうに判断しております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問をさせていただきます。

わかったようなわからないようなことなんです、それはよしとしましょう。

この事例っていうのは、今回だけでなく何回か起っておりますが、予防をするためにはどういうようなことをこれまでもやってきておられたのかということをお聞きしたいと思います。今回も今後起こらないためにはどうするのかというあたりをどういうふうに反省をされているか、お聞きします。最後の質問をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

失礼いたします。これまでも事故を防ぐために注意を払いながら努力をまいっております。パトロールに当たって、点検とあわせてグレーチングであるとかその他の作業も行っておりますが、年間でいきますと1,000カ以上の対応をしておるところではありますが、なかなか防ぎ切れていないという状況です。今後におきましても、適正な維持管理が図れるように努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第7号を終わります。

続きまして、日程第9、議案20件について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第68号から議案第87号について御説明申し上げます。

まず、議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

令和元年8月7日付で人事院において国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴い、特別職の期末手当の支給率を一般職の期末勤勉手当の総支給月数と同様に改正するため必要な事項を定めようとするものです。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、令和元年12月に支給する期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、2.275月分とし、一般職と同様に年間の支給率を4.5月分とするものです。

令和2年4月1日以降の支給率については、年間の総支給率4.5月分を維持し、6月及び12月の支給率をそれぞれ2.25月分にする事としております。

次に、議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

令和元年8月7日付で人事院において国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴い、美作市においても国公準拠を基本としていることから本条例の所要の改正を行おうとするものです。

今回の改正は、人事院勧告に基づく給与改定として、平成31年4月にさかのぼり、給料を平均で0.1%引き上げるとともに、令和元年12月に一般職に対して支給する勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の総支給率を4.5月分とします。

なお、令和2年4月1日以降の支給率については、年間の総支給率4.5月分を維持し、6月及び12月の支給率をそれぞれ2.25月分としたいと考えております。

あわせて、住居手当について手当の支給対象となる家賃額の下限を引き下げ、手当額の上限を引き上げる所要の改正を行う事としております。

次に、議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

みまさかアリーナは、壁等を含め、設備的にサッカー等が使用するために十分な強度があるとは言えず、みまさかアリーナを利用する方からは、以前よりサッカー、フットサルについて、他の競技よりも施設を損傷する可能性が高く、利用を制限してほしいとの要望が多く寄せられていました。

こうした状況に鑑み、みまさかアリーナの床面の研磨及びラインの引き直し工事を行う機会にあわせて、施設の損傷度合いを勘案して、応分の負担を求めため、サッカー及びフットサルによる利用については、他の目的で使用する場合の2倍の料金を設定することとし、本条例を改正しようとするものです。

次に、議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

簡易水道施設統合事業国庫補助金の採択要件として、厚生労働省より上水道事業と経営統合するよう指導があったこと及び総務省より簡易水道事業について地方公営企業法を適用し、企業会計となることで経営内



容の見える化等を図るよう要請があったことを受け、上水道事業と簡易水道事業を一つの会計とするために必要な改正を行おうとするものです。

また、水道法の改正により指定給水装置工事事業者の更新制が創設されたことに伴いまして、更新手数料を新たに定めようとするものでございます。

次に、議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立、公布されたことに伴い、同法の趣旨に基づき、下水道排水設備指定工事店の指定審査において、成年被後見人等に係る欠格条項を見直し、個別審査規定へと適正化を図るため条例を改正しようとするものです。

次に、議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

総務省消防庁通知に基づき、違反対象物に係る公表制度を実施し、旅館、飲食店等、不特定多数の人が出入りする防火対象物のうち、消防法令に関する重大違反のある施設等について、美作市のホームページで公表することにより、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法の公布に基づき、成年被後見人及び被保佐人であることを理由として一律に排除してはならないこととなったことを受けて、消防団条例に規定する入団時欠格条項のうち、成年被後見人及び被保佐人を精神の機能の障がいにより消防団活動に必要な認知、判断及び意思の疎通を適切に行うことができない者に改めるものです。

次に、議案第75号「市道路線の変更について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第10条第2項の規定に基づく路線変更として、法第10条第3項の規定において準用する法第8条第2項の規定により、提案するものです。

該当路線は、市道認定基準に適合するもので、楢原下地内1路線で、既存市道の終点を延伸して認定しようとするものです。

議案第76号から議案第78号までの3議案につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

湯郷駐車場の管理委託が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和2年4月1日より3年間、湯郷駐車場運営委員会を指定管理者として指定しようとするものです。

次に、議案第77号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

美作市ベルピール自然公園の管理委託が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、令和2年4月1日より3年間、美作サブカルチャー研究会を指定管理者として指定しようとするものです。

次に、議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

大芦高原キャンプ場の管理委託が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、引き続き令和2年4月1日より3年間、一般社団法人上山集楽を指定管理者として指定しようとするものです。

次に、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」を御説明申し上げます。

令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ7億5,083万1,000円を追加し、予算

総額を219億9,517万2,000円とするもので、債務負担行為の追加7件、地方債の変更3件を計上しております。

今回の補正予算は、総務費ではふるさと美作応援寄附事業が344万4,000円、外国人受入環境整備事業が200万円、タクシー利用補助事業が660万円、民生費では障がい児施設措置事業が1,250万円、衛生費では大原病院事業が1,139万1,000円、農林水産業費では緊急自然災害防止対策事業が310万円、教育費ではナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金が600万円、公債費では繰上償還元金5億8,924万5,000円などとなっております。

また、新年度から市税、住宅使用料等がコンビニエンスストアで納付することが可能となるよう、システム改修費を各費目に計上しております。

そして、人事院勧告と人事異動に伴う職員人件費の補正、前年度国と県の支出金の精算を全般的にわたり行うこととしております。

債務負担行為につきましては、市外からの若者の移住・定住を促進するため、若者移住定住促進給付金事業、指定管理料の設定などを行っております。

なお、今回の補正予算の主な財源は、民生費国庫負担金4,643万円、民生費県負担金1,067万円、減債基金繰入金1億150万円、前年度繰越金6億6,295万2,000円となっております。

次に、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を御説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出をそれぞれ796万2,000円増額し、予算総額を35億5,691万5,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ39万6,000円増額し、予算総額を1億1,977万8,000円としようとするものです。

主な内容は、事業勘定につきましては、歳入では国庫支出金が25万3,000円の増額、繰入金を268万7,000円の増額、繰越金が502万2,000円の増額。歳出では、総務費が7月の人事異動と人事院勧告に伴い、人件費を213万1,000円の増額、システム改修に伴い、委託料が80万9,000円の増額、過年度県補助金等の返還に伴い、諸支出金が502万2,000円の増額でございます。直営診療施設勘定につきましては、歳入では繰越金を39万6,000円の増額。歳出では、4月の人事異動と人事院勧告に伴い、人件費が39万6,000円の増額でございます。

次に、議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

美作市介護保険特別会計予算のうち、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万6,000円を追加し、介護保険特別会計予算総額を歳入歳出それぞれ44億851万9,000円にしようとするものです。

歳入の主なものとしましては、介護保険料2,635万7,000円の減額、国県支出金500万4,000円の増額、支払基金交付金272万5,000円の増額、一般会計繰入金2,078万5,000円の増額、繰越金227万9,000円の増額でございます。歳出につきましては、総務費711万2,000円の減額、保険給付費1,009万6,000円、地域支援事業費145万2,000円の増額でございます。

次に、議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ544万9,000円を減額し、予算額を5億2,339万9,000円にしようとするものです。

歳出については、職員の異動等に伴う人件費544万9,000円の減額です。歳入については、一般会計繰入金544万9,000円を減額しようとしております。

次に、議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

4月の人事異動と人事院勧告により、職員人件費の補正を行おうとするものです。

施設管理費の職員人件費を206万1,000円減額し、指定居宅介護支援事業費の職員人件費を67万9,000円減額、予備費を274万円増額したいと考えております。

次に、議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

歳入歳出をそれぞれ19万7,000円増額し、予算総額を4億5,580万円にしようとするものです。

主な内容につきましては、歳入については、繰入金が17万7,000円の増額。歳出については、人事院勧告に伴う総務費の人件費が12万7,000円の増額、システム改修に伴う委託料が7万円の増額でございます。

次に、議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

収益的収支予算の支出を258万7,000円減額し、総額を6億1,002万1,000円にしようとするものです。

歳出の主な内容は、職員異動等に伴う人件費258万7,000円の減額です。

次に、議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

収益的収支予算の予定額について収入を1,285万2,000円増額し、総額を10億2,338万円とし、支出を150万円増額し、総額を10億1,202万8,000円にしようとするものです。また、資本的収支予算の予定額について収入を116万1,000円減額し、総額を2,872万6,000円とし、支出を173万3,000円増額し、総額を6,199万7,000円にしようとするものです。

収益的収支予算の主な内容は、収入では交付税措置額の精算等により他会計補助金を1,285万2,000円増額し、支出では消費税率の変更に伴い、消費税及び地方消費税を150万円増額するものです。

資本的収支予算では、カーボンマネジメント強化事業費の確定により、収入額を116万1,000円減額し、支出を122万円減額、電動ベッド等介護用機器購入として、機械備品購入費を295万3,000円増額しようとしております。

また、企業債の限度額を30万円増額し、420万円に補正しようとするものです。

次に、議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

収益的収支予算において、収入は797万2,000円を、支出も同額の797万2,000円を増額補正しようとするものであります。

補正の主な内容は、収入においては受託工事収益及び一般会計からの繰入金、また支出においては、受託工事費及び下水道事業の人事院勧告に伴う人件費の補正です。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は、12月2日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後1時49分 散会

令和元年12月2日

(第 2 号)

1. 議事日程(2日目)

(令和元年第6回美作市議会12月定例会)

令和元年12月2日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第69号訂正の件

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
16番	日	笠	一	成	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである(2名)

15番	岩	江	正	行	17番	内	海	健	次
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	萩	原	誠	司	副市長	荒	木	利	明
教育長	大	川	泰	栄	政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	高	山	宏	明
市民部長	景	山	二	男	教育次長	山	名	浩	二
環境部長	森	元	浩	之	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	春	名	隆	広
消防長	皆	木	佳	久	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
代表監査委員	東	内	義	典	監査事務局長	神	原	秀	哲
管財課長	岸	本	正	人	危機管理室長	柄	岡	雅	之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾	崎	功	三
係長	金	谷	裕	子
主任	青	木	志	保

議長（岡本 泰介君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源は切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

11月28日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江議員が通院のため欠席です。17番内海健次副議長が療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 「議案第69号訂正の件」

議長（岡本 泰介君）

初めに、日程第1、「議案第69号訂正の件」についてを議題といたします。

この件につきましては、11月29日付で市長より議案の訂正請求書が提出されております。お手元に配付しておりますので御確認ください。

本今朝、議会運営委員会を開催し、「議案第69号訂正の件」を本日の日程に上げることを協議いたしました。

それでは、「議案第69号訂正の件」について、訂正理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、「議案第69号訂正の件」について御説明申し上げます。

11月28日に提出しました議案第69号は、美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、同条例案の附則第2項におきまして、勤勉手当の改正規程は令和元年12月1日から適用する旨の規定を遺漏していたということで、訂正をお願いするものです。

本件につきましては、御案内のとおり、人事院勧告に準拠し、本市職員の給与改定を実施するものでございまして、その適用日につきましても同様に給与月額については本年4月分給与から、勤勉手当については12月支給分からとするものでございます。

以上、訂正理由の説明とさせていただきますが、訂正することにつきましておわびを申し上げながら、お許しを賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

訂正理由の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第69号訂正の件」について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号訂正の件」については、承認することに決定いたしました。昼休憩中に訂正の作業をいたしますので、議案を机の上に出しておいてください。

## 日程第2 一般質問

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

皆様におはようございます。議長に発言を許可いただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回は、1番目に暮らしやすく住みやすいまちづくりについて、2番目に令和2年度予算編成方針について、3番目にみまちゃんネルの議会中継、再放送の視聴状況についてを質問させていただきます。

項目1の暮らしやすく住みやすいまちづくりについて。

質問の要旨は、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケート結果の検証についてでございます。

平成30年11月9日から11月26日の調査期間で、13問を設問してアンケートを実施されました。その結果を反映した施策を講じられておられますか。項目ごとの現時点における状況をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、日笠議員の御質問にお答えさせていただきます。

暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートの結果の検証についての御質問ですが、アンケートにつきましては国民健康保険税、介護保険料や医療費、介護費用を軽減する取り組みが最も要望が多く、昨年度に引き続き本年度も1号被保険者の介護保険料の軽減を実施しております。

次に要望の多い災害に備えた取り組みにつきましては、本年度は緊急自然災害防止対策事業としまして、河川の改修やしゅんせつ及び治山工事を実施することとしております。

続いて、要望の多かった子育てにつきましては、平成29年度から実施しておりました出産祝い金の支給を本年度からは、第1子の祝い金を3万円から5万円に引き上げて実施しております。

また、前回のアンケートに続きまして、今回のアンケートでも要望の高かったタクシー利用助成につきましては、タクシー料金の一部補助の実証実験を本年度で終えまして、来年度からは本格運用を始めることとしております。

今回のアンケートでは、新庁舎の建設場所に関する御意見も伺っておりまして、「強くそう思う」の42%、「そう思う」の40%を合わせますと、8割以上の方が災害に配慮した場所に建設する必要があるとの

結果が出ております。

また、新文化センターの建設位置につきましては、おおむね半数の方に新庁舎との合築またはその周辺が望ましいとの回答をいただいております。災害に配慮した場所に文化センターなどを含めた市の中核となる施設の建設を望まれているということが伺われます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

意向調査の結果を尊重され、設問の項目中、着手できる事業から施策を講じられておことは了解させていただきます。未着手事業についても順次取り組んでいただけることを期待して、この項目の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2では、令和2年度予算編成方針について。

質問の要旨は、①で本庁舎の整備計画についてです。

整備計画に伴う課題は幾多もあります。例えば整備に伴う財源は合併特例債の充当が妥当だと思います。そのためには、合併特例債の発行期限は令和6年度となっておりますので、時間的に逼迫しております。

2番目には、庁舎位置の変更には議会の出席議員の3分の2以上の同意が必要です。3としては、その他住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係等について、適当な考慮を払う必要がある。4番目にその他があると思います。このような事項を念頭に置きながら、スピード感を持って取り組む必要があります。整備計画のプロセスをお知らせください。

②の美作文化センターの整備計画については、現在の美作文化センターの供用開始は昭和49年7月1日で、45年経過しており、例えば段差が多く、足、腰等のぐあいが悪い人には入室、退出時に困難が伴いますし、便所も和式なので使い勝手が悪いと思います。講演等の受講、音楽の鑑賞、各種学習の発表会等で利活用する多くの方々、利便性を高め、我が市のシンボリックな施設の改築または新設を希望されていると思います。そのような市民の方々の声をお聞きになっておられると思います。整備計画とそのプロセスをお知らせください。

③としては、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートについてですが、前回のアンケートを集計し、平成30年11月29日現在、調査目的は、事業を見直し財源を工夫することにより、確保した財源を活用し、市民の方々の福祉向上や生活に直結した事業を進めるに当たり、市民の皆様の意見を調査するため、アンケート調査を実施し、今後の施策を検討する。なお、アンケート調査は、今後も2年に1度実施いたしますと述べておられます。約束どおり実施されますか、お尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

新庁舎につきましては、平成28年度に移転先の決定に至らず、庁舎建設に充当できる財源であります合併特例債の発行期限であった平成31年度末までに事業スケジュールがおさまらないということから、一度は建設を断念いたしました。しかし、2018年に合併特例債の発行期限が2024年度末まで、さらに5年間延長されましたので、美作市庁舎整備検討市民委員会からの、新庁舎は現庁舎に近いところで新築移転が適当である



との建議を踏まえ、候補地を絞り込み、庁舎、文化施設建設整備調査研究特別委員会で御協議いただきながら、議会で3分の2以上の御同意をいただける場所を決定してまいりたいと思っております。

また、候補地についてですが、皆様も御存じのとおり、現庁舎は浸水想定区域に位置しております。本年も各地で台風等による水害が多発しておりますが、このような災害を受けにくく、また議員が御指摘の交通の便はもとより、さまざまな面において利便性が高い地域を最優先にと考えております。

また、文化センターでございますが、現在の文化センターは、御質問にもありますとおり、老朽化が進み、今となつては使い勝手の悪い施設となっております。早急な整備を求められているところでございますが、こちらについても建設事業を進めるに当たっては、やはり建設場所の選定が一番となっております。市民アンケートでの御要望の多かった新庁舎との併設ということも視野に入れながら、これらの候補地の選定に当たりたいと考えております。

なお、本年度での動きを申しますと、4月にはある地域から、ぜひ当地域に新庁舎を建設してもらいたい。最大限の協力をするというような自治会長さんの連名によるありがたい要望書もいただいたところでございます。

続きまして、アンケート調査についての御質問でございます。

暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートは、平成28年度、平成30年度と2年に1度実施してまいりました。令和2年度におきましても、住民の福祉向上や子どものいる御家庭の働きやすさ、暮らしやすさを考えるための政策やそれ以上の年代の方々の住みやすさを実現するための政策づくりに生かすため、実施いたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

#### 16番（日笠 一成君）

本庁舎の整備計画については、整備計画の方法は、1つには現庁舎の耐震化、補強、増強等を行い、利活用する。

2としては、市の中心の位置にある総合支所を利活用する。

3としては、新築移転をする。

4番目には、その他があると思いますが、整備計画をするにも、当市の財政状況を見据える必要があります。平成30年度一般会計の決算数値によれば、経常収支比率、収入に対して人件費や扶助費、公債費など、経常的に支出される経費の割合を示す数値は90.8%、これは岡山県内の平均数値です。実質公債費比率、収入に占める借金返済割合を示す数値は12.9%、これは岡山県内の平均7.7%に対して高い、将来負担比率、将来予想される（聴取不能）負担の負債の割合を示す数値15.9%は、岡山県の平均25.3%に対して低い。このような財政事情と、高齢化比率は高まるなどによる歳出増を見据えた財政状況の中で、市民の皆さんに支持が得られる案を早急に策定する必要があると思っておりますので、令和2年度当初予算に調査研究費用を計上する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

②の美作文化センターの整備計画については、本庁舎と併設してはどの素案があるようですが、現施設の改築の可能性を含めた選択肢をも検討していただきたい。いずれにせよ、庁舎の整備計画と並行して事業を進めていただけることを期待して、この②の質問は終わります。

暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートについては、市民の方々の市政に対するニーズは、その時々世相を反映して、内容は多少変化しても、安心・安全で住みやすいまちづくりを第一に期待されておられると思っております。次回のアンケートのときには、1つには子育て支援対策について、2つ目には高齢世帯

の生活支援対策について、3つ目には農林業事業の振興対策について、その他緊急なものを要約しますと、行政当局と市民の方々ととの市政に対する捉え方に乖離のない施策を講じるために、参考になるような設問をしていただきたい。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

アンケートについての日笠議員の再質問にお答えいたしますが、おっしゃったとおりでございます、我々としては、市民の方々の問題意識となるべく寄り添った形で政策をつくっていききたいと、こう思っております。ただ、重要なことは、このアンケートを実施する背景をもう一度確認をした上で申し上げたいんですけども、なぜアンケートを実施するかというと、行政懇談会というものはずっとやっているわけですが、やはり若い世代の方々がなかなか行政懇談会には参加できないと。お仕事の関係、残業の関係もあるというふうなこともありまして、若い世代の方々の声を拾うためには、行政懇談会プラスアルファのさまざまな施策が必要です。折に触れて、例えばPTAの関係の方々と懇談することもございますけれども、やはりアンケートの形で全市民の方々、年代別に言いますと10代後半からアンケートの対象になるわけでございますけれども、そういった形で日ごろ御意見をなかなかお聞きするチャンスのない世代の方々にもしっかりとリーチしていくということになりますと、アンケートの方式が妥当ということになるわけでありまして。

それからもう一つは、暮らしやすさを高めていくために施策が必要なんです、施策を展開するに当たっては必ず財源が必要です。特にソフト施策をやるときには、恒常的というか、安定した財源があって、その幅の中で行わないと財政の悪化の要因にもなります。

私どもは、常日ごろからなるべく合理的な財政運営をしよう、あるいはなるべくたくさんの方々の資金を独自に獲得をしようという動きをしておりますが、その動きの中で一定程度の余裕が2年ごとぐらいに出てくるものですから、その余裕を念頭に置きながら、次の政策体系をどうするかといったことをアンケートの中でお聞きをするつもりでございます。

このところ、拝見をしておりますと、若年層、特に年代的に言うと中学校を出て高校ぐらいかな、そのあたりの支援策をどうするんだということ、例えば医療費の問題であるとか、あるいは高校への通学費用の問題であるとか、下宿費用の問題であるとか、そういったところに割合焦点が当たってるなという気もいたします。あるいは、子育て世代の方々の声がなかなか届きにくいんですが、公園であるとか児童園であるとか、いわゆる子育てのときに子どもたちの公的な制度、保育園とかじゃなくて、余ってる時間、日曜日、土曜日、そういうときに一体どのように過ごすべきかということに課題がどうもあるように感じておりますが、その課題に対して具体的にどんな方策がいいのかについてはまだ十分な議論ができていない。その辺を含めたアンケートの設定というのが今後課題になってくるのかなというふうに思っております。

加えて、ごらんのとおり、高齢化が進む中で、高齢者の方々の移動に対するさまざまな御要請は日に日に高まっている等々のことも当然あります。あるいは、産業経済の関係で言っても、雇用の問題、特に人手不足の問題をどう考えるんだということについては企業サイドからとても強い要望がある。そんなことも想定をしながら、適切なアンケート体系を考えていきたいというふうに思っております。

なお、その際、議会からの御提言、議会からこういうところを聞いてほしいという話がありましたら、市としては積極的にその御提言を生かしていきたいと考えていることも付言をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

本庁舎の整備に関しましての2回目の御質問にお答えいたします。

新庁舎の整備の方法についてでございますが、先ほど申し上げました平成27年の美作市庁舎整備検討市民委員会の協議の中では、新築移転以外に、総合支所を本庁舎として活用する案も検討されておりますが、最終的に委員の多くの方が新築移転を選択されたようでございますので、まずはこの案での検討が必要であるというふうに考えております。

また、各財政指標につきましては、年々改善の傾向であり、御質問にありましたように、将来負担比率にあつては岡山県の平均を下回っております。合併特例債の期限のこともございますが、庁舎のような大規模事業は、高齢化が進む将来に先送りするより、財政状況が比較的安定しているこの時期に着手するほうが妥当ではないかと感じております。そして、令和2年度の当初予算に調査研究費を計上してはとの御質問でございますが、新庁舎そして新文化センターの整備に関しましては、建設位置を初め、不確定な要素が多分にございます。

このことから、これらの予算につきましては、庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会での慎重な御協議をいただく中で、具体的な調査や視察等が必要になったときに速やかに予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。〔降壇〕

〔16番日笠一成君「文化センターの件は」と呼ぶ〕

済いません。答弁が漏れておりました。

文化センターに関しましてですが、文化センターを現在の場所で改築する案でございますが、平成30年度の市民アンケートでは、新築移転が48%と一番多く、2番目が35%で現在と同じ場所にという結果でございました。このことから、改築案につきましても計画の一案として特別委員会で御検討いただければと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員、まだ漏れてますかね。

**16番（日笠 一成君）**

アンケートのやつは、市長からも答えてもらいましたけれども、事務当局としてのお考えはないですか。ほんなら、市長が総括して言うてもろうたんで、それで結構です。前向きに取り組んでいただけますようお願いいたします。

それでは、本庁舎の整備計画の3回目でございますが、本庁舎の整備を図るには、今が最高で、最後のチャンスだと思います。後年度の（聴取不能）に耐えられるものを、執行部、議会側で英知を出し合い、つくり上げていく必要があると思います。提案の案件がまとまることを期待して、この項目の質問は終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃ、3項目めに入ってください。

**16番（日笠 一成君）**

いや、今の③については、アンケート結果を尊重して、施策に取り組み、反映されることを期待して、この項目を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

よろしいですか、日笠議員、3項目めでいいですか。

**16番（日笠 一成君）**

それでは、3項目め、みまちゃんネルの議会中継、再放送の視聴状況について。

質問の要旨は、1に、議会の中継、再放送の視聴率については。

美作市ではケーブルテレビの管理運営を株式会社みまちゃんネルに委託し、地域に密着した番組が放送されております。その中で、市民に開かれた議会の一環として、平成22年6月定例会から中継放送、そして平成27年3月から録画による再放送を行っておりますが、ケーブルテレビの視聴率等を把握されておりますかをお尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

それでは、3項目めの御質問でございます。

議会の中継、再放送の視聴率についての御質問ですが、平成26年度に担当課がアンケート調査を行っております、その際の議会中継視聴状況は、「毎回見ている」、「半分くらい見ている」、「数回は見た」と回答した方々が全回答数328件のうち50.3%の157件ございました。次回の調査につきましては、来年度みまちゃんネルが独自に調査を行う予定としております。

市としましては、みまちゃんネルに対しまして、その調査項目に議会中継、再放送の視聴状況の項目を入れて調査するよう依頼したいと考えております。

また、放送内容に関する御意見等につきましては、みまちゃんネルが問い合わせ窓口を設けて随時受け付けを行っておるところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

市政に対する関心を高めていただける一手段となることを期待をして、この項目の質問は終わります。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

**5番（中山 忠明君）〔質問席〕**

改めましておはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、令和元年12月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回、私は防災全般ということについて、防災意識、これは当市もだんだんと意識が高まってまいりました。市民の方々も各自で取り組んでおられるようでございます。これも防災意識というものがだんだん高まっていく当市の執行部におかれましても、先月は美作市防災総合訓練などをされて、多少じゃなしに、大分不満はありますけども——不満というても、やったことじゃなしに、やり方ですけれどね——一つ一つこれから手直し、また新しい取り組みをしていっていただきたいと、こう思うわけでございます。

去年は、岡山でも甚大な被害が起きましたが、今年はそういう被害もなく、安心しているところでございますが、その安心というのはいつまでも続くもんでございせん。今年の10月には関東地方で台風15号、19号と立て続けに21号まで来まして、停電あるいはまた水没、堤防の決壊、さまざまな被害が出ております。当市としましても、そういうことを受けまして、備えあれば憂いなしということがありますように、執

行部の方も日夜そういうことを念頭に置かれてお仕事をされていることと思います、我々議員も常にそういうことを想定しながら日々仕事をしておるわけですが、まず1項目め、防災全般についてということで、今回は7点質問をさせていただこうと思っております。2項目めも3点ありますので、順次時間を有意義に使って説明していきたいと思っております。

質問をこれからいたしますが、なかなか質問が重複したりとかというようなことがあるやもしれません。先ほども日笠議員が質問をされましたが、それについても重複することがあるやもわかりませんが、私、中山忠明が一般質問をいろいろと考えましてやっておりますので、重複するようなことがあればよろしく願います。

まず、1番、現在の庁舎で市民の生命が守れると考えているのか。まず1点です。

どういうことかということ、順序立てて言うんですけども、ちょっと間に注釈を入れますが、台風21号において、関東方面では自治体の庁舎あるいはそういう関連施設が水没したということがかなりたくさんあるようでございます。テレビ等では一部しか出ておりませんが、そういうことを我々も見聞きして、これは大変だと思っておりますので、まず1番に、現在の庁舎で市民の生命が守れると考えているのか。

次の2番目、今の庁舎が水害により、あるいは地震とかそういうものになった場合に、対策本部をどこの場所にすればよいと思っているのか。これは、機能しなくなったという前提のもとでのことです。

3番目、食料等の備蓄は現在どのくらい確保しているのか。また、水は1人1日どれだけ必要なのか。

4番目、緊急車両等の燃料の確保は万全なのでしょうか。これは、国のほうもそういう災害時に緊急車両についてのガソリンの補給ができなくなるというようなことを受けて、現在ほとんどが電気がなかったらモーターも何も動かないような状態ですが、その中で現在岡山県が補助金を出して取り組んでおります。市長のほうからも私もそういうことを聞いておりますし、現在、勝英石油組合SSのほうからいろいろとお聞きしております。本市は、インターチェンジが4つありますね、今現在、大原、美作、作東、そして位田のほうにあります。そういう中で、結構市として、こんな小さい市にしたらインターチェンジが多いと思えます。ということは、それだけ利便性もあるんですから、緊急時に発電機を備えつけることを国のほうには250万円ほどの補助金を出してつけるようにいろいろとお願いかたがたしておるようでございます。本市、美作市はそういう施設が一つもありません。近くにあるのは、勝央町に1つあります。先月も、そういうことを踏まえて、当美作警察署それからこの振興局あたり、それから勝央町の消防、津山圏域のほうですか、災害が起きました。発電機に電気の供給がとまりました。そのことを受けて、そのガソリンスタンドの施設で、今度は自動的に発電をして、緊急車両にガソリンを供給する。そういう公共の救急車あるいは消防車あるいは警察車両、そういう緊急車両にガソリンが供給できないようなことでは困ります。そういう設備をこれから進めていかれるのかということで、一応4番の緊急車両等の燃料の確保は万全なのかということ伺いたいと思えます。

5番、避難訓練時、避難経路の確認をしていますかということ。

それから、6番、安否確認の方法は決まっていますか。

7番、災害対策基本要綱は、自治体の災害を未然に防止し、災害について総合的かつ計画的な実施を図る要綱のことである。これに基づいて、どのような計画を立てているのか。

以上7点をお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

まず初めに、庁舎の御質問をいただきましたので、私のほうからまずお答えをさせていただきます。

現庁舎につきましては、浸水想定区域内に位置していることから、安全な場所に移転を進めるべきであろうというふうに思っております。

21年災害では、美作市も大きな被害を受けましたが、お隣の佐用町では千種川が氾濫し役場が浸水したとお聞きしております。被災時はもとより、復旧時においても大きな支障があったものと推測がされます。また、佐用町役場は河川の堤防とほぼ同じ高さに建てられております。それと比べまして、当市役所は堤防より低い位置にあることから、より大きな被害になることが想定をされます。

このことから、災害時にさまざまな活動の拠点となる庁舎につきましては、なるべく早い時期に安全な場所に移転することが適当ではないかというふうに考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**

中山議員の項目1、防災全般についての御質問について、まず①、②につきましては災害対応についてのことになりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

総務部長の答弁にもありましたが、現美作市役所庁舎は、議員御存じのとおり、浸水想定区域、最大では7.1メートルの浸水、また土砂災害警戒区域に接しており、被災することが十分考えられます。被災すれば、市民及び職員の安全確保が困難になると危惧しているところでございます。このような災害危険度が高いときには、災害対策本部を移動し、対応に当たることが必要となります。移動先につきましては、状況によりますが、各総合支所、消防本部へ移すこととなります。

移動についての訓練につきましては、シミュレーションを行うなどで対応してまいりたいと思っております。

続きまして、③食料品等の備蓄についての御質問でございます。

本年の11月15日現在の備蓄量でございますが、まず食料関係では、水2リットル入りペットボトル713本、アルファ化米3,174食、クラッカー646袋でございます。また、1人当たりの水の必要量の御質問ですが、飲食につきましては1日3リットルと言われております。

次に避難所関係でございますが、毛布965枚、敷きマット、これはキャンプなんかで使う厚さ8ミリのマットでございますが、250枚、段ボールベッド22床、ブルーシート89枚、非常用排便収納袋200セット、その他といたしまして、土のう袋3万2,100袋を本庁、各総合支所に分散して備えております。

食料品、災害備品につきましては、来年度以降におきましても随時購入、備蓄してまいりたいと考えております。

続きまして、④緊急車両等の燃料の確保でございます。

昨年末、災害時給油所整備ということで、市内のガソリンスタンドと協議を進めておりましたが、現時点で整備には至っていません。災害時の燃料確保は必要なことと認識はしております。引き続き何らかの方法を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、⑤避難訓練、避難経路の確認でございますが、各自治振興協議会及び自主防災会組織等で訓練をしていただき、防災マップの作成などで避難経路の確認、危険区域の確認をしていただいております。要請をいただければ指導に出向しているところでございます。

続きまして、⑥安否確認方法が決まっているかという御質問でございます。

支援の必要な方につきましては、美作市地域防災計画の中で要配慮者の安全確保計画に基づき、避難行動

要支援者及びその保護者等の連絡体系、状況の確認方法等の整備、把握に努めています。避難行動要支援者名簿を整備し、安否確認に努めていきたいと思っております。

災害の発生時には、市民の生命、財産を守ることが最優先の課題となります。安否確認につきまして、地域の方のお力をかりなければ対処できない部分もあります。自治会、自主防災会による自助、共助をお願いしたいと思います。そのため、地域における防災講習や避難訓練の取り組みに対する職員の派遣などにより、支援してまいりたいと考えております。

最後に、⑦災害対策基本要綱につきまして、美作市では災害対策基本法第42条の規定に基づき、美作市防災会議において防災計画の策定を行い、美作市地域防災計画として、美作市だけでなく、各関係機関と連携し災害対応に対する基本計画を作成しています。内容につきましては、風水害編、地震災害編、資料編に分かれております。この地域防災計画に基づき、災害予防計画では、各種災害予防の計画、防災訓練などの計画について、災害対策計画では防災体制配備要領、各種事故対応対策などについて、災害復旧計画につきましては、地域の復旧、復興の基本計画などを段階ごとに作成しております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

私のほうから、③の備蓄品につきまして、保健福祉部所管分について御答弁をさせていただきたいと思っております。

日本赤十字社からの毛布、バスタオル、懐中電灯、携帯ラジオ、軍手、ウエットティッシュ、歯ブラシ、その他もろもろをセットしました日常生活セットがありまして、美作保健センターを初め、各総合支所に配置をしております。11月19日現在の市内全体での枚数ですが、毛布が161枚、バスタオル210枚、日常生活セット106セットとなっております。また、感染症予防対策物としましては、防護服、手袋、マスク、ゴーグル等がセットになった防護服セットが250セット、防護服単品が900着、マスク3万9,000枚、ゴーグル280個等のほか、消毒液等を備えております。

加えて、三県境地域創生会議の構成自治体でそれぞれの在庫を確認し合っており、スムーズな融通が可能となっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員、回答は一応終わりましたが、まだ漏れがございますか。

中山議員、済いません。1時間たちましたので、10分間休憩とさせていただきます。次の項目は、休憩後をお願いします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時08分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員、2回目からです。

**5番（中山 忠明君）**

防災全般について質問させていただいております。

引き続き、防災全般でございますが、ここの中で一番大事な部分は何かというたら、防災公園、これをわかる範囲内で結構ですので。防災公園とは何ぞや。また、どういう利用があるのか。なぜこれが必要なのか

というところをお答えいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

それでは、防災公園についての御質問です。

災害時の拠点機能や避難場所を公園施設と兼用して、地域防災計画で指定したものを防災公園と呼んでおります。一時避難地としての公園は、住宅密集地での火災や浸水などの緊急避難の場や屋内退避場所へ至る中継地として活用できるとともに、対策本部や防災センターと直結した拠点施設として、大規模災害時の支援基地などとしても活用できるということになります。

防災公園は、平常時にはオープンスペースや緑地を生かしレクリエーションの場として活用できるとともに、都市計画区域内であれば都市公園に指定することで交付税措置が受けられます。それで、その財源をもとに維持管理費の財源を拠出することができると思います。国につきましても、このことについて、最近災害が頻発していることを受けまして、一定規模以上の防災公園の設置を進めており、その重要性は高まっていると考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

いいですか。

**5番（中山 忠明君）**

これ、次はもう総括か。

**議長（岡本 泰介君）**

3回目なんですけど。

**5番（中山 忠明君）**

3回目の質問。

**議長（岡本 泰介君）**

はい、3回目の質問。

**5番（中山 忠明君）**

できるんやな。

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員、3回目です。

**5番（中山 忠明君）**

それでは、防災公園として備えるものを私が何点か申し上げます。

1つ足りないのを当ててください。

まず、管理棟、防災備蓄倉庫、防災用水、雑用水として水を活用できる池、災害時飲料水、生活用水を確保する耐震性貯水槽、避難、防災活動拠点、自衛隊などの宿営地となる芝生広場、非常用発電設備を備えた多目的ホール、負傷者等の収容、救援物資集積場所となる広場、マンホールトイレ、防災ベンチなど災害対応施設。もう一点ありますけど、言うてください、何が足らんのか。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

防災公園に備える設備の何が足りないかというところで、私的に思いましたのは、ヘリポートが入ってな



かったんやないかと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、1項目めの総括であります。

5番（中山 忠明君）

適切な御回答をいただきまして、ちょっと気をよくしておるところでございます。まんざら当市の執行部も、今で10点ほど上げて65点かなと、かように思うわけでございます。

これをしっかり、防災とは何ぞやと。ましてや、備える、つくるものをつくるべくして防災というものはできるもんであります。そういうものを備えておくことがまず第一じゃと思います。そういうことを踏まえて、ますますこれからも防災の対処をしていただいて、この項目は終わります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

5番（中山 忠明君）

美作市はどのようなまちづくりをしていくのが、まず1点。

美作市の中心地はどこですか。先ほど私の前に日笠議員が、これは別に日笠議員も本気で言うたんじゃないと思うんですけど、距離がちょうど作東町にあるからあつこが真ん中じゃないかなと、こういうふうな冗談めいたことを言われたんですが、経済の中心地やいろんなことを考えたりそういうことがあると思いますので、まず美作市の中心地は、執行部の方々はどこが中心地だと思っておられるのか。

2番、今後30年先の美作市の整備と見通し。

3、美作市が今考えていく大事な方針は何か。

以上ですけど、3つよろしく願います。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、中山議員の2項目めの御質問にお答えさせていただきます。

まず、美作市の中心はどこかにつきましては、市や県の行政機関、商業、金融、医療、福祉施設などの都市機能の集積された場所を市の中心と考えております。具体的な地区を、自治振興協議会単位で申し上げますと、交通、商業の中心は美作インターチェンジや林野駅があり、商業施設が集積され、3,000人を超える市民の方々が生活されております豊国地区、観光の中心は湯郷温泉や多数の宿泊施設がございます湯郷地区であると思われま。また、歴史的には林野地区が中心でございまして、古くから交通の要衝として発展し、川舟による諸物資の集散地でありました。

次に、今後30年先の美作市の整備と見通しにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によりますと、30年後の2050年の美作市の人口は1万6,093人と推計されております。2019年、本年3月末の社人研の推計に基づく2万5,964人に対しまして、現状は2万7,604人と上回っている状況でございます。30年後に向けて努力を継続していきたいと考えております。

次に、美作市が今考えていく大事な方針は何かにつきましては、人口減少、特に社会増減の減少幅を緩やかにし、早い時期に社会増にすることが緊急の課題であると考えております。来年度からは、第2期の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みが始まります。都市公園、市道を積極的に認定しまして、地方交付税の積極的な確保に努めておりますが、人口減少の克服と地方創生の実現に向けまして総合的に取り組んでいくためには、さらなる財政力強化に向け新たな財源確保が最も重要なことであると考えておりま

す。

なお、今後については、太陽光パネル税、自衛隊関係施設の誘致が独自財源として期待されると思いません。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員、答弁漏れございますか。

**5 番（中山 忠明君）**

いや、いいですよ。

**議長（岡本 泰介君）**

2回目されますか。

中山議員、2回目です。

**5 番（中山 忠明君）**

いろいろと聞くこともたくさんここに出るまではあったように思うんですけども、やはり執行部の方々の答弁を聞いておきますと、おおむね前向きにやとられるなど。ただ、それで完全ではございませんが、どうすれば人口が増えるのかなどという、もうわかったようなことを余りべらべらここで大事な時間をかりてしゃべるのも失礼なことだと思いますし、今当市のかじ取りは萩原誠司市長でございます。しっかりしたかじ取りをしていただいて、いろんな天候のこともあります。台風もあります。ときにはエンジンの調子が狂うこともありましようし、クルー全員が全て気持ちを合わせていくというようなこともなかなか難しいと思いますが、しっかりかじ取りをされるという立場上、しっかりとした明確な答えを今後出していただいて、当市を少しでもよかったなというような市にさせていただきたいと思います。

もうこれで総括にさせていただこうとは思いますが、最後に防災公園の建設、これについてはやはり本当に備えがあるから憂いがないんでありまして、そういうことからきちっとしたものを計画していただき、次の令和2年度の一般質問では厳しくお聞きするやもしれませんので、ひとつしっかりと我々も勉強します。執行部の方もしっかりと勉強していただいて、市民の方に安心・安全というものをしっかり提供していただきたい。そういう思いを持って、令和元年12月定例会の一般質問を終了させていただきます。まことに御清聴ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番2番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

なお、岡野議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

**4 番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は、今議会におきまして7項目を準備しております。1点は、人権擁護委員制度につきまして、それから学力テストにつきまして教育委員会にも、そして滋慶学園の補助金に関する監査結果とそれから執行部に対するものを合わせて2題、それから大雨による入田川の増水の内水排除対策について、最後の7番目に令和元年度プレミアム商品券事業についてでございます。順次質問いたしますので、お答えいただきたいと思えます。

まず、最初の人権擁護委員制度について、私がなぜこの問題を取り上げたかと申しますと、去る9月議会におきまして、ある方の諮問に対する答申の案が今議会で通らなかった。このことにつきまして、市内全域の方々からそれ以来、約10名の方から私に問い合わせがございました。その内容は、1つは、誰がどうした

んならということ、それから一体なぜならという質問がございました。最初の誰がどうならということにつきましては、いずれ賛否の状況が出ますので、ごらんをいただきたいということで皆さんにはお話をしております。それから、人権擁護制度がどういったものかということにつきましては、私も多少なりとも知識がございますので、憲法的な観点とかから皆様に私なりのお答えをしたところでございます。

さて、本議会の質問でございますが、3つございます。

1つは、制度の概要でございます。業務、市の委員の人数等。

それから、2つ目は、法務大臣の委嘱までの手順はどのようになっているか。

そして、3番目は、これが一番大事なことなんですが、人権擁護委員が制約される活動はあるのかということでございますが、順次お答えをいただきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

岡野議員の人権擁護委員制度についてということで、3項目御質問をいただいております。

まず、1項目めでございます。制度の概要と業務、市の委員の人数についてでございますが、人権擁護委員制度は、民間の人の協力のもとに官民一体となって人権を擁護する活動を行うのが望ましいという観点から設けられたものでございます。業務につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、法務局と連携し相談、救済、啓発の業務を行っております。相談につきましては、岡山地方法務局の津山支局に常設の相談所を設けて相談をしておりますし、また市が地域ごとに行っております特設の相談所において、地域の方々から人権に関する相談に応じるものでございます。救済は、人権侵害をされたという被害者からの申告を受け、法務局職員と協力して調査処理をしております。啓発につきましては、人権の花運動や人権教室、人権サポーターデーなどを行い、啓発を行っております。昨日も、文化センターにおきまして人権講演会を開催し、多数の人権擁護委員さんに御協力をいただきまして啓発をいたしております。

人権擁護委員は、全国で約1万4,000人の方々が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置され、積極的な人権擁護活動を行っておられます。美作市の人権擁護委員の人数でございますが、現在14名の方々法務大臣から委嘱を受けております。内訳を申しますと、勝田地域が2名、大原地域が2名、東栗倉地域が2名、美作地域が3名、作東地域が3名、英田地域が2名の計14人でございます。

次に、法務大臣の委嘱までの手順はどのようになっているかについてでございますが、法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては、市町村長がふさわしい地域の候補者を選出し、議会の意見を聞いた上で、地方法務局へ推薦いたします。推薦を受けた地方法務局は、弁護士会や人権擁護委員連合会に意見を求めて検討し、法務大臣が委嘱をしております。

次に、人権擁護委員が制約される活動はあるのかについてでございますが、人権擁護委員法第13条では、政党または政治目的のために人権擁護委員としての立場を利用してはいけない。また、人権擁護委員として公正に行うのにふさわしくない事業を営んではいけないという定めがございますが、ほかに制約された活動はございません。例えば市議会議員であるとか、地方公務員、国家公務員であっても、人権擁護委員として委嘱をしていただくのは可能でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

丁寧な答弁であったかなと、そういう感想を持ちました。

私も、この質問をする前に、法務局で勉強してまいっておりますので、その辺を踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

2回目の質問の第1点は、人権擁護委員の方であっても、市としていろいろな研修の場を設けなきゃいけないと思うんですが、年間どのような研修をされているかということと、その研修会での14名の委員の方々の出席率はどうかということをお聞きしたいと思います。

そして、2つ目の質問でございますが、議会の意見を聞くというふうに法の第6条3項ではなっておるわけでございますが、この意見を聞くという答申の案は、法務大臣に推薦をするに当たっての必要条件になっているかということが2つ目の質問でございます。

それから、次の質問でございますが、制約される活動について具体的に申し上げます。

例えば、いろいろあるんですが、地域の活性化のあり方について反対の意見を言ったり、賛成の意見に署名をすること。そして2つ目は、この署名に当たって署名活動を行うこと。そして3つ目は、その地位を利用しない政治活動を行うこと。いろいろあると思いますが、これらは今部長が答弁をされたことについてどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

3項目にわたる質問でございます。

まず、いろいろな研修会ではどのような研修を行っているかということでございますが、これはあくまでも法務大臣委嘱ということで、市が単独で研修会をするということにはございませんが、人権擁護委員さんの年間の活動ということで答弁させていただきたいと思います。

まず、新任の委員さんにつきましては、委嘱時に研修が半日間行われます。それから、人権擁護委員の中には、各活動の部会がございます。まず、総務部会につきましては年間4回、それから子どもの人権部会、これも年間4回、それから男女共同参画部会、これも年間4回ということで行っていただいております。

総務企画部によりましては、主な活動として社会福祉における相談の開設、それから全体の研修会を年に一、二回されております。それから、子ども人権部会につきましては、中学校の作文コンテストであったり、人権の花、人権スポーツふれあい教室などを行っております。その他、特別研修としてはございません。それから、男女共同参画部会につきましては、デートDVという出前講座が行われております。高校に行って講座を開いておるというようにお聞きしております。それから、岡山県の連合会が主催しております男女共同参画の研修会にも参加されているというような状況でございます。それから、市の相談業務でございますが、3回から12回の、研修会ではございませんが、相談業務をしております。詳細も言わせていただきますでしょうか。いいですか。

〔4番岡野鉄舟君「まあよろしいわ。率を言うてください。」と呼ぶ〕

出席率については、美作市のほうでは把握しておりませんが、かなりの方が、昨日の人権の講演会についてもほとんどの方が出席していただいておりますので、相談業務等についても出席をいただいておりますような状況でございます。

それから、議会の意見を聞くということで、必要条件であるかということでございますが、これにつきましては、人権擁護法の中で、市長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民の中から選んでおりまして、それについては人権擁護委員として推薦をして、議会で意見を聞くということになっ

ておりますので、必要条件であるということでございます。

それから、3番目の制約についてでございますが、地元での署名活動であったり、議会活動であったりということでございますが、3番目に言われました議会のときには人権擁護委員であるということを前面に出して選挙活動をされることは制約がございますが、その他署名活動等々については制約はございません。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

まず、部長、必要条件と言われましたが、それは間違ってますよ。つまり副市長を選任する——教育長も今はそうなるんですが——その場合は、例えば僅差であっても要するにそれに従わなきゃいけないという法律上の筆致です。ところが、諮問に対する答申ですから、必要条件ではありません。それは、私は法務局で勉強して、その担当官が言われたことを言っております。その辺をよく認識を改める必要があろうかなと思います。

それから、出席率をおっしゃられなかったんですが、こういうことを仄聞しております。なかなか出られる人が少ないんだと。ということは、地域から推薦をされるときに、要するに無理をされているんじゃないかなという感じで私はびんときたということなんです。だから、私は出席率の話聞いたんです。だから、これ一々御答弁は要りませんが、今部長が答えられたことで、私は今回の質問の目的を達しております。それは何かと言いますと、要するにありていに平たく言えば、地位利用をすることがなければ一切制約はないんだということ。このことを今テレビを見ていらっしゃる方がおられるかもしれません。誤解があったらいけませんので、一人でも多くの方がこのことを御理解をしていただければ私は幸いかなと。1回目のこの質問を終えます。次に移ってよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい、2項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

2つ目の質問ですが、令和元年度の学力テスト、岡山県、全国の学校現場の意見交換についてということで、これは9月議会に続いてパート2でございます。そのときに市長が私の質問に対して、8月に現場の意見を聞いておると、こういうことございましたので、質問の第1は、8月に実施した学校現場の意見はどういうものであったか、校長と話をした結果とか対策はどうであったかということが一つ。

そして2つ目は、意見交換を踏まえて、2学期以降どんな対策を実施しておられるのかということでございます。答弁漏れのないように、しっかりお答えいただきたい。

4番（岡野 鉄舟君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

学力・学習状況調査の結果を受けて、9月議会で、8月には早急に全ての校長と面談を行い、教育委員会からそれぞれの学校から出された改善策に対して指導、助言を行い、2学期早々から取り組んでいるというところでございます。

例えば、現在全ての教科で求められております書く力、これをつけるためには決められた字数あるいはキーワードを入れるまとめ方で書かせる指導を行うこと、毎日提出する生活ノートに自分の考えをぎっしりと枠いっぱい書かせる指導をすること、また学力調査の応用問題については、授業で解説しながら問題に取り

組むことなどでございます。こうしたことに今地道に取り組んでいるところでございます。

このほか、中学校では、既に導入している問題データベースを生徒みずから操作して学習に取り込めないものかというふうに各中学校長に提言したところ、作東中学校で放課後学習に利用する取り組みが始まり、11月14日の山陽新聞にも掲載されました。これは、みずから課題を考え、問題を選び、取り組むということで、学力向上のみならず、主体性を育てることもつながり、効果的であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、教員がわかりやすい授業をするということが一番の学力向上策でありまして、現在もそれぞれの授業の改善ということで、1人の教頭がリーダーとなり、全部の学校を回って指導をする各教科ごとの研修をする、中学校区の研究会に取り組むなど、こうしたことも含めまして今後も授業改善に取り組んでいくところでございます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、答弁になってませんよ」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

教育長、先ほどの質問では、本年度、夏休みに実施した学校現場との意見交換というんですか、そういうものに対して結果分析、対策はどうするのかという、学校現場との打ち合わせについての答弁が全然ないんですけど、どういうことでしょうか。

〔4番岡野鉄舟君「私が聞きたいのは、8月に実施したその内容が聞きたいん。やったということは、それはわかってるんでね」と呼ぶ〕

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

それぞれの学校から、学力向上対策ということでいろいろな策が出されたわけですが、その一つが、先ほど申し上げたようなこうした書かせる指導であったり、あるいは生活ノートの指導であったり、あるいは放課後学習の指導であったり、そうしたことに基づきまして、そうした状況で2学期早々から取り組んでいたきたいということ。そして、さらにもう少し一歩進んでということで、問題データベースの活用ということをお願いしたというものでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

いたずらに時間を費やすことはやめましょう。

じゃあ、質問を変えましょう。

岡山県の学力テストでは、小学校、中学校とも全国平均を50としたときの標準スコアを超えるものがなかった。そして、全国の学力テストでは、小学校6年生から中学校3年までの同一集団の標準スコアが全て今回は50を下回っております。これは、岡山県が出した数値で、私もそれを出しておりますが、明らかなんです。じゃあ、この辺をどうやって現場の小学校の校長先生が、中学校の校長先生が、例えば数学についてはこう、英語についてはこう、それがどうだったかということを、教育長、あなたのほうからまず聞かなきゃいけませんよ。そして、現場の意見とキャッチボールをする中で、その課題はどこにあるんだろうかということなんです、そういったことはどういう意見がありましたか。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

非常に細かい多岐にわたる御質問でございますけれども、意見交換の場合ということでございますが、各

教科ごとというよりは、今回は学力・学習状況調査ということでございますので、特に実施をされた教科、例えば国語とか算数、数学あるいは英語ということについてのいろいろな対策ということでございました。その中では、今後、現状でもいろいろな対策に取り組んでいるところではございますが、基礎基本の徹底であったり、あるいはさまざまな授業の改善に取り組むことであったり、こうしたことにつきまして各校長から改善策が出されたと。それについて、その改善策というのはどのようなものであったかというふうに申しますと、まずは基礎基本。なかなか時間が十分ではない中で、やはり授業中にそうした十分に組み立てていない、あるいは正答率の低い問題に対して、再度授業中に説明をしながら取り組んでいくとか、あるいは英語につきまして聞く力、そうした実際のヒアリング、こうしたものについてなかなかできていないので、授業中に今現在、各学校ではデジタル教科書等も取り入れてやっておりますけれども、実際に教員が英語で授業をするとか、さまざまな試みが細かく説明をされたところでございます。

全て細かくというところではございませんが、そうした説明についてその方向で進んでくださいとか、あるいは具体性がないもの、例えばこれから頑張るって授業改善に取り組みますというだけの説明に終始した学校に対しては、これはもっと具体的に説明をしてくださいということで、例えばじゃあ授業改善にどう取り組むのか、どの教科からまずやるのか、授業改善というのはどのように考えて取り組んでいくのか、そうしたことも含めまして説明を求め、そして改善に取り組んでいるというところでございます。この状況につきましては、教育委員会からも指導主事が各学校に訪問に参ったり、あるいはそうした状況も校長会等で確認しながら進めているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

感想を申し上げれば、私にとっては答弁になっておりませんね。具体的な話を聞きたいわけです。

例えば私はある先生に聞きました。英語で言えば、例えば同ジスチューデントという単語を書くんでも、書けない生徒がいるということなんです。それをじゃあ1回きりで、その場を通して、翌日は忘れていたら何もならないわけです。それじゃあ、それをどうやってやるかということです。

それからまた、この前教育長は、算数の問題だっていわゆる思考的なものがあるって非常に難しいんだという提示があったんですが、確かに記述式のものよりも、考える、文章があるものっていうのは苦手なようです。じゃあ、苦手であれば、一方ではできる生徒さんもいるわけです。そうすると、なぜできないのか。じゃあ、できた生徒さんはどうしてできたのかという、そのあたりが実際教育現場との意見交換であります。それが聞けなかったのは非常に残念です。だから、発言がないということはやってない、そういう各論的な話がなかったということだろうと思います。

さて、もうとうとう一点、私は時間のデリバリーをしなきゃいけないんで、質問の3つ目に行きます。

私は……。

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと待ってください。3項目めに入るということですか。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問。

よろしいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

ええです。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

2回目じゃありませんよね。

私は、実は教育委員会の議事録は、30年度も情報公開をしました。それから、ことしの令和元年度の4月から10月まで、しました。へえから、教育総合会議は去る27日に、議会開会前にありましたので、私は出ました。そのときには、私を含めて3名の方でありましたが、私は何を言いたいかといいますと、教育委員会でどうして学力テストの成績を教育委員会のテーマとして出されないか。そして、教育総合会議では、市長と教育委員会が構成の中ではどうしてその問題を出されないのかという質問です。

教育委員会の議事録については、私は9月議会で質問しましたが、努力義務なので公表してないということです。今なお公表されてないから、努力はされてないと私は思うんですが、教育委員会のあり方、片山先生は、非常に教育行政こそ重要だと言っておられます。ちょっと脇にそれましたが、なぜ教育委員会で学力の問題を取り上げていないのか、最後の3番目の質問です。教育委員会、もう座っちゃったんで、教育総合会議でも取り上げてないのはどうしてかと。

〔「教育委員会で（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

いやいや、ないよ。議事録に載ってない。

#### 議長（岡本 泰介君）

教育長。

#### 教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

教育委員会で学力向上をテーマとしてということですが、教育委員会、狭義の意味での委員会は議案として出されたことを協議、審議する場面でございますので、ここに直接学力というテーマは出てこないかと思えます。例規の改正であったり、そうしたことが主になるかと思えますが、そのほかの場面で教育委員の皆様には情報を提供し、しっかりとさまざまな形で御意見聴取をしているところでございます。

また、総合教育会議につきましては、これは市長がこれを開催するということになってございますが、市長からもそうしたことは重々伺いながら進めているところでございます。私も、このほかに課題はないかという中で、学力ということを申し上げたというふうに記憶しております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

実は、私は岡山市の教育大綱、それから他市の教育委員会の議事録についても拝見しておりますが、ちゃんと学力テストのことについてどうかということをやっと上げていらっしゃいます。そして、教育委員の方々はその現場をまず知った上で、各委員の考え方を出すということが必要なわけです。それが開かれた教育行政だろうと私は思っております。2番目の質問は、これで終わります。

#### 議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入りたいんですけど、途中になるとしますので、これより1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

#### 議長（岡本 泰介君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

東内代表監査委員が出席されております。

それでは、岡野議員の3項目めから入ってください。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

議長、その前に人権擁護委員の関係につきまして、若干発言の訂正をさせていただきます。

私が質問いたしましたのは、諮問に対しての答申について法務大臣に意見具申をする場合に、それが前提条件かと申し上げたんですが、私は、景山部長が必要条件であるというふうに聞いていたんですが、ただいろいろ話をしてみると、それも正しいんですが、部長が言われたのは、諮問に対して諮問をしなければいけないかということは必要かということは、私もその辺は認めておりますので、若干その辺で行き違いのことがあったように思いますが、それは今正しく訂正をさせていただきます。

それでは、次の質問に移ってよろしゅうございますか。

#### 議長（岡本 泰介君）

はい、3番目に入ってください。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

同じく教育委員会の質問でございます。

平成30年度の児童・生徒の問題行動等に関する調査結果が出ております。2つ質問をいたします。

1つは、美作市の結果をどう分析をされているかということと、それからそれにつきましてどのような対策を講じられているかということでございます。

#### 議長（岡本 泰介君）

教育長。

#### 教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

文部科学省が発表した問題行動調査ということでございますけれども、これは不登校、いじめ、暴力行為等の結果ということでございます。

どのように分析をしているかということですが、調査の結果では、暴力行為の件数は、中学校においては前年度に比べ減少し、小学校では上回っております。いじめについては、冷やかしやからかわれる、悪口を言われるなど、細かい認知をしていくという国の方針に従って、積極的な認知を進めているため、件数が増加をしております。長期欠席は依然として多く、大きな課題でございます。

そのための対策といたしまして、本年度は不登校の子どもたちが通う適応指導教室、美作塾に退職された校長先生を副塾長として配置し、利用児童・生徒や保護者との相談あるいは学校関係機関との連携に積極的にかかわっていただいております。その結果、昨年は塾へも学校へも来られなかった児童・生徒が塾へ来られるようになったり、学校の登校日数が増えたりしております。

また、暴力行為、いじめへの対策といたしましては、教員がきめ細かく対応して状況を聞き取り、早期解決に努めるほかに、人権啓発コンクール、いじめ防止キャンペーンにおいて作文、標語、ポスターづくりに取り組み、児童・生徒の人権意識を高める指導を進めるとともに、作品を掲示するなどして啓発にも取り組んでおります。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

抽象的に今の答弁を聞いておりますと、なるほどなと思うんですが、数字の上で御答弁いただきたいんですが、岡山県がことしのたしか10月17日ですか、発表した調査結果が出てるんですが、小・中学校別にいじめ、長期欠席、不登校、暴力行為について、例えば認知件数とか発生件数、特に1,000人当たりの認知件数について美作市の立ち位置がどういうふうにあつて、それはどういうふうに分析をされておるかというお答えをいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

件数あるいは、これは大体1,000人当たりの認知件数、出現率等で計算をいたしますけれども、小学校はいじめについては認知件数が1,000人当たりで大体50人、それから中学校では1,000人当たり約13人、それから長期欠席につきましては、これは欠席者数そして不登校の出現率ということでございますと、小学校では0.68%、中学校では4.65%となっております。これ小学校では、県全体のいじめの出現の1,000人当たりの数でございますと、大体県全体の平均が25人ということでございますので、美作市は比較すると比較的多いと。それからまた、中学校では、これが県平均では1,000人当たり約19人ということでございますので、少し多い。それから、不登校の出現率では、小学校は美作市が0.68%に対し、県全体が0.77%、中学校については、美作市は先ほど申し上げたように4.65%に対し、県全体では3.09%というふうになってございます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私も手元に数値は持っておるんですが、皆さんに知ってもらおうという意味で、今教育長に質問をいたしました。

それで、質問なんですが、小学校ではいじめ、暴力行為、不登校のいずれも芳しくないというふうに私は思います。それで、中学校で暴力行為、不登校者数のデータを考えるときに、つまり暴力行為の発生件数が高い、そして不登校者の出現率が高いということ、それが数値の上では伺えるんですが、そこでいじめの認知件数が相対的に低いように思うんですが、これは認知体制に問題があるんじゃないでしょうかというのが3回目の質問です。わかりますか、第1点目は。

それから、同じく今度は——私はそう理解してるんですが——不登校の理由について、小・中別に割合を、今思いますのに、例えば成績がちょっと芳しくないんで行きたくないとか、家庭でどうも状況がおかしいんだとか、どうも友人に会いたくないとか、いろいろと学校に行きたくないという理由があると思うんですが、この辺は教育委員会としてどのように分析というか、把握されておりますか。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

いじめの認知件数が小学校では県全体に比べて数%多いわけですが、それがいじめの認知件数については、先ほども申し上げたとおり、増えております。増えているよというのは、先ほどから申し上げたとおり、細かいこと、例えばすれ違いざまにちょんちょんと肩をたたいたとか、あるいは何か悪口を言われたとかというようなことも細かく拾い上げる。この拾い上げるという行為は、例えば教育相談であったり、あ

るいはそれぞれの学校でアンケートをしたり、あるいは子どもの訴えに耳を傾けるなど、さまざまな形で認知をしておりますので、これが認知件数が少ないのではないかと。むしろ県平均より多いわけですから、逆に今文部科学省ではこのいじめの認知件数というのは増えるのが普通であるという捉え方をしておりますので、そうした形で細やかに今捉えているというふうに考えております。

不登校の理由でございますが、今不登校と長期欠席という分け方をいたしますけれども、不登校というのは本人が余り学校へ行きたくないという感じ方をした場合でございますが、その理由は人それぞれでございます。当然教育委員会としては、それぞれの場合を把握しておりますけれども、個人的なにかかわるために、これが何人ということは申し上げることができませんけれども、友達にいじめられたからとかというよりは、これはさまざまなその子の家庭的なことや思いによって学校へはとりあえずとにかく今は行きたくないんだという子どものほうが圧倒的に多いということはお知りおきいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、いろいろと御指摘をいただきましたが、以前にもこの場で御答弁いたしましたように、各学校ではそれぞれの子どもに対してさまざまな働きかけ、努力をしております。また、学校で十分でない場合には、保護者も含めて、保健福祉局とも連携をしながら、先ほど申し上げた美作塾の学校相談、美作塾の責任者である元校長先生を初めとして、さまざまな方が動き、それぞれの親の思いを酌み取りながら対応をさせていただいておりますので、そのことは十分に御理解いただきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総括をお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）**

私も積極的に、時間の融通がきくときには傍聴するようにしておりますが、今後とも続けてまいりたいと思っております。

私は、教育問題を2問いたしました。学力テストと問題行動と双方で、私なりにシビアに見れば、数値上は芳しくない。8月19日の片山教授のお言葉を最後の締めさせていただきますが、地方自治で最も重要なのは、教育行政だということが思い出されます。さらに一層の精進が求められるのではないのでしょうか。これで3項目めの質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

4項目めをお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）**

滋慶学園への補助金1億5,000万円の市民団体の住民監査請求に対する決定内容についてということ——大きい項目は——質問の内容ですが、代表監査委員に質問するのは2つあります。どのような住民監査請求であったか。そして、この請求にどんな判断をしたかということでございます。

そして、執行部にお尋ねするのは、このたびの住民監査請求制度を踏まえて、この監査委員の判断結果をどう受けとめているかでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

住民監査請求の内容についてという御質問でございますが、従来から監査委員の立場としまして、結果的には却下ということになったんですけども、却下に至った場合は公表しないということで取り扱いをしております。そのため、今回のお尋ねに対しましても、議会での具体的な内容の公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

2点目の監査請求に対する判断ですが、先ほども申し上げましたが、受理をしましてから内容審査を行いました。その結果、住民監査請求に必要な要件を具備していない事実が認められましたので、却下という結論に至ったわけであります。具体的な内容につきましては、先ほども申し上げましたが、美作市の監査委員としては公表しないということにしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

岡野議員の2点目の質問に答弁させていただきます。

平成29年度の学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱に基づき適切に行っているものと判断しておりますが、岡山県との補助金協議の状況、建築工事の進捗状況など、議員の皆様へ丁寧な説明ができていなかったことなどが要因となりまして、決算が不認定となり、今回の監査請求が出されたものと思っております。

しかしながら、御質問いただいておりますことにつきましては、監査委員の合議により判断されたものでございますので、答弁は控えさせていただきます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、代表監査委員は、どんな監査請求であったかということに答弁がありませんけど。答弁をするように言ってください」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員が言われようことがちょっとわからないんですけど。

〔4番岡野鉄舟君「いやいや、どのような住民監査請求であったかということで、却下したということを代表監査、言うたんでしょう」と呼ぶ〕

内容ですね。

〔4番岡野鉄舟君「つまりどういう市民団体の人がどういう監査請求をされたかという内容、どうして答弁がありませんがなという言ってるんです」と呼ぶ〕

わかりました。

東内委員、どうですか、そこは。

代表監査委員（東内 義典君）

これは2回目ですか、1回目ですか。

議長（岡本 泰介君）

1回目です。

〔4番岡野鉄舟君「いや、1回目の質問ですよ」と呼ぶ〕

1回目です、内容について。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

先ほども申し上げましたが、審査として取り上げた場合は公表させていただきますけども、結果的に却下に至った場合は公表しないということですので、今回の議会においても内容について説明することは控えさせていただきます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「それはおかしいでしょう。一般質問というのは、行政の事務に対してできるんですよ。監査であろうと……」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。

岡野議員、代表監査委員のお話は、もう却下したら何も答えられないというふうな答弁だったと思います。判断した内容についても何も答えられないという答弁でしたので、今言われた内容も答えられないということです。

**4番（岡野 鉄舟君）**

だから、質問できないという根拠を言うてくださいよ、じゃあ。行政事務一般でしょう、一般質問で。

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと整理します。

[4番岡野鉄舟君「いや、事務必携にもちゃんと書いてあるじゃないの」と呼ぶ]

暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後2時05分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど答弁調整のために休憩をいただきました。

それでは、監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕**

大変長い休憩で申しわけございませんでした。

先ほど岡野議員からの御質問でございますけれども、これは監査委員の私が代表という形での答弁ではございません。監査委員は2名の合議体ということは岡野議員もよく御存じだと思いますけれども、あくまでも監査委員は合議、2人で話し合っ、その結果を出すというふうにはしておりますので、この今回の結果の話、却下ということについては合議で却下ということで取り扱っている。

内容については、岡野議員からの質問の中にもございますけれども、滋慶学園に対する交付金の支出について、監査委員の目でしっかりと見なさいという監査請求の内容でございました。また、内容については、その程度でおさめさせていただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、念のために申し上げますと、2回目です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

監査委員にまず質問いたします。

今言われました却下というのは、法律上どういう場合になされるかということを質問いたします。

それから、答弁の中で、具備していない各要件とありましたが、それはどういう要件であったかというのが2つでございます。

そして、平田心得に質問いたします。

私は、質問の中で、住民監査請求制度を踏まえ、このたびの監査委員の判断をどう受けとめるかと質問しております。で、質問なんです、今回ワンイヤー・ルールということで却下という判断があるんですが、これは補助金事務の適法性について、その保障というか、それを与えられたものと思うかどうかという質問でございます。2回目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

却下という意味についてですけども、審査をするに当たって、形式的な不備があるかどうか、これは監査請求の請求人が住民票が当地にあるとか、それから書類に不備があるとか、そういったものが形式的な不備に該当する場合、それから、これはごめんなさい、実質的に不備がある場合は請求人が住民でない場合ということですけども、そういった不備がある場合は却下ということと、それから内容について、今回の場合は審査の内容に入る前にその要件を満たしているかどうかというところが、実質的に1年以上経過をしているというものがあったということで、これは却下に該当するということで却下をしたと。棄却か却下かという言葉がいろいろありますけども、監査室としては、1年以上経過してるものについては審査の対象にならないという意味で却下という取り扱いをさせていただいたということでございます。

要件は全部申し上げるんですかね。

〔4番岡野鉄舟君「よろしい」と呼ぶ〕

よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「もうよろしい」と呼ぶ〕

はい。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

岡野議員の2回目の質問に答弁させていただきます。

監査請求の適用性という御質問だったと思います。

〔4番岡野鉄舟君「何」と呼ぶ〕

適用性、監査制度……

〔「しっかりせんかい」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

交代ですか。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

補助金義務について、大いにその補助金の支払いとか額とかさまざまなものが適法かどうかという判断を求められるケースはあります。それはそのとおりです。それについては、今回監査委員は判断しておりません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

市長はよくわかっていらっしゃる。つまり却下してるわけですから、その実態について適法かどうかということは判断をしてないんです。裏を返せば、違法であれば違法のままであるということなんです、今はね。これは公定力と言いますが、適法性の推定を受けているだけであります。

それで、監査委員に3回目の質問を2ついたします。

1つは、住民監査請求は一体何のためにある制度ですかというのが質問の1点目です。

そして、今事務的な話になりますが、1年以内に当たらないかどうかということは、実質的に監査事務局で書類を受け取っても監査行為そのものに入ったとは思いますが、この辺をどう考えられますか。このことはひとえに公表をしなければいけないことと、陳述の機会を与えなければいけないということに法律上リンクをしている、非常に重要なことであります。その2点をお聞きます。

議長（岡本 泰介君）

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

住民監査請求は何のためにということですけども、これは一般的な話になりますけども、行政のなりわいを監査というか、住民一人一人が個別に質問するわけにいかないので、監査請求という形をとって、行政の措置が間違っているかどうか、それを監査委員が第三者的な見方で判断してほしいという意味で出されるもんだと思います。ですから、個々住民の全ての人々が持っている権利だと思っております。

それから、1年以内という判断をした理由ですか。

4番（岡野 鉄舟君）

監査行為ではありませんかということ。それを判断したことは、監査行為そのものではありませんかということ。

代表監査委員（東内 義典君）

先ほど言われたのは、もう既に審査が入っているじゃないかということですよ。

要件として、先ほど形式的、実質的な要件というふうに申し上げましたが、その形式的な要件の中で、項目として、1年以内であるかどうかということの判断材料が入っております。ですから、形式的な判断で1年を超えているので、審査に入る前に却下をしたということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総括です。

私は、住民監査請求はこういうふうに理解しております。

1人の市民でもできるわけですから、市長はもう当てにならんと、18人の議会も当てにならんと、最後のよりどころは代表監査委員というか、監査委員2人のところにかかるとんだと、こういう制度だろうと私は思います。今事務的に言われたことは、それはもう誰もがわかっていることでございます。

それと、これは質問はできないんで言いつ放しになりますが、決定書を私も拝見いたしました。その中で、昭和62年2月20日の要するに違法な財務行為があつて、それを承継した、それを怠る事実で請求できるという部分についてあるんですが、そのときの最高裁判断は、引用しるところを言ってるんじゃないで、怠る事実については、なお継続的なものと一緒に、ずっと時効にかかることなく請求できることですよ。ちょうど最高裁の判例の3ページに書いてあるんですが、私も何度も読みまして、そういうふうに思っております。ですから、引用の仕方が間違っていますよと。だから、これは私が言いつ放しですから、代表監査委員が答弁したということじゃない。聞き流していただければいいかなということでございます。

以上で非常に長く時間をとらせてしまいました、この質問は終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、5項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

項目は、滋慶学園の補助金1億5,000万円に関する県との協議、議会答弁を踏まえた検証についてでございますが、私が聞きたいのは、平成28年6月、8月で県との協議をされてる市と滋慶学園が県庁の医療推進課に行ってる。私は、その後、県庁の医療推進課にも同僚議員と行ったりして確認をしとる上ですが、要はその結果は何かといいますと、指令前着工の場合は補助金は出ませんよということを平成28年に市と滋慶学園にもう引導を渡しているわけです。それで、今度は平成29年度に補助金の申請があるわけですが、これを受けて市内で共通の認識をした上で、滋慶学園と何を協議したかというのが1つ目の質問です。

2つ目は、その協議を踏まえてどんな指導をしたかというのが2つ目の質問です。答弁漏れといいますか、答弁がずれないように、私が聞いたことに対してお答えいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

失礼します。岡野議員の質問に答弁させていただきます。

学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては、平成28年3月議会で、平成28年度予算執行額1億円、平成29年度への債務負担行為9億円として議決いただき、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱に基づきまして、平成28年6月2日付で補助金の交付申請が提出され、書類審査を行い、妥当と認められたので、同年6月10日付で、平成28年度1億円、平成29年度9億円を交付するとして、補助金の交付決定を行い、美作市スポーツ医療看護専門学校の建設費等補助金交付要綱により、学校法人大阪滋慶学園から契約書、支出を証明する書類の写しなどの関係書類の提出を求めるとともに、工事の内容、進捗状況などを確認し、平成28年度の補助金として1億円を交付しております。

平成29年度におきましては、平成29年4月1日付で、補助金等計画変更申請が提出され、同日付で、補助金の総額を10億円から、7,616万8,000円減額し、補助金の額を9億2,383万2,000円としております。

平成29年10月20日に追加工事について相談を受け、内部で協議を行い、追加工事に係る補助金を1,600万円増額することとし、学校法人大阪滋慶学園に同年11月6日に市の方針を伝え、同年12月6日に了解を得ておるところでございます。

平成30年3月5日付で、2回目の補助金等計画変更申請が提出され、同年3月9日付で1,600万円を増額し、補助金の総額を9億3,983万2,000円としております。

これら補助金の一連の事務につきましては、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱により、学校法人大阪滋慶学園から契約書、支出を証明する書類の写しなどの関係書類の提出を求めるとともに、工事の内容、進捗状況などを確認し、平成30年3月15日付で補助金の確定を行っているところでございます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、私の質問に対して答えてないじゃないですか。冗長な丁寧な説明をいただいたけど」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

平田心得、先ほどの質問は、補助金をもらえないことをお互いにわかって、それで何を協議したのか、どのような質問をしたのかということであって、今の答えはずっと補助金を出した経緯のみに終始されてるように思うんですけど、この質問の内容と少しずれてると思いますが、この質問についてはどうですか。先ほどの心得は、補助金を出した経緯をずっと述べただけで、岡野議員の質問には答えられてないように思うんですけど。

企画振興部長心得。



**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

まず、補助金がもらえなかったと、それ以降についてどのように滋慶学園と協議したかということについてでございますが、補助金の岡山県との協議の状況におきましては、学校法人大阪滋慶学園の当時大原総合支所内に設置をしておりました専門学校等の準備室の職員が同席しておりまして、その内容については理解をされていると思っております。

しかしながら、本市の職員が学校法人大阪滋慶学園の職員といつ、どのような協議をしたかということにつきましては、これまでもいろいろ答弁させていただいておりますけれども、経緯を確認することができる書類を確認することはできませんでした。ただ、先ほども申しましたように、同じ支所内に席を同じようにしておりましたので、具体的な協議はなされているものと思っております。しかしながら、先ほども言いましたように、その記録を確認できていないという状況になっております。

〔4番岡野鉄舟君「何を指導したの。何もしてないんだ」と呼ぶ〕

指導についてでございますが、具体的なことについては、私のほうでは確認できておりません。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問です。

平田心得、準備室にも私は事前通告してるわけですけど、準備室があれば準備室は、例えば岡野議員からこういう質問が出ると、どういう協議をしたのかなと行ってちゃんと事前に調べておけば済むはずでしょう。だから、今のは要するに私の質問に対する答えになりませんよ。だから、どういう協議をされたんですかということですよ、質問は。2回目の質問ね。そして、どういう指導をしたのかと。ないならないでよろしいわ。その次の私の3回目の質問の参考にしますから。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

2回目の質問に答弁させていただきます。

事前に通告を受けたことにつきましては、前任者等にも確認いたしておりますけれども、先ほども申しましたように、記憶が曖昧な部分があったりして、また当時の記録が存在してないということがありまして、お答えできない状態になっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

今やりとりを伺って、今までの議会におけるさまざまな議論と議員のサイドでもずれがあり、答弁にもずれがあったと思います。

御質問の通告を見てみますと、平成28年6月22日、8月4日、市及び滋慶学園は、県との協議の結果、滋慶学園は平成28年秋の着工延期はしないので、県の補助金はもらえないことを相互に了解しているという前提で書いてある。それがまず相当違ったという可能性があります。それは、岡野さんの御主張はわかりますけれども、何度も申し上げますけれども、補助金があるのであればこの議論はあり得るんです。補助金制度そのものが県の場合に、平成27年においてはあると言って大丈夫だという議論があったわけですが、28年度当初になって見てみるとないということがわかったので、前も言いましたけれども、これをあるように

しなければいけないでしょうという議論をさんざんさせていただいたと思っております。県としては、あるようにしようとは思わない話もあつたんですけども、現在までそれが無いということですので、まずその議論の前提として、県の補助金がもらえないじゃなくて、補助制度の存在、不存在という議論が抜けているというふうに思います、今の時点から見れば。

もう一つは、これまで議論がありましたように、市の担当戦略監が平成28年12月とか29年3月議会等においても、29年度にももらえる可能性を言及しておりますので、ここは県との関係に相当の誤解があつた。その誤解については、我々は大変申しわけないというふうにおわびをしておりますが、そういう状況のもとで、議員がおっしゃつたような前提での協議がなかつたというふうに判断をせざるを得ないというふうに思いますので、質問とそれから答えがかみ合っていないということで訂正をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目ですか。

**議長（岡本 泰介君）**

3回目になる。

**4番（岡野 鉄舟君）**

9月議会でも私は申し上げました。28年6月22日と8月4日と、加えて10月5日のこと、向こうの担当と担当の上司を踏まえて確認をしとるわけですが、私一人じゃなくて。それは、28年度秋に着工しなければ29年度補助金をあげますよと。ただ、あげる場合には、交付要綱がありませんから、県は当然つくります。ただ、その補助金交付要綱の分は、今回の通告内容を見ると、岩崎議員が後から詳しくされるようになっておりますので、私は時間上言いませんが、確実に岡山県は出しますよと言ってるんです。だから、それを踏まえれば、ちゃんと滋慶学園の担当と市から行ってる3名は、ちゃんとなるほどねと。もし秋に着工しなければ翌年度補助金がもらえるんですねというのをちゃんとわかつて、帰っておられるわけです。

私の今回の質問は、それを踏まえて、どういうふうにしたかということ暗に聞いたかったんですが、今執行部の理解の程度が、それだけじゃ、もう質問とあれがかみ合わないんで、本件に関してはもう私は質問をやめます。

ということで、私なりにやめますと言って尻切れとんぼも珍しいことになりますので、一言申し上げますと、こういうことです。つまり了知しているというときは、本来協議すべきなのは、滋慶学園さん、あなた残念だけど、1億5,000万円は自腹でやってくださいよと、補助金は出ませんよと、こういうのが正しい補助金の交付事務ですということです。これをすりかえて、補助金の交付要綱があるから、それに基づいて出したという議論とは全く別なんです。ということです、私の考え方は。そういうことで、これは総括したいんですけど。ほんなら、また市長から言われるんなら、また総括言いますけどね。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私の記憶をたどりますと、着工前の同年の10月に県に行ってお話をしております。どういうお話をしたかという、普通の都道府県ではいつもそうなんですが、指令をすればいいわけなんです。つまり補助金交付要綱をつくって、指令をして、わかつたって言つてしまえば指令前着工みたいな議論はなくなるんで、そのようにお願いをしたいと。岡野さんもおっしゃるのように、出す気があるのであれば、わかつた、じゃあ指令

をするからと言ってしまえば、それで補助金は出せるのですよ。そういう時間的余裕が随分あったわけですね。したがって、私は時間的余裕の中で、県に対して指令前着工はだめだとかというのはわかっているけど、指令を出せばいいじゃないですかというようなことを含めて、補助金の交付要綱、その他についてしっかりと協議をしてください、あるいは指令前着工というものが許されるというケースもあるので、どちらでもいいんですけども。指令をするか、指令前着工を許すか、どちらかにしてちょうだいねということを県庁に行ってお話をした覚えがございますので、つまり何を申し上げているかという、県のお考えは、今この時点で岡野さんがおっしゃったことが正しいかどうかはよくわかりませんよと。岡野さんはいつも、自分の頭の中にあることが全て正しいというようなことをおっしゃいますけれども……

〔4番岡野鉄舟君「そんなことを言っとらんよ」と呼ぶ〕

物事にはさまざま見方があるということでございます。

〔4番岡野鉄舟君「それはあなたと一緒に」と呼ぶ〕

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総括ね。

議長（岡本 泰介君）

はい、総括してください。

4番（岡野 鉄舟君）

それではまず、指令を出しなさいと言って補助金適化要綱に反するんじゃないから、県はよう出しませんわ。

もう一つ、指令前着工を認める際というのは、確かに介護施設の場合はあるんです、私どもいろいろと勉強しますと。ただ、看護学校の場合はなぜかないんですよ。なかったんですよ。だから、これも県のルールであるということでございます、私の感想を言えばね。

以上、これで5番目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、6番目に入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

大雨による入田川の増水の排除対策についてということでございます。

私がなぜこれを質問するかと申しますと、10月21日に林野で開かれた行政懇談会に行っておりました。防災の一般質問をされた中山議員も行っておられたんですが、私は後ろのほうで聞いておりました。入田の方が何とかしてくれんかと、こういう質問だったんです。

後ろの議員の方は見えませんが、これがゼンリンのA3の両面の分の真ん中をコピーして、ここの赤のところはこれが入田川で、ここが梶並川に直角に排水口がある。ここが勝英地域事務所、ここにセレマがあるんですね。こういう入田川についての質問をさせていただきます。

ついでに、写真を撮りました。これがちょうど東側の対岸からセレマのところを撮った。ここが入田川です。浸水している家屋があるのは、ちょうどこのあたりと、こちら側にもあるという、ここのことなんです。この真ん中の写真は、対岸の岸のところから、この排水路を撮った写真です。

一番下は、ちょうど3日前に、一番対岸の近いところのおうちの方にお会いできて、ちょっと写真を撮らせてもらえるかということをお聞きしまして、それで、岡野さん、いいよ、どうぞ撮ってねということだっ

たんで撮らせてもらった。

ところで、前回のときにどこまで浸水したんですかと言ったら、奥さんが言われたのが、岡野さん、ちょうどこの胸のあたりまで来たんですということで、この家のちょうどこのあたりぐらいまでがずっと浸水をしたこととなります。一番隣、ガラスの窓があるおうちなんです。ということです。

この質問について、これから質問をするということでございます。

項目は、大雨による入田川の増水の内水排除対策についてということでございます。

質問は3つあります。

1つは、時間雨量50ミリの雨が降ったときに入田川はどのような状態になるかということでございます。

2つ目は、排水ポンプを例えば設置するというのは、何も内水氾濫については、入田だけじゃなくて市内にはいろんな箇所があるんですが、そこで考えられるんが、排水ポンプを設置することが考えられるんですが、例えばそれであれば、どこに設置をすることなのかということでございます。私、素人なりに思ったのが、排水路の例えばこれが直角に行ってるわけでございますので、川の流れといえ物すごい水圧がかかるので押し返す力があるんで、例えば分岐する排水路をつくるとか、そういうことが考えられるんじゃないかなということを思うわけですが、例えばこれ以外の対策として何か考えられませんかという質問3つでございます。よろしくお願ひします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

入田川の流末地域について言うと、私が市長に就任させていただいて以降でも複数回浸水、それも床上と言っている浸水がございまして、本当に私どもとしても何とかできないかというんで、心を痛め、さまざまに検討、指示をしてきた案件であります。過去の例で言いますと、50ミリ以下の雨であっても、梶並川の水位が上がってれば浸水が起こる、そういう経験がありますので、入田を含めて全域に50ミリが記録されますと非常に危険というか、恐らく高い確率で浸水というか、水かさが上がってくるだろうというふうに思います。

したがって、何らかのことをせないかん。これは、美作町時代からずっと懸案で残った課題でありまして、いろんなことを考えた中の一つが排水ポンプということでありますが、排水ポンプで処理できる水の量っていうのは内水だけの場合なら処理できるんですが、河川の水位が増して、その河川から逆流してくる水っていうのは、いわゆる（聴取不能）しなくなってくるんです。内水だけでありますと大丈夫なんですけども。内水が引いた瞬間に川の水が入ってきたんじゃあ、これはもう力負けするということでありますので、入田川についてはポンプだけだとやや無理があるだろうなと思います。

そこで、行政懇談会、岡野さんがおられたのは知りませんでしたけれども、私としては、御質問があったときに、自分もあそこを何回か歩いてみました。さまざまに見てまいりましたところ、桜川団地のところに井堰があって、そこからサイホンとかいろんな形をとって入田を通り、そして湯郷に給水をする農業用水路が上をまたいでいるのを確認できるわけでありまして、洪水時には通常農業水の入り口を閉じる、あるいは途中で落とすということによって、農業用水が地域の被害の原因にならないように対処することになっておりますので、そのときにおいては農業用水を流すための流量、流下能力があいているわけでございますので、そのあいてる流下能力の限度においては排水に使えるだろうと、こういうふうに思っておりますので、あそこの農業用水が活用できて、それを分流をして、入田川の農業用水——あれは（聴取不能）になるのかな、（聴取不能）ですね——山側についての農業用水よりも奥側の水の何割か、できれば全部を農業用

水を使って南側へ持っていき、そしてどっかいいところで梶並川に落とすということが効果的な対処法かもしれないと思ってるんだというようなことを行政懇談会では申し上げさせていただき、そのことは、当然担当がいますんで、担当部長にもこういうことで考えられないのかというようなことはお話をしていると、こういう状況でございます。

ただ、農業用水関係者の理解も要りますし、どれぐらいの流量が流せるのかとか、流すためにどうしたらいいのかとか、そここのところの工夫が工法上も、技術上も相当検討が要ることは確かでありますので、また検討の結果がこうなりましたというようなことについては何ってはいないということでもあります。やるとなれば、恐らく単市の事業に多分なるでしょう。単市の事業になりますので、ちょうど緊急防災の制度があります。緊急防災っていうのは、単市をベースとしたときに、緊急防災にするための起債があって、これは7割の国庫負担額にたしかになっていまして、国としても、3カ年というのはちょっと難しいかもしれないんですが、ぜひ使いなさいという指令が出ていて若干まだ余りがあると。なお、今回の関東、東北の災害を経て、緊急防災のがもうあと2年しかない中での災害があったもんですから、全国市長会としてはこれについて延長するよという強い要望を出して、多分これは採択をされるだろうというふうに思いますんで、最終的にことし、来年、再来年の3カ年だけじゃなくて、もう少しいろいろあるんですけども、こういった市としてやれることがある場合の支援策ができていて、県に頼んでもなかなか動いてくれないというときにはこういったものも活用しながら具体の作業につなげていきたいと思いますが、言いましたように、そのための基礎的な技術論の工法の研究を急がせなきゃいけないと、こんなふうに思っているところであります。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「関係部長は答弁しないの」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

関係部長、ありますか。

建設部長、よろしいか。

〔4番岡野鉄舟君「したくてしたくてうずうずしてるのに」と呼ぶ〕

市長が皆言われたということです。

〔4番岡野鉄舟君「大は小を兼ねるって」と呼ぶ〕

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問ね。

議長（岡本 泰介君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、質問を指南しますね。

1つは、排水ポンプを設置する場合に、具体的にどのようなところに設置されるのか。市長は、今そうは言われましたけど、例えばこの辺にするとか、それで今傍聴に来ていらっしゃる方もおられるわけです。それが1つ目の質問と、もう一つは、これが梶並川と直角になってるんですね。河川工学的に言えば、物すごい水圧が向こうに行くんじゃないかと思うんです、何ぼこれが下がっていても。それで、例えば、専門的にはようわかりませんが、これを斜めにやってここに弁を設ければ、一つは強い水力、河川の流れとそれからこっちのをしたときに、こちらの水が逃げていくという表現が正しいかどうかわかりませんが、うまく向こうに行くんじゃないかなというふうに思います。ここをつなごうとすれば、占用許可をとらなきゃいけ

ませんが、そういうふうによれば、今市長が答弁された山際っていうのは今ここにありませんけど、これが向こうに行つてこういうふうにすることだと思うんですが、それはそれでええんでしょうけども、質問の2つ目は、例えばここに分かれた排水路をつくることと、ほかに対策というのはないんですかという質問です。

それから、大事な質問をして、私が答えを言ってしまったようになるんですが、前は去年の7月ですか、23ミリの時間雨量が降ったんです。そのときに、ここまで来たんです、ここのおうちの方が言うのには。じゃあ、50ミリだったらどうなるんですかというのは、私は全くの素人ですから、この辺は行政として、特に消防長あたりはその辺ようおわかりだろうと思うんですが、答弁はどなたがされてもいいんですが、どういうことが想定されますかという、その質問をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

消防長。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、排水ポンプの設置場所のまず御説明をしたいと思います。

先ほどもパネルのほうにございましたが、入田川が梶並川に注ぐ堤防上、こちらに一応今の状態であれば、そこに2台の設置を考えておりますが、他の浸水想定地区もございますので、その設置台数でありますとか設置場所については、状況を加味しながら柔軟に対応をしていきたいと思いますが、一応今御答弁させていただいたとおり、設置場所については、入田川が梶並川に注ぐ堤防上、そこに2台を設置予定というふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

それでは、先ほど議員がおっしゃいました直角になっているから水がはきにくいんじゃないかということでありまして。確かに梶並川の水位が上がって勢いが強いのに対して直角に入田川が入ってくることになれば、その流れに負けてしまうということはあるかと思えます。

一番の問題としましては、やはり入田川の河床の水位が低いということで、梶並川の水位が上がったら逆流してしまうということなんで、今はゲートがついております。梶並川の水位が上がればゲートを上げて梶並川の逆流を防ぐということになっております。ただ、そうしますと、入田川からの水がはけないということで、内水被害が生じてしまうということで、カンを抜くということになりましても、梶並川の水位が高いところにカンを抜いてもやはり梶並川の水位が強いで、なかなか入田川の水をはくことは難しいんじゃないかと。フラップゲートというて、梶並川の圧力がかかれば閉まるようになって、梶並川が下がればあいて、入田川に出るようになるんですけども、梶並川の水位が上がるとゲートは閉まってしまいます。結局水門をつけると同じような状態になるので、それを解消しようと思えば、梶並川の水位が上がったときに、それよりも高い位置に抜くような工法を考えなくてはなかなか抜くことは難しいんじゃないかなということ、先ほど市長の話にもありましたように、農業用水を利用して別の経路に流すと。全ては流せませんけども、一部を流すと。それで、新しく導入したポンプと併用して、浸水地域に入ってくる水の量をちょっと減らす。それから、減らすことによって、上がってくる水位を抑えるとか、来る時間をおくらせるとか、そういう効果が望めるんじゃないかということで、現在研究をしているところでございます。

〔4番岡野鉄舟君「50ミリの雨が降ったどうなるかって」と呼ぶ〕

50ミリとなりますと、梶並川の水量のぐあいにもよりますんで、でもかなりの被害が出てくると思いま

す。昨年が23ミリということでそんだけの被害が出ておりますので、梶並川の水位の状況によってはさらに水位が上がるということは可能性として考えられるということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目やね。

議長（岡本 泰介君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

いろいろと入田の方とお話をしまして、私も十分に理解しにくいところもあったんですが、こう言われまして。例えば前回の23ミリ降ったとしても、向こうの交差点のところまでつかると。どうしようもなくなると。ポンプで仮にやったとしても、ポンプを置く消防隊員の安心・安全も考えにやいかず、間尺に合うんかなど、例えばこういう疑問を呈しておられました。

やはり僕はこれ、もう入田だけじゃなくて、ほかのところにも内水排除をせにやいけんところはあります。それぞれの地域に合った内水排除対策というのを、段階をステップアップしながら考えていく必要があるかと思えます。雨が降れば梶並川の水が流れると。もうそれはシミュレーションをしながらやっていただかにやいけんと思えます。

へえで、市長も言われましたが、3番目の質問なんですが、私の言いつ放しでもいけません。善処するという聞き放しでも困ります。一つ約束をいたしましょう。内水排除対策について関係部署と連携をするというふうなそれ的な御答弁であったと思えますが、じゃあいつごろまでにされるかということです。次は、3月はちょっと早過ぎますので、例えば6月議会にはこれの追跡で関係部署の検討結果の質問をさせていただこうと思えます。ということで、いつごろまでにある程度シミュレーションをしながらそういうあれをされますかという最後の質問です。

議長（岡本 泰介君）

誰が取りまとめる。

〔4番岡野鉄舟君「それは部長しか答えれまあ」と呼ぶ〕

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

先ほど出ました農業用水を使う件につきましては、既に現地を歩いたり、水利組合者というんですか、水利権者ですか、に当たって調整をとって今おるところです。

先ほど市長の話の中にもありましたように、緊急自然災害防止対策事業債という70%の国の財政措置が受けられますので、それらを目指しておるところです。ただ、3年度に間に合うかということは今明言できませんけども、そういう事業が、今市長も言われましたように、市長会を通じて国のほうへ要望しておりますので、国の動向を見ながら、延長になればそういう事業に積極的に取り組んでいけたらというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

部長、災害は待ってくれませんか。何を置いてもやらにやいけません。

さきの防災訓練で、市長の答弁にこうありましたね。全部は覚えておりませんが、印象に残ってる。今まで市長は非常にいいことを言ってきておられるけど、今回は物すごくいいことを言われますなど思うて感心したんですが、こういう言葉でしたね。災害については、精進をせにゃあかん。精進すりゃあできると、こういう発言があったと思います。

部長、真摯な気概を持って精進をしてください。そういうことで、この質問の総括を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ続きまして、7項目め。

**4番（岡野 鉄舟君）**

7項目め、ちょっと時間が余り過ぎたなという感じもいたしますが、質問いたします。

項目は、令和元年度プレミアム付商品券事業についてということで、事業の仕組みはどうかというのが1つ目です。

そして、2番目は、申請率はどうかということでございます。まず、1回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

岡野議員の7項目めの御質問でございます。

令和元年度プレミアム付商品券事業の事業の仕組みはどうかという点でございます。

令和元年10月1日からの消費税引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためプレミアム付商品券を発行する国庫補助事業でございます。1人当たり上限2万円で、5,000円分のプレミアム部分がついた2万5,000円の商品券を購入することができまして、プレミアム部分の5,000円につきましては全額国庫補助となっております。

使用可能店舗数につきましては、美作市、それから西粟倉村の229店舗となっております、対象者は令和元年度の住民税非課税者の方で5,561名、それから3歳未満のいる子育て世帯主552名となっております。

なお、今回の商品券につきましては、公共料金も使用可能なことから、市営の病院での治療費、それから国保税、水道料金にも御使用をいただいております。

また、令和元年度住民税非課税者の方に対する申請期間でございますが、当初は本年11月30日までとしておりましたが、期間を12月27日まで延長をしております。

次に、申請率につきましては、住民税非課税者の方の申請率が10月28日時点で37.99%となっております。3歳未満のいる子育て世帯につきましては、申請の必要はなく、直接各世帯、全世帯の自宅へ購入引きかえ券を配布しております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点は、今全額国庫補助と、こう言われたんですが、この事業に係る予算額とその予算額をどういった項目にどれだけの金額を充てるようになってきているかという質問でございます。

それから、申請率が10月28日現在で約38%と言われたんですが、11月末の申請率は幾らでしょうかというのが2つ目の質問。



それから、3つ目の質問でございますが、確かに県平均が約33%でして、上回っているものの、約3割超となっているものの、依然として私は申請率は低いと思います。この原因をどういうふうに分をされているかという3つの質問をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ、ただいまより10分間休憩します。

午後2時57分 休憩

---

午後3時08分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁から入りますが。

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

2回目の御質問でございます。

まず、予算額というところでございますが、総額で1,367万円、事務費の部分での予算額となっております。大きなものとしましては、委託料。これは商工会、郵便局、情報公社といったところの委託料でございます。あとは、人件費それから通信運搬費が主なものとなっております。

それから、11月末の申請率でございますが、39.38%となっております。

それから、原因につきましては、商品券を購入する際に現金が要るとか、それから手続が面倒である、それからなかなか交換するのに手間であるといったような声を聞いております。これは、全国的に新聞にも報道されておまして、そういったことが原因であるかと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問です。

11月末が39.8ですから、約1カ月間で2%ぐらいしか増えてないと。依然として低いということになるんですが、たしか、このパンフレットを見たんですけれど、来年の3月末までだと思うんですが、この申請率を1カ月延ばしてる経緯があるんですが、単に延期するだけじゃなくて、何か工夫が必要だと思うんですが、これは今後どのように工夫をされるのかということでございます。

それから、ちょっと意地悪な質問でございますが、いわゆる国の言うこのプレミアム付商品券事業は地方創生事業に役に立っているかという質問でございます。これは素朴な答弁でよろしいんですけど、地方創生とは一体何かといいますと、ちょうど岩手県知事をされた増田さんが人口減少の委員会の座長をされて、何とか人口減少、出生率も増やさにやいかんというあたりを言われて、それで地方創生が選挙対策の一環としてできたという経緯があるんですが、いわゆる本来の国の目指す地方創生の事業にこのプレミアム付商品券事業がかなっているかという質問でございます。

以上、2点です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

まず、申請率の向上につきましては、先ほども申し上げましたが、申請期間の延長を一月しております。それによりまして、一人でも多くの対象者の方が利用できるように、問い合わせ等に対しましては丁寧に対応してまいりたいと考えておりますし、周知につきましては告知放送などを活用して周知してまいりたいと考えております。

それから、地方創生に役立っているのかというお尋ねですが、プレミアム付商品券事業は、先ほども申し上げましたように、消費税の引き上げによる家計の影響を緩和するとか、地域の消費を下支えするといった目的で実施されておる国の事業でございます。そういった商品券を使用されるということで、地域に対する経済効果がいずれは出てくるものかなと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括でお願いします。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

部長、そこからここまで歩いてくるのに大分時間があるわけですよ。もうちょっとまともな答弁ができるんやないかなと思った次第ですが、私の答えを言いましょう。

要するに、増田さんが言うておられるように、人口減少を防ぐためにやってるということですから、つまり裏を返せばとりもなおさず合計特殊出生率を上げるということです。

もう一つは、社会減を減らすということです。つまり非正規雇用、ちょっと話がそれますが、きょう山陽新聞の冒頭に大きな見出しで、非正規雇用にボーナスを出さにゃいけんというような記事がぱっと出とります。例えばそうすることによって、これがまさに地方創生だと思います。つまり美作市内におられる非正規雇用の方が、ああ、それならばまだ美作市におろうかと、東京に出ていくのをやめようかと、こういうふうになるわけなんです。プレミアム商品券は、苦しい答弁を今部長がされましたが、合計特殊出生率のアップにもつながってないし、つまり非正規雇用の方が美作市にとどまろうというような効果はないわけです。だから、答えは、いわゆる地方創生事業にはなっていないということなんです。じゃあ、何になってるのということなんです。ある経済研究所の答弁で締めくくれば、政府が生活に困っている人を支援しているというパフォーマンスの意味が大きく、政策効果は薄いというふうにある経済研究所の方が言っていっちゃいます。

これで私の質問を終わります。

#### 議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番4番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

#### 6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、ただいまより2019年12月議会での一般質問を始めさせていただきます。

私は、今回、減り続ける美作市の人口、2番目に国保会計において均等割の削減をということと、3項目めとして公共施設の和式トイレの洋式化の取り組みについて、そして4番目、ジビエ関連事業について、この4項目で質問をさせていただきます。

1番目、平成27年8月31日付で、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、美作市の人口ビジョンを策定しています。それらの達成状況をお尋ねいたします。

美作市の人口は年間約130人が生まれ、約600人が亡くなるという現状で、2019年11月1日現在の人口は2万6,059人となっております。人口ビジョンでは、2040年の人口を2万5,000人を確保するために必要な戦略は、美作市まち・ひと・しごと総合戦略で取り組むとされていますが、一方国立社会保障・人口問題研究所

の地域別将来推計人口によりますと、2050年の人口は1万9,140人になるとされております。では、どのような総合戦略を立ててこの2万5,000人の目標について取り組んでいくのか、まず1回目お尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

倉地議員の1項目めの御質問に答弁をさせていただきます。

減り続ける美作市の人口について、総合戦略、それから人口ビジョン、それらの達成状況を尋ねるという御質問ですが、美作市の住民基本台帳に基づく総人口は、過去5年間、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計を上回っておりまして、平成31年3月末時点において社人研の推計に基づく2万5,964人に対しまして2万7,604人であり、依然として上回っている状況が続いております。

なお、市のホームページで公開しております出生者数と死亡者数の平成27年度から平成30年度までの4年間の平均は、出生者数が年間150人以上、死亡者数が年間510人余りとなっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

人口ビジョンについてですが、私が資料として利用した数字は、市のホームページではなく、岡山県の毎月流動人口調査によるデータであったため、ホームページの人数とは異なっておりますが、人口ビジョンでは2020年の人口を2万7,295人としています。そして、先ほど言いましたように、2040年には社人研の数字では1万9,140人となるのを2万5,000人にするための戦略が立てられております。

その中で、自然増減に関する数値である合計特殊出生率について、先ほど岡野議員もいろいろお話しされましたが、2015年時点での1.57を2020年までに1.80に、また2025年までに人口置換水準プラスアルファである2.10まで引き上げることを目標とされています。その理由として、人口維持のためには、人口置換水準を超える合計特殊出生率を達成できないままであると、人口維持のためには未来永劫社会増に頼らざるを得ないことになるが、それは我が国全体の人口を考えると望ましい姿ではないとしております。結局、よその増加を美作市だけで増やすということにはならないということでしょうか。そのためには、若い子育てを美作市でしたいと希望する人を増やしていかなければなりません。2020年において49歳以下の人口を1万1,445人、2019年4月1日の65歳以上の人口、高齢化の人口ですが、総人口2万7,604人のうち40.1%の状態です。現時点で49歳以下の人口はどのように把握されておられますでしょうか。

まち・ひと・しごと創生総合戦略でこれらの目標を達成するために取り組んでいるところであるが、何よりも求められるのは、彼らのなりわいを保障する働く場所の確保であると思います。それらの取り組みはどのようにしているのか。

ソフト面では、新婚さんいらっしゃい、あるいは出産祝い金の増額、若者向け市営住宅の整備など、たくさん評価することもあります。団塊の世代がこれから高齢になっていく人口ピラミッドにおいて、人口ビジョンの達成のためには、49歳以下をターゲットにした社会増を図り、その社会増が自然増に資する必要があると言っているが、その戦略についてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、本年4月1日現在の49歳以下の人口でございますが、1万1,561人で、人口全体の41%を占めているという状況でございます。年代別に申し上げますと、9歳までのゼロ歳代が6.2%、10代の方が8.0%、20代の方が7.6%、30代の方が8.7%、40代の方が11.2%という状況でございます。

総合戦略の中では、働く場所としまして、新規産業団地の整備と誘致促進を事業として上げさせていただいております。美作岡山道路が中国自動車道と接続されたことなど、市の立地条件としての優位性が高まっておるところでございますので、道路を含めた交通アクセスの進捗状況によりまして、産業団地の造成あるいは企業誘致を進めていくこととしております。

それから、11月25日、先日には本年度第3回の総合戦略推進会議を開催しておりまして、委員の中から御意見もございました。第1次、2次、3次産業、どの分野においても所得が上がって行って将来性がないと人口の増加にはつながらないと、継続的な取り組みをしてほしいといった御意見をいただいております。

今後、第2期の総合戦略の策定をまいります。各種事業のデータに基づいた分析ですとか事業の検証を行いまして、また推進会議での委員からの御意見、それから若い世代の方々の御意見も参考にしながら、社会増、そしてそれによる自然増となるような戦略を策定してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

人口ビジョンの中で、美作市の人口のピラミッドというのが出てるんですが、今答弁の中でも20代、10代、それ以下の部分がもうずっと極端に細くいうか、人口比率で低くなってるわけなんです。ということは、これから美作市で結婚して、子どもを産み育てていこうという世代の人口がもう先細りになるというんか、こういった中でどうしてその特殊出生率を2以上に上げていくのか、このことにどう取り組むのかというのは、結局本当に目標に沿った人口に持っていく最大の課題になるというふうに思います。折しも県のほうで出生率、40年までに2.07に取り組むということで、おかやま出会い・結婚サポートセンターがかかわった結婚指数、19年に93組だったものを5年後までに500組にすると、24年ですね。それから、県の保育士・保育所の支援センターがかかわった保育所などへの就職者数を87人から520人、5倍以上に増やしていこうということを県のほうも、次期素案のほうで打ち上げてるだけですね。こういったことに美作市でどのように取り組んでいくのか。先ほどから言ってるように、人口特殊出生率を2以上に上げていくっていうのは、もう今の状況を見たときにそんなことができるんだろうかというふうな状況じゃないかと思うんです。

そういった中で、この人口ビジョンを目標どおり達成していくためには、何度も言うようですが、若者が美作市に住んで、仕事を得て、そしてそこで結婚し、子どもを産んで育てる、こういうことが爆発的に起こっていかねばこのようなことは期待できないと思いますが、そういう戦略について具体的に、先ほど言った美作岡山道の連結点とかそういうことで、まだ何も影も形もないものに期待をするというよりも、しっかり美作市で産業とかに取り組むことについて、そういう展望をお示ししたいと思いますが、

市内でも、とにかく後継者がなくて空き店舗がシャッターが閉まったままになってるところとか、そういうところがいっぱいあるわけです。それで、空き店舗を活用した事業なんかも総合戦略の中にも含まれておりますが、そういったところへ支援隊などの人たちを呼び込むというんですか、後継者がいないからということで次々商売を続けていけなくなってるようなところがあるんで、そういったところをぜひとも何とか活性化する、そういうことにもぜひとも取り組んでいただきたいと思います。3回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

将来の展望といった御質問かと思いますが、本年度中には、先ほども申し上げました第2期の総合戦略を策定する予定としております。これにつきましては、国ですとか県とも協調いたしまして、目標達成に向けて来年になりまして2回の総合戦略推進会議の開催を予定しておりますので、その中で委員の皆様様に現戦略のKPIですとか実績状況を検証していただきまして、それをもとに第2期の総合戦略を年度内に策定をしたいと考えております。

その中で、先ほどおっしゃったような最大の課題である合計特殊出生率の達成ですとか、2040年、2万5,000人という美作市の人口の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員、総括で。

**6番（倉地 重夫君）**

繰り返しになりますけど、特殊出生率を日本中子どもが増えないという状況の中で上げていくということは大変なことだと思います。しっかりこれは目標を達成する戦略を立てて、美作市の人口が今後そういう最終目標に向けて2040年に2万5,000人を下らない戦略を立てていただきたい、このように思います。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

子育て世代を応援の立場から、均等割、特に子どもの均等割を削減できないかということで、ここは国保の均等割の削減をということで質問させていただきます。

先日、社会保障推進協議会との話し合いの中で、市の回答は、子どもにかかわる均等割を軽減する支援制度の創設については、全国市長会における重点提言とされており、実現に向けて関係機関に働きかけていきたいとの回答をいただいております。

当市の国保会計、平成30年の資料をもとにお尋ねいたします。

国保加入世帯が質問上では4,349と出しておりましたが、その後4,114だというふうな訂正がありまして、そのうち545世帯が滞納世帯となっております。市では、収納率の向上と滞納者の生活再建を同時に追求するために、各担当部局間、国保資格、国保税賦課徴収の担当部局や福祉部局などでの連携を強化していくなっておりますが、滞納世帯の実態についてはどのように把握しておられるのか。

また、対象世帯に子育て世帯はどれぐらいあるのか。

また、滞納に至らなくても子育て世帯はどれぐらいあるかということをお尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、倉地議員の国保会計において均等割の削除をということで、子育て世代を応援の立場から均等割、特に子どもの均等割を削減できないかということでございますが、その中で3項目の質問をいただいております。

滞納世帯の実態についてどのように把握しているのか。

2番目としまして、対象世帯に子育て世帯は幾らぐらいあるのか。

3番目としまして、滞納に至らなくても子育て世帯は幾らぐらいあるのかということでございます。

まず、国民健康保険加入世帯数は、令和元年9月末現在でございますが、4,114世帯ありまして、このうち18歳未満の加入者がいる世帯は353世帯でございます。子育て世帯の滞納世帯は104世帯の状況でございます。滞納者につきましては、納税相談や指導を行っている状況でございます。

美作市が適用している賦課方式は4方式と呼ばれる方式で、応能割として所得割と資産割、応益割として均等割——これは1人当たりのものでございます——それから平等割——これは世帯についてするものでございますが——これを付加しております。この国民健康保険税の賦課に関する事項は、地方税法の第703条の4に規定しておりますので、均等割は必須のものとなっております。

また、納税者に限りませんが、低所得者に対する措置としましては、地方税法施行令に基づきまして均等割額、平等割額を軽減する制度がございます。これは7減、5減、2減と、こういう形の制度がございます。制度改正により年々拡充をされておまして、令和元年9月末現在の18歳未満の被保険者数は405人で、このうち297人の方が軽減対象となっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

2回目です。

4,114世帯中545世帯、13.2%の加入者が滞納世帯となっておりますが、近隣の市町村に比べてどのような原因が考えられるのか。滞納者には、納税相談を行い、滞納の発生を少なくする努力がされていると思いますが、どのような取り組みをされているのか。

加入者の平均所得が38万7,000円、また200万円以下の所得の割合が93%とのデータが出ております。これらを含めどのように取り組んでいくのか。

また、210件の短期証が発行されているが、これらと滞納者の関連はどのようになっているのか。財政的に厳しい被保険者の市民の皆様が保険証を使って治療を受けてもらえるようにするために相談に乗っておられると思うが、このような実態をどのように把握されておられるでしょうか。

また、資格者証の発行が55件、差し押さえ金額が約600万円となっておりますが、対象者が健康上問題がありながら、適切な医療を受けることができずに苦しんでいるような事実はないのか。我が国では、国民は全て公的な医療保険に加入することになっており、皆保険制度としてどの保険に加入しても同じ診療には同じ保険が適用されるため、全国で平等な医療が受けられるとされています。

このような観点に照らして、どのように捉えているのか。以前の質問でもお尋ねしましたが、当市では県下でも資産割を徴収している数少ない組合のうちに入ります。固定資産税の21.7%徴収をかけていますが、これは減免の対象とは外れております。これらの金額の総額に占める割合は幾らぐらいになるのか。納税者の過負担になるようなことは考えられないのか。税制上認められているとのことで、人头割を実施しておりますが、これは協会けんぽなどにはない国保だけの不公平な徴税であります。

そして、今回私が要望しております子育て世帯の子どもの均等割を軽減するべきではないかの訴えであります。非正規労働者、自営業者、無職の人たちが国保に加入しておられます。子どもの数に応じてかかる均等割額について独自に減免する自治体が、全国に少なくとも25自治体あることが調査されております。そのうち、9自治体が高校世代まで所得制限なしに第1子から減免しています。このうち、全額免除は3自治体、ことし実施の福島県南相馬市に続いて、来年度は白河市と岩手県宮古市が実施の予定となっております。第2子や第3子以降の均等割を減免する多子世帯減免や所得制限を設けて対象を大学世代にも広げる自治体もあります。子育て家庭の応援のためにこれらの施策を実施したときの予算などを検討し、当市での取

り組みを求めます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

2回目の御質問についてお答えします。

多岐にわたる質問でございますが、美作市では国保被保険者世帯の所得水準が他の市町村に比べて低い状況にあると思っております。低所得者世帯に対しましては、国保の負担軽減のために地方税法施行令、先ほど申しましたが、軽減措置がございます。特に18歳未満の被保険者がいる世帯のみをもって市独自で均等割を軽減するという御意見でございますが、これにつきましては他の被保険者の負担増になると考えております。総額で県のほうに支払いする金額は決まっておりますので、均等割を軽減することによって他の被保険者に増額になるということで、影響が大きいと考えております。

国保税は、国民健康保険税の基礎となる貴重な財源でございます。国保制度の趣旨、公平性の観点から、滞納されている方については、有効期限の短い被保険者証を交付することなど制限を持っておりますが、滞納徴収に努めている状況でございます。

国保の被保険者証をお持ちで、新たに1年以上の滞納が発生した方につきましては、毎年8月に納税相談を実施しております。また、短期者証を交付している方につきましては、保険証は窓口で交付するようになりますので、窓口に来られたときに窓口でその際納税相談を行い、実態の把握に努めている状況でございます。経済的に厳しい被保険者や健康上の問題がある方からの相談があった場合については、被保険者の個々の事情を十分に伺い、場合によっては生活保護等の他の法律の制度の利用なども踏まえて、社会福祉課等と連携をとりながら対応している状況でございます。

なお、資産割の国保全体に占める割合でございますが、平成30年度でお答えさせていただきますが、一応8.6%の状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

政府のほうも、都道府県と市町村が国保税に対して保険者の努力支援制度ということで、一生懸命取り組んでいるところに対して評価するというふうな制度を導入しております。こういった都道府県下で実施後も、政府のほうも一般会計からの繰り入れは自治体の判断でできる生活困窮者への自治体独自の軽減は問題がないと答弁しております。地方自治の原則を完全否定することはできないからであります。

今年度は、宮崎市あるいは（聴取不能）など、少なくない自治体が国保税の引き下げを一般財源からの導入によって軽減しております。高過ぎる保険料、特に美作市は、先ほども言いましたように、所得の水準の低い自治体でありまして、住民の方が一所懸命国保税を払っておられるというのが実態だと思います。こういったことを鑑み、少しでも被保険者の負担が軽くなるようにぜひとも取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上でこの項目は終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

3項目め、公共施設の和式トイレの洋式化の取り組みについてということで、市民の皆さんの利用状況、

要望について取り組む必要があると思いますが、どのように取り組まれますかということで、集会施設、スポーツ施設など、多くの市民が利用する施設のトイレについて、便器を備えている施設の数、また対象便器、数量としてどのように把握しておられるのか。また、利用される皆さんがトイレにしゃがむのが大変で、施設行事に参加するのをためらっているとの声もあります。どの家庭でも便器は洋式化が進んでおり、また高齢化で腰をおろして用を足すことが不自由になってきております。順次予算を組んで洋式化に取り組んでおられるところですが、今後どのように対応されますか。当面、立ち、しゃがみの補助となる取っ手だけでも取りつけてほしいとの声もありますが、どのように対応されますでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

倉地議員の公共施設の和式トイレの洋式化という御質問でございます。

御質問にもございましたが、市民の方がよく利用される施設としましては、庁舎、各総合支所関係及び集会施設、スポーツ施設また観光施設等がございます。総務部で管理を行っております市役所、各総合支所などの庁舎としてカウントしております7施設及び美作市民センターなど集会施設としている19施設について、数を申し上げます。小便器を含めると全体で313基ございます。このうち、議員の御質問の対象となります大便器でございますけれども、こちらが189基あり、そのうち66基、割合にしますと約35%を既に洋式化に変更しております。わずかずつではございますけれども、更新は今のところ進めている状況でございます。

また、トイレの整備に関しましては、洋式化だけではなく、多機能トイレの要望もあろうかと思えます。洋式便器や手すり、場所によってはおむつがえの台などを備え、障がい者や高齢者、子連れの人など、幅広い利用を想定したトイレでございますけれども、健常者でもあえてこの多機能トイレを利用するといったケースも見受けられております。

そして、このたびの御質問は、和式を洋式にということでございますが、あえて和式を選ぶという方もあるようでございまして、国土交通省が2016年12月に一般の方を対象に実施いたしましたアンケートでは、外出先のトイレで洋式と和式のどちらを好んで利用するかという問いに対しまして、和式、どちらかという和式と答えた人の割合は、男性で7.3%、女性では19.3%であったとのことでございます。

また、和式に比べまして、洋式のほうが必要となるトイレ内のスペースが広くなるというようなことも聞き及んでおります。これらのことを踏まえますと、全ての便器を洋式便器にかえるというのはなかなか困難ではないかと思えますが、可能などころについては洋式、また必要などころにつきましては多機能トイレにかえたり、手すりの設置についてもそれぞれの利用実態を確認しながら整備の検討をしてみたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

私のほうからは、観光関係のトイレの取り組みについて答弁をさせていただきます。

経済部商工観光課で所管する施設では、30施設に456基の便器がございます。そのうち314基が大便器でございます。和洋の内訳を申しますと、和式便器130基、41.4%、洋式便器184基、58.6%で、洋式便器のうち洗浄機能つき便座は123基で、洋式便器のうち66.8%が洗浄機能つきのものであるというふうになっております。



観光施設などのトイレの洋式化については、毎年洗浄機能つきのものへの整備を進めておりまして、引き続き取り組んでまいります。

また、管理についても、市民の皆様や観光客の方に快適に使用していただけるように努めてまいります。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2017年に作成しています美作市公共施設等総合計画によりますと、市が管理している施設の総数は786棟あると報告されております。このうちには公営住宅が181棟含まれています。これとは別に、コミュニティハウス等の集会所施設が222カ所あります。この施設に設置されているトイレの便器の総数はどれぐらいになりますでしょうか。そのうち、洋式便器は何基設置されておられますか。

この質問は、私のところへ市民の方から、公共施設などのトイレは和式が多く、お年寄りや体の不自由な人が困っているのもっと洋式トイレを増やしてほしいとの要望を寄せられております。私どものほうで、活動報告として「かがやき」という季刊紙を市内に1,000部配布しておりますが、この「かがやき」の中には、全議員の一般質問の項目が議会前に記載されて配布されております。そういった内容を確認された方からこういう要望が上がっているということでもあります。

和式トイレにも利点があります。特に、他人の座ったところにお尻の肌をつけて座るのは嫌だということで、先ほど言われたように、外出先では和式しか使わないというふうな声もあるんだろうと思います。お年寄りや体の不自由な人が困っているのも、和式トイレにも利点がありますが、今日のニーズとして、体力負担が少なくて済む洋式トイレが求められております。各家庭でも下水道が普及してきた関係で水洗便所化となっております。2015年8月発表の美作市下水道事業中期経営計画によると、美作市の下水道の処理人口普及率は97.7%、水洗化率は86.5%となっております。この水洗化で便器の洋式化が大多数の家庭では日常生活で普通になっております。市民が安全・安心に暮らしていく上で、市民の高齢化、要介護が増加している今日、体力の負担軽減につながる取り組みは、とりわけ体力的に弱者と見られる人たちにとっては必要な施策です。美作市固定資産台帳に公表はされていないので型式別の便器の実態の把握はできていませんが、市民の声に応える取り組みの展開を求めます。取り組みはどのようになっておりますでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員の御質問の背景というか、これはもう数年前から、たしか鈴木議員が最初に提言をされて、4年前だったか、5年前だったか忘れちゃったけども、そのあたりから少しずつ確実に進めている施策でございますので、まずこれからも推進をしていくんだということ、それから今経済部からもお話をしましたように、機能性、あるいは総務から言いましたように、さまざまな細かいところを含めて重要な施策の一つとして着実に進めるということになっております。

その中で、あえて申し上げますと、では具体的に例えば議員がおっしゃってる方々がどこのどのトイレのことをおっしゃっているのかということももしおわかりになりますと、大変参考になりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

結局どの地域の人がどういう施設を利用したときにそういう要望が上がっているかということをお教えしてほしいということなのですが、それは私個人でしゃべるのは限界があります。また市民アンケートなんかに取り組みたいという意向ですんで、そういった中でやっぱりそういった市民の声をしっかりアンケートなんかで回収しながら、できるだけ早く取り組んでいただきたいということをお伝えしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ、4項目めに入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

4項目めといたしまして、ジビエ関連事業についてであります。

地美恵の郷みまさかの運用により、負の資源を正の資源として強みに変える逆転の発想により、ジビエを美作市のふるさと名物として育て、高付加価値化、ブランド化することにより、獣肉処理技術向上に努め、販路の拡大や新たな加工食品開発を目指すなどとされておりますが、どのように取り組むのか。

そして、ジビエコンソーシアムとして、真庭市、奈義町、美作市の猟友会等で共同で減容化システムの導入を図ってきたわけですが、減容化システムは完成しているものと思われるが、今現在全く運用されておられません。今後これらをどのように運用されるのか、お答えをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

ジビエ関連事業ということでお尋ねでございます。

まず、ジビエの販路拡大についてでございますが、獣肉処理施設の運営が平成30年度から指定管理者による運営となっております。取引業者は、市直営時の71社から81社と増え、精肉及びペットフードの販売量は、平成29年度の19.9トンから平成30年度は22.4トンと増加をしております。

新たな加工食品の開発ということでございますが、指定管理者は鹿コロッケと鹿のたれつけ肉、こちらを商品化し、直営店舗で販売をされました。鹿のたれつけ肉、こちらのほうは月平均280キロが出荷されております。鹿コロッケのほうは、残念ながら売れ行きが思わしくなかったようで、現在は販売をされておられません。

次に、ジビエ倍増モデル事業で整備しました減容化施設についてでございますが、施設は本年9月6日の完成後、2カ月間試運転と安全対策のための手直しなどを行いまして、11月15日から獣肉処理施設の残渣の処理を受け入れて行っております。今後は、猟友会それから減容化施設を運営することになります獣肉処理施設の指定管理者と協議を行いながら、徐々に食肉にできない鹿やイノシシの搬入を増やしていくように取り組んでまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

減容化施設の運用について、運用方法などは今後猟友会、指定管理者と協議を行いながら決めていくとなっております。施設本来の目的が、捕獲した鹿やイノシシを食肉として販売することを目的とされているため、捕獲した個体については、搬入基準に基づいて衛生管理ガイドラインが設けられ、狩猟者の皆様が対応されておられます。減容化施設運用前は、搬入基準を満たさない個体については、猟友会の皆さんが個人で

適当な大きさに切り分け、有料袋に入れてクリーンセンターへ持ち込むこともされております。一方、業務基準の中には、市内で捕獲された個体は、全頭処理するような積極的な事業展開を図ることとされております。お答えにもあるように、減容化施設の運用によって、ワンストップで全て受け入れてもらえるようになるのではと期待をされております。

一方で、それらには持ち込み者に対して料金をいただくようになるのではないかなどの心配の声も上がっております。運用に当たっては、これから話し合いを持って決めていかれることですが、減容化施設には捕獲した個体を山や谷へ放置し、自然環境を汚さない目的もあると思います。それらに対する対応はどのように考えておられるでしょうか。

減容化施設の仕様書によれば、捕獲される個体の一般的な大きさの成獣の鹿、イノシシを切断することなく投入できること、また処理能力については1日2トンとなっています。これらのことを考えれば、食用に期さない個体の受け入れ処理が可能なものと思われそうですが、どのように運用していかれますでしょうか。施設業務の中に、施設中での少量の小売、商品の発送、代金の受け取り業務がうたわれておりますが、現在現場で仕事をされている方は現金は扱わないとされており、搬入の方が少し分けてほしいというふうに申し入れても一切分けてもらえないというふうな不満の声も出ています。これらの声にはどのように対応されますでしょうか。

農産物を生産されている市民の皆さんの立場に立てば、農産物に被害を及ぼすこれらの害獣を少しでも多く捕獲していただき、これらの被害を少なくすることに猟友会の皆さんには協力していただいているとの観点から、狩猟者の皆さんの声をしっかり反映した形で運用しなければならないと思いますが、そのためにもしっかり話し合いをして運用することが求められますが、どのように考えておられますでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

減容化施設の本格的な運営ということでございますが、この減容化施設の運営につきましては、残渣処理から始めたところでありまして、ことし12月中に——今月中でございますが——美作市猟友会の分会長会議を開催しまして、全頭を受け入れるということで説明をする予定としております。はっきりいつからということとは申し上げられなくて申しわけありませんが。

それから、持ち込みをされる方からの負担については、獣肉処理施設の指定管理者と協議を続けております。市としては、猟師の方の負担が増えない方向ということで考えております。

この減容化施設の運営につきましては、獣肉処理施設の指定管理者に委託しておりますが、この運営費用につきましては、ペットフードとして活用できる個体の獣肉処理施設への搬入を増やすことで、売り上げを増やして経費に充てていきたいということもございます。猟友会に対して全頭受け入れ、食肉用にできない個体を受け入れますという説明と同時に、活用できる個体の搬入もお願いしまして、猟友会にお願いしてまいります。

それから、獣肉処理施設での精肉の販売についてでございますが、施設で現金を取り扱わせたくないということで、道の駅彩菜茶屋でお買い求めくださいというようなお願いをしているということでございます。確かに、業務仕様書には御指摘のとおりでございますので、販売できる精肉の範囲とか金額、支払い方法など、指定管理者と協議してまいります。獣肉処理施設、減容化処理施設、どちらも搬入が増えますように、もともと減容化施設の目的であります猟師の方の埋設処理などの労力の負担が軽減されますように、猟友会と協議しながら、搬入が増えるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私に相談された方の質問の一つではありますが、持ち込んだ猟友会の皆さんがやっぱり解体した肉を少しでも自分の知り合いとかに分けてあげたいから、小売してほしいというふうなことに対応してほしいということをおっしゃいます。現金の受け渡しができないということであれば、振り込みとかそういう方法も可能だと思いますので、ぜひともそれは前向きに検討していただきたいと思います。

それから、国のジビエ認定書取得予定というふうなことがうたわれておりましたが、この件はどうなっておりますでしょうか。

また、先般山陽新聞のほうで、美作産のジビエを使ったレストラン、これが美作市の獣肉が非常にすばらしいというふうなことの記事が載っておりました。これも、結局今度は業務委託した業者の扱いになるということで、美作市の売り上げにはならないんですかな。そういうふうなことが大きな記事で出てましたので、どんどん美作市のジビエを全国に展開して、それからアンテナショップなども設けて宣伝していくというようなこともうたわれております。こういったことにもぜひ積極的に取り組んでいただいて、美作市のジビエの取り組みを日本に増やしていく努力をしてほしいと思います。

以上で今回の質問をこれで終わります。

私の12月議会での一般質問をこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時12分 延会

令和元年12月3日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（令和元年第6回美作市議会12月定例会）

令和元年12月3日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久		14番	鈴	木	悦	子
15番	岩	江	正	行		16番	日	笠	一	成
18番	岡	本	泰	介						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海 健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	荒	木	利	明
教育長	大	川	泰	栄	政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	高	山	宏	明
市民部長	景	山	二	男	教育次長	山	名	浩	二
環境部長	森	元	浩	之	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	春	名	隆	広
消防長	皆	木	佳	久	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
税務課長	玉	櫛	哲	也	建設課長	菊	池	広	幸
代表監査委員	東	内	義	典	監査事務局長	神	原	秀	哲

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
係長	金	谷	裕	子
主任	青	木	志	保

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

議席番号17番内海健次副議長が療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番5番、議席番号10番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

発言の許可をいただきましたので、令和元年12月議会の一般質問をただいまより行います。

ことしも日本列島あるいは世界各地で大きな豪雨災害、また日本においては台風による風水害で日本列島は大変大きな被害を受けたわけであります。この美作市ではそういった大きな被害はなかったわけでありますけれども、同じ県内の新見市では豪雨災害もございました。不幸にもこの災害でお亡くなりになった方々の御冥福を心よりお祈りをいたしますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるものでございます。

毎年襲ってくる災害に対してどう防ぐのかと、その災害を最小限に食いとめるにはどう取り組めばよいのか、従来の常識でははかれない昨今の自然災害でもあるわけであります。けさテレビを見ておりましたら、中東のヨルダンの災害が放映されておりました。あの砂漠地帯で鉄砲水が起きて大勢の方が亡くなったということもあるわけで、まさに異常気象でもあるし、スペインでも今COP25が開催されておるわけでございますけれども、まさに温暖化対策は待ったなしだと思うわけであります。

私たち一人一人がこの災害に対してそれぞれの地域にあつて皆さんとともに進んでいながら、従来にも増してこれを進めていくことが重要であるというふうにいるわけであります。ちょうど今発生している台風28号、名前がカンムリというらしいですけども、先月11月28日に発生したこの台風はフィリピン方面に進んでおりまして、ちょうどきょう12月3日がフィリピンを横断する予定らしいです。その後は南下をして南シナ海のほうに行くという予想であるわけでありますけれども、この12月に台風が起きるんだなということを改めて私もびっくりいたしました。まだことは終わっているわけではありませんけれども、明年は東京オリンピックの年でもございます。大きな災害が発生しないように祈るものでございます。

さて、いよいよ本年最後の一般質問でございます。明年へ向けての質問もございまして、よろしく御答弁のほどお願いを申し上げます。

この定例会では私は5項目の質問を通告いたしております。

1項目めが、高校生の通学について、2項目めが、放課後児童クラブについて、3項目めが、Wi-Fi、そして雨量計の設置状況、取り組みについてということであります。4項目めが、公会堂、集会所、コミュニティハウス等について、そして5項目めが、ポイント還元、自治体ポイントについて、それから昨日これは4番議員も質問なさいましたが、プレミアム付商品券事業の現状についてということであります。答弁のあったことについてはできるだけ質問は控えようと思っておりますけれども、もし私のほうで質問したいことがございましたら、幾つか質問をすることもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1回目の質問でございますが、高校生の通学についてということで、1点目が、現在市内から市外へ、津山市とか岡山市等へ通学をされている高校生の状況についてはどの程度把握しておられるのか、お聞きいたします。

2点目が、JR、路線バス、あるいはオートバイ、自転車等々、通学手段はさまざまでございますが、特にバス通学をされております方々は毎年あるいは毎月かなりの費用が必要になってくるわけであります。例えばバスで大原から津山市内の高校へと通学をされると、1カ月当たり約2万5,000円の通学定期代が必要と聞いております。また、英田の福本から津山市内への通学定期でも月額で約1万5,000円程度必要であるということであります。JRについて少し聞いてみたんですけども、例えばJRの美作土居駅から津山駅まで、これは1カ月の通学定期は7,920円、3カ月で2万2,590円ということでありまして、何とかなるような金額でもあるんですけども、それにしてもこれだけかかるということであります。高等学校の授業料は無償化されて、私立高校の授業料も明年4月より実質無償化されるわけであります。経済的な負担はかなり軽減をされるわけでありましてけれども、保護者の収入自体は、昨日の一般質問にもございましたが、この美作市においてはまだまだ厳しい状況でもあるというふう聞いております。こういったことについてこの費用負担、費用の関係を助成するということは制度的な、あるいは技術的なことは必要だと思っておりますし、また限られた財源の中でもあるわけでありましてけれども、一定の支援を検討していく必要があるのではないかと、まず1項目めの質問としたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 議長（岡本 泰介君）

市民部長。

#### 市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

改めまして、おはようございます。

それでは、山本議員の1項目めの高校生の通学についてということで御答弁させていただきます。

まず、現在美作市在住の高校生のうち、汽車またはバスで通学している人数はどれぐらいかという御質問でございますが、バス通学者につきましては、令和元年度の市内在住の高校生の定期券の購入状況から利用者数を御答弁させていただきたいと思っております。

まず、勝田バスでございますが、梶並から津山市内に運行しているバスで、15名でございます。それから、英田バスでございますが、福本から津山市内に運行しているものにつきましては、12名、それから美作共同バス、これにつきましては、東粟倉、大原から勝間田までで、真加部経由と江見経由のルートがございます。こちらは95名の方が利用されておまして、合計122名の状況でございます。定期券を購入せず、回数券や現金での支払いの高校生もおられますので、実際の乗車人数はもう少し多くなると思っております。

次に、JR姫新線で通学している高校生につきましては、現在の状況は把握しておりませんが、昨年平成30年7月でございますが、豪雨災害によりましてJR姫新線が運休をしております。この運休を受けて、美作市が独自で平成30年7月17日から1学期の期末まで、7月20日までの間、美作市に在住し、ふだんからJR姫新線を利用して津山市内に通学する生徒を対象といたしまして、代替バスを運行いたしました。そのと



きの乗降調査に基づいてお答えをさせていただきたいと思います。津山市内の多くの高校で終業式が行われた7月19日の乗降客が一番多かったことで、その数字を御答弁させていただきます。津山行きの往路では98名の方が御利用されました。それから、土居駅行きの復路では43名の御利用でございました。

次に、その高校生の通学について支援等は検討できないかについてでございますが、美作市では市民に必要な公共交通確保のために市営バス、デマンドバスの運行、デマンドタクシー、民間路線バスの補助やタクシー利用補助など、さまざまな公共交通の施策を実施しております。とりわけ高校生の通学につきましては、勝田バス、英田バス、美作バスの運行、それから美作共同バスへの運行対策補助等によりまして市内の高等学校や津山方面の高等学校等への公共交通手段の確保について最大限の配慮をしているところでございます。少子高齢化による利用者の減少によりまして利用者1人当たりの行政コストは増大している中、同じ水準で公共交通を継続していくことが困難な状況ではございますが、将来美作市を担う人材を育成するという意味においても高校生が学ぶ機会を確保することが重要と考えております。

今後も不特定多数の方々が利用する公共交通機関を維持することはもとより、高校生の通学手段となっている交通手段の維持にも努めてまいります。高校生の通学支援につきましては、美作市の将来を担う高校生の学ぶ機会を確保するために現在高校生は公共交通利用者だけではなく、先ほども議員が言われましたとおり自転車やバイク、それから学校の寮や下宿者など、いろいろな手段で学校のほうに通っておられます。個々の課題もございます。また、美作市内の高校生を支援する財源をどうするかという別の問題もありますが、通学支援もこれから重要な課題の一つと考えてまいりたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

市民部長のほうから答弁いただきまして、大体の人数とかはおおよそわかったわけでありまして、定期券の購入者の人数で見ると、122名程度ということでありまして、また、JRを利用しての通学者は約98名程度であるということでありまして、ただこれ以外にも現金で乗車したり、あるいは保護者が送迎をしているという方もあると思います。いずれにしても、200名を超えるということであるわけでありまして、また市内には逆に大原方面に通う生徒さんもうらっしゃると思いますし、こういったことが全部あわせてどういったニーズになるんかというのは少しよく調べてみないとわからない部分もあろうかと思っております。ただ、問題なのは、その生徒が、あるいは保護者ができるだけ通学の負担の少ないような制度を考えてあげること、制度といいますか、取り組みですか、それが必要なんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、ですから、高校生への支援については、市として先ほど市民部長の答弁ありましたようにいろんな交通手段は市のほうで考えているんだということはもちろんよく理解をしているわけでありまして、ただ美作市のようなこういったいわゆるローカル地域、地方では本当にこの移動手段が学生さんも含めて、一般の方々もあわせて非常に大きな課題となっているということは言えるだろうと思うんですね。したがって、近年といいますか、もう10年も20年も前からかもわかりませんが、できるだけ利便性の高い地域に住居を構える方が増えているということが言えるわけでありましてね。教育、医療、買い物、あるいはほかのことも含めて、そういった機関が近いところ、そういうところに人が集まってくるとことは言えるんだろうなと思うんですね。日本という大きな枠の中で考えてみると、戦後日本の復興というのは北海道から九州、中国、四国、東北、そういったところからいろんな人が集まってきて、東京に、あるいは大都市部に集まってきて、戦後日本の復興を大きく伸ばしていったというのが言えるわけですね。つまり何が言いたいかということ、そういう不便なところに住んでいる人こそ実は大事にしなきゃいけないんだと、そういうところに住ん

でる方が結局将来の美作市を、あるいは日本を支えてくれるんだということを考えれば、こういった支援をすることは決して私は無駄にはならないし、大きな意味があるというふうに思うわけであります。そのあたりのこともぜひお考えいただきたいというわけでございます。

余談ですけども、たしか私は記憶をたどってみれば、平成25年の一般質問でこんなことを言いました。当時は市長は、亡くなった市長でありますけども、まずはこの美作地域の中心部の周辺に一大住宅団地をつくらうと、若い人たちにそこに住んでもらって、そういう中で美作市の活性化をまず図ってみると、あるいはそれぞれの旧町村単位の中心地にもそういったものも必要なんじゃないかといったことを提案したことがあります。残念ながらそれは実現しませんでしたけども、そういった思い切った政策を考えていくことも必要なんですけども、まずは今はこの不便な、あるいは過疎地域から通学をする方々については、何とかそういった支援をしてあげる必要があるんじゃないかと。先ほども申し上げましたように保護者の所得は決して上がってないんです。そういう意味で言うと、毎月2万5,000円とか、上限で言うとそのくらいになるんですけども、これは非常に大きな経済的な負担がかかってくると、そういったことも含めて何らかの支援ができないかというのがこの一般質問、1項目めの趣旨であるわけであります。その上で申し上げますと、先ほど市民部長の答弁では財源の問題も含めて考えなければいけないと、それはもちろんそのとおりです。恒久財源になるわけでありますから、その財源の措置はしっかりしていかなきゃいけない。私はそのときにちょっと思ったんですけど、まだまだ都市公園も増やしちゃいいんじゃないかなと思うんですね。50ヘクタールぐらい増やしたら結構入るでしょうね、そういう予定もあるのかもしれませんが。あるいは明年4月からは償却資産ではあるけれども、固定資産税も少し増額になってくるということもあります。そういったものの組み合わせをしながら何か財源措置ができないかなということを考えているわけであります。検討倒れに終わらないようにしっかり取り組んでいただきたいということを2回目の質問としてさせていただきますが、いかがでございましょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私も議員がおっしゃったと同じように高校生の世代をどう支援するか、その親の方が特に高校生がいて大学生が1人いますと、親はもうほとんど自分の小遣いなくなるというような状況になってることはよくわかります、自分自身もそういう経験あるんですけども。何らかの高校生対策というのはしたいなという気持ちはあるわけですが、これも御案内のとおりさまざまな論点があります。

一つは、ほかにも高校生の支援ができるやり方があるわけで、伝統的に議論されているのは高校生までの医療費の無料化、これも実行しているところがあります。そういったものとどういう関係にあるのかと。つまり通学のときに遠距離にいる人というものをサポートすることと、一般的にその高校生全体をサポートすることの問題が出てくる。あと若干議論をしておきたいのは、そういう議論の中で林野高校の扱いは一体どうなるんだということがありまして、やや難しい問題が背後に若干ございます。その上に財源論ということになるかと思うんです。順序よく自問自答していることをお答えしますと、1、財源論については、これから不確定要素が若干あるんですね。何かというと、会計年度任用職員という方々についての雇用形態を変えると、初年度で5,000万円ぐらいだったかな、あれ、最終年度で1億円ぐらいだったかな、それは恒常的に支出増になってしまうというところに今後の財政上の特にソフト施策という（聴取不能）施策の中で難しい問題が出ていて、1億円というのは今まで歯を食いしばって頑張ってきた里山公園における交付税収入が一応ほとんど全額消えてしまうんですね。ただし、今国に対して全国の自治体から、そんなこと言ったって

国の制度が変わったんで、おまえら金払えって言われてもそう簡単じゃないよということの中で、交付税の総額を増額した上で、この任用方針の働き方改革の公務員版ですけども、これに見合うものを出してちょうだいという要望をしています。次に、その要望が多分ある程度はかなうと思うんですが、それが本市における需要の何割になるかがわからないんです、これまだ。多分その状況を見ておりますと、うちの場合には特に教育分野でかなり手厚く支援をするために、今の言葉で言うと囑託の方々にたくさんお願いをしているので、交付税の算定基礎になるような割合を恐らく超えてると思います。そうすると、そこがまた市の持ち出しになってくると。この辺がまだ実は見えないんですね。実は、来年度までにはわかるんですが、恐らく最終的には3月ぐらいまでかかってようやくこれが見えてくるっていうんで、来年度予算編成は不確定状況の中で予算編成をせざるを得ないということがありますんで、恒常的な支出を伴うものの重要案件については、実は私の腹の中では今の御提言を含めて、やるとしたら、令和3年度予算からになるだろうなという気がしています。これが1点目です。

それから2点目に、高校生対策について非常に私も関心がありますけども、それをやる場合にどんなものがあるのかについては、日笠議員の御質問の中に市民アンケートについての御質問があって、そこでちょっと触れたんですけども、来年度の10月とか11月、予算編成前の時期に2年に1回の市民アンケートというものをとることは申し上げましたが、その項目の中にこの通学費助成とか、あるいは医療費助成についての選択肢をつくって行って、そこについての市民の方々のレスポンスというか、御反応をぜひ見るということをあわせてしたいと。そのころには財源論というのは見えていくと、公園の面積はもう少しこれは拡大していこうと思うんですが、目標がこれについては500ヘクタールで、今三百数十ヘクタールまでは行って、あと100ヘクタール弱は、だんだん困難にはなってくるんですが、次第に増えていくということでもありますので、そういう状況を見、さらに先ほど申し上げた国が会計年度任用職員についての財政需要増に対してどこまでの補填をしているかというようなことをあわせて見ると、大体次の10年間の流れが見えてくるということとでございますので、今申し上げたように2点目として、その状況を念頭に置いてアンケートで市民の方々に高校生対策についてどう考えるんだということをお尋ねするというのが今の私の考え方でありますので、お答えにさせていただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

タクシーの実証実験、これも1年、2年かけてやってこられて、大体めどがついたので本格運用しようというお話もありました。こういったことも含めてこの通学についても、先ほど市長もお話がありましたが、距離によってどうするか、あるいは地域によってどうすると、目的地によってどうするか、いろんな手法はあると思うんですよ。それは一つの体系立てた枠組みをつくって、その上でそういった支援の枠をつくったらいんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、そういったものは技術的な問題なので、私がつくって、じゃあこれを見てくださいというわけにもいかないので、検討していただいたらというふうに思うんですね。そのあたりしっかり検討していただいて、できるだけ早い時期にこれが実行できるようにひとつ頑張っていただきたい。先ほど市長がおっしゃった交付税の総額の増額、これも多分あるだろうというふうに思っております。したがって、今後そこを勘案してもこのことは取り組める課題ではないかなというふうに思いますので、そのことに御期待を申し上げて、1項目めは終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

#### 10番（山本 雅彦君）

放課後児童クラブについて幾つかお尋ねをしたいと思うんですが、まず1点目でございますが、現在市内に各児童クラブがあるわけでありまして、この児童クラブのそれぞれの名称とか、定員数とかありますね、それからそれぞれのクラブの保育状況といいますか、そういったものが今どのように把握されているのか、お尋ねしておきたい。

2つ目が、今申し上げた定員のことも含めてですが、先般児童クラブの視察に行っただけですが、えみっこクラブなんかでは定員が30名だったと思います。北小のダンボでは59名とか、ダンボ1がですか、ダンボ2が48とかというふう聞いております。違ったら訂正してください。そのほかにもいろんな施設あるんですけども、結局通常はこの定数でうまく回るんですよ、ふだんは。ある程度多かったり少なかったりするんですけど、ところが夏休みとか、あるいは冬休みとか、あるいは春休みとか、そういった連休が続くときとか、そういったときには日によって結構現場は大変なんですね。定員以上の児童が集まるわけですから、急遽運営されてる方々は職員を増員したりして対応しておられるということは聞いてるわけでありまして、なかなか目が届かないだろうなというのが第1点、その中で苦労されてることはよく理解しているわけでありまして、その上で申し上げますと、なかなかこの一つの狭い部屋の中で30人も40人も児童がいると、もうそれこそぶつかり合ったりしながら、走り回ったりするわけですから、大変なんですね。そういう中で保護者の方からお聞きしてるのは、もう少し余裕がないだろうかと、スペース的に余裕ができないだろうかというようなこともお聞きしておまして、こういったことがぜひとも検討にならないかということをお尋ねをするわけでございます。まずは、その答弁からよろしくお願ひします。

#### 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

#### 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、学童保育の状況について、まずお答えをさせていただきます。

今年度4月から9月の平日における平均利用児童数ですが、東栗倉が2人、大原が29人、えみっこが20人、土居が9人、勝田チャイルドが13人、勝田東7人、美作北のダンボ1が44人、それからダンボ2が32人、それから美作第一小学校区になりますが、びのきおが33人、それと民間クラブのオレンジみまかかの家が21人という状況でございます。昨年度の平均に比べ、北児童クラブ、えみっこ児童クラブ、英田児童クラブが増加しております。保育内容につきましては、現在のところ大きなトラブルや苦情もなく、良好な運営を行っております。

それから、2つ目の児童クラブの定員数と日々の保育人数との比較についての御質問ですが、定員数と日々の保育人数についての御質問につきましては、先ほどの平均では定員を超えているクラブはありませんが、しかし日によっては定員を若干超えたクラブもあります。その場合事故やトラブルが起きないように支援員の配置人数を増やしたり、指定管理者におきましては共立メンテナンス山陽支店の職員が応援に入るなどの対応をとり、保護者のニーズに最大限お応えできるようお断りすることなく受け入れを行っているところでございます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

山本議員。

#### 10番（山本 雅彦君）

定員については言及がなかったわけでありまして、決算書にもありますし、それはそれでいいと思うんですけども、問題はそういったスポットで時に定員をオーバーする日があると、そこをどう対処するかという

のが、現場の技術的な問題かも知れませんが、それにしてもそれが重なった日が続くということがもしあれば、これはもう現場としては大変な負担になってくるということでもあります。ひとつデータもとりながら、余りこれが大きくオーバーする施設があるならば、これはやっぱり施設の改修等も含めて検討していく必要があるんじゃないかなというのが私のこの質問の趣旨であります。したがって、そういった意味でしっかり調査をしていただきながら、このことについて対応をしていただきたいなというふうに思うんですね。指定管理者もそういった努力はしていらっしゃるわけでありますから、それはよく知っております。ただ、将来児童数もまだまだ減少するのかもしれないというような予測もあるかもしれませんが、私個人としてはこれ以上減ってほしくないし、またこれがこのまま少しでも増えながら推移していくことを望んでいるわけであります。そういった意味において施設の容量といいますか、面積そのもの、建物の定員数、これが少しでも増えるような取り組みを今後考えていく必要があるんじゃないかということをお願いしているわけであります。何かこの質問についておっしゃりたいことありますか。どうぞ。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

歴史的に見ますと、学童保育、放課後児童クラブ、いろんな名称がありますが、かなり狭いところから始まっているんですね、これ。とにかく何とかしようということから始まった。だんだんに内容が充実し、社会的に見てもその意味合いが理解をされているということでもあります。その中で私どもとして事例で申し上げれば、北小学校区においては増設をさせていただいた、スペースが足りないということで、具体的な対応をして事例もあります。2つ目は言ったんですが、これ2つ合わせますと、今後の学童保育について、もちろん実態を精査する必要があるんですけども、今よりももっとも社会の中で必要性が高まっていくことを考える中で、広さについても設備についても今より恐らく少しずつよくなっていくというのが多分流れだと思うんですよ。そういう流れをしっかりと理解しながら、個々具体的なケースについて学童保育のみならず、第三の居場所づくりの運動とか、その他のことも含めて、やっぱり子育て環境の充実を図るのが、これはもう市として断固たる方針をとっていきたいと思っております。個々の問題についてまだお答えできるほど、えみっこクラブの状況を見ておりませんのでわかりませんが、決して我々が設備について前進をさせることはしないんだなんてことにとらないようお願いをしたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

この2項目めの放課後児童クラブの施設についてのこと、あるいは先ほど申し上げた1項目めの高校生の通学についてのこと、これは実は、市長、若い世代のお母さん方の切実な希望なんですね。特に1項目めもそうでありましたけど。そういったことも含めて、今後美作市を担っていくという、そういう子どもたちを元気に育てていくと、そういった意味では安全に、そして元気にとということであれば、そういったことも当然考えなきゃいけないだろうということで申し上げておるわけであります。よろしく御検討いただいて、次の項に移ります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**10番（山本 雅彦君）**

3項目めはWi-Fi、そして雨量計の設置状況あるいは取り組み状況についてということでお尋ねをし

ます。このことは本年6月、そして9月議会の中で申し上げました。W i - F i を、私が申し上げたのは、美作市消防団の少なくとも各分団単位ぐらいに設置できないかなということを申し上げております。これについて危機管理監がいろいろ悩みながら工夫をしていただくようお願いをしていたことがありますので、そのあたりのことを今どのように進んでいるのかなということがちょっとお尋ねしたかったので、出させていただきます。

それから、ことし7月の一時的な豪雨によって災害が発生しました。そのときにたまたまですが、その災害が起きた地域に雨量計の範囲が足りなかったということで、雨量はあったんだけど証拠がなかったということで、災害認定を受けることができなかったということがあったわけですね。そういう意味でこの雨量計をもう少し増やせないかということを申し上げたわけでありまして。あのときの話では市が設置したカメラが10基あると、その中でそれに転用できるものがないだろうかということで、技術的な問題として少し研究してみるというようなお話があったように記憶しております。そこで、今その雨量計についても含めて、現在どういう状況にあるのかということをお尋ねをしたいということで、通告をしております。

それでは、その1回目の答弁としてよろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

まずは、W i - F i につきまして、現在市で整備した公衆無線LAN、W i - F i 設備ですが、避難所に指定してある場所、外国旅行者が集まる観光施設に整備しているところでございます。議員がおっしゃられているように災害時の情報をスマートフォンなどのインターネット機能を利用して情報を入手できることは有効な方法の一つだと考えています。前年度整備した目的は、避難所での情報収集、海外の方を含めた来訪者の情報収集するためとありますが、ホームW i - F i などを含めて、各団からの要望等を聞きながら前向きに検討してまいりたいと考えています。

続きまして、雨量計についてでございます。現在業者との協議中でございます。協議内容といたしましては、現在設置してあるものを改修して使用できるか、サーバーなどを含めて更新が必要となるかなど、改善に向けて検討を行っているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

きょうできるだけ簡単明瞭にやりたいと思っておりますので、少し早く進めておりますけれども、今1回目の答弁をいただきました。W i - F i と雨量計の設置状況あるいは取り組み状況ということで危機管理監のほうから答弁をいただきました。ホームW i - F i というか、ホームアンテナですね、ホームW i - F i を含めてということがお答えの中にございました。これだと比較的少ない金額で利用可能なのかなというふうに思うわけでありまして、これについてひとつ検討をしていくんではないかなというような答弁に聞こえたんです、違いますかね。そういうふうに聞こえたと思うんですが。

〔危機管理監高山宏明君「それも含めて」と呼ぶ〕

そうですね。それを含めてということではありますが、このホームW i - F i というものをぜひ活用していただいて、災害時に備えていただきたい。これは消防団の分団だけに限りませんが、いろんな施設もありますので、比較的少額であれば、これは増設することは可能であろうというふうに思いますので、もう少し研究していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、次の雨量計でございますけども、雨量計については、現在何らかの改修ができないか検討しているという答弁でございました。なかなかこれは難しいんですよ。そうだと思います。多分歯切れが悪いので難しいんだろうと思ってるんですよ。そこで、私が申し上げたいのは、岡山県としての設置を今13カ所市内にありますよね。これをもう少し増やしてくれということを県に要望するということもできるわけですよ。それから、その10基ある市の今の監視カメラを転用することも、全ては無理かもしれないけれども、要所所で幾つか活用することを考えるということも可能ではないかなと、一遍に全部やるというのはなかなか難しいんで、そういったことを考えていただいて、ほんの少しでもいいんですよ。少しずつ改善できれば、それはそれで大いに防災能力が高まるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かいい方法を考えて、それじゃどうぞ。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

主に雨量計の話なんですけど、Wi-Fiも若干関係するんですけど、御案内のとおり私どもの雨量計については、数が限定されていて、かつ性能が限定されてるんですよ。性能限定ってどういうことかといったら、あれ1時間雨量まではわかるけれども、24時間雨量とかわかんないもんだから、これ今おっしゃったいろんな災害絡みのときに判断としてとても難しい問題がある。さらに申し上げますと、もう一個は、地域によって違うんですけども、風の問題がありまして、それでこっち向いて言いますと、真加部あたりでは広戸風で大変なことになった、あるいは東栗倉の広戸風も大変だったというようなことがあるわけでございますし、太陽光パネルと風の関係というのはやっぱり不安があるということもあります。したがって、我々としては429平方キロある中でざっと50カ所ぐらいかな、鷺巣にも置きますけども、いろんなところ、災害との絡みも含めて、山のてっぺんに置くかどうかは別として、割ともう少し細かいメッシュで災害に絡む事前情報としての風力、雨量、その他がしっかり把握できて、これがホームページ等を通じて住民の方々に提供され、そしてその情報がWi-Fiを通じて消防団にも通ると、こういうことが望ましいということ、今回実は太陽光パネル発電税の立案の中で検討してるんですよ。その立案にはまだ入ってないんでわからないんですけども、実は約1億円ぐらいの年間の今収入というか、税の中の2割ぐらいをこの観測体制の整備ということで積算に入れてるんですよ。これがまた税ができると一気に今申し上げたようなところは結構しっかりとした財源があるもんですから、ぐっと展開ができるということになる、鷺巣にも1個置きますけれども。こういう話だと思うんで、ぜひ御理解いただきたいのは、本件については財政面の負担も結構かかるんですけど、その負担との関係で我々としては、当然でありますけども、太陽光パネル発電税というのが一番適正な問題だろうということ、総務省にも協議をしないと、内々協議をしていると、こういう状況だということ、これを御理解を賜りたいということでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

いろんな取り組みをやろうと思えばどうしてもお金がかかる、予算が必要になるというのはもちろんよくわかります。そういった意味で市長は今おっしゃった法定外目的税のこともあるわけでありまして、これもまだどうなるかわからないところがありますけども、そういったものが活用できれば、恐らくこのことも大きく前進するのかなというふうには思っております。いずれにしても、こういったことがしっかりと対策としてできれば、少しでも美作市の防災能力も高まる、あるいは災害に対する備えもできてくるというこ

とでありますので、よろしく願います。また、いずれかの機会にお聞きします。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、4項目めに入ってください。

**10番（山本 雅彦君）**

4項目めでございますが、これは公会堂、集会所、コミュニティハウス等についてでございます。1点目として各地域のそれぞれの名称ごとの件数、これが今どういう状況にあるのかなということ。

2点目が、これらの施設の位置づけ、どういう位置づけになっているかということをお聞きします。また、それらの施設の新築あるいは改修、撤去などについての補助金等の内容についてお聞きをしたい。

3つ目が、これらの施設は市に登録されているとは思ってたんですけども、どうも全部そうでもないのかなということで、仮に登録が何らかの理由によってできてなかった場合は市としてはどういう扱いをされるのかなということ、まずこの3つをお尋ねしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

集会所施設についての御質問でございますが、私からは、名称ごとの件数、そして位置づけについてお答えをさせていただきます。

美作市集会施設等設置及び管理に関する条例で定められている施設は全部で23施設ございまして、これらは小学校区など広い範囲の集会施設として設置されておりまして、基本的には市有財産であり、本庁管財課あるいは各総合支所で維持管理費を予算計上し、市が直接管理をしている施設でございます。そして、名称で区分いたしますと、コミュニティセンター、そしてコミュニティハウスなどの名がついているものが9施設、そして多目的集会所、多目的施設などが4施設、そして環境改善センター、生活改善センターなどが4施設、その他では、老人憩の家、ふれあいセンター、カントリーハウスなど、さまざまな名称がございます。また、地域ごとの件数で申しますと、勝田地域が4施設、大原地域が6施設、作東地域が4施設、美作地域が3施設、英田地域が6施設というふうになってございます。美作地域の3施設と作東地域の1施設につきましては、公民館を兼ねた施設として管理をされております。そして、他の集会施設につきましては、美作市コミュニティハウス等設置条例で位置づけられておりまして、これは各大字や小字単位で設置されているものでございます。基本的には各地域の方々により管理をされているというものでございます。こちらにも名称はさまざまございまして、合併前にそれぞれの町村で名づけられた名称のままで運用をしているところがございます。そして、同じように小さな区域で集会施設として使用されているものでも、美作市コミュニティハウス等設置条例に記載されていないものが70施設ほどあるということがございます。これらについては、市が直接管理しているものでないことから、特に不都合はないようでございますけれども、今後この設置条例の整理というものが必要になってくるものというふうに考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、公会堂、集会所、コミュニティハウスの部分でございますが、市民部くらし安全課で所管しております地域の集会施設について御答弁をさせていただきます。

コミュニティハウスにつきましては、地域住民の教養、文化の発展や生活の福祉、自治会意識の向上を図



るために地域住民の方々が維持管理、運営している施設で、美作市コミュニティハウス等設置条例がございます。この条例にあるコミュニティハウス等の地域ごとの件数でございますが、勝田地域が31件、大原地域が35件、東粟倉が9件、美作地域が37件、作東地域が79件、英田地域が31件の合計222件の状況でございます。

次に、これらの位置づけと補助金についてでございますが、美作市コミュニティハウス等設置条例にある施設については、主体が自治会等の自主的な維持管理、運営を行われておりまして、水道、光熱費や消耗品などの維持管理費等については補助は行っておりません。しかしながら、集会施設の修繕や改修については、多額の費用が発生することから、自治会等の負担を軽減するために美作市コミュニティハウス等集会施設整備事業補助金交付要綱によりまして、修繕、改修などの費用を補助しております。補助の内容につきましては、改修事業、バリアフリー化事業、耐震改修事業、風水害復旧事業などの4事業がございます。補修事業やバリアフリー化事業は補助対象経費の2分の1で、限度額を50万円としております。耐震改修と風水害復旧事業につきましては、補助対象経費の2分の1で、限度額を100万円としておりまして、補助を行っている状況でございます。また、新築事業につきましては、市が施工する場合と地元が施工する場合の2通りがございます。市が施工する場合は、施設利用世帯数により面積要件はございますが、集会施設の建設に係る事業費、用地取得、造成費及び取り壊しに要する費用は除くということになっておりますが、3分の1を受益者負担として徴収いたしまして、市が施工いたします。また、地元が施工する場合につきましては、施設利用世帯数ごとに補助対象延べ床面積がありまして、補助対象延べ床面積に補助基準額を乗じて、補助対象経費の3分の2を補助いたします。この場合申請者団体は認可地縁団体の条件がついております。

市に施設として登録されていない建物についてどのように考えるかについてでございますが、市の条例に登録されていない施設であっても、地元が維持管理されている施設であれば、補助対象としております。補助金の要望につきましては、毎年10月に各区長宛てに次年度の要望書提出を求めまして、当初予算に計上しております。来年度につきましては多くの要望をいただいているのが現状でございます。

登録があるかないかは、合併時、例規の条例等を整理する際に登録があるものを整理したものでございますが、美作市コミュニティハウス等条例に登録しているものは、地元が建設費を負担し、設置したものや、補助金で設置したのがありますが、現在のところ地元が維持管理している現状から、設置をする目的ではなく、補助金の対象としての位置づけとなっております。今後未登録の集会所、コミュニティハウス等につきましては、整理を行いまして、早急に条例を改正していく必要があると考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

総務部長と市民部長から答弁をいただきました。確かに非常にたくさんの施設がございまして、なかなか市のほうで管理をしていくというのも難しい、また地元でそれを管理していくのもなかなか大変なところもあるわけでありましてね。私この集会所やコミュニティハウス等についていうと、結構名称ばらばらで、その地域ごとに、できりゃあ市として統一したほうがいいのかというふうに思うわけでありましてね。そういったことも検討していただくということがまず第1点であります。その次に、各地域でこれを今運営しております集会所なり、あるいは公会堂なり、コミュニティハウスとかあります。これらが経年劣化によって随分、要するに損傷しているというか、老朽化しているということですね。この老朽化した施設を早い段階なら幾らかの修繕で延命できるわけですね。人間と一緒にですよ。早く手を打てばいい。けども、もう長い間使ってきて、これもうどうしょうか、どうしょうかといううちに10年、20年たっちゃったという、そういう施

設もあるわけです。その施設については、じゃあどうすればいいのかということなんですよ。先ほど市民部長の答弁にありましたよね。これ要するに、用地の取得や造成というのは、これとそれから取り壊し、これについては対象外だということなんですよ。実はこれからはこの部分が少し大切なんだろうと思うんです。つまりもともとそれを建設したときは何とかあったんだけど、しかし長い間には各地域ではだんだん高齢化が進んできて、なかなかそれを支える人たちが少なくなってくる。そうすると、だんだんとその施設そのものは老朽化を、見て見ぬふりもできないけど、見て見ぬふりをするわけです。そして、年月がたっていくうちにもうどうにもならなくなってくるという、そういう施設も実は市内には幾つかあるわけです。それをじゃあどうすればいいのかということになると、まず一番最初にやらなきゃいけないのは撤去なんです。空き家の撤去も今随分話題になってますけども、そういった地域の皆さんがふだんから利用してきたもの、あるいは自分たちがお金を出してつくってきた、その施設について、これが今随分老朽化しているんだと、この老朽化したものについて建設費そのものは何とかなるとしても、市の補助金もありますから、それを一回きちんときれいにしていく、いわゆる撤去して更地にすることです。そのことについては随分お金かかるんですよ、これ。このことについても何らかの補助制度というものをつくる必要があるんじゃないかということも申し上げてるわけですね。そここのところをもう一度お考えいただいて、御答弁いただけたらというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、総論として、先ほど両部長から答弁があった内容を市民の方々が一発で理解するのとても難しいことですので、難しいということはどういうことかという、それぞれの地域で何かしようというときに、ためらいや逡巡が起こって、先ほど議員もおっしゃったように手おくれになったりするということがありますので、これはきちんとした整理が必要だと思うんです。その整理については、概略申し上げますと、3段階のヒエラルキーになると。1番目は、公民館の本館なんです、建物の建設も維持管理も市役所がし、そして人員配置までするというのが公民館と、次に集会施設、集落用の集会施設があって、これは今でもありますけれども、昔の小学校単位ぐらいだと思いますが、市が設置をして、直すことも一応市の負担で、物件費も見ると、電気代も見ると、次が補助案件ということになってきて、補助案件について言うと、市成立当時の条例のやり方が、設置条例という、設置をしていないものを設置した形にしてるものですから、ちょっとややこしくなってるんで、先ほども答弁の中にあつたように、これは登録をしてもらって、それに対して市が適切な助成、その助成の中には、今の御質問であれば、最終的に廃棄、用途廃止をするときの撤去まで含めてということに多分これはならざるを得ないと思ってるんですけれども、そういう助成体系をつくっていく。ただし、答弁にあつたように地元が維持管理してれば何でもかんでもいいというわけにはいきません。具体的に言うと、例えばこの間あるところの行政懇談会で、社というか、神社ですね、神社の建物がくたびれているので集会所みたいなものだから直してくれって言われてるんですね。これたしか集会行われるんですよ、あれ。行われるんですけども、これはやっぱりやり過ぎの問題になってくると思うんですよ。そういう意味で個人の所有とか、あるいは宗教との関係とかということの線引きが曖昧なものは多分できないと思うんです。したがって、みんながやってるから無条件にいいということにはならないんで、どっかの基準を設けた上でその基準に入ったものについては、やっぱり市として正式に助成をするんだという体系整理をそろそろやっとならないと、議員おっしゃるようないろんな問題、老朽化の問題や、地域ごとに言うと、コミュニティハウスの維持もできないかもしれないというぐらい部落の人数が減ってるとか、いろん

な問題出てますんで、それに即した、時代に即した集会所の体系を3月議会、できればあるいは6月かもしれませんが、に向けて整理をさせていただく中に、今のお尋ねのポイントであるところの撤去費の問題についても、これは前向きに検討をしなければいけないだろうというふうに思っているということで、答弁といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

今市長の答弁をいただいたところでありますけども、なかなかこれも難しい問題がありまして、地元がどれだけのことができるかということもありますし、そういったことも含めて、なるべく早い段階に考えていくことが地元にとっても取り組みやすいということになりますので、御検討いただきたいと。

議長、5項目めはすぐ終わりますので、このままさせてもらえますか。よろしいか。

議長（岡本 泰介君）

もう入られますか。

10番（山本 雅彦君）

はい。

議長（岡本 泰介君）

それでは、5項目めに。

10番（山本 雅彦君）

5項目めは、自治体ポイントとプレミアム付商品券事業でございます。

これは、これとは別に5%の還元事業というのも、これあるわけですね。これは今回質問には出しておりませんが、参考までに申し上げますと、美作市ではこのことについてのポイント還元事業についての加盟店というのは164店舗あるんですね、現段階ではですね。その中で現実に小売店では95件とか、飲食店では10件とか、サービス業では49件とか、こうあるんですけども、これはこれで民間事業者がされていらっしゃる部分ですから、なかなか市としては把握をするのは難しいであろうというふうに思いますから、このことはお聞きするわけじゃありませんが、このこととあわせて自治体ポイントというのを国のほうで取り組むと。ところが、これはよく考えてみると、明年からやるんですね、明年の9月からですかね、誰が担当だったかな、経済部でしたかね、違いますかね。そっちですか、ごめんなさい。総務省が出している、これ内閣府が出してる分ですけども、マイナポイントを活用した消費活性化策の御案内というチラシがありますよね。これはマイナンバーカードをつくらないとこれポイントがつかないんですね。このマイナンバーカードの申請から、マイキーIDを設定するとかとって、何かこう一見読んでみるとややこしいんですけども、実際にはそう難しいことではない。けども、これを国が取り組むということなので、美作市としてはしっかりとこの明年の9月からやるということなので、今からしっかり取り組んでいただきたいということを申し上げますということなんです。じゃ、具体的にどうするかというのは、それはもう担当部のほうでやっていただければいいんですけども、きのう4番議員の質問にあったプレミアム付商品券事業も40%程度でしかまだないということで、なかなか思うように進んでないんですね。面倒くさいというものもあるのかもしれないけれども、2万円出さないと2万5,000円の商品券もらえないんだということで、その2万円がなかったらどうするんだという、そんな議論もあるわけなんです。ですから、そういった難しいところもあるんですけども、この自治体ポイントそのものはそういったことのないように準備をしっかり今からやっていただいて、取り組んでいただきたいということなんです。

先ほど申し上げたプレミアム付商品券事業については、きのう答弁がありましたので、これはもう割愛させていただきます。

したがって、自治体ポイントについて今からの取り組みですけれども、ひとつお考えをお聞きます。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

マイナンバーカードを活用した消費活性化策として当初国からの説明でこの自治体ポイントの購入者に対し、プレミアムポイントを付与するというので、当該自治体内の対象店舗でポイントの利用ができるという、この制度でございます。しかし、この自治体ポイント制度につきましては、マイナンバーカードの普及が議員御指摘のように進んでないということもございまして、本制度に積極的に取り組みたいという店舗が少ない状況でございます。全国的に見ましても、一部の自治体での活用に限られているというのが現状でございます。この現状を踏まえまして、国は自治体ポイントによる消費活性化策から方向性を変えまして、民間キャッシュレスの決済手段において一定額を前払いなどした方に対して、マイナポイントを国費で付与することを検討していると聞いております。マイナポイントと申しますのは、マイナンバーカードを取得しまして、マイキーIDを設定した方が民間キャッシュレスの決済手段におきまして、一定額を前払いなどした場合に国が付与するポイントとなります。しかしながら、マイキーIDの設定をみずから行うのが困難な方への支援が課題として考えられております。マイナポイントの利用につきましては、民間キャッシュレス決済が利用可能なオンラインショップを含む、全国の店舗での利用が可能となる予定でございまして、ポイントの購入条件等の具体的な内容につきましては現在国のほうで検討中ということでございます。

本制度につきましては、消費税の引き上げの反動減対策として現在実施しておりますキャッシュレス消費者還元事業が終了後の令和2年9月から令和3年3月までの7カ月間実施される予定と聞いております。

制度をよく理解した上で担当部としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

要するに私が申し上げたいのは、しっかり今から取り組んでくださいよということであります。ややこしいことは少しでも緩和できるようにしてあげることも対策でありますので、国のほうも多分そういった方向も考えていこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。私もこのマイナンバーカード持っております。これ早くこのポイントつきたいんですね。待ってるんですけども、来年9月以降ということなので、それまではちょっと持っておきますけども、しっかりこういった制度についても取り組んでいただきたいということをおっしゃいます。

本年の流行語大賞はワンチームだったですね。発表になりましたですね。違いましたっけ。ワンチームですね。これから令和2年に向けて美作市も市長初め、職員の皆様、ひとつワンチームとなってしっかりといろんな課題に取り組んでいただいて、我々議員もできるだけそういった方向で頑張っていけたらなというふうに思っております。

以上をもちまして令和元年12月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番5番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩いたします。

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番6番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

なお、岩江議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

東内代表監査委員が出席されました。

それでは、岩江議員、始めてください。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

議長より一般質問の許可をいただきましたので、令和元年12月議会の一般質問をたゞいまより始めさせていただきます。

今回の質問は、5項目を出しておりますが、1番に、災害に強いまちづくりと市民の安全・安心についての質問をさせていただきます。

去年の7月7日の豪雨災害から毎回この災害について質問をさせていただいてんですが、きょうはまたパネルを持って来させていただきました。申しますのは、このような状況をどのように認識されとんじやろうかなというふうなことで、これ時間がなくなるんで簡単に説明させていただきますと、これ吉野川、と申しますのは、ここにも書いておりますけれども、平成27年に水防法が改正され、県が直接管理する一級河川、吉野川、梶並川、大滝川の浸水区域を発表したと。これ吉野川なんじやな、これ古町、これ今回の7月7日の災害、12時前に雨がもうずっと小やみになって私この写真を撮りに行ったんですが、出るときにはこの橋がつかってしもうとったんよ。この辺ちょっと見えんかな、ここへ土のうやこうをたくさん積んどったわけです。ほれで、この川の水位よりかこちらのほうがちょっと低いわけじやな、この生活道が。それで、この関係じや、これがこの前議会始まりに撮ったやつがこれ、それからこれがもう少し下流側、ここの堤防についても再々これ質問しとんじや。ここについての、今言ようる危機管理監にまたお尋ねしようと思うとるけど、ここのポンプの関係についてちゃあ全然聞いとらん。ここがすぐつかるわけじや、これ水いっぱいたまるん。この堤防が切れたらもうとんでもないほど、38災でこれもう大変な被害が起きたわけですから、この辺についての対策はどがいされとんかなというのが、これ堤防、この前も出しましたけど、これひびが入とん、ずっと。この堤防がらくんからくんじやねんか、堤防の補強せにやいけんのかねんかとか、せえでもこれは十分もちますとかと言われるんか、その辺のとこも質問を今回させていただこうと思っております。

それと、これが今言ようる先ほど言いましたけど、大滝川、これは川上川ですけども、川上川やこうでも、これしゅんせつせにやいけん、もうたくさんガヤが生えたらここへすぐ土がたまらんじやな。それと、こらがそういうな形の中で、これ通水断面がもうなくなってしまいよんじや、土がたまって。これが下流側。それで、これが今度は大滝川じやな、危険性のある。これどっかわかるか、部長、これ田井なん。これ生活道じや。5戸ぐらい行くとこの生活道じや。これ井堰の高さな、これ、これ何ぼもありやあへん。井堰からちょっと1メートルぐらいあるかないかぐらい。そこの上流がこれ、（聴取不能）、集落の、これも今言ようる赤線というやつちゃ、こっちの家からこっち行く近道というやつちゃな。これ生活道の中でこれらも使ようる。これらも今言ようるここへ道路があるんじやけども、こらも全然ちょっと雨が降ったらもう大変なことになりやへんかなと思うんじやけども、この辺のとこの対策はどないされたんかな、行かれたこ

とがあるんかないんか。副市長、あんた土木の専門おったというて言よんじゃけども、前のそこの副市長は警察のOBだった。年をとられた、わしより1級上だったんよ。ほども、老骨にむち打って、割合私とも気に入らんこといろいろと言われよったけども、足を運びよった。あんた専門じゃけん、行かいでもわかるんかな。やっぱし、ほれでも行かいでもわかることはなかるう。見とかなんだら、この辺のどこ。こういうな状況なんじゃ。今言ようる27年に水防法が改正された、県が直接管理する一級河川、吉野川、これ大滝川、このような状況をほとってええんか悪いんかという話じゃ、これ。そのことをお尋ねしようと思うてるわけでございます。

ほれで、今回のここにおった池田課長、企画へおられた、この人が今県の市町村課におられるんかな、自然災害について、日ごろの備えが大事じゃというて、この間NHKに出られとった。非常に気にかかっとなよ、ここへおられたから。県へ帰られてもやっぱし被害を、真備のほうの被害、それから今回の関東のこの甚大な被害、たくさんの犠牲者出られた。やっぱし人の心を持ったら動かずにおれんようになるん。その辺のどこでダムを活用した水害対策の強化、これについて、今言ようる、これについても国のほうが重い腰を上げた。農業ダムも、それから、これは何ならというたら、治水の機能があるところは洪水の調整、放流の調整によって下流側の災害を事前に防げるんじゃということで、ここの上流には川上ダムがあるん、ここに。ずっとこの前も言ようたけど。この前は誰が行たんかな、あんたんとこの安東課長が行て、ようよう1年ぶりにここへ見に行たらしい。地元の部落長さん言われようりました。とりあえず、事前に防げるんだつたら、そういうなものを使うて、梶並のダムだけじゃなしに、農業用水も使うてやりなさいと、農業のダムを使うてやりなさいというて国が言ようるわけじゃ。補助金も出しようというて言よんじゃ。市長は国会議員出られとったんじゃけん、国のほうのパイプはもう十分持っと思うから、その辺のとこ早いとこ対応してもらわなんだら、ここへベトナム行くように再々聞いとんじゃけども、東京の辺でこんなどこやってもらえんじやろうかというて、ちょっとこの辺でやってもらようたらええんじやけど、やってもらえるようになかったら、これどえらい心配するわけで、この辺のどこについても。

それから、あんたの前におられた真野部長、ことしの3月の議会で通水断面を確保するのに河床を掘り下げにやいけんと、横の護岸が改修できなんだら河床でも下げましよう、しゅんせつも進めていきましようと言とんじゃけど、これが今言ようるそういうな危険箇所が何カ所ぐらいあるんか。これをどがいな取り組みしようとしとんか。水位の上昇防止対策について川底の掘削、こういうな考えがあるんかないんか、真野部長あるというて言うたんよ。そのつもりで考えとんじゃて。ほじゃから、春名部長になってからどのように計画されとんか、取り組みされとんか。

それから、浸水区域について、浸水区域というたら、こっちあったな、この古町のやつ、これらについても地元と話しながら、避難の関係も出てくるけども、どがいしたらえんかということな。ここの通水断面ありやあへんじやろ、せもうなつとんじゃけん、これ。ほれで、ここへすぐ土がたまるんじや。狭いでしょ。どがいなされようと思とんか。

それから、風倒木の関係、今言ようるこの前も千葉のほうの私の知り合いの社長がおられるんじやけど、もうように困つとんじやと。あつこには風よけに家の近所に木植えとんじや、大きな木を。それが倒れてしもうて、電線にもつれてしもうて、もうトイレが使えんで困りょんじやと、ように困りましたわというような話もございました。じゃけん、そこら辺の電柱のどこにたくさん木が伸びとる。あれらでも今言ようる木が電柱にかかって、木も県のほうについちゃあ大分切って回りょうりますけど、市のほうについてはどういような取り組みをされとんか。

それから、浸水区域のどこについても、きのう美作の関係については岡野議員や中山議員やこうが質問さ

れと思うんじゃないけども、どのような対応をしようとしよんか。それについての御答弁を1回目としてお聞きしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

岩江議員の災害に強いまちづくりと市民の安全・安心についてということで、私のほうからは1項目めの危険箇所調査対策、それから2項目めの河床掘削、通水断面の確保、それから3項目めの堤防の老朽箇所、補強の必要箇所の確認、それから風倒木対策について御答弁させていただきます。

まず最初に、県管理河川の危険箇所調査対策についてということで、まず平成27年の水防法の改正では、過去に観測された最大の雨量をもとに想定し得る最大規模の雨量を設定しまして、この雨量といいますのが、確率でいえば1,000年以上に一回起こるような雨量となっております。その雨量が降った場合には議員おっしゃるとおり市役所付近では7.1メートルの浸水が想定されるというようなことが出ております。この改正では、施設だけでは防ぎ切れない大洪水に対応するために命を守ることを第一として、これを公表して注意喚起を図り、早期の避難や避難場所の確保など、事前の対策を講ずる必要があるということがうたわれております。

さて、昨年の災害を受けての対策としまして、県管理河川につきましては、現地において土砂の堆積等による流水阻害の状況確認や重要水防箇所の追加指定が行われております。防災のための河川機能確保に向けて県のほうでも取り組まれているところであります。

市におきましても、河川の水位上昇による排水管等からの逆流を防止するために緊急自然災害防止対策事業債という起債が使えますので、それを活用しまして、逆流防止弁の設置などを現在計画しているところでございます。

それから続きまして、河床掘削の関係ですけれども、県管理河川については、岡山県から30年7月豪雨を受けまして、これまでも河床掘削や樹木伐採などを行ってきたところでありますが、河床掘削工事は34カ所です。今完了しております。現在8カ所を実施中ということで、防災・減災国土強靱化のための3カ年計画緊急対策の予算を活用しまして、順次取り組みが行われているところでございます。

市としましても、地区からの要望によりまして市の河川についても、しゅんせつ、パラペット、それから護岸整備等を計画して、取り組んでおるところでございます。

続きまして、堤防の老朽箇所、補強の必要箇所の確認ということですが、県管理の河川堤防は年1回の堤防点検を実施するとともに、管理の一環としまして、市街地周辺、その他重要な箇所は月に2回以上の巡回を行い、修繕等が必要な箇所については、緊急度の高いところから順次対策を実施していると聞いております。

市といたしましても、先ほど議員示されたようなところも一応県のほうに伝えながら、市民の安全・安心が早期に図られるよう要望してまいりたいと考えております。

それから、6項目めの風倒木ということですが、建設部のほうでは山腹崩壊等で倒木が発生した案件につきまして答弁をさせていただきます。

最初に、治山事業の関係ですけれども、既存の治山堰堤に流木や土砂がたまって、次の豪雨で堤防を越えて下流に流れ出して、人家や公共施設に被害を及ぼすようなおそれがある場合については、県の補助事業の林地災害防止事業等の採択を受けまして、土砂撤去や倒木処理を行うことができます。また、崩壊の規模や、土砂や流木の量によっては新たな堰堤の増設も検討されることとなります。既存の施設がない箇所の山腹崩

壊についても、人家等に被害が及ぶようなおそれがあるものについては、県が実施する治山事業によって堰堤の設置や崩壊箇所の復旧を要望してまいることになります。

次に、砂防事業関係ですけれども、砂防堰堤は土石流の被害から下流の人家や公共施設等を守るために設置されるもので、土砂等を堆積することで川の勾配を緩くするという目的のもので、これはためるものというもので、不透過型と呼んでおります。一方、巨石や流木等が堆積すれば撤去するというもの、透過型と言いますけれども、という砂防堰堤があります。砂防施設は県管理となっておりますので、県からは既施設がある砂防指定地内の倒木除去については、現地を確認し、危険度などを判断して、対応に当たります。また、新たに砂防堰堤を設置する場合においても下流域の人家戸数、公共施設等などの設置状況などを確認し、優先度により事業化を検討していくと聞いております。

いずれにしましても、住民の生命、財産を最優先として、優先度に応じて対応がとられることとなりますので、市としましても地区からの要望等を県に伝えながら、早急な対応を求めてまいりたいと考えております。

〔15番岩江正行君「箇所は、箇所数」と呼ぶ〕

箇所数は今先ほど申し上げましたように……

〔15番岩江正行君「何カ所ぐらい」と呼ぶ〕

河床掘削として今県が把握しとるのは34カ所と8カ所なんですけれども、随時これを見直しながら要望とか現場を確認しながら対象として対応していきたいと聞いております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと待ってください。

〔15番岩江正行君「あんた、後、後じゃ」と呼ぶ〕

えんですか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

前の答弁書持っとんのに土石流の危険なところが528カ所ありと書いとるわけじゃ。箇所が今水没が34カ所という言うたんか。ほじゃから、土石流の災害警戒区域、ここについて、ほれで川の関係やこう、こういうなことを言うとりわけじゃ。市管理の河川については災害復旧等で整備しているが、予算がなく苦慮しとるという言うたん。あんたらが言うたこっちや、これな。文書でもろうとん。苦慮しとるというて、これはどがいなんかな、災害で非常に危険性の高いようなところがあるのに、こういうなとこじゃな、これは県じゃけど、市の河川やこうというのにはお金がないから苦慮しとるというて。これは金つくる、予算組むような、あれはまだ全然ないんかな。この辺についてもちょっとお聞きしたいなと思うとんじゃけども。ほじゃから、とりあえずこちらについても一遍でも行ったことあるんか、これは古町、これも全部古町、これとこれが堤防、行たことあるんかねんか。これが切れたらこの辺のとこ鋼入れとんじゃ、こちら辺は、ひびが入ってねえとこ。池の土手を強化するのに真ん中のとこを掘って、赤土で締めて、鋼を入れて水がこっちへ入らんようにしとる。この壁側じゃけど、こっちのほうだけ。これから向こうはしとらん。これらについてようわかっとなかわかっとなんかな。それについてちょっと御答弁ください。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

まず、市の河川の予算の件ですけれども、毎年計上をさせてもらって、対応に当たっております。



それから、7月豪雨を受けた後に、先ほどもちょっと言いましたけども、緊急自然災害の特別対策事業債というのがありまして、市の河川対応もできるということで、そういうものも活用しながら取り組んでいきたいということでもあります。

それから、現場なんですけども、舗装が、ひびが入っているところですね、古町の、現場のほうは確認しております。それを県のほうに伝えておりますので、県においては先ほど答弁申しましたとおり現地確認や巡回を行いながら、緊急度の高いところから対策がとれると思いますので、今後異常等変化がありましたら、お知らせもいただきながら、こちらも注意しながら現場のほうを確認してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔15番岩江正行君「進捗率は、今の進捗率、どのぐらい進んどん。わかるか、わからにゃあええけん、去年の災害の」と呼ぶ〕

災害は市の分では公共土木災害では8割から9割近くとなっております。これは農林農地施設災害ですか、それは8割以上となっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

池田部長も県のほうで自然災害が予期せんうちに来るんじゃと、ほじゃから早い手当てが大事じゃというようにことを、日ごろの備えが大事じゃというてこの前言われようりました。報道されておりました。ですから、やっぱしこういうなとも通水断面を確保してあげなんたら、一遍に奥を改修して、今度は狭いところへ水が一遍に流れてきたら、大きな水が流れてきたら、こころ被害起きるのもうわかつとるわけじゃから。こころが切れたら大変で、これ。行てみんさい、まだ土のうをあっこへ何ぼか置いとるわ。じゃから、こういうなとも早いこと見て、部長、早い対応が大事なんで。あした来ると言うて言うような、一月先に災害が起きるから準備しとけよというて、あるんだつたらええけども、いつ来るやらわからんわけじゃから、自然災害というのは。その辺の備えというのを十分やっていたきたいと思います。

それと、やっぱし県のほうにも部落長を通じて皆市長に言うたり、本庁に言うて、あんたらのところへ言うてくるわけじゃから、やっぱし市民の声をきちっと県のほうに伝えて。こころ見てみんさい、生活道と一緒にしょうがな、これ。要望書出とらんのもんじゃろ、これら。わしが言うてきたら、市長はな、岩江が言うてきたけん、またほっとけとてな、そういうなことがあるから、今までな。岩江が言うてくるやつはほっとけとてな、させんようなやつがありますが、あんた知つとるがな。ほじゃから、わし言わんと、こころで言うのは、テレビ、ブラウン管通じてしっかり言うとかにゃいけんから、質問じゃから、言わせてもろうとりますけども、そういうなことがあるんで、市民の安全・安心を一番に考えて、その決意だけをお尋ねして、この項目は終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

危険箇所の発見や重要箇所について県のほうに伝えながら、市のほうとも連携をとりながら、県と協力しながら要望してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、ここで2番目に入ってもいいんですけど、途中になりますから、1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岩江議員、2番の質問から入ってください。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

2番目は、市民の暮らし安全防犯灯、監視カメラの設置状況についてでございます。

冬季においては日照時間は短く、夕暮れが早くなり、子どもたちが安心して通学できる環境づくり、ことしは熊の人里への出没件数が増え、人的被害も全国では125件と報道されておりました。また、不審者の犯罪防止と捜査に役立てるということで、防犯カメラ、防犯灯の設置をお願いしたいと思います。

監視カメラの関係ですが、大雨災害時に雨量、水位などの観測、洪水の危険性を早く知らせる監視カメラ、防犯灯の設置状況について、どのぐらい設置されているのか、それからどのぐらい必要なか、危険箇所はどのくらいあるのかということをお尋ねしたいと思います。これはこの前の決算特別委員会、30年度の、そのときに質問させていただきましたら、今ある監視カメラが見にくいということで市民の方からいろいろと連絡がありまして、このことを管理監に言いましたら、災害のときにはちょっと見にくいんじゃないかというようなことを答弁がございました。見にくいようなカメラを何ぼつけても一緒じゃから、やっぱし市民の安全・安心はしっかり見えるカメラ、このカメラをつける気があるんかないのか、見えないカメラをまだそこらうち立てるんか、設置するんかというようなことでございます。

それと、熊の関係については、ブナの実の凶作ということで、人里に熊が、うちの家の前の辺も何回かはや熊の出没しとるのを見受けられておるんですが、人的被害がないうちに早い対策をお願いしたいと思います。そういうことで御答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

現在河川監視カメラにつきましては、議員御存じのとおり市内19カ所設置しておるところでございます。経過年数としては10年以上たつものもあります。本年度1カ所の更新をしております。こちらについては、今までのカメラと方式を変えておりますので、画質の確認をしていただけたらと思います。来年度以降につきましても、計画を立て、予算化して、随時更新のほうをしていきたいと考えております。

〔15番岩江正行君「見えんやつが何カ所ぐらいあるんかと答弁せにやいけんがな。見えんのんじゃというてあんた言うたんじゃろ」と呼ぶ〕

確かに見にくい箇所は何カ所かありますが……

〔15番岩江正行君「何カ所あるんなら」と呼ぶ〕

私が見た感では四、五カ所ぐらいだと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

監視カメラについての御質問です。県の状況について私のほうから答弁をさせていただきます。

岡山県からは現在美作市内で県管理の河川監視カメラは設置がありませんが、平成30年7月の豪雨災害を受けまして早期の水防活動や住民の避難判断を支援することを目的としまして、本年度に福本地内の吉野

川、それから明見地内の滝川に設置をする予定であるというふうに聞いております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

ことしも非常に多いのですが、熊の出没、これは相当数に上っております、教育委員会といたしまして、登下校時の安全確保対策の一環といたしまして、臨時のスクールバス運行、これは平成26年度から行っておりますが、本年度につきましても、勝田小学校、大原小学校及び東栗倉小学校、今週に入りましては勝田東小学校にも臨時運行を行っているところでございます。

また、防犯灯につきましては、学校、園の周辺、スクールバス車庫などに32カ所設置しております。防犯灯の設置につきましては、児童・生徒だけでなく、一般市民の通行もありますことから、現在は通学路につきましては、市の補助金を活用していただき、地元自治会での設置もお願いしているところでございます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

この確認を、管理監、ほんまに見えよんか、どのくらい見えるんか、あんたこの前言うたときには雨が降ったら見えんのんじゃというて、見にくいんじゃと。雨が降ったときに必要なからこれをつけるわけじゃから、そうでしょう。それと、ここに水没の関係については先ほど言うたんじゃけど、後で言うというて私言うたんじゃけども、水没の危険性のあるとこ、堤防が今言ようる先ほどパネル出した、ああいう危険性の高いとこ、そういうなとこにもやっぱしあの堤防が古町だったら古町の堤防が切れたら、もうどっと待たなしに水が押し寄せてくるわけじゃから、集落を、飲み込んでくるわけじゃから、その辺のとこについてもやっぱし早いこと市民に知らせるんじゃという意味においてもやっぱしそのカメラというのが大事じゃないかなというふう思うわけでございます。これについてどういうふうな考えでおるんか。

それから、防犯灯についても、これも最近もう子どもが、監視カメラやこうでもこの間も事件何件かありましたがな、逃走経路がずっとわかるわけじゃ。ほじゃから、監視カメラについても、死角になるようなところについたら、ほんまに安全・安心に今言ようる通学できたり、市民の安全を考えたときに、あっこは人通りのないようなとこ、一人帰りよったら、おかしなことになったら困るんで、そういうなとこについても、美作市はほんまに安全・安心の町に力を入れとるなと言ってもらえるような、やっぱし管理監がしっかりしていかなんだらいけんのんじゃねんかと思うんじゃ。

それから、バスの運行については、教育長、大体わかっとなで、送り迎えしてもらようるから。ほじゃけど、熊にしてもイノシシにしても鹿にしてもけだもの道と言うて、出たり入ったりするんが大体決まっとるらしいんじゃな。うちの前のとこもずっと出たり入ったりするらしいわ。あっこへそのかわり看板上げとる。ほれで、あそこの大原のほうの店をされとる人が帰られよったら、配達行っとったんか何か知らん、軽四と突き当たって熊が仁王立ちになったんじゃというようなことも聞いておりますし、それからこの前防災訓練のときに東谷の部落長が熊が柿の木ぶら下がった、ワサにかかって、ほん最近のやっちゃから。

それと、防災面で一番大事なのがやっぱし訓練も大事じゃけども、直面したときに、おい、あっちから、あれが堤防切れたが早う逃げよというに知らせるにもやっぱし監視カメラというのは大事じゃないかと思うん。ほじゃから、早いこと避難さす意味においても、これ、ほんまにあんた、4カ所か5カ所が見にくいんじゃというて言ようるけども、吉野の五名のやつを言い出してから長いんじゃ。何年も前から言うとなんじ

や。それがまだ見えんのんじゃというて言うとのわけじゃ。東栗倉の辺のどこあるんじやろ、あそこら辺もちょっと見にくいというて言ようで。その辺のどこについても、あんたが一遍重い腰を上げて、市民の安全・安心のためじゃから、行て、確認して、早急に赤外線でも見えるやつをつけてあげてください。答弁。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

監視カメラの台数というか、堤防の弱い箇所等の設置の対策についてでございますが、現在19カ所と申ししております。これはカメラを見せるほうのぐあいというか、現在はみまちゃんでは、リアルタイムでなしに3分おきの画像が出とると思います。これを台数を増やすことによってちょっとデータが重たくなるということで、10分間隔になるとか、そういう支障も出てきますので、慎重な計画を持って今の台数を維持しながら計画のほうは進めていきたいと思っております。

それから、防犯灯と防犯カメラにつきましては、うちが管理しておりませんので、答弁のほうは私のほうではできませんので、御了承ください。

それから、監視カメラ変えたところにつきましては、東栗倉の監視カメラを変えておりますので、御確認のほうをよろしく願います。それは赤外線カメラでございます。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「防犯灯は誰なら」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

防犯灯ないし防犯用のカメラがありますね、監視カメラというか。防犯灯については今までどおり市の補助と住民の方々の御協力というものの中で逐次設置を進めていく。ただし、その際御負担がなるべく減るように今のところはいわゆるLEDの形を優先をしてやっております、全市的に大体LED化が完了しつつあるような状況であります。これについては4年前に一気にどんとやりましたんで、その後残ってるところがあるかもしれませんので、そういうところについては、またお申し越しいただければ、私どものほうでしっかり後押しをしていくということです。

防犯用のカメラ、これ大変大切な事業であります、もともとは岡山県が補助をするから市町村でやりなさいということで始めたわけですが、岡山県が手を引きました。しかしながら、県の警察のほうはぜひやったほうがいだろうというようなことになっておりまして、私どもとしては県の事業を単市事業として引き継ぐ形で継続をしておりますが、これが来年の3月31日で切れるんですね、要綱が。今内部に検討させておるんですが、まずは延長をしなければいけないだろうというふうに思っておるんですけども、その延長の際に防犯カメラの技術も相当進歩しておりますので、その技術の進歩内容であるとか、価格の低下の状況も含めて、市として例えば補助率を上げて市持ち出しが減るんじゃないかとかということもあるんで、その辺の内容についての検討まだできておりませんので、その検討をするようにということで指示をしております、その検討結果については、少なくとも次の議会までには明確なものになってくると思います。いずれにしても、防犯用のカメラについては、今の政策が後退しないようにし、さらに市民にとってよりよくなるという可能性を今追求するという方向で議論させておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、3回目です。

15番（岩江 正行君）

とりあえず事故と事件と、未然に防ぐ上においても防犯カメラ、防犯灯、これも早い設置をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

3項目めは滋慶学園の補助金、交付金、不認定と法令遵守についてお尋ねいたします。

平成30年9月議会に29年度一般会計予算で1億4,772万円が不認定になったについてでございますけれども、監査委員は地方自治法第199条の2項、これについて行政監査を行っていると思うが、適正に審査されたのかということで、行政審査というのはちょっとわしも資料を見させてもろうたんじゃが、行政監査は特定の事務または事業について法令等に従って適正に処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているかということじゃね、所期の成果を上げているか、経済効果じゃね、効率性と有効性との観点を主眼として実施するものでありますということで、199条の2項ということで、必要であれば応じて7項も読みなさいよというて書いとんじゃけども、このことについて、これみんなが、私はこれ休んどうったもんじゃけど、不認定になったやつが今言ようここでまた議員のほうから調査せにやいけまいというて言うたら、これは却下されたり、これは今言よう議会の中での話じゃけども、監査委員としてこれをどういうふうな審査をされたんかということ、先ほどちょっと言わせてもらいましたけども、199条の2項についてどのような審査されたんかということをお尋ねしたいと思います。これ何かけじめつけなんだから、民主主義にしとることは大きな声を上げる勇気が要るん。議員の方々、こんなこと言うちゃあなんじゃけども、執行部のほうにいろいろとお願いせにやいけんことがあるから、なるべくなら言いたいことでもちよっと口半分ほどで貝になってしもうたほうが得策じゃないかというようなことじゃあ、これは困るわけじゃ。執行部の方々も市長に遠慮せずに言わなんだから。これ誰が担当しとったんか知らんけども、担当しとった者がうそばっかし言うてきとるわけじゃ、これね。議会を2年も3年も愚弄してきとんじゃ、これ。補助金がありますありますというて、あるんだったら、この1億4,700万円からの金ここになからないけんわけでしょうがな。ここで私質問することはないんじゃ。そうでしょう。そこになんないということは、何かがあったんじゃ、これ誰が責任とるんということ。ほれで、監査委員、どこに問題があったんかということを知りたい。監査委員の人も聞けばお金が増えるんだったらいいけど、少のうなって監査委員は少のうなるし、お金は少のうなるし、こがんなことでよう受けられた、受けるもんも受けるもんじゃけど、せえ言うもんもせえ言うもんじゃと思うんじゃな、これ。そこらの民間の町工場の商売されよう人、私の知つとる限りでちよっとした年間2億円や3億円ぐらいしょうとこだったら、10万円の上の金が要るんじゃ、月に。それから、年末調整、決算、言よったら200万円近い金がかかる。それは監査委員やこうでわしが何ぼ責めたくっても、監査委員もそれは恐らくできとらんものをわしは責めるというようなことをしても結果が出んの、ひどう責めはせんけど、ほじゃけど、やっぱしなぜこをできたんかできてなかったんかということだけは聞かなんたら、これ市民が納得せん、このことについては。思うんです。それは6万円とせえというて言うたら、それは無理じゃわな。年金生活者でも3万七、八千円、4万円ほどのお金を一月にもらうわけじゃから。それで、今言よう200億円以上の監査をしてくださいと言うたら、金のできるでんじゃなしに、スタッフがしゃんとしとりやあまた別じゃろうけど、スタッフもそれほど切れるようなスタッフがおるようには、これ失礼なけど、おるようには思わん。こんな形の中で決算がお墨つきを与えるだけの決算だったらせんほうがましなんじゃ。ただ、これほど市民をばかにしたことになる。これで決算が済みましたよと

いうて、お墨つきを与えるだけだったら、これしたことになるのんよ。だから、きのうらでも岡野先生がここで質問されたんでしょ。恐らく僕の後もまた岩崎議員がするんじゃないかと思います。萬代議員が今回質問しとらんけど、ずっとこの滋慶学園についてはされよった。おかしいことないか。簡単げにこんなことを言うた人もおった。1億4,700万円実質的に要るのは四千何百万円じゃというて、四千何百万円というんだったら、雲海のやつを3,500万円で裁判しよんでしょがな、5年かかっとうろがな。どえらい金持ちもおるもんじゃ。四千何百万円大した金じゃないと言うような。そんなことを言うような我々の同士もおるわけじゃから。そんなもんじゃないと思う。これについて、1回目の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

岩江議員の御質問にお答えする前に、うちの監査委員のスタッフができが悪いというような言い方をされたんで、それをちょっと訂正をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。後ほどで結構でございます。スタッフの数が足りないというのは認識しておりますが、スタッフの質が悪いというのは、それはちょっと言い過ぎだと思いますので、よろしくお願ひします。

先ほどの御質問の中でいろいろ、るる監査委員の仕事についてのお話もございましたけども、我々は一応監査をするに当たりますには、決算上の主眼としまして、計算に間違いがないかどうか、それから支出命令等に符合しているかどうか、それから支出は適法であるかということで決算審査を行っております。ですから、先ほど来言われておりますように行政監査という面においては、決算審査の際は行政監査のところまでは及ばないというところでございます。ですから、今回結果としまして、会計全体について会計処理上おおむね適正というふうに判断をして報告をさせていただいたということでございます。決算不認定につきましては、議会等で十分な審議をされておりますが、どうも私の考え方と

しましても執行部の丁寧な説明が不足していたというふうに感じております。これについての監査としての意見は結果的には適法に、おおむね適正と判断したということで処理をしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

企画のやつ聞いて、また頭へくるだけじゃから。あなたのやつは聞く必要ない。

先ほど言うたけど、仕事ができとったらええわけじゃけど、仕事ができないうでせう。そうせう。できが悪いからできとらん。あんた6万円ですずと常駐しとるわけじゃないんじやろうがな。そうせうがな。それと、法令遵守を私は言うとするわけですから、これの、滋慶学園補助金交付金認定と法令遵守についてということ言うとするわけじゃから、監査委員の仕事というのは先ほど来言うた199条の2項、これについて全部こういうふうな形の中で言う仕事のあれがあるんでせう。そこのとこができとんかできとらんのかということ問いよんじやから。できないうでせう、できないうたらいいんです。だから、難しいことを言うてもらわんでええんじや。仕事をするとはわかっとうでせう。仕事をするとはわかっとうて、できなかつたんか、初めから、ここのところはもう見ずに、する気がうて、きょうこの予算決算をしたんか、あんたらがしとるやつこへあるんじや、こへ。東内さんと高田さんと山本雅彦さんとしたときのこれ平成29年度のやつがあるんじや。これらと皆行政監査、随時の視点でも審査を実施したというて書いとる。あんたらがしたというんじやから、このとこを教えてくださいと云うん。これ萩原市

長に出しとんじゃ。私が書いたんじゃないよ、これ。あんたらがここへ名前書いて、萩原市長に出しとるがな。実施したんじゃというて言うとなんじゃ。何をされたんですか。行政監査の中身、わしが今ずっと言いましたがあ。そのことについてしたんだったら、どういうふうな観点からされたんな、そのことを聞かせてくださいというて言よんじゃけん、それ言うてくれにやあ困るがな、それは。先ほど経済性、効率性というて言うたよ、有効性、どがい成果があったんか、言うとするけえ、そのことについて、きょう私が言よんじゃないん。これあんたらがしましたというて書いとるから、そのことについて私は質問しよんで。しとらんじゃあ、ほんならこれうそを言うとなんか、これは。しました、うそを言うとなんか。監査委員。

それから、先ほど来、謝罪してくれえというて、謝罪しゃあせんで、わしは。長い間市民をこんだけばかにして、愚弄しとって、1億4,700万円からの大きな穴をあけとって、その指摘も一つもせず、今行政監査については云々というてあんた言われたけども、行政監査したというて書いとるもん、これへ。そがいなばかな話しちゃあいけん。御答弁お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

今の岩江議員のお話でございますけども、あくまでも行政監査全体的には監査しておりますけど、個々の内容についてまで深く検討しておりませんでした。それは認めます。全体的な流れの中での先ほど申しました会計法上ののっとって処理がされているかどうかという観点ではしております。行政監査についても、監査をしたというふうに書いておりますけども、それは全て監査で見るというわけにはいかないの、その辺は御理解をいただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

それ随時の視点でも審査を実施したというて書いとるわけじゃから、どの辺のとこまではしたぐらいなこととはちょっと聞かせてもらわなんたら、ここでもう質問させてもろうた意味がねえ。ここまでのんじゃけど、これから先はようしとらんのかなというようなことがあるん。中身全部言えと言よんじゃないんじゃから。ここまではできたんですよと。できなんだ根拠は何ならというて。ほじゃから、わしが言うたようにスタッフが悪かったんか、それとも人手が足らなんだんか、お金が安かったんか、その辺のとこちょっと聞かせてください。何ぼか聞かせてくれなんたらいけんが。こがんとこで、あれ岩江はちょっとちよろちよろというて、監査委員によどかされてしもうたというて言われたら、わしもざま悪うてかなわん。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

お答えに苦慮するんですけども、平成29年度の一般会計の決算審査のときにはまだこういった問題点が大きく出てなかったというふうに認識をしております。議会ではいろいろと萬代議員のお話もありましたけども、そういう観点で深くは審査をしておりません。これは結果としてはそうっております。これ以上ちょっとお答えが難しいので、済みません。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員、総括で。

**15番（岩江 正行君）**

時間がのうなりよんで、この問題についてばっかし質問できませんので、これを次の3月の議会ではその辺の中身を、できなんだ原因、誰が邪魔したんかということで質問させてもらいますんで、この問題は3月ということで次に入らせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、4項目めに入ってください。

**15番（岩江 正行君）**

愛の村パーク、同じような問題でございますけれども、これ業務仕様書、これ武蔵の里の愛の村パークの指定管理業務について質問させていただきますけれども、これも再々言うところから、ようけ言わいでもええと思うんじゃ。行政審査とモニタリングということで、監査委員、行政審査モニタリング、これはここにこういうふうな資料があるん。これは観光部からもろうたやつじゃ。業務不履行のときの処理まで書いとん。どういうふうな指示をされたんか、業務不履行のとき。ほれで、モニタリングというのは観測調査、分析をすることなんじゃけど、監視することなんじゃけども、遠藤部長、あんたらが書いた資料じゃけん、仕事できとんじゃろうな、これは。あんたらがつくった資料じゃから、このことは仕事はできとんでしょなと言よん。それから、モニタリングの関係、もうじきしたらクリスマス、モミの木を切ってしもうちゃって、ええ観光資源の一つをあっこで切ってしもうた。モミの木というのはクリスマスにとっちゃあ、ツリーするにはどうでも必要なんじゃ。きのう言よったけど、あれは葉っぱが十の字になっとんじゃ。キリストと同じようなこの十の字になっとるらしい、葉っぱ。初めて聞いたんじゃけど、きのうラジオで、病院から帰りがけな。ほれで、あれを切っしもうて、芽が出るどころじゃない、枯れてしまよる。そういうことで、このことについて行政監査とモニタリング、このことについての御質問をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

指定管理業務における業務不履行時の処理ということの関係でございますが、庭園管理業務におけるモニタリングということが問題になってると思います。

武蔵の里関連施設及び愛の村パークの庭園などの管理業務につきましては、植栽、樹木等の維持管理業務を業務仕様書に基づいて指定管理者が適宜行うということで行っていただいております。愛の村パークの草刈り業務については、本年度から月別の作業計画を指定管理者から提出をさせています。そして、毎月指定管理者から管理状況の報告を受け、実施状況を確認するようにしています。また同時に、現在の指定管理料や業務基準に問題がなかったかということもあわせて検討しているところでございます。また、業務不履行時の処理ということでございますが、指定管理者に注意や指導を行います。全体の指定管理業務から見ると、一部の付随する業務の履行がおくれたという場合は損害賠償を求めるとまでは至らないというふうに考えています。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕**

先ほどの御質問ですけれども、愛の村パーク、武蔵の里、以前の議員からの御質問のときに現場確認をしたということをお答えしたと思いますが、これはあくまでも監査委員といいますか、指定管理者の監査の一環として行ったのではなくて、いろいろな問題点が出たということで現場確認をする必要があるなということで行きました。草刈りの状況を見まして、これについては遠藤部長のほうに草刈りができてないという事実



を確認しましたので、庭園の前の部分はしてたんですけど、裏のほうができてなかったという実態を踏まえて、指摘といたしますか、口頭ですが、伝えました。武蔵の里の庭園につきましても、これは私ごとでございますが、宿泊を一度したときに庭園も見させていただきました。そのときは既にもう片づいておりましたので、きれいな庭園だなということで、一緒に行った人間もそういうに申ししておりましたけども、これも監査委員としての立場では監査は行っておりません。きょう議員の御指摘の点につきましては、今後の監査に役立てさせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長、草刈りがどんだけぐらい金かかるんか、あんた、わかっと思って言うたんか。とんでもないやっちゃな。それから、ここであんた答弁したんなら、弁護士と話しようというて言うたんて。その結果も言わにやあいけまい。それと、東栗倉の指定管理出した、あっこ宿泊施設したらお客がたくさん学生やこうが入ってくるけんというて1,000万円減らしちゃったんじゃ、6,333万4,000円から1,000万円減らしたんじゃ。減らしたらあの宴会の部屋を潰してしもうちゃったもんじゃから、宴会じゃなんじゃというて、お金が入りよったやつが全然入らんようになってしもうたというて泣きよんじゃ。大きな弊害が出とるわけじゃ、あの部屋つくったことによって。あれやこれ言よったらまた滋慶学園に逆戻りせにやいけんようになるから、また監査委員と、話をせにやあいけんのじゃ。これも4月に向けて話せにやあいけんのじゃ。こんなことじゃあもうどがんもならんよ、部長。どのくらい草刈り監理業務放置しとったんか、どのくらいの金額だったんか、ちょっとそれを教えてください。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

愛の村パークの管理業務がおくれていることについて、草刈りの業務の金額というお尋ねでございますが、お尋ねにもありました弁護士にも御相談をしましたが、いわゆるこの草刈り業務について、できていなかった部分の金額の算定というのは損害賠償を求めるに当たって非常に難しいということでお聞きしております。

〔15番岩江正行君「何が難しいんな、仕事しとらん」と呼ぶ〕

現在の草刈り業務というのは庭園もそうでございますが、市が直営で管理していたやり方というのを踏襲してやってきております。そういったことから、適正な施設の管理について指定管理料はどうあるべきかということについては、検討させていただいております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

武蔵の里関連及び愛の村パークの指定管理業務仕様書の中に皆書いとんじゃ。書いとることを守っとらんから言よんじゃねんか。おかしいんじゃろ、あんた。弁護士が言うたような話じゃなからうがな。裁判所でそのような判決が出たというんだったらわかるけども、弁護士はどっちの立場になって、向こうの立場になってから物を言よんか。どこの弁護士な、向こうの弁護士が言うたんか。ええころにしんさい、あんた、とぼけたような話せず。同じような話を答弁ばあしまって。とんでもないやっちゃな、ほんまに。

言うてもなんじゃから、議長、次入ります。

議長（岡本 泰介君）

5項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

孤独死と葬儀遺骨の埋葬について、孤独死の関係ですが、ちょうど私が終戦のときに生まれたんじゃけども、今の戦争もなしに、平和な社会、戦争を知らない子がたくさん出てきとる。そういうな中できょうの高度経済成長、戦後の動乱、高度経済成長の中をもう先人たちいろんな御苦勞の中でこの平和な社会があるん。これを今言ようる孤独死で亡くなった。これについてこの前の特別委員会で、この遺骨はどがいされるんなというて言うたら、遺骨は何日間かあそこの葬祭センターの火葬場に置いとったら、今度は今言ようる灰を集めに来た人に持って帰ってもらふんじやというよな、そんな私は犬や猫でも今言ようる納骨堂というて、鏡野のほうにも火葬して、そこのとこへ供養塔というのがありますけども、動物にせえ、人間にせえ、そういうなお粗末することについて、一人の人間として許されるんじやろうかな、こういうふうなことがということについて、今回この質問をさせていただいたとるわけで、ちょっと御答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

美作市では身寄りのない方が亡くなられた場合には、墓地、埋葬等に関する法律の第9条、「遺体の埋葬又は火葬を行うものがないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない」の規定に基づき、市独自の取扱要領を定め、死亡後の遺体の搬送、死亡届の提出、火葬、収骨、遺骨の保管等を市の職員が行っております。

読経、祭司奏上等につきましては、政教分離の原則により公的主体である本市においては行っておりません。

火葬に携わる職員におきましては、故人が今まで生きてこられた功績に対し、感謝の気持ちを持って接し、その最期に立ち会う者として心から御冥福をお祈りする気持ちでその任に当たっております。また、現在遺骨の保管につきましては、幕谷地内の美作市火葬場にあります霊灰塔に保管をしており、今後は取扱要領の中で霊灰塔での保管期間や供養方法などを定め、適切な時期に適切な供養が行えるよう改善したいと考えております。

なお、孤独死につきまして、福祉所管課におきましてはかかわりのある方々に対しては生前に家族や肉親との関係性を改善、または保てるよう働きかける支援を行うとともに、社会生活を営む上で地域住民との交流や社会参加を積極的に呼びかけ、社会的孤独とならないよう社会とのつながりを強化する支援をしていく努力が重要であると感じており、その実践を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

供養の供養塔、部長、調べてみたらあっちゃこっちゃあるんよ、全国では。供養塔で無縁仏を供養するところはたくさんどこにもつくつとるわけよ、大阪のほうでも、あちらこちらでも。ほじゃから、政教分離というて、キリスト教も今言ようる高野山も本願寺もいろいろとたくさん宗教される人おりますがな。供養塔じゃから一緒に入れたらいけんよなことはないわけじゃし、その人らに、幕谷に2年保管しとったら、あと灰と一緒に持って帰ってもらふということはこの間の特別委員会で聞いたから、これほどとんでもない、美作市というのは、今太陽光の問題で全国ネットで大変なことになつとるけども、それ以上じゃあぞ、これ。

ほじゃから、できましたら、先人に、きょう我々がこういうな形の中で幸せな、平和な生活ができるとい  
うのは、一人一人の努力によってあるわけじゃから、もう少し一人の人間としてやっぱしその辺のどこを供  
養する、そういうなところをうちができんのんじゃったら、よそにでも供養してもらうとか、供養塔とい  
うの、うちの金竜寺やこうでもあるよ、供養塔というんが。位牌をそこへ行って、おじゅつさんが供養しょう  
るところありますよ。もうそういうな気持ちでおらんんだら、人間として疑われる。萩原市長が疑われる。

そういうこって、この令和元年の12月の議会、十分な答弁を聞き出せなんだけど、3月に向けて今度はし  
っかりと監査委員もお金でも増やしていただいて、美作市のための監査を十分していただきたいと思いま  
す。

では、これで終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番6番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了します。

10分間休憩します。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

引き続きまして、通告順番7番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

**3番（岩崎 清治君）〔質問席〕**

議長の発言許可ができましたので、令和元年12月議会の一般質問をさせていただきます。

このたびもさきの9月議会と同様の滋慶学園関係の質問であります。

平成29年度決算が不認定となり、その理由を明確化しないと市民の方への説明ができません。しかしなが  
ら、原因究明の調査をするための委員会の設置も現在ありませんし、議会として決算が認定されなかったと  
の結論のみではだめであると私は思います。何が原因で不認定になったのかを説明する責任があると思いま  
す。私は議員の職務として市民の方に説明責任があり、その方法として一般質問をさせていただいておりま  
す。私自身が十分に理解し、そのことを市民の方々に伝えなければならないと思います。

滋慶学園に誘致した費用は専門学校建設の補助金9億4,000万円、関連費用を加えると11億3,000万円弱の  
費用を、多額の費用を用いていると今まで説明がありました。決算不認定は何が問題であったのか。それは  
1つは、看護師養成学校には1億5,000万円の補助金があると言われていたにもかかわらず、それが実際には  
はならず、市が負担をした。決算特別委員会や議会での説明を聞くたびに理解できなくなり、事実がわかり  
ません。なぜ補助金が入らなかったのか、理由が曖昧で、どのような経過で、判断は誰がし、そのことに責  
任があるのかないのかなどであります。もう一つは、最初の説明と比べ、非常に生徒数が少ないことであり  
ます。学校を誘致し、生徒が増え、地域の活性化になるのだから多少のことは目をつむらなければいけない  
という意見もありますが、それはごく少数の意見であり、多くの方は、多額の費用を使ったのだから、その  
経過と効果を公表すべきではないかということと言われる方が大勢おられます。そのあらわれとして住民監  
査請求が出たのではないかと私は想像いたします。まず、生徒ですが、6月の議会の説明では専門学校全体  
で67名とのことでした。美作市スポーツ医療専門学校の概要では、全学科、全学年合計が360人になってお  
ります。ただ、現在は開校2年目と日本語学科が開設してないこともあります。11億円強の費用を使った

ことを考えると、残念でなりません。

それでは、具体的な質問に入りますけれども、スポーツ医療看護専門学校の日本語学科について、生徒数、国別、そして現在どこに住まわれているのかを教えてください。日本語学科については、平成30年の開校予定時には日本語学校の不祥事が出て、国の認可がおりないと言われておられておりましたけれども、ことしの6月議会での行政報告で、法務省広島入国管理局からことしの10月に開設許可の事前連絡があったと行政報告で言われ、地域の活性化になるということで楽しみにしておりました。どのように現在なっているのでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

美作市スポーツ医療看護専門学校の日本語学科につきましては、令和元年5月16日付で広島出入国在留管理局留学・研修審査部門主席調査官から、日本語学科の開設認可に当たる日本語教育機関の開設に係る行政相談の結果についてとの通知が美作市スポーツ医療看護専門学校設置代表者宛てに届き、当初計画から1年おくれて、本年10月に開講しております。しかしながら、同日付で、令和元年10月期生の在留資格認定証明書の交付申請の申請時期及び提出書類についての案内が届いており、これによりますと、申請書類の受け付け期間、締め切りでございますが、6月19日期限厳守とされており、申請書等の提出が期間内に提出することが不可能な状況となっております。実質的な入学者の受け入れにつきましては、令和2年10月が最初となり、現在入学生の募集を行っているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

答弁をいただきましたけれども、よく理解ができません。といいますのは、今の答弁の部分を解釈すると、日本語学科は開設されたと言われたと思います。それで、ただし、ただしですね、在留手続の関係で今現在生徒がいない、現実的には開学されてない、来年10月ですよというふうに言われたと思うんですけど、なぜ理解できないかというのは、日本語学科、日本語学校ですね、外国の方が来られて日本語学校に通われるときに在留資格どうのこうのというのは私は当たり前のことじゃないかなと思うんです。ただ、そのあたりも知識がないのでどうのこうのということは言えないので、まず疑問点で、在留資格を認めてもらうためには期間的にどのくらいかかって、どのような事務手続をするのか、先ほど10月の分を6月に出さなければいけないというふうに言われたんですけど、そうであるならば、日本語学校、日本語学科開設については、少し前なんで記憶が定かでないんですけど、日本における日本語学科の開講の一番多いのは4月、執行部のほうから言われたのは、外国の卒業時期を考えると10月のほうがいいですよという、この説明もありました。それ以外の月に2回ほど開講予定日が全国的にはあるというふうに私は見た記憶があるんですけど、それは定かではありません。ただ、来年の10月まで待たなければいけない、それは4月に入ると10月に入ると、一つのクラスすれば授業のおくれがあったりして不合理があるというのは想像つくんですけど、なぜそうなのと。今準備をされてる現在入学生の募集を行ってると言われたんですけど、じゃあ今現在何人ぐらいの方が来年10月に募集するんですかというふうな疑問も生まれます。はっきり言いまして、何カ月前に入学を希望した場合には入れるんですか、その後の事務の手続はどうなんですかというのを中心に教えてください。

それから、先ほどことしの10月というのは、本来からいえば、滋慶学園との協定書を結んだときからいえ

ば、ことしの10月でも1年半おくれるわけです。来年10月といたら2年半おくれるわけですよ。去年の決算議会のときも私のほうから言ったんですけれども、本来であればこれだけおくれるということはペナルティーが生ずるわけです。国の補助金等々でいるんな工事をしても、実際使わない期間が長ければ、明確な理由があればそれは違うかもわかりませんが、補助金返還という話が出てくるわけです。昨年も現在の状況が続く場合については、これはおかしいんで、後で言っていないという話になっては困るので、去年の段階でよく協議をして文書で市の考えを示してください、つまり何が言いたいかというのは、ことし10月がおくれたら困りますよと。市としては補助金交付要綱もございますよね。補助金交付要綱を見ると、開講して10年間生徒の受け入れが休止状態だったらお金返してくださいよと、減価償却もありますよというふうにしてるわけです。2年半も減価償却なくなるわけです。価値が落ちるわけです。わかりますよね、言ってる意味が。そのあたりを含めてどのように協議をされたのか。そのあたりを中心に説明していただかないと、あ、仕方がないなというんか、何をしてるんだというんか、両極端に分かれると思うんです。そのあたりを淡々と、日本語学校については、学校ができましたけど、生徒がおりませんので休学状態です。じゃあ、学校として先生方は雇われててどういう状況でどうなんだというみたいな疑問も出るんですけど、現実的には生徒がいなくて、先生方は雇われてないと思うんですけど、そのあたりの計画性というのが一つも見えないんです。わかるように説明をしてください。そうでないならば、補助金返還という話がすぐ出てくるわけです。

2回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

まず、在留資格について、事務手続期間、大体これは通常約2カ月程度最低でもかかるというふうにお聞きしております。その手続に必要な書類については、私も少し勉強不足で詳しくはないんですけども、当然専門学校の入学決定通知、それから住むところを明確にした書類、それからこちらでの身元引受人、そういったものが必要となってきます。また、学費についての支払いできる能力があるかどうか証明する書類、そういったものが必要書類となってまいります。そういったものを受けて審査しますので、約2カ月程度はかかるというふうに言われております。

それから、先ほど言われた10月入学でございますが、当初計画からいいますと、来年になりますと2年半というおくれになりますけども、現状においてはもうこの10月で開講いたしておりますので、それにつきましては、日本語学科の先生も2人おられるのは確認しております。また、先生が遊ぶわけにはいかないの、市内に在住する外国人の方に対して月1回程度の日本語教室、そういったものも開設されとるというふうにお聞きしております。また、先ほども岩崎議員言われましたけども、日本語学科遊ばせるわけにはいきませんので、既に在留資格を有しております方が岡山県内中心になると思いますけど、おられますので、そういった方に対してお声がけをして、美作市スポーツ医療専門学校の日本語学科に入学していただく、そういったことも今検討されておまして、実際調整も行っているというふうにお聞きしております。

それから、来年度の学生の受け入れ状況でございますが、定員につきましては20名という定員で進めておまして、今の募集状況につきましては、学校法人大阪滋慶学園のほうが中国のほうに太いパイプを持っておりまして、中国の大学、今大学におられる方、卒業してからになりますけども、日本に留学していただくといった形で話を進めておるといように聞いております。それについては、ある程度人数が確保できるといふふうにはお聞きしております。

そういったことがございますので、先ほど来言われました2年半おくれたといったことについての補助金返還、そういったことについては今のところ考えておりません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今初めて聞くような話があるんですけど、日本語学科については40名という当初予算に書いてあるけどね。40名の募集して20名というのは、それはやむを得ない部分があるんですけど、最初から20名ということ言われて、するということになれば、補助金を出したときの約束事と違うんじゃないですかという話なんですよ。だから、もう一つ、今国内に在留資格のある人の部分について受け入れをするということになれば、先ほど言われたのは来年の10月が現実的な開講ですよと、生徒の入る開講ですよ。先生のほうは今2名おられると言われたんで、わかるんですけど、ということであれば、来年の4月の募集かけたとしても私のほうは事業の進め方が違うんで、途中だったらおかしいかなみたいな理由で10月というふうに言われたのかなとも、逆に言うて想像したんですけど、そうでなしに一年中受け付けるのであれば、今たしか年4回ぐらいは大丈夫じゃないんですかね、私の記憶ではですけどね、毎月という意味じゃなしに。もう一つは、在留期間の手続というのが2カ月、おおむね2カ月と言われたんですけど、6月までに出さなきゃいけないといたら、6月19日、6月いっぱい、7、8、9、3カ月あるんですよ、10月から入るとしたら。言われていることが、特に滋慶学園の答弁については少しづつずれてるんです。3カ月かかるんで6月だったんです。10月は間に合いませんでした。それはわかりませんが、12月ぐらいから徐々にでも募集して、するんですけどいうんだったら理解するんですけど、理解できないようなことをちょこちょこ言われて、それが書かれてる、今までに出されてる書類とすごい違うんですよ。先ほど言われましたように生徒数が40名だったのを20名にするというのは、本来の補助金の趣旨からいうとだんだんおかしくなってくるわけです。生徒数が減るということは地域の活性化につながらないわけです。地域の活性化につながるということで直接的な補助金を9億4,000万円ほどですか、9億円強のお金を出し、全体で11億円ほどのお金を使ったわけですから、それは約束事としてしてるわけですから、それをこういうふうに変えてこうなんだとかという話であれば理解しますよ、理解できることに関してはね。ただ、市の大切なお金を使ってるもんであるから、そのあたりについて、なぜこうなったのか、もとの中心は美作市の活性化ですよ。学校をつくる目的というのは方法論ですから。補助金を出した目的からいうと、40から20に減るというのは物すごく減ることになるんです。ほんで、期間が、前と言えば1年と言われよったんですけど、いつの時期か、1年が1年半になるかもわからないような話もありました。1年とした場合に毎年のものであれば、人数変わったらそれだけの美作市に落ちるお金が全然変わってくるわけです。そしたら、補助金出した話がどんどんどんどん変わってくるようなことになるんです。もう少し考えた発言をしていただきたいなと。もう一回最初から、在留期間2カ月でやるんじゃないたら、2カ月でいいです。そしたら、何でことしの6月にそのときにもう10月入学はだめですよと言われたの、その後の、これははっきり覚えてないんですけど、12月とか4月の部分に募集をしないの、10月までに5人でも10人でも受け入れる体制できないの、それも20人じゃなしに何で40人を目標にしないの、そういうことを滋慶学園とどうやって話したの、そして昨年の決算特別委員会のときにこういうことの話になったら困るから、滋慶学園とよく話をして、言った言っていないということになったら困るんで、市のほうから文書を出して、必ず入れてくださいよと、約束が守られなかった場合にはこうですよという話をしてくださいよというのを私のほうから言ってるんで、記憶に残ってるわけです。そのことはされてなかったんですかという話なんです。再度お願いします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

3回目の質問に答弁させていただきます。

まず、先ほど20名募集というのは私のちょっと言葉足らずで申しわけありません。定員につきましては40名でございます、そのうち来年度は中国を中心に募集するというので20名を募集しとるということの説明でございます。

それから、先ほど言いました6月に書類を出さないと、今年度の在留資格については、広島入管が受け付けないということがあります。その通知が届いたのが5月16日付で通知が届いております、それによりまして6月19日までに完全に書類を整えて提出しないと今年度の在留資格の審査はもう受け付けないということになっております。通常在留期間の審査等も含めると2カ月ぐらいでできると思うんですけども、今回につきましてはそういう条件があったので、10月期の入学には間に合わなかったということでございます。

それから、先ほど言われました少しペナルティーの部分についても、本年度日本語学科が開設できない場合については、補助金返還ということも含めて少し協議はさせていただいております。それは学校法人のほうにもお伝えしておるところでございます。ただし、書類のほうについては、今年度開講見込みが立つとということで、書類等では記録は残してありません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

3回終わったんで、もうこれ以上日本語学科については言えないんですけど、特に滋慶学園関係については監査委員のほうも先ほども言ってたんですけど、丁寧な質問がなかったという話なんで、わかるような説明、理解できるような説明をしてください。そうしないと、不信感に不信感が生まれてくるわけですね。どういうふうな事務の流れでどうでこうで、現在はこうなんです、特に日本語学科については6月の行政報告で言われて、それ以後、私はですよ、多分議会の中ではどういう状況なんですというのは発言一切されてないわけです。議会だけではなく、全員協議会でもいろんな会があるんで、そのあたりでも結構ですから、今後はできる限りわかりやすいような説明をしてください。私としてはやけむちゃを言ってるつもりではないんです。もう少しわかりやすいように説明しないと、理解しようにもできません。

ということで、この項は終わりました、2項目めのほうに入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

3番（岩崎 清治君）

地域医療介護総合確保基金事業、これ県の事業ですね、医療分というふうになってますけれども、看護師養成所の補助金についてですが、9月議会で市長は、結論からいうと28年当時補助金がなかった、それは補助金等の根拠がなかったというふうに言われておりますし、きのうの一般質問の中でも同じようなことを言われてます。少し意味が非常に読めば読むほど複雑な意味合いがするんですよ。補助金がなかったという根拠がなかったから補助金がなかった。言い回しの言い回しみたいなの。だけど、一方で担当者のほうは補助金メニューに載ってなかったと言われてますが、補助金そのものがあつたかなかつたかという発言はなしで、メニューに載ってなかった、補助金はあつた的な発言をされてるんです。そして、9月議会にこのことについて県のほうへ確認に行きます、副市長のほうにどこの課に行ったらいいんですか、教えてくださいと議場

の中で言ったら、担当課の県の医療推進課のほうに行ってくださいと言われて、同僚議員と9月議会終了後、10月ですけれども、医療推進課に看護師等の施設整備補助金について事実確認に伺いました。結果は、看護師養成所の基金事業の補助金は28年度当初も、当時も、現在も変わらずあります、ただし補助申請の前年の夏ごろに、これは年によって違うということなんで、夏ごろに県に要望書をまず出してください、そしてそれは県から国に計画書として届け出なければ対象になりませんというふうに言われました。補助金があったのかなかったのか、言い回しではなしに、あったのかなかったのか、どちらが正しいんかはっきりしてもらいたいというのが、昨日も市長のほうが言われましたけれども、補助金がなければ、補助金入るはずがないんです。補助金があれば、入る可能性があるんです。そして、国の交付金が25年度に廃止され、全国に基金事業として、これは県の言い分ですよ、移行されました。そして、その対象事業、メニュー事業は全国の一律でございますと県から説明を受けました。そして、今までの議会と、これが正しいのであれば、議会の市長の言われること、言い回しですから、私は正しいことを言ったと言われるかもわかりませんが、なかなか理解できないような言い回し、言い回しをされるんで、私自身がどうなんだろう、どうなんだろうという疑問点が常に生まれてるわけです。だから、今まで執行部のほうも廃止された事業の話をどんどんされるけど、こんな事業何ぼ聞いてもしょうがないです。10年前、20年前、100年前の話聞くと一緒なんです。今現在28年度当初の話を知りたい。そして、補助金が入ってないのは事実なので、補助金があったかなかったのか、そしてあったとした場合に、これは県がありましたと言い切ってるんです。何が理由で補助金が入らなかったか、そしてその理由をたびたびの議会のとき、一般質問のとき、たびたびあったわけです。それをなぜ言われなかったのかというのを、市長の言われるように補助金なかったということも含めてなんですけど、なかったら、そのときになかったってなぜ言われてないの、言い間違い、連絡間違いって、そういうふうなのはいいわけじゃないんです。はっきりした物事を教えてください。もう私も6月議会、9月議会、12月議会として、6月議会は1項目だけでしたんですけど、これ3回目ですから、もうそろそろ終わりにこの質問したいし、あやが悪いとずっと続けなきゃいけない話になりますんで、はっきりした答弁をお願いします。まず、あったかなかったか、言い回しはもうよろしいですから。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

岩崎議員のおっしゃることも今聞けばそれなりにそうかなと思いますが、今岩崎議員のおっしゃることが県の声から、口から平成28年度に出ていると、我々全く違った行動をとったと思います。平成28年度の当初においては県がおっしゃるような手続をするのに十分な時間があつたんです。それができてない。さらに振り返って言いますと、私どもは平成27年度からこの話は県と相談をしていて、27年度においてはこの補助金はありますよ、全国同じメニューですよと言ってたような記憶があるんですが、28年度になってからどうも交付要綱がないと、失効してるという連絡があつて、それじゃ大変なことになるぞというんで、6月、7月、8月と県にお願いに行った。県が指令前着工とか何か言ってるのであるから、10月になって県に、たしか副知事だったと思いますけど、私から行って、指令前着工を介護についてもオーケーだつてなっているのであるから、許してもらるか、あるいは早く指令をしてくださいと、こういう話をしたというところまでは私は個人の記憶としっかりあるわけでありまして。岡山県のおっしゃり方というのが、実は、いろんな記録もあるんですけども、変わってるんですね、これ。それには岡山県として何かの御事情があつたかはわかりませんが、少なくとも鳥取県での御対応や島根県での御対応とはどうも違った対応になつてるといふ気がしてならないというふうに思っておりますので、ぜひとも我々としても県のほうの動きの真相は



一度解明をしたいとは思いますが、今行ったら県がこう言ったというだけの話で、岩崎さんの頭を整理されると、我々の頭が混乱してくるんですよ。あれっ、話が違うじゃないかというのはおっしゃるとおりなんで、こっちも同じことを言って返したいというような気になるということでもあります。

以上、私のほうから私なりの感覚をお答えした上で、何かあれば担当のほうからお答えをさせていただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

岩崎議員の2項目めの質問に答弁させていただきます。

地域医療介護総合確保基金事業に係る看護師養成所の補助金につきましては、国の制度上は補助対象事業として認められておりますが、岡山県の補助金交付要綱の対象事業、ずっと言わせていただいております事業メニューのほうには掲載されておられません。掲載されていないことにつきましては、平成27年当時は看護師養成所の施設整備事業が恒久的に続く事業でないため事業要望が出された後に補助金交付要綱を改正し、補助対象とすることになると岡山県の医療推進課の担当より聞いております。また、県の担当より平成28年度に市が要望を行った看護師養成所の施設整備が岡山県計画に認められれば、平成29年度において要綱の整備を行うことになったとの回答が寄せられております。これにつきましては、現在も同じ考えで実施されているものと思っております。

一方で、これまで何度も申し上げておりますけれども、岡山県の補助金交付要綱の補助対象事業に看護師養成所の施設整備が掲載されておられません。これにつきましては、令和元年11月末現在で岡山県が公表しております補助金交付要綱を確認いたしておりますが、それにも掲載されておられません。本年9月議会で萩原市長が岩崎議員の一般質問に対する答弁で、平成28年度当初には補助金がなかったものと考えざるを得ないと思っておりますと答弁しておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり国の制度上は補助対象として認められておりますが、現在においても岡山県の補助金交付要綱に補助対象事業と掲載されていないことから、そのような発言になったものと理解しております。

それから、岩崎議員が岡山県の担当より説明を受けました国の示したメニューが全て交付金の対象になるということにつきましても、これは私がこれまで一般質問等で答弁させていただいておることと同じ趣旨だと思っております。言い方は違ってはおりますけれども、厚生労働省の担当に確認したところ、学校法人が行う看護師養成所の施設整備が補助対象になり得ると答弁してきたと思っております。これは同じ趣旨の発言だと思っております。しかしながら、現在岡山県が公表しております岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）の交付要綱に看護師養成所の施設整備の整備費が補助対象になると掲載されていないことは岩崎議員も岡山県の担当より説明を受けてくださってるものと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

じっくり聞かせていただいて、今までの文章をじっくり見させていただいて、したら、担当者のほうの言われるのは、要綱に上がってないけど補助金がありますよということを言われてるわけです。市長のほうは補助金なかったよ、現実的にもらえる補助金なかったよと言われてるんですよ。執行部の中で意見が違ってるわけですね。終わったことなのに考え方で現実が違ってるんです。これを議会に、議員に理解せえというてもこれは無理ですよ。私どもは同僚議員と一緒に先ほども言いましたけれど、副市長の言われた担

当課のほうへ前もって文書をもってこういう項目、先ほど市長が言われた内容を1行1行上げて、この事実について市のほうがこう言われてるんですけど、どうなんですかというのを1つずつ確認をしました。結果的に発言内容が残ってない、メモが残ってないというものも3つ、4つあったんですけど、一言だけどうしても違うというのは、28年8月4日、県医療推進課から美作市の要望を受けて施設整備について29年度に要綱の整備を行う、これがあり得ませんということで、これ以外のことについては、わからない部分もあるけど正しいことを、うちの言ったことどおり書いてありますということを言われた。先ほど言われたことについては、市長のほうよりも担当者のほうが合ってるんじゃないかと思うのが、平成28年に市が要望に行ったところ、28年度の補助金はだめですけど、29年度に出したら補助金出しますよと言われたというぐらひがあるわけです。今までも何回も同じことこれ言われてるわけ。ということは、県の言い分を正しいとした場合ですよ、28年工事着手するんだったら、27年の夏までに言ってきてくれたら出てましたよという話があるわけです。事前着工どうのこうのということに関しては、それはまるでおかしい話をしてます。もしこのことを結論つけないとどうにもならないわけですわ。入り口ですから。きのう市長が言われました。補助金があるとないのでは、この議論が大きく違うし、入り口がもう全然壊れる。だから、市長大変忙しいでしょうから、副市長、一緒に県庁へ行って話を聞いてもらいたいと思うんです。私たちも行きます。今は執行部と私どもしかいないわけです。県の担当者がいないので、どっちが正しい、言った言わんという話をしてもらうても困るわけでしょうから、一回つき合っていていただいて、確実にこうだということを、それは聞いてもらわないと、というのが、私も先ほど言いました9月議会以降同僚議員と一緒にいったわけです。執行部のいろんなことを言われた部分をずっと書いて、質問項目については11項目と3項目、一番決定的な質問は県の補助事業、先ほど言いました事業は実際あったのかなかったのか、存在するのかないのか、メニュー事業とは何なら、一覧表に載ってはどんならというところまで質問して、県の言い分は補助金を出した後ここに載せるんですけど、これは美作市の担当者のほうも何回も伝えておりますという話を聞いてるわけです。だから、食い違いがあるんですけど、市長以外の方の執行部のほうには、補助金があったけど、何がしかの都合で補助金がもらえなかったというふうに言われてるし、市長は補助金があるということだけで、中身がないんで、もらえる可能性がなかったと言われてる、こういうことで間違いないだろうと思うんですけど、今言ったことについて、私が言ったことについて間違いないんだら、ここで正してください。いや、実際こうですよと、そうしないと県へ行く意味がないです。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

出せない補助金はないということになるんですけども、私どもとしてはいずれにしてももらえる補助金があれば、これはもらいたい、当たり前の話、そこでさまざまな出し方について県に相談をする、そのときにメニューに載ってないんだったらメニューに載せてくれと言う、事前着工どうのこうの、それはうまいぐあいにその処理をしてほしいと、その辺のことをいつも私どもとしては、自分で行きましたから、県庁にはね、行きましたんで、お願いを私なりにしてきたというその事実があります。一方でちょっとよくわかりませんのは、私は岩崎議員が今手に持ってこうやって振ってられた紙持ってないんですけども、それを我々が見れば、それなりにまた多少議論ができることもあるかもしれないと、今おっしゃるように岩崎議員が持つてる情報とこっちが持つてる情報がどうもそぐってない可能性がある。明確にそぐってないんですよ。それは御自身認められたわけですよ、この部分は違うと。そのすり合わせをまずやらないと、こっちもわからんという気がいたしますんで、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

先ほど岩崎議員が言われました平成28年4月の岡山県との協議の内容について、こちらのほうに当時担当がつくった復命書がございます。そういった中で美作市の要望を受けて補助金を出すことは可能であるということも言っております。ただし、補助決定後に工事着手しないとだめであるというのはずっと言われておることと同じことでございます。その中で美作市の要望を受けて、補助整備を行う上で平成29年度の補助金の基準額を作成したというような説明を受けたということも復命に書かれております。私はこれが正しいものと思っておりますが、先ほども言いましたように県の言い分と私どものつくっておるこの復命書の部分で食い違いが生じておりますので、それについては私も再度精査したいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

市長と部長のほうが答弁されたんですけど、この内容を理解されてる方がおられたら、私にもう一回説明していただきたいなというふうに思うんですけど、議会の一般質問ですから、時間的な制約も、回数上の制約もあるんで、私自身に市長の言われたことについては、最初補助金がなかったと言うんだけど、少しトーンが変わってきたかなという気がしますし、担当の部長のほうは補助金はありましたよというふうに今も聞こえたと。ただ、これは言った言わんという話が非常にするんで、3月議会に改めてもう一回やろうと思いませんんで、副市長、面倒ですけど、一回ついていって、話を、執行部の内容の書類を持ってついていってください。それを私たち議員も行ける者が行って、間に入って聞いてこよう、そうしないとわかりませんので、副市長、そのように手配していただけますでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

今議員のほうがお持ちの資料の内容を精査させていただいた上で、必要性があれば一緒に同行させていただきたいというふうに考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員、総括で。

3番（岩崎 清治君）

総括ですから、質問はもう終わりなんですけど、必要性があればついていく、必要性がないと行かないよ、今補助金があるかないかの議論を執行部と議会とでやってるわけです。それは滋慶学園の1億5,000万円の金がなければ、補助金がですよ、なければ決算の不認定自体が何ちゅうことを言ったんな、議会としてはという話になるし、あった場合であるから、こういう議論が長く続いて、長い長い、私を含めて今回3人の人が同じような話をしてるわけです。それはけりをつける義務があると思いますよ、執行部としても、その時点では副市長おられなかったけど。今言われた部分については、質問したいことありゃあ県の推進課に行きなさいよと、医療推進課に行きなさいよと言った責任もあるはずと私は思います。もうお答えをしていただく時間が、回数がありませんので、次の項目に入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それじゃ、3項目めに入ってください。

### 3番（岩崎 清治君）

補助金の事務の流れと工事の進行計画でありますけれども、この質問は9月議会と同じ質問でございます。9月議会の答弁を聞くと疑問が生まれます。県へ確認をして、補助金があるという前提のもとでの質問ですけれども、先ほど市長も言われましたけれども、出雲や鳥取の例を出されましたけれども、この補助金は25年にもうなくなってるんです。もう一点言うと、この国の補助金は公、行政には出さない、民間のための補助金です。今回の県の基金事業も行政のほうには出さない。先ほど補助金があったかなかったかの議論で少し言い忘れたんですけど、市のほうが補助金を出すための財源に国、県からの基金事業を充てる、これはだめです、対象外ですから。民間には対象になるというふうに連絡入ってるし、そのようだと思います。だから、考え方の違いがあるんだっちはつきり言ってもらったら、それは理解するところがあるんです。新たに県の地域医療介護総合確保基金事業に変わりましたよと、これも最初から何回も言ってるんですけど、議会に言われておりません。決算の特別委員会が始まったころに初めて出てきたんです。このことを担当者がいつ知ったのかわかりませんが、補助金をもらう気持ちがあれば、補助金交付要綱等々を調べて、いかにしてもらおうかというのは、これは責務だと思います。当たり前のことです。これを今までの部分だったらよそのことを言ったのをそのままありのままを聞いてましたというふうな答弁を繰り返されてるんですけど、これは幾ら何でもお粗末と言うしか言いようがないし、職務怠慢と言われても仕方がないと思うんです。そして、先ほど言いましたけれども、医療推進課の説明が正しいとしてですけれども、滋慶学園と基本協定書が締結されたのが28年3月26日、開校を30年4月と定めた場合には開校までの期間は約2年、2年と何日しかないんですよ。地域医療介護確保基金事業、基金事業ですね、による交付金を得ることをしようとした場合に2年少しでは非常に厳しい。100%とは言いませんけれど、厳しい。県のほうの事務事業を市長のほうは前の一般質問のときに、岡山県独自が厳しい審査をして長く長く時間かけるんだ的なことを言われたんですけど、そのことも県のほうへ確認したら、全国統一の日付で事務をしておりますというふうに言われてます。県の言い分が正しいならば、結果的に言って、補助要望をして、その後1年待って補助金の補助指令書が出てきて、それから入札、入札は前にしても構わんですけれど、契約をしないと工事着手にならない、ということは、秋以降から3月いっぱい工事といったら5カ月ほどですかね、5カ月ほどの工事完成しとかなきゃいけないわけですから、した場合に十数億円の工事をするのに間に合いますか、これは私専門外でよくわからないですけど、普通1年ぐらいかかるんじゃないでしょうかねというふうな意味合いです。それと、工事が完成しても備品等の搬入等々を考えた場合にはもう一、二カ月かかるだろうと思うんです。ということは、契約締結をした後、工事をしてみても、補助金をもらおうと思うたら無理というのが、私が県との協議をした中で絶対もう不可能だなというふうに感じました。今まで担当者のほうは指令前着工を県のほうへお願いするという話がたびたび出てきたんですけど、先ほど市長からも出てきたんですけど、指令前着工とは何ぞや、事務の流れを知ってる人だったらわかるわけです。要望書を出して、一応内示をもらって、補助申請を出して、それから指令書が来るわけです。補助申請を出してから指令書が来るまでの期間を指令前着工でできるんです、制度があればね。介護保険はその制度があります。だから、現実的な具体的に言えば、9月ぐらいから11月ぐらいまでの期間に指令前着工の内示を出せば、それは許可が出ますよという話なんです。だから、正しい話をしてください、飛ばさずに。そうしないと、要望書も補助申請もしないのに指令前着工の協議ができるはずがないです。そのように私は思うんですけども、先ほど言いました3月に協定書を結んで2年少しで工事はできない、事務の流れと工事の進行計画を合わせての答弁をお願いしたい。今までは指令前着工という言葉もされたんですけど、指令前着工は無理ですよということも私は思うんですけど、担当者のほうができますよと言うんだったら、それはそれであれなんですけど、今まで

の矛盾点を言ってるわけです。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

岩崎議員の3項目めの質問に答弁させていただきます。

地域医療介護総合確保基金による補助制度につきましては、平成28年6月22日に岡山県へ補助金について協議を行った際に、県の担当者から基金事業による補助制度に変更されていたことをお聞きしたのが最初と認識しております。また、事務手続上の話につきましては、平成28年8月4日に岡山県から本市に対し、工期を平成28年度から29年度へ変更する必要があると言われております。両日とも学校法人大阪滋慶学園が大原総合支所内に設置しておりました専門学校の開設準備室の職員が同席しており、補助制度などについては情報を把握されているものと思っております。

次に、開学時期を平成30年4月1日とする目標を決定した経緯につきましては、学校法人大阪滋慶学園と基本協定を締結するに当たり、学校法人側から提案があり、双方が合意したものでございます。

次に、指令前着工につきましては、岡山県との協議を行った状況につきましては、平成28年8月に平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）の事業提案を行った上で、指令前着工の協議を行っているところでございます。しかしながら、当時の記録の存在が少なく、記憶が曖昧なため十分な確認ができていない状況ですが、先ほども言いましたように平成28年10月5日には岡山県の担当にこういった補助金も含めまして指令前着工の相談も行っているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

答弁いただいたんですけども、今も言われましたわね。県から28年8月に工期を28年から29年に工事したら補助金対象になりますよというふうなことを言われてるわけですね。ということはそのときから補助金があった。なぜ1年おくらせれなんだというのが疑問なわけですね、基本的に言うとなね。補助金をもらおうとした場合にですよ。先ほども言いましたけれども、指令前着工というのを今も言われたわけですね。先ほど、僕が言いましたが、補助要望して補助申請しないと指令前着工の話にならん。わかりますわね。補助金をもらおうとした場合には補助申請調べてないと、だめですよ、それも言いましたよね。頭にないことをばつと議会やら委員会で聞かれたら、済みません、よく確認してないんですけど、この次までに確認しますが、今の聞いているのはこの範囲内ですと言うのが普通ですよ。なぜかというたら、議会で虚偽の発言をすると後々問題になるからです。だから、今私の質問に対しても、質問の想定質問から外れた部分があるんかもわからないですけど、その部分含めてでも、やはり答えていただかないと、同じ議論をずっとやってきてるんです、私とね。だから、それは非常に不愉快ですし、余り言われると私自身を侮辱されたような雰囲気になるわけですよ。そうでしょう。いいかげんにしてくださいよ、まだ頭に血が上り切ってないですから、まだ大きな声は出しませんが、私以外の議員が理解してて、僕だけが理解してないようであれば、ほかの方にまた聞きますけど、多分今の答弁ではほかの議員もわからないだろうと。だから、補助金があったんだけど、2年少しの間で工事をするのは無理だったんです、補助金は途中で断念したんですというんだったら理解するんです、すんと。だけど、補助金があります、ありますというふうな話を常にされるようであれば、これは私としても侮辱されたんか、ごまかされてるんかどっちかというみたいな感じになるんで、行き着くところまで行かなきゃいけないような議論になってくるわけです。だから、先ほどみたいに副市長に、じ

やあ県の言い分確認しましょうというところまでの話になるわけです。一般常識としてわかるような話をしてください。もうできなけりゃあ、できないで仕方がないですけどね。改めてお願いをします。ただ、私侮辱されるような言葉はもう聞きたくないので、そのようにお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

当局全体として岩崎議員を初めとして議員の方々を侮辱するような意図は全くないということを明確に申し上げておきますが、ただお気持ちとして若干わからなくもないのは、岩崎さんがおっしゃっておられるようなことであったとすると、今度は市長としての私が完全に侮辱されたことなんです、ずっと。それがまたようわからんわけです、これ。大変僕も侮辱という言葉で言えば、ひっかかって言ってるわけじゃなくて、そういう意味では一体どういう情報流通があったのかについての疑問が、もし岩崎さんが言ってることと県が言ってることが正しければ、こっちも持たざるを得ないというような感じはいたします。ただ、性善説の話をしめすと、うちの職員もいろんな、もちろん力量がある程度すばらしかったりするとか、注意万全だったりするかどうかは別として、少なくとも一生懸命に取れる補助金を取るための努力をしてきたことは間違いないということだし、それから国、県の立場で申し上げますと、いろんな言い方もするし、正式な形であった例でこうなんだというようなことも言うこともありますよ。ありますけれども、ある程度その辺を丸めて、おい、わかった、こういうふうにしてこの紙をこの日付で出したことにせえやというような指導をしながら話をうまいぐあいに持っていつてくれるケースもあります。これはさまざまであります。さらに申し上げますと、いろんな事情があって、その事情は何かわかりませんよ、補助金は出したいとは思っただけで、出せない状況になってしまったというケースも、私も旧通産省でありました、これは。ですから、補助金というものはもらえればありがたいけれども、そのための努力もするんだけど、それを必ずしも全部の前提にできないということも、また事実なんだということは、これ岩崎さんも補助申請もされたし、補助金ももらった、もらわなかったりしたケースが役所当時おありになったと思うんだけど、おわかりになるというふうに思っております。いずれにしても、御疑問が残っておるようでございますし、私どもとしても疑問がどうもこっちが逆に疑問が湧いてくるような御質問になっておりますので、もう一度精査をすべきところを精査をいろんな形を使いながらさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

首長の権限というのはいろいろあると思いますし、その判断もところどころあるんで、市長の言われた補助金がなかったと言わざるを得ないというふうな言い回しにしても、ある程度融通性を持って解釈をしてると私は思ってます、私自身はね。だけど、事実確認をしないと、これはもう前へ行かないんで、先ほど言いましたように市の執行部と一緒に、議会と一緒に県に行って確認しましょうと、市長が言われて市長のほうにだまされているようだったら、私が侮辱されてる。同じ話なんですよ。執行部の言われてることが100%信用置けないようになると、今後審議にすごく影響してくるわけです。だから、まずは確認しましょう、正しいことはこうですよ、そして間違いがあれば、これはこうなんです、これはトップの判断でこういうふうな指示してこうしたんです、それをはっきりすればいいわけですよ。そっから先はそっから先の話がまた出てくる、わかったとか、これはおかしいがなとかという話ですね、出てくるんで、それをわかるよう

な、わからん話をぐるぐる回されるから非常に私としても困るし、先ほど市長の言われることと担当者の言われることも大分私自身が聞いた限りでは隔たりがあるというふうに思っておるんで、これをすっきりしたい、基本的にはまずすっきりしたいということです。

次の項目に。

**議長（岡本 泰介君）**

休憩しましょうか、どうしましょうか。岩崎議員……。

〔3番岩崎清治君「どちらでも」と呼ぶ〕

ほんなら、休憩しましょう。

〔3番岩崎清治君「休憩しますか。頭に血が上って……」と呼ぶ〕

ええ、休憩しましょう。汗もかかかかてるようですので、休憩します。

10分間休憩します。

午後2時59分 休憩

---

午後3時09分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、岩崎議員、4番の質問からでいいですね。

**3番（岩崎 清治君）**〔質問席〕

それでは、大阪滋慶学園に係る補助金についてという調査報告書概要ということで、これを1月の決算特別委員会で配付、説明をされましたけれども、この要点を再度説明していただきたい。といいますのは、決算不認定の部分についてこれが原因ですよということを市民の方に伝えるには、やはりこういうものが欲しいなということなんですけれども、特に聞きたいことは、補助金があったのかなかったか、今までの議論を含めて、あったのかなかったか、補助金があったのであれば、なぜ入らなかったのか、誰がどのように判断したのかというのが問題なんです。この調査報告書には一切そういうことが記載されていない。問題の本質、議会が決算不認定になるかならないか、質問等々を一生懸命されたときの中身が全然書いてないんです。掲載されている、例えば平成27年10月に県から補助金があると、平成28年1月の補助対象は民間であるとか、こういうものは全然意味を要さない。先ほども言いましたけれども、これ不思議に思うんですけど、27年10月に補助金があるけど、民間だったら補助金があるよ、もともと25年当時から、県からあったんですから、それがこがなことは聞きとぅねえという話はないんじゃないけど、市としては調べてあれば、国庫の補助金はもともと民間の補助金なんですよ。行政の補助金じゃないんですよ。だから、びっくりする話でもないし、僕が担当で県からしたら、ああ、済みません、そのことはようわかっりますというてがっちゃん切ったらメモ書きに残るような話じゃない。市が補助金をもらって、滋慶学園に出そうとしたら、これは大きな問題になりますよ。もともと民間の分、何でそのようなことを調査報告書に、たしかこれ11月ぐらいのときだったと思うんですけど、10月ですかね、2カ月ほど時間下さいって、詳細を調べますって調べられた結果がこれなんです。ほんで、原因の私たちの聞きたいことの本質から全部外れたような質問なんで、改めて、改めてですね、もう少しこの文書のことを今からとやかよく言ってもしょうがないんで、改めて何があったのというのを、調査報告ではないんですけど、今報告してもらいたい。そのことはいずれ議事録でも残りますので、そのあたりを市民の方に伝えられるべき内容があれば、伝えたいと思うので、改めてお願いしたいという意味での質問です。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

岩崎議員の4項目めの質問に答弁させていただきます。

平成31年1月30日開催の決算特別委員会で説明いたしました内容は、平成27年度、28年度、29年度の議会での答弁、委員会での説明を行った内容について、私も含めてなんですけども、関係者の聞き取り、記録等を確認し、報告いたしております。

平成27年度につきましては、鳥取市役所への聞き取り調査や岡山県のホームページで確認した、これは古い補助金交付要綱で申しわけなかったんですけど、そういった内容、それから岡山県との協議やメール等の内容により、平成27年度は補助金があるということでお話をさせていただきました。それから、その後平成26年度補助金制度が改正され、平成27年度には岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱等による補助金等というのがございましたが、これが新しく基金事業になっていたということで報告をさせていただいております。

平成28年度におきましては、これが一番重要などになってまいりますけれども、平成28年6月22日に岡山県と補助金について協議を行い、この時点で新しい基金事業になっているとの説明を受け、岡山県の補助金交付要綱に補助対象メニューとして掲載されていないことが判明し、岡山県に対して補助金の対象になるよう要望を行っているところでございます。8月4日に岡山県の保健福祉部医療推進課から、美作市の要望を受け、施設整備について、平成29年度において要綱の整備を行うことになったとの回答がありましたが、工期は平成29年度へ延期する必要があると説明を受けております。これにつきましては、先ほど来、岩崎議員の話されることとも食い違いが生じており、私のほうも少し混乱を来しているところでございます。それから、岡山県からの回答を受けまして、8月22日に、平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）の事業提案を行ってまいりましたが、これは29年度補助金が改正されると、美作市の要望を受けて改正されるということが前提での話になります。平成29年2月6日付で岡山県保健福祉部医療推進課長から美作市企画振興部長宛てに平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）に係る国への要望について、平成29年度の医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業（医療分）については、貴市から御提案をいただいたところですが、御提案いただいた内容については、平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において議論し、委員の方々からの意見を踏まえたところ、貴市から御提案いただいた事業を国へ要望することとはなりませんので、御了承くださいとの内容の通知が届いておりました。この通知につきましては、私が昨年12月に当時の担当に確認しておりますけども、この通知の存在を失念しておったところでございます。また、その通知につきましても、本来、私が担当であれば市長まで決裁を上げるべき文書でありますので、部長までの決裁として済ませていただいたということを報告させていただいております。

平成29年度におきましては、平成28年度と同様の答弁を繰り返してまいりましたが、この県からの通知のことを失念しておらなければ、平成29年度の議会答弁が変わっていた可能性があったのではないかとということを報告させていただいております。

それから、補助金があったかなかったかということは、先ほど来議論させていただいておりますけども、私といたしましては、平成27年度には県の担当より補助金があるというふうに説明を受けておりますし、メールもいただいております。しかしながら、29年度になって補助金については制度を構築しないといけないということが判明いたしました。そのことを単純に考えますと、補助金についてはもう少し私も調査不足だ



ったのかなというふうに思っております。

地域医療介護総合確保基金事業に係る看護師養成所の補助金につきましては、国の制度上は補助対象として認められておりますが、現在においても岡山県の補助金交付要綱の補助対象事業、メニューのほうには掲載されておられません。これは市長が言われたように補助金がなかったというふうに解釈せざるを得ないかもわからないと思っております。掲載されていないことにつきましては、看護師養成所の施設整備事業が恒久的に続く事業ではないため、事業要望が出された後に補助金交付要綱を改正し、補助対象とすることになると岡山県医療推進課の担当より聞いております。これにつきましては、現在も同じ考えで実施されているものと思っております。

また、県の担当者より平成28年度に市が要望を行った看護師養成所の施設整備が岡山県計画に認められれば、平成29年度において要綱の整備を行うことになったということも回答が寄せられているということを報告させていただいております。これらによりまして、補助制度上は看護師養成所の施設整備に対する補助金はあると判断できておりますが、一方で、岡山県の補助金交付要綱の対象事業になっていないという事実がございますので、ここについては解釈が分かれるのではないかと思っております。

令和元年11月現在で岡山県が公表しております補助金交付要綱を確認いたしましても、まだ補助対象メニューになったとは掲載されておられません。

次に、補助金があったのであれば、なぜ入らなかったとのことですが、これは平成28年8月4日付で岡山県のほうに事業提案を行っているところでございます。これにつきましては、議会等でも報告させていただいておりますけれども、事業要望につきましては、学校法人にかわって美作市がすることも可能となっており、そのことから本市が事業提案を行っております。このことにつきまして、仮に補助金が入ってくるのであれば、美作市の補助金交付要綱の第4条のほうに学校法人等が国、県の補助金があればそれから控除するというふうなことから私どもも学校法人が行う補助事業であるという認識は持っております。

それから、そういったことを受けまして、本市から岡山県に対して事業要望を行ってまいりましたが、岡山県が国に事業要望を行わないという判断もしたことがあり、補助金としてはもうそれ以上次の事務に進めることができなくなったものと認識いたしております。

先ほど来、岩崎議員が岡山県との協議された内容につきまして若干食い違いがあることについても、今回私が今発言していることと若干食い違いが生じるとするのは十分認識いたしておりますが、改めて私のほうも県のほうと一緒に御同行させていただけるのであれば、同行させていただいて、内容を確認したいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

今答弁をいただいたんですけど、私どもが県へ行って確認をしたところ、美作市の要望を受けて施設整備について県が要綱を変えるといったことは県としてはありませんというのをはっきり言い切られました。それ以外については今言われたとおり、ただ、ただですよ、余りにも長く長くしゃべられて、本質がわからない。先ほど言われました補助金には対象になるけどメニューに載ってなかった、メニューに載ってなかったのは新たに補助金を出したら初めて載るんですよって県が言われた、それは納得しましたよというところまで言われている。同じことを聞いてきてる。だから、結果的に言うたら補助金はありましたよという話なんですけど、何でこんな問題がここになるんかという、この問題の本質は補助金が入っていないのが事実なんです。結果的に入ってたらこがな議論はないんですよ。それから、調査報告もないわけです。まずは、補助金

があるかないか、次に補助金がなかったら、こういう、はっきり言ったら虚偽の説明を受けたんで、それを信用したからいけなんだっていうんだったら、これは市から県へ抗議せえとか、そういう話になるし、逆に言うて、補助金があるのに期間的に無理だったら、それは執行部の説明が悪かったんです、これこれの理由なんです、学校の開校を早うしようとしたんです、それしかないわけですね。それを今みたいに長ったらしゅう言われずに、もとは補助金があったら、極端な話私もそう思うんですけど、この問題ができたときに一番最初県へ行って聞いて、国の補助金がこのようがあるでしょうって言ったら、ありませんよ、25年なかったよと、ええって言ったんじゃないけど、それが県の基金事業へ変わって入ってたら、それは言い間違えじゃな、そこを責める必要はない、お金が入ってたらで、結果オーライじゃから、ちゃんと説明も聞いてなかったし、詳しい内容聞いてなかったから、まあ、ええわということになるわけですね、同じ金額が入ってりゃあね。それが100万円、200万円少のうてもオーケーになるわけです。入ってないからこれだけ長い議論と、何でという部分がある。今の言われた部分でも県のメニュー事業に載ってなかったです、県のメニュー事業に載せるのは補助金一回あったときに載せるんです、何でならというたら、恒久的な事業になるかならんかわからないです、もう結論言われてるわけです。県と同じことを言われてる。何ならというたら、補助金はありましたよということ言ってる。その中で何で補助対象にならなんだといたら、補助要望されてないですがというわけです。補助要望何ならというたら、工期の前年の夏までにしなさいよという話がある。普通新規事業については補助要望を前年にするのが普通やってます。市長は違う違うって言ったんですけど、これは私のほうが間違いがあって、電話連絡だけだったんですけど、保育園のほうの工事の補助金がありますよという話を聞いて、電話で少し言うて本当にあるんですかと言うたら、ありますよ、幼稚園と同じ部分がありますよ、いいんですか、あるんですねって言ったら、あるって、いつ申請と言ったら、申請じゃねえ、補助要望してもらわにやいけんと、それは前年の6月ぐらいまでに済ませてもらわにやいけませんよというふうに補助金あるんですよ、メニューによってはね、国事業ですよ。継続事業については年度年度の計画書さえ出せばオーケーの部分がある。国の事業とは違う部分がある、県経営の部分。だから、そういうふうなことを本来は書いてほしかったなど。ただ、部長のほうが今回私どもと一緒に県のほうに行って再確認するということなんで、それをよしとして、時間ないんで、これで今回の私の一般質問終わって、また3月にやりたいと思います。

それでは、これで終わります。

#### 議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番8番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

#### 7番（重平 直樹君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、令和元年12月議会の私の一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は1項目のみで、市道の維持管理についてで、①で交付税について、②の車道外側線について、③の草刈りについてで、①からお尋ねさせていただきます。

道路幅員と延長で国からの交付税に差はあると思いますが、美作市が国に提出している道路維持管理等で国からの交付税は幾ら入ってきているのでしょうか。

次に、道路の端、車道外側に引かれている白線は、車両などが通行する際、端に寄り過ぎると危険なためこの線の右側を通るときの目安線だと思えますが、市民の安心・安全のために数年前から取り組んでいます。進捗状況はどうなっていますか。また、今後の計画はどうなっているのか、お聞かせください。

次に、③で各地区ともに高齢化が進み、今まではできていた草刈り作業に支障が出てき、作業ができなく

なっているという話を耳にし、現に私も目の当たりにしております。市としては草刈り作業についてこのまま各地区にお願いするのか、他に考えはないのか。

以上、お尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

重平議員の市道の管理について、まず交付税について答弁をさせていただきます。

市道に係る交付税の算入は標準団体を基準として市道の延長及び面積により算出されます。美作市では面積割で約3億円、延長割で約2億円の計約5億円となっております。市では平成28年度に市道の認定基準を緩和し、積極的な認定を行い、維持管理費の財源等として有効に活用しております。

次に、市道外側線についてですけれども、市道の区画線については、議員のおっしゃるとおり車両や歩行者が安全に通行する上で重要なものと認識しております。特に夜間の走行では白線があるかないかで運転のしやすさや疲労も違ってまいります。以前からも交通安全施設事業の中で取り組んでまいりましたが、白線が消えたり、薄くなったり、見えにくいというようなことで、そういう路線が増えてきたものですから、白線の整備の進める声も地域から上がってきましたことから、重要案件と位置づけて、平成29年度より区画線整備事業、別名真っ白い白線事業とも呼んでおりますが、として3カ年計画で集中的に取り組んでおります。路線は1、2級など、主要路線を初め、通学路や地区の要望等を取りまとめた区画線等整備計画に基づき実施しており、今後におきましても道路パトロール、地区からの要望等に基づき、安全な通行が図られるよう対応してまいります。

次に、草刈りですが、市内に張りめぐらされている市道の草刈り等の管理は地区の協力を得て、行政と地区の協働のもと、道路愛護事業を活用して交通の安全確保に取り組んでいるところです。平成30年度の道路愛護事業の取り組み状況ですが、団体数179団体、延長約678キロとなっております。草刈りなど、維持管理は地区の活動に支えられている部分が非常に大きいと言えます。一方、主要路線の中で交通量も多く、危険を伴う路線、家屋や店舗等がない区間が1キロ以上あるような路線などについては、平成30年度実績としまして29路線、約46キロについては委託により草刈りを行っております。議員御指摘のとおり高齢化などで地区での対応が難しくなっている声をよく聞きます。今後地区での対応が難しくなる路線の増加が想定される中、現状では応急的な対策や可能な範囲での作業は道路パトロールの中でも行っておりますが、市が直接作業できる規模にも限りがありますので、作業の委託、防草用のコンクリート張り等の施工、省力化を図るための機械の導入、市の作業体制の強化、通行量や通学路など、優先度による計画的な対応など、有効性や経済性も含め、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えております。引き続き、地区からの情報や要望を受け、柔軟な対応をとってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

面積割で3億円、延長割で2億円で、合計約5億円と答弁されました。5億円もの交付税が入っていて、維持管理の財源とし、有効に活用しているとの答弁でしたが、有効な活用とはどのような活用なのか、もう少し詳細に説明していただきたいのと、5億円は毎年使い切っているのか、残っているならどこに積み残しているのか、市民の方々が聞いてわかりやすく、具体的に答弁をお願いいたします。

②です。地区の要望を取りまとめ、29年度より3カ年計画で取り組んでいるが、本年度で3年目が終わろうとしているが、一度引けば長年消えないと思いますが、また11月中に高梁市では男性が側溝に転落して死亡している。美作市ではこのような事故がないうちに要望書を出したとこだけでなく、市民の安心・安全のためにも計画を立てて、市内全域を対象に側溝の端の白線のないところから優先的に進めてはいかがでしょうか。

③草刈り作業について、各地区ごとの道路延長、高齢化率と作業ができる人数などを把握し、作業が困難な維持管理の財源の有効な活用になると思われませんが、いかがでしょうか。

2回目です。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

最初に、交付税の5億円の使用はどうかということですが、市道の維持管理や改良等を初め、市道全般にわたる経費の一般財源として予算化をして利用しております。具体的には維持修繕、作業や点検の委託、道路事業に係る経費、給与なども含まれております。市道に係るこれらの経費はこの一般財源で計上しております部分につきましては、市道に係る額は交付税以上ということになっております。

続きまして、外側線についてですが、議員の発言にありますとおり路肩の白線は夜間においては車の運転者だけでなく、歩行者の目印となり、踏み外しや転落防止につながります。これまでも状況に応じて緊急性のある箇所については計画に新たに路線を追加して、実施しているところであります。今後も安全性の確保に向けて優先度に応じた対応に努めてまいります。

草刈りについては、市道の草刈り等の道路愛護ではちょっと重複することになりますけれども、先ほど申し上げましたように地区の協力があって通行の安全が図られているということで、大変感謝しているところであります。しかし、作業量や人数など、地区ごとに状況とか事情に違いはありますが、70歳以上の高齢者の割合が11月段階で市全体では約3割を超えているというような状態の中で、高齢化や作業人数も限られる中で負担は増える傾向となっております。今後も作業が難しくなった路線については、道路の状況も確認をしながら地区の意向も伺い、作業委託も視野に入れながら、柔軟な対応を検討してまいりたいと思います。

〔7番重平直樹君「毎年5億円を使い切ってるのか、余ったらどこへ積む」と呼ぶ〕

市道に係る一般財源は交付税以上を使っておるということで答弁をさせていただきました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

3回目です。

交付税については交付税の算入額が5億円あるのですから、維持管理、維持補修、改良等しっかりしていただきたいと思っております。

車道外側線については、答弁でもありましたとおり路肩の白線は夜間には車の運転だけではなく、歩行者の目印ともなり、美作市民の安全・安心のためにつながりますので、対応していただきたいです。

草刈りについては、私の地区の長内も3年くらい前に市道認定していただき、地区の道づくりを行っていますが、答弁では70歳以上の高齢者の割合が市全体で3割を超えるとありますが、うちの地区の道づくり

で出てこられる方は若者が少なく、7割以上が70歳代、80歳代で、他の地区でも同様だと思いますので、作業が難しくなった路線は道路の状況を確認して、地区の意向も伺いながら作業委託も視野にと答弁ありましたので、柔軟な対応をお願いしまして、令和元年12月議会の私の一般質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番8番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後3時42分 延会

令和元年12月4日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（令和元年第6回美作市議会12月定例会）

令和元年12月4日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久		14番	鈴	木	悦	子
16番	日	笠	一	成		18番	岡	本	泰	介

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番	岩	江	正	行	17番	内	海	健	次
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明											
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮								
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明							
市	民	部	長	景	山	二	男	教	育	次	長	山	名	浩	二								
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一								
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広							
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅								
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	平	田	幸	春								
健	康	づ	くり	推	進	課	長	山	下	富	貴	子	商	工	観	光	課	長	河	副	基	彦	
都	市	住	宅	課	長	小	林	英	樹														

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の確認をお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

15番岩江議員は通院のため欠席です。議席番号17番内海副議長が療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

なお、青山議員よりパネルの持ち込みと資料の配付の申し出がありましたので、これを了承しております。

それでは、青山議員、始めてください。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

皆さん、改めましておはようございます。

ちまたでは、ことし一年を振り返って流行語大賞などが発表されておりますが、ことしの美作市の野球界といいますか、野球を振り返ってみたいと私も思いまして、ちょっと野球のお話も披露させていただきたいと思うんですが、まずは5月にショウワコーポレーション硬式野球部が都市対抗野球の岡山県予選を勝ち上がって、実に10年ぶりにシティライトと三菱2強時代を終わらせたということで、岡山県の社会人野球の歴史に爪跡を残した重要な年だったかと思います。中国大会では、ほかのチームが全て企業チームだったということもありまして、力の差を見せつけられたところはあるんですが、彼らにとってよい経験になったのではないかと思います。また、夏の甲子園では、中川君が甲子園に出場して2試合甲子園で戦うという快挙をなし遂げました。そして、また秋には、ショウワコーポレーションの話題にまた戻るんですが、びわこ杯という大会がありまして、全国から12チームほど集まって戦う社会人野球、クラブチームの戦いの中ではかなり強豪が集まるトーナメントがあったんですが、1回戦、OBC高島というチームと対戦しまして、このチームは元メジャーリーガーの大家が創設したチームで、全国で2位にもなったことがある強豪なんですが、1回戦このチームに打ち勝ちまして、さらに決勝まで駒を進めて、決勝では滋賀三菱と戦って、これを8回コールドで倒すという快挙をなし遂げまして、見事びわこ杯で優勝という有終の美を飾りました。都市対抗の予選では倉敷の三菱に勝ち、びわこ杯では滋賀の三菱に勝ち、もはや三菱キラーの呼び声も出てくるような活躍ぶりを見せてくれております。来年以降も活躍を見せてくれると思いますので、期待してこの年を締めたいと思います。

また、新たなスポーツの話題としましてはBリーグ、バスケットのプロリーグのトライフープ岡山という



チームがことしからBリーグに参戦して戦っております。基本的には岡山市のジップアリーナを本拠地としているんですが、この美作市でもホームゲームを11月に4試合開催してくれまして、トライフープ岡山の代表取締役の方ともお話しさせていただいたんですが、県北の活性化にも協力したいということで、本来であれば美作市から誘致しないと来てくれないようなところなんですけど、トライフープのほうから美作市で試合をしたいということで、県北の活性化にも力を注ぎたいということで試合を開催してくれました。私は4試合のうち3試合を観戦して、結果は2勝1敗で、私が見た試合はかなり見応えのある試合でしたが、私が見に行けなかった試合は惨敗したようです。ただ、娯楽の少ない美作市と言われている中で、プロの試合が間近で見れるというのは市民にとっても有益なことだと思いますので、来年以降も継続してプロバスケットの試合が開催されるように、私も微力ながら協力していきたいと思います。

そして、夏は湯郷Beileの試合を見に行く、バスケットは秋から春にかけてがシーズンですので、冬はバスケットを見に行くというような、1年を通してスポーツを楽しめるようなまちになればよいかなというふうに思っております。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

今回私は2点について一般質問をさせていただきます。まず1点目は防災計画について、2点目は農業用廃プラスチックの処理費用についてでございます。

では、まず1つ目から質問させていただきます。

まず、防災計画についてですが、前回防災計画を見直したのが平成27年度でありまして、来年度が見直し後5年目になる年となります。近年、自然災害の規模が増大する傾向にありますが、早急に見直しが必要ではないかと考えておりますが、執行部のほうはいかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

改めましておはようございます。

まず、青山議員の御質問、項目1、防災計画の見直し、①防災計画の見直しについてどのように考えているかの御答弁をさせていただきます。

現防災計画の見直しですが、先日の御答弁と重複するところになると思いますが、よろしく申し上げます。議員の御発言のとおり、現行のものは平成27年に見直しをされたものでございます。美作市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、美作市防災会議において美作市地域防災計画の策定を行い、美作市だけでなく各関係機関と連携し防災に対する基本計画を作成しています。内容につきましては、風水害編、地震災害編、資料編の3つに分かれております。この地域防災計画に基づき、災害予防計画では各種災害の予防の計画、防災訓練の計画などについて、災害応急対策計画では防災体制配備要領、各種事故対応策などについて、また災害復旧計画につきましては地域の復旧・復興の基本計画などを段階ごとに策定しており、来年は5年目になるという年でございます。

現在、岡山県が実施している特別警戒区域指定のための土砂災害警戒区域の現地の立入調査が、令和2年度に市内が終了するということがあります。特別警戒区域が公表されるということになります。その結果の反映や、岡山県地域防災計画とのそごがないように、表現の適正化を含め本年度から来年度にかけて見直し案の策定を行い、内容が固まり次第美作市防災会議を開き、新たな美作市防災計画を策定してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

本年度から来年度にかけて見直しを行うということで、もう既にその意識でいらっしゃるということは安心しました。ですが、一方で私が心配していることがありまして、それは危機管理室の体制について心配していることがあります。といいますのが、防災計画の見直しをするためにはそれなりの稼働がかかると思うんですけど、一方で、例えば市民の避難所の考え方がまだまだ浸透していないかなというところも例としてありまして、まずは命を守る行動をすることが肝要になってくるわけですが、市民一人一人が災害時にどのように行動すべきか把握しておく必要がまだまだあると思います。そのためには、危機管理室が対応できる体制になっていないといけないと思いますが、防災計画の見直しをしながら、この対応が今の体制で果たしてできるのかどうかというところは非常に心配になっております。

もう一つは、危機管理室に脆弱性があるのではないかとこのところがありまして、それは何かといいますと、今危機管理室は3人体制ですね。室長と参事と主任という3人体制で、室長が危機管理室に就任されたのがちょうど1年ぐらい前だったかと思います。参事が今年度、主任が、この方がベテランといいますか、危機管理室で長い経歴をお持ちなんですけど、このような状態になっておりますので、ノウハウであったり知識が主任の方一人に属人化されているのではないかとこのところを私は心配しております。ここはぜひ是正してもらいたいと思うんですけど、例えば来年度に防災計画を見直しするに当たって、見直しをしながら日々の業務もこなしていけないといけないと思うんですけど、最低でも1人増員していただいて、日々の業務であったり防災計画の見直しをする中でベテランの方から引き継いでいただいて、そこら辺が整備できたところでベテランの方はほかの部署に異動していただければいいのかなというふうに思っております。ほかの部署もいろいろ大変なところがいっぱいあると思うんですけど、なぜ私が危機管理にこだわっているかといいますと、組織の実力というのはトラブル時に試されると思っております。昨年災害では大きな問題はありませんでした。また、久賀ダムの運用もうまくいきましたが、一方でひやりとしたことはあったのではないかなと思います。こうしたトラブルに向けた準備を平時にしっかりしておく必要が肝要かと存じます。まだまだ改善できる余地があるのではないかなと。そして、一気に時計の針を進めていただいて、美作市の危機管理が日本一と言われるようになってほしいですね。そういった意味もありまして、ぜひ危機管理室の体制の見直しをされてはどうかというのが2回目の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

現在、3名で仕事をしているということで、うちの課というか部屋の人間についてはよく頑張っている仕事をしていると私自身思っております。私自身も、防災講話等があれば、その会場に出向いて講話指導などをしております。先ほど議員が御心配されております、見直しをしながら他の業務ができるのかということ、かなり厳しいものがあるというのはわかっております。そのためにヒアリング等で増員をお願いできないかという総務部長にもお願いをしたりは、一応努力はしております。一番いいのは増員ができるのがいいのかなとは思っていますが、これも美作市の市の組織でございます。人事権はこちらにございませんが、そういう努力はしてまいりますので、その辺も解消できたらと思っております。災害時につきましては、特に非常体制までになると全職員で対応するというところになっておりますので、こちらもいろいろサポートして対応に当たっておりますので、何とか今のところは過ごせているというのが実情でございます。

先ほど御心配していただきました経験年数が偏っている、属人化しているということも改正をしていか

ないといけないというのは訴えておりますので、その辺も御考慮をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

トラブルというか災害に向けた準備をしっかりとしておくことが必要かというところもありますし、属人化しない組織といいますか、主任の方が、例えば病気などで長期入院しないといけないようなことになったときにどうするんだというところは、今のうちにしっかりとっておかないといけないと思いますので、災害と同じで事故、入院などもいつ起こるかわからないというところがありますので、しっかりと準備と対策をしてください。

3回目です。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ちょっと声が聞きにくいかもしれませんが、問題意識はよくわかっておりまして、思い出していただきたいのは、危機管理室の体制についてはこの5年間で強化を行っているんですが、たしか1名増やしたんですけれども、もう一つ消防から危機管理室に来ていただくというルートをつくったことによって、消防に危機管理室のOBがだんだんたまるようになります。これはとつてもいいことで、消防本部自身に危機管理室的な色彩の物の考え方が次第に浸透しているはずですね。ここに一つの制度上の工夫がありまして、だから消防の中に危機管理ができる雰囲気あるいは人的資産が次第に濃くなっていくと。それは、当然ですけど、防災計画あるいは自治体の災害対策の中で全面的に生かされていくということになるというふうに思っております。

いずれにしましても、そういったことも継続をするつもりですけれども、加えて、もし本当に足りないといったことになれば、説明の仕方次第だと思いますが、我々としては、この時代、防災の重要性というのを疑う人はほとんどいないわけですから、もし必要性が高ければ適切な措置をとっていくということはあると思いますので、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員、総括でお願いします。

1 番（青山 慶君）

市長のお言葉もよくわかりました。今回は私の提言という形になりますが、これからもしっかりと注視させていただいて、思いついたことがあれば都度助言といいますか、アドバイスさせていただきたいなど、提言させていただきたいなと思います。

1つ目の質問はこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

1 番（青山 慶君）

農業用廃プラスチックの処理費用についてでございます。

中国が平成29年末に主に生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止しますと、日本の廃プラスチックは東南アジアや台湾へ輸出されるようになりましたが、これらの国も地域も次々に輸入規制を導入しました。これに伴ってか、廃プラスチックの処理費用が増大している傾向にあります。しかし、現在の美作市における廃

プラスチック処理費用の補助状況は事業費の3分の1、35万円が上限となっておりまして、処理費用の増大分はそのまま利用者の負担の増大となっております。こうした昨今の状況を鑑みて、制度の見直しを行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

農業用廃プラスチックの処理費用の補助について答弁をさせていただきます。

本市では、農産物生産の過程で発生する使用済みプラスチックの適正な処理を進めるために、使用済みプラスチックの回収処理を行う団体に対して、処理費用の3分の1、上限を35万円として補助をしております。この事業は、勝英農協が年に1回、例年11月でございますが、回収日を定めて農家から使用済みプラスチックを回収して、業者に委託して処理をしているというところでございます。利用者数及び回収量は、平成26年度が290戸22トン、平成29年度が410戸27トンと増えておりまして、1キロ当たりの処理費用も平成26年度の40円から平成29年度は60円と増加をしている状況でございます。平成30年度は豪雨災害の影響があり、利用者450戸、回収量45トンと一段と増加したということでございます。補助金の助成額、特に上限につきまして、農家からの排出量及び処理費の動向を注視して、農家の要望なども考慮しながら検討してまいります。また、国に対して、長期間利用のできる中長期展張フィルムや、微生物により分解される生分解性マルチの普及促進など、排出量の抑制に向けて働きかけをしてまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

2回目の質問は、パネルを使って質問させていただきます。

こちらに掲示させていただいたグラフは、私が調べた美作市の農業用廃プラスチック処理事業費の平成24年度以降の推移のグラフとなっております。赤い部分が市の補助金額で、青い部分が利用者の負担額となっております。まず、平成24年度は総事業費が大体75万円ぐらいで、間近の平成30年度は総事業費が250万円となっております。24年度から比べると3倍以上となっております。ただ、こちらは先ほど答弁にもありました豪雨災害の影響もあつての増大なのかなというふうに思っておりますが、29年度と比較しましても倍以上、29年度が大体160万円ぐらいですので、この時点で24年度と比較すると倍以上になっているという状況でございます。調べる前の私のイメージでは、中国が輸入規制したのが平成29年度なので、平成29年度までは大体横ばいなのかなと思っていたんですが、平成24年度から比較しますと、毎年対前年比で10%から20%増えていってるんですね。29年度から30年度にかけては、対前年度比で50%以上増えているということでございます。

この状況について2点質問なんですけど、まず平成24年度から29年度にかけて緩やかに増大している要因は何かというのが1つ、もう一つは平成29年度から30年度にかけて50%と大きく増えているのは、恐らく災害のことと中国が輸入を禁止したことが大きく影響しているのかなと思うんですが、そういった考え方で合っているのかどうかにつきまして質問をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

処理事業費の状況をお示しいただきました。平成24年度から平成29年度までの状況ですが、御指摘のとおり、おおむね10%から20%の伸び率で、毎年度増加しております。これは、廃プラスチックの適正処理をしなければならぬという意識が広まってきたことが要因の一つではないかと推測しております。平成30年度は、豪雨災害により処理費用が増加したということが言えると思います。1キロ当たりの処理費用の状況を見ますと、中国の廃プラ輸入規制の影響がありまして、平成28年度が1キロ当たり45円、これが平成29年度は60円と高くなっていることも処理事業費の増に影響を与えております。

先ほども申し上げましたが、今年度の処理費用などの状況や農家の意見を踏まえながら、廃プラスチックが適正に処理されるように検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねの点について、背景も含めて少し補足をしたほうがいいと思ってるんですけども、農業廃プラスチックを含めて廃プラスチックの処理については、日本国は国内にその体制を整備してこなかった。結果として海外に輸出、輸出というのか何というのか、持っていくんですが、そのときにおもしろいことは、農業用のものも含めて、我々としては最終的にその処分がきちっとできたかどうかを確認するためにマニフェストというのをくっつけて出すんですが、通常海外に行っちゃうと海外に行ったってところでマニフェストが切れるんです。海外でどういう処理をされているかわかりませんが、今世界的にマイクロプラスチックの問題を含めてプラスチックによる環境汚染の問題が非常に大きな議論になる中で、アジア近隣諸国が日本からのプラスチックの輸入について厳しい視線を向けているという事実はありますけども、その背景が必ずあるわけです。つまり、例えばフィリピンでも中国でもそうですけれども、引き取った国における処理が適正じゃなかったと。結果として、その地域からの汚染というの、あるいは環境負荷というものが広がり、それが例えば海洋の負荷につながっていると。それを日本国がずっと放置をしておいたのは、これは大変残念であり寂しい話であります。そして、中国を含めて関係諸国が、その輸入とか輸出かわかりませんが、ごみを持ってくるなという態度に出たことは、これは当然であるし、それに適正に日本国として応えなきゃあ、それは意味がないということだと思うんです。国内において、どう最終処理をするんだということが明らかにできないのであれば、もう使うちゃあいいけんわけですよ、本当は。

そういう中で、今度は視線を私たちの地域に転ずるときに一体何ができるかと。我々も今まで何をしたらと簡単に言うと、中間処理業者を頼んで、農協と一緒に。どっかへ行きました、じゃあさようならって全部ごまかしてたわけですよ、これ。そのことは日本国全体が、県境を越えたんで県は安心、市境を越えたんで市が安心、国境を越えたんで国は安心ということと全く同じような、ある種の責任逃れをずっとしてきたってことに本質的な問題があるということから、どう物事を考えていくかということに本当はなろうと思ってるんですよ。私は、だから、先ほども遠藤部長にはこの会議が始まる前にそこも含めて、つまり我々の地域自身でどう処理をするのか、最終的に。受け取らないというのは困るわけだから。受け取ると言われても、例えば焼却灰の問題にしてもだんだん日本国全体として受け取っている地域は少なくなって、結局につきもさっちなもいなくなるまでは、それは萩原誠司が市長をやってる時代じゃないからいいやって誰かにあとはお任せするってということにも必ずしもならないかもしれないですよ。だから、そういうことを考えるのが1点。

もう一つは、マルチって多分ビニールハウスだと思うんですけども、それが私どもの市域における農業生産において割合大切なんですよ、これ。例えばブドウであるとか、アスパラでもそうですけれども、最近豆

もマルチを使っていますね。いろんなところで私どもの主たる産物が農業用のプラスチック類に依存をせざるを得ないとすれば、これは農業生産を守る上でも大切なことになってくるということになります。適正な負担をお願いするのは当然として、その処理の仕方を真面目に考えたらどうなるかということ、今度は環境部も含めて検討しなければいけない時期に来ているんだろうなというふうに私は思っておりまして、ここで今すぐに結論が出せるほど、朝聞いた話なんで、30分ほどしか考えてないんですけども、暫定的結論でいうと、今遠藤君が答弁した内容だけでは済まない。もう少し幅広くて深い研究をした上で早急に考え方の整理をして、農業者の方も少し安心になる、それから市としても、環境汚染ということの中で若干胸が張れる形をつくることのできるような方策を早急に考え出す必要があるだろうというふうに考えておりますので、暫定的な答えにしかありませんけれども、御理解を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

3 回目の。総括を。

議長（岡本 泰介君）

いいですよ。

1 番（青山 慶君）

先ほど萩原市長から補足をいただきましたが、要はお金だけの問題じゃないんだよということですね。対策の方法も含めて考えないといけないと。そうはいいいましても、既に上限に達してから5年が経過しているわけですので、農業者の負担も毎年かかっているような状況でございますので、そういった検討も含めて早急に答えを出す必要があるかと存じますので、私も研究の上提案をさせていただきたいと思っておりますので、この件につきまして早急に答えが出せるように、ともに努力していきたいと思っております。

以上で私の2回目の質問は終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了します。

今、放送が入っておりますので、しばらくお待ちください。すぐ終わると思っております。

続きまして、通告順番10番、議席番号14番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

1 4 番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

改めまして、おはようございます。

議長の発言の許可を得ましたので、令和元年12月定例会の一般質問をさせていただきます。

私は、大原から市役所まで来る道中、いつも見てくる光景があります。それは、小春日和の日差しを浴びながら、軒下にきれいにつるし柿がぶら下がっているところがあるんです。それは平田ですけども、日に日につるし柿の色が変わっていく様子を、議会がこぞずっと続いておりますので、見てきております。もう黒くなっております。いよいよことしも暮れていくんだろうなと一抹の寂しさを感じているところでございます。

さて、令和時代がスタートして7カ月が過ぎました。10月22日から始まった即位の礼や、11月8日の即位のパレード、伊勢神宮御参拝から京都、奈良への御訪問など、一連の即位行事が、国民はもとより各国から祝福と歓迎される模様をテレビで見て、いよいよ令和の国際時代が動き出したなと感じました。市議会議員の立場から思うことは、令和時代が困難を克服し、国が進める地方創生の政策を活用して、美作市が目指している活力と活気に満ちあふれたまちが築かれることを期待し、市民や時代が求めている意見や要望をしつ

かりと議会で発言し、地域の発展につながってほしいと強く思いました。当然、今期の質問もこの考えに沿った項目であります。それが近い将来美作市の発展にも貢献できると思い、お尋ねしたいと思っております。

そこで、今議会の質問は、1項目めは武蔵の里整備について、2項目めは眼科検診についてお尋ねをいたします。特に、武蔵の里に関するることにつきましては旧大原町時代から携わっており、私なりの思い、考えを質問したいと思っております。

それでは、1項目めの武蔵の里整備についての質問に入ります。

その前に、1項目めの①でお尋ねをしております達磨頂相図ほか何点かの鑑定結果についてお尋ねをしたいと出しておりましたが、まだ鑑定中ということでございますので、この部分につきましては次の議会で質問していきたいというふうに思っております。

1項目めに入ります。

まず、現在の武蔵の里の形がつけられた過程をひもときながら質問していきます。昭和60年代に、青少年やスポーツ団体を対象に自炊と宿泊ができる簡易な施設と宮本武蔵の生誕地ということで、武蔵ゆかりの品を展示する武蔵資料館の併設を基本に計画され、建築工事が始まりました。ところが、工事が進む中で、自炊が基本であったのに、料理人をおいて普通の宿泊施設と同様に宿泊、食事や宴会もできる施設へと変更され、平成元年4月に武蔵の里研修センターの名称で開館いたしました。同時に、敷地内には立派な池つきの庭園も整備されました。平成2年には、研修センターという名称では一般的になじまないということから、武蔵の里五輪坊としてパンフレットも作成されました。その後、80人程度が宴会、今の宴会場です、お通の間、それから武蔵の間があるところ、そこで食事ができる施設が増設され、続いてバス、トイレつきで和室と洋室、そして本格的な茶室と舞台つきホールを設けた武蔵の里交流館が建築されました。次に、バーベキューハウス、さらには農産物販売所として古屋を移築したカヤぶき屋根の楽市楽座、究極はクアガーデン武蔵の里を建設し、年間を通して泳げるウォータースライダーつき温水プールとサウナつき大型温浴施設、レストランなどがつくられました。今申し上げました施設の完成と運営は、全て平成9年12月までに整備された武蔵の里周辺の事業です。

ところが、現在の状況はいかがでしょうか。平成17年3月末に美作市が誕生以来、旧町村で運営されていた施設は健全経営とはほど遠い状態に陥っております。当然、武蔵の里においても、今日まで赤字経営から脱却を図るべくさまざまな施策に取り組んでこられたことは承知しております。平成28年まで運営しておりましたクアガーデン、市から繰り入れをした金額は総額8億2,000万円ほど、気が遠くなるような金額でございます。そして、28年にそういうことがあって議論され、28年にクアを閉館した経緯がございます。私も大原地区の住民として、また旧大原町時代からかかわってきた議員の一人として、武蔵の里再生に向けた提案や意見を議会で発言してまいりました。最近では、平成29年3月とことし9月議会においても、武蔵の里について、あるいは美作市所有の貴重な建造物、そして美術工芸品の活用と保存管理についての中で、私なりに考え方を述べて答弁をいただきましたが、その後担当部署は実際どのように対応されているのか、改めてお伺いしたいと思います。

まず、1項目めの1点目、9月議会において、武蔵資料館の展示品についてもっとしっかりと管理していただき、そして2億円出して買った頂相図とか、それから瓢箪鯨図の罫、沢庵和尚の書いたと言われる掛け軸等々を鑑定していただきたいというようなことも申し入れました。管理をしていただき、そして入館者の意見も、私はそこで、9月の議会ではお伝えをしながら要望したところ、早急に対応するとの100点満点の答弁であったと記憶をしております。現状はどのようになっていますか。また、対応されたことにより、入

館者から何か指摘や御意見はありませんでしたか。

2点目、先ほども触れましたが、武蔵の里五輪坊は平成元年4月に開館し、既に30年以上が経過しております。平成20年ごろから、宿泊施設としては不適格であり、利用者を満足させる施設とは言えないとの声を聞くようになりました。指摘される要因の一つに、障がい者や高齢者の皆様が利用される施設としてバリアフリーが十分に整備されていないことも問題であると思っております。そして、今は雨漏りもしているということでございます。

そこで、令和時代にふさわしい、利用者のニーズに応えることのできる施設を建設するお考えはございませんか。

3点目、健全経営を目指す中で、最も収支状況が最悪であったクアガーデンを閉館したことは、正しい決断であったと私は評価しております。反面、武蔵の里五輪坊の風呂では、春夏のスポーツ合宿及び武蔵武道館を利用する剣道愛好家を初め、年間に幾つかある大きな大会関係者の宿泊対応には十分と思えません。その上に、今はグラウンドゴルフが武道館の駐車場で2面とって行われております。そこにも大阪のほうから1泊2日で来られる方もおられます。また、そういった五輪坊のお風呂だけでは間に合っていないということで、泊まれたお客様が多いときには、一般の一番大事にしないではいけない地元の方の入浴さえ満足に対応できておりません。そういう状況が今起きております。五輪坊の営業にも支障を来すことにもなります。利用されている市民の方とのトラブルがあるように伺っております。このトラブルというのは、五輪坊に宿泊された方がお風呂から上がってこられたときに、市民の方がお風呂に行かれました。ちょうど出会ったときに、あんたらが来るけん、わしらが入れんのじゃがなというようなことを言われたというようなこともお聞きをしております。ですから、これではますます五輪坊の評価が下がる一因にもつながるのではと心配をしております。ぜひ、新規の五輪坊の建設とあわせるか、もしくは単独で隣接地に温浴施設をつくる必要があると考えていますが、いかがでしょうか。

4点目です。

武蔵の里五輪坊と武蔵の里交流館に隣接する旧讚甘保育園が閉鎖されてから随分たちますが、現在は全く利用もされずに物置の状態になっているように感じております。管理も十分とは言えず、このままの状況が続けば廃墟となることも想定されます。美作市を代表する武蔵の里の一面に点在しており、景観にも悪影響を及ぼしていると思います。もうもう工房跡地のように速やかに撤去、更地にして、観光誘客に結びつく施設を建てられるような状態にさせていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。これにあわせて、大野の方からも旧大野保育園の撤去ということで要望が出されておりますので、それもあわせてお答えをお願いいたします。

5点目、美作市が全国に誇れるスポーツ施設として、また実績を残している施設として、さらには行政への貢献度から見ても、ラグビー・サッカー場と武蔵武道館がすぐに浮かんできます。そこで、武蔵の里に隣接し、五輪坊の経営にも貢献している武蔵武道館との密接な連携がますます重要になると思います。連携することにより相乗効果が生まれて、市が目指している観光振興とスポーツによる活性化にもつながる大きな要素を秘めていると考えております。お互いが別々に動くのではなく、同じ目的を掲げて連携で進む施策ができないかと強く思っております。武蔵武道館と武蔵の里五輪坊、そして要望しております温浴施設が一体となって、武蔵の里整備に取り組むことは考えられませんか。

以上、5点を1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

議長（岡本 泰介君）

教育長。



**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

私からは、武蔵の資料館の展示品についていろいろ御指摘を受けたわけですが、その現状につきましてお答えをいたします。

9月議会で御指摘のありました展示につきましては、商工観光課とともに現状確認を行ったところでございます。この確認の結果を踏まえまして、武具や美術品についての説明がわかりやすく、入館者が回遊しやすい展示の仕方、レイアウトにつきまして改善、変更案を作成いたしております。現在、この変更後のレイアウト案につきまして、先日も林原美術館へ行きまして学芸員の方に御指導を受け、また今後は県立美術館の関係者にも指導や助言をいただくというふうに考えておるところでございます。その上で、さらにわかりやすく、歴史も学べる展示レイアウトへの変更を行い、来年の1月中をめどに資料館展示品のリニューアルを行う予定にしております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

私のほうからは、2点目と3点目、武蔵の里の老朽化した五輪坊と温泉施設の整備ということで、まず答弁させていただきます。

武蔵の里五輪坊は、客室16室、宿泊定員64人の武蔵の里の中心的な施設でございますが、建築後30年が経過し、ボイラーなど、機械装置の修繕が相次ぎ必要となっております。また、御指摘のとおり、五輪坊の浴室は大小2つで、男性用と女性用に宿泊人数により調整しながら利用しておりますが、一度に多くのお客様が入浴するのは困難な状況でございます。五輪坊を含めた武蔵の里関連施設は指定管理者により運営しており、市直営で運営していたときに比べまして費用が少なくなっておりますが、依然として多額の指定管理料が必要となっております。温泉施設につきまして、現在の指定管理者から旧讚甘保育園跡への整備を御提案いただいておりますが、この施設運営の営業収支の見込みは赤字となっております。この赤字を補填するために、木質バイオマスを活用した熱利用と売電について検討したいと考えております。五輪坊の整備につきましては、温泉施設、武蔵資料館を含めた武蔵の里の一体的な整備について、宿泊施設の必要性、目的などを含めて検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、5点目の武道館などの一連性ということでございますが、武道館、それから五輪坊、温泉施設の一連ということでございますが、現在、武蔵武道館は剣道を初めとする武道、スポーツなど、五輪坊のほうはスポーツ合宿と観光客の宿泊が主な利用となっております。温泉施設は、観光利用のほか、地元の方から利用したいと要望がある状況でございます。武道館との一連性を考えますと、武道館の利用者に最も利用していただく施設ということになると思います。したがって、宿泊施設となる五輪坊は青少年やスポーツ愛好者の利用を主たる目的とした宿泊研修施設として、温泉施設は武道館や五輪坊の利用者のほかに地元の方の利用に配慮した施設とするということが考えられます。武蔵の里における施設整備につきましては、その目的と、木質バイオマスを活用するなど収支の改善に配慮した検討が必要であるというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

武蔵の里整備、旧讚甘保育園の撤去についての御質問でございますが、旧讚甘保育園は昭和60年度に以前の保育園の隣接地である現在の場所に新しく建築をされました。平成9年には、旧大原町において4園あつ

た保育園を2園に統合したことに伴いまして休園をいたしております。その後、平成15年には、NHK大河ドラマで宮本武蔵が放映されたこともございまして、撮影セットを展示するなどして多くの観光客の方にお越しいただいた建物ではございますが、現在はシルバー人材センターやボランティアグループの荷物が置かれまして、倉庫として利用されているということでございます。このように、行政財産としての目的がなくなり、今は普通財産として大原総合支所が直接的な管理を行っておりますけれども、建物そのものは老朽化が進みまして、先日も宮本で行われました武蔵まつりの準備で建物の中に入ってみました。雨漏りによるカビも多量に発生をいたしております。議員が御指摘のとおり、大変見ばえの悪い建物というふうになっております。そして、このような状態の建物をそのまま放置しておくことが好ましくないとは十分認識をいたしております。近々、クアガーデン跡に新しく大原保育園が建設をされます。この機会に、現在利用されております保育園も含めまして、先ほど申しましたように4園でございます。これらの今後の扱いといたしますか、使用方法、それから撤去も含めた使用方法ということを改めてここで検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員、ここで休憩してもよろしいですか。

14番（鈴木 悦子君）

いいですよ。

議長（岡本 泰介君）

それでは、これより10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木議員、2回目からでお願いいたします。

14番（鈴木 悦子君）

御答弁ありがとうございました。武蔵資料館の展示品の管理等につきましては、来年1月にどのように変わってくるのか楽しみにしております。そして、レイアウトやリニューアルを行ったことで、入館者の増加につながることを期待しております。

1点だけ要望をしたいと思います。インバウンドを意識して、多言語による説明書と案内板を設置していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、大原インターチェンジを出て、信号があります。その突き当たり、信号機の左側に、いまだにリゾート武蔵の里という看板が上がっております。リゾートという言葉自体がふさわしくないと思いますので、もう温泉もプールもないわけですから。だから、それは撤去してもらったほうがいいかなというふうに思います。これは希望です。これからも、教育と観光振興にも好影響を与える武蔵資料館になるように取り組んでください。

次に、老朽化が進んでいる五輪坊の整備と温浴施設の整備については、はっきりと申し上げて、質問に対して私は非常に残念な答弁だなというふうに感じました。全く質問と答弁がかみ合っておりません。私は大原地区に住み、生活しておりますので、五輪坊の施設内のこと、周りのことは十分に承知しているつもりでございます。そういうことを尋ねているわけではございません。建築、運営されてから30年の年月が経過

していることで、修繕箇所が増えていること、障がい者や高齢者の方の利用が難しい施設であること、部屋も京間の8畳でテレビが1台備えてあるだけの簡素な客室であったり、トイレと洗面所が一緒になって共同になっているというようなこともあります。指摘をすれば切りがないほど大変な施設だというふうに思っております。利用者のニーズと大きな開きがあると思っております。また、そういったことでいろいろな不満の声を伺っております。令和時代を迎えたことを契機に、現在の時代にマッチした、利用者の意見も反映した施設に建てかえる考えはありませんかと伺っているのです。また、温浴施設の新設も、武道館と五輪坊の一連性についても、もう一度武蔵の里に多くの観光客やスポーツ、文化芸術に携わっている方たちに来ていただき、にぎわいのある武蔵の里の復活を願っての質問をしているわけでございます。答弁では、五輪坊の整備についてのお考えは、温浴施設、資料館を含めた武蔵の里一体的な整備について宿泊施設の必要性、目的などを含めて検討していくとの答弁でした。では、検討して不必要という結論に至ったら、五輪坊はどうなるのですか。これについて答えてください。はっきりと答えてください。

旧讚甘保育園の撤去については現状を把握されていることは理解いたしましたので、早期に結論を出されて、まずは撤去し更地にし、武蔵の里活性化につながる施策を講じてくださることを強く要望いたします。

それでは、2回目の質問で、1点目は、3年間の指定管理の契約期間が来年の令和2年3月末で終了することになっていると思います。期限も残すところあと3カ月余りとなっております、当然、引き続き指定管理者制度を活用して、武蔵の里五輪坊、愛の村パークの各施設の管理、運営及び武蔵の里、愛の村パークの観光客が訪れることを目指して公募されていると思いますが、どのような公募の状況でしょうか。引き続き同じ会社が引き受ける意思があるのか、あるいはほかにもおられるのか否かを教えてください。

2点目は、正直尋ねることを少し迷ったのですが、質問の流れとして伺うことにしました。それは、仮に公募期間を過ぎて、どなたも条件を満たした会社、団体等の申し込みがなかったら、どのように対応されるのですか。また、応募がなかった原因は何ですか。把握をされているのであれば、御答弁ください。

3点目、今回の指定管理者制度による公募の周知を図る上で、どのような情報発信に取り組む努力をされましたか。また、全国には美作市と似通った観光施設や宿泊施設など、サービス業を運営、維持管理されている市町村が多くあると思っております。そのような施設を探すための努力を行い、参考にしながら、効果のある公募PRをされたのか、具体的に教えてください。

4点目、平成29年と30年度における愛の村パークと五輪坊の決算額、収支額と比較はどのようになっていますか。また、両施設の修繕額と施設のどの部分に経費がかかっているのか教えてください。

5点目、今は愛の村パークと武蔵の里を一括して指定管理者に一任しておりますが、例えば別々に分けて指定管理の公募はできないものでしょうか。各種の建物維持管理を行いながら健全経営を目指した施策に取り組むことは難しい一面もあると思っておりますので、2施設を分けて指定管理制度を運用することにより、集中して運営ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

6点目は、5点目までお尋ねした総括的な質問と位置づけてお聞きします。公募しましたが、条件を満たす会社、団体が存在しないまま募集期限が過ぎてしまったときには、どのような対応を想定されているのか。ストレートに申し上げますと、運営を一任ができる相手が見つかるまでは、もとの直営に戻して職員を支配人にさせるのか、それとも見つかるまで休館とする方向へ進むのか、今後の武蔵の里整備の根幹にかかわることですので、お尋ねをいたしたいと思っております。

以上、2回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

私からは、武蔵の資料館の展示の説明等の多言語化ということについてお答えをいたします。

こうした資料館、インバウンドを意識しての多言語というのは、現在は当たり前のように求められていることだと思います。幸いにも、現在教育委員会には地域おこし協力隊の学芸員がおりますので、そうした力もかりながら、商工観光と協力をしながら、そうしたことを考えてまいりたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、指定管理者の公募ということですが、武蔵の里関連施設及び愛の村パークの指定管理者の募集を行いました。まず、10月4日を募集期限とした募集に1社の応募がございました。残念ながら、審査した結果、市が求めるサービス水準に達せず、そのため同じ募集要件で11月25日を期限として2回目の募集を行いました。応募はございませんでした。応募されなかった理由ということですが、現地説明会に参加された事業者に問い合わせました。そして、現在施設を運営している指定管理者からは回答をいただきましたが、主に指定管理料の額に問題があるという回答でございました。今後の進め方ですが、指定管理料の額、それから業務基準などについて、運営していただける可能性のある事業主体の具体的な意見を聞きつつ、さらなる検討を続けているところでございます。

それから、公募についてのPR努力ということですが、指定管理者の募集は市のホームページで行っておりまして、その前から問い合わせをいただいた業者については、募集を開始したことなどをお知らせしてまいりました。また、業者からの質問にも丁寧な回答に努めてまいりました。

それから、愛の村パーク、それから五輪坊の運営収支でございますが、指定管理者から報告いただいております平成30年度の収支につきましては、消費税抜きの数字で申し上げますが、武蔵の里関連施設は売り上げ6,500万円に対しまして営業利益が3,000万円の赤字、愛の村パークが売り上げ2,900万円に対して営業利益が3,800万円の赤字となっております。指定管理料の税抜きの額が4,900万円でございますが、これを差し引きしましても両施設で1,900万円の赤字ということで報告を受けております。経費につきましては、光熱費、それから燃料費が大変高額になっておるところがありますし、修繕についてはポンプ、これは10万円以上のものについては市で修繕となりますが、ポンプの修繕などがありますと大変な負担となっております。

それから、武蔵の里と愛の村パークを別々に指定管理者を募集できないかということですが、両施設を一体的運営を図ることで効果を期待しておりましたが、別々に管理運営も可能でございますので、そういう条件で募集するという事になれば別々に募集するという事もあると考えております。

それで、いよいよ応募がなかった場合ということですが、現在応募していただけるように募集要項などを見直しております。休館ということにはできませんので、直営ということも考えられますが、指定管理料を含めた管理運営の基準などを見直して、指定管理者の募集に対して応募していただけるように努力してまいりたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

若干の補足をおきたいと思いますが、個々のお尋ねというより全体論として幾つか申し上げておきたいと思うんですが、1つは武蔵の里五輪坊、交流館、その他の施設については、これは誰を責めるわけでは

ありませんけれども、導線設計とか熱量設計とかを含めて、余り合理的になっていないのは確かであります。そこを改善することが恐らく根本的な収支対策にもなるということを、これは常々私どもも考えております。

それから、もう一つは武蔵観光と言っておりますけれども、大河ドラマの直後の武蔵観光とそうじゃないときの武蔵観光というのは全然量的に違います。これは、守ってはいくんですけれども、100万人来ましたみたいな話には当然ならないわけですから、そうしますと今大原地域が置かれている宿泊需要というのはどの辺にあるかということもあわせて考える。そういたしますと、1つには明確には剣道を中心としたスポーツ需要というのは確実にあるんですよ。そのスポーツ需要について言うと、割合交流館で広間で寝ていただくというのがそれなりに悪くないということになりますんで、ピーク時のスポーツ需要については交流館を残していきながら対応するということが恐らくベースになっていくと。

ところが、一方で大原地域の需要を見ておきますと、割合ある意味じゃビジネス利用、ある意味では広域観光の拠点として、たまたま智頭急行線があるものですから、智頭急行線の特急を使うか普通列車を使うかは別として、あの地域も割合便利がいいというようなこともありますし、インターも近いというのがあって、武蔵及び広域観光の需要があると。ビジネスプラス広域観光、武蔵観光で、そういうところをどれぐらいの規模で想定をしたらいいのかということがとても大切な議論になってきております。そうすると、例えばシングルルームでいうと40室弱のものがあれば、多分全然問題ないだろうと思いますし、これは今の段階でユニット化してますんで便利もいいと。それにピーク需要に対応する交流館が付設されていて、住民の方々も使っていただける温浴施設を約束どおりつくるといようなことが、恐らく将来的には妥当な案だと思うんです。施設について言うと、時代の変遷もあるんで、30数年たちますとコンセプトが全く違ってきてるんですよ。したがって、持つ施設について言えば大規模改修をするということになります。ちなみに、そういう意図であったかどうかは別として、雲海も、いろんなごたごたの中での話でありますけれども、大規模改修をしちゃったわけですね。今行ってみると、大分変わってます。それから、愛の村もコンセプトがちょっと違ってんで、大規模改修をして今に至っているわけですから、その中で五輪坊、武蔵の里については大規模改修がまだ残った課題になっていると。こういうことを念頭に置きながら、今後の対策をしなければならぬ。私の個人的な考えで言えば、今回の3年間の指定管理期間をまず指定管理でやり終える中で、次の3年後の大規模改修を念頭に置いたプランニングをしていくというのが一番妥当なのかなとは思っておりますが、一方で全く来ないと。分けてみたら、東栗倉にはついたけども、指定管理が。五輪坊につかなかったってなると、一定期間までは直営をしますけども、休館にした上で新たな設計をしていくということもあり得るかなというふうに思う次第であります。そのときに、どこまでの知恵が我々の中での出るかは別として、いろんなアイデアは実は多分経済部のことだから考えてくれると思います。だから、私も（聴取不能）しますけども、それらについては今最終的な指定管理のお願いをしているようなことを言っておりますので、もうちょびっと待っていただいてから、年明けにでも地元の議員の方にも入っていただきながら、今こうなったからこうだということのお話をさせていただく。忙しい年末年始になりますけど、また御協力をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

私がなぜここまで武蔵の里整備についてお伺いしているかと申しますと、とても強い危機感を持っているからです。過去の武蔵の里の歴史を振り返ったとき、旧大原町時代から武蔵の里五輪坊に次々と建物が増築

されたり、文化勲章を受章された有名な彫刻家に依頼して青年期時代の武蔵像を建立したりと、さまざまな施策に取り組み、試行錯誤を繰り返している中で、平成15年、NHKにおいて宮本武蔵の大河ドラマの作成が決定し、放映されました。一時的には多くの観光客が訪れましたが、にぎわいがいつまでも続くことはかなわず、周辺を訪れる観光客、そして武蔵資料館を初め五輪坊の宿泊客、宴会や食事客の利用者が徐々に減少して収支の格差が広がり、赤字額が拡大していきました。美作市が誕生後も、高額な赤字額により一般財源の投入が議会でもたびたび問題視され、平成28年9月、クアガーデンは萩原市長が英断を下され閉鎖しましたが、まだまだ赤字は続いております。そして、現在に至っていると考えております。私も何とかして武蔵の里に多くの観光客や、春休み、夏休みにはスポーツと文化芸術活動に汗を流す青少年たちの声が響き渡る、そういう武蔵の里になってほしいと考えております。繰り返すことになるかもしれませんが、このような思いを込めて、3回目の質問をいたします。

1点目は、2回目の質問の中でも触れましたが、愛の村パークと武蔵の里の管理運営を分離して公募してはとの提案をしたところ、一括管理を行うことで効果を期待していたとの答弁はありましたが、分離して公募することについての答弁はございませんでした。また、現在は応募をしてもらえるように管理運営基準を見直しているとの答弁でございましたが、どのように見直しているとの具体的な発言はございませんでした。私が思いますのに、指定管理制度を維持して、運営管理を熟知している民間に一任することが最も望ましいとは思っていますが、現時点では条件を満たす相手が存在しないということですので、少しでも参加しやすくするための方法として、分離して公募されることは考えられませんかということをお尋ねしたわけでございます。いかがでしょうか。

2点目は、五輪坊を初め武蔵の里の施設は休館しない、指定管理者が不在のときは、やむを得ず直営にて運営するとの答弁でございました。市営で運営するとしても、新年度に向けていろいろな問題が山積していると思っています。また、両施設の赤字額が1,900万円、修繕費につきましても現在約1,000万円が必要だということも聞いておりますし、今現在、雨漏りが五輪坊はしているということもお聞きしております。雨漏りがしているということは、屋根が上がってみたらもっと屋根を直さないといけないということも次々広がっていくんじゃないかなというふうに思います。ですから、1,000万円の修繕費が2,000万円、3,000万円になることも考えなくてはいけないというふうに思います。

五輪坊を初め、点在している施設の維持管理費が年々増加して赤字額も増加することは間違いなく、クアガーデン、武蔵の里のような状況に陥るのではないかと、とても心配しています。したがって、このような最悪の状態を避けるためには何をすべきか、また先ほどからお尋ねしている指定管理者制度に手を挙げていただく環境整備を整えるためにも、取り組むべきは何かと考えたとき、私の脳裏にはこの際思い切った決断の時期に来ているということです。美作市が掲げている観光振興によるまちづくり、それは県内、県外はもちろんのこと、外国人の観光客もターゲットにした観光行政の取り組みを推進をすること、そして大原地域の活性化のためにも、中心的な役割を担っている五輪坊を活用することが必要不可欠と考えております。いろいろな方向からお尋ねしましたが、明確な答弁がいただけなかったと残念に思っております。市長の先ほどのお話は理解をいたしました。

もう一度、私からの提案であり、また11月に大原地域の行政懇談会が開催されました。私は、大原の4地区全部出席をさせていただきました。いろんな御意見を持たれてる方がたくさんおられると思いましたが、4地区を全部回らせていただきました。五輪坊の建てかえ、温浴施設整備についてですが、このことにつきましても、大原地域4地区とも市民の要望として、共通の課題として強い要望がございました。市長も、それはよく御存じだと思います。

そういったことで私の考えを申し上げますと、大原地域の市民の声、そして全体の市民の声、休館して時代が求めている、利用したいとっていただける五輪坊の建てかえと、あわせて温浴施設の整備を強く要望したいと思います。この件につきましては市長のお話を伺いましたけれども、温浴施設については話が、市長の思いが聞けてないと思うんで、再度お願いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

漏れがあればまた補足してもらおうと思いますけれども、今の質問の一番大きいところは、分離の可能性についてどう考えるかということだと思います。それは、なくはないけれども、とりあえず一緒に勉強させてくれと言ってるんで、その努力は継続させるつもりですが、それがうまくいくかどうかは必ずしもわからないという中で、じゃあ分離したときに何がどう起こるかということ若干整理をしないといけないんですが、先ほども言いましたように、五輪坊についてはもう大分とうが立っているということでありますんで、これを休館し、そして改修ないしは建てかえ、あるいは別のコンセプトに変えるという作業に移ることについてはそう変じゃないと思うんですが、一方で交流館というのは割合新しい（聴取不能）でありまして、合宿その他のように、さっきも言いましたように、ピークカットのためにとても重要な施設になっている。それで、若干の調理施設もたしかあったような気がしますけれども、これは残さざるを得ないのかなと思うんですね。そうすると、分離案が何を意味するかと言ったら、愛の村プラス交流館の維持管理はしばらくやっというってことになるのかなと思ひながら伺っておりました。そういうことが現実問題として我々が今まで考えてきたこととは若干違っていることですから、それはすぐスムーズに行くかどうかについては具体的な検討をさせていただかなければならないと思います。ただ、しかし今までの検討をベースにしながら、可能性ある事業者さんと膝を詰めてやると言ってますので、その中でお互いそういう話がいいなあということになると今度はどうなるかという、しかるべき時期に五輪坊の休館をし、恐らくさっき私が申し上げた例で言うと、建てかえということになるんでしょうかね。そういう議論をしていくことになるだろうと。その建てかえは、さらに言いましたように、今の旅行需要にマッチしたコンセプトで、今の旅行需要を合理的にこなせる安価なものということに多分なっていくと思うんですが、今全国でそういう動きがあります。高級路線もあるんですよ。星野リゾートっていう話も行政懇で出ましたけども、それはちょっとうちは無理かなと思うんですが。ほかにやり方があると思う。その辺もマーケット的によく探しながらやっていく。

一方で、交流館の宿泊プラス地元の方のニーズを念頭に置いた温浴施設を、これも経済的なバイアピリティー、つまり持続可能性があるようにしながらやっていく、これについては相当熱心に検討をしておりますんで、今や、湯郷との関係でやったもんですから割合経済部もバイオマスについてはよくわかってきている。今から検討するんじゃなくて、バイオマスについては検討が大分できてるんだと。規模として、小型であることは間違いないので、それは物を買ってきてつけるぐらいの話として考えられると思うんで、これはだから分離して、早目に動かしていくということになるんですが、そのときの設置場所が実は前の讚甘保育園の敷地を活用することになるのではないかと考えているというところまでの話をさせていただきまして、あと残っているところがあれば、私の敬愛する遠藤部長からお話があるかもしれません。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。総括で。

**14番（鈴木 悦子君）**

究極のところをお尋ねしたいところを市長が今答えてくださったので、もう遠藤部長、よろしいです。安心してください。

それでは、総括をいたします。

たくさんの質問でありましたが、御答弁いただきまして、合う、合わないは別としても、大変苦勞されたと思います。ありがとうございました。

来年、令和2年は、日本中が待ち焦がれていた東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。政府が掲げる訪日観光客数は、4,000万人を目指していると発表されております。現在も、東南アジアを初め多くの外国人が各地を旅行されていますが、美作市も萩原市長が誕生以来、積極的にベトナムのダナン市、そして今回のイエンバイ省との交流に取り組み、現在に至っております。最初の一步が、最近では東京五輪出場を目指すベトナム女子サッカーチームの合宿、また男女の7人制ラグビーアメリカ代表の事前合宿、また少し前ですが、スペインの女子サッカーチームの合宿等々、誘致にもつながったと考えております。そのほかにも、外国からのスポーツを通じてのお客様は、剣道大会お通杯にもアジア、ヨーロッパ、アメリカ、カナダのあらゆるところから、14カ国ぐらいいからこの美作の武蔵の里を訪れてきてくださっております。このようにスポーツのキャンプに来てくださることは、スポーツの振興に限らず、さまざまな分野にも影響を及ぼすことは間違いありません。さらには、2025年には大阪万国博覧会の開催が控えております。特に、美作市の観光分野の未来を考えたときには、どのようなことを最優先しながら取り組むことが日本人あるいは外国人の観光誘客増へと導くことができるのかなど、しっかりと研究、議論を重ねて、このチャンスを逃がさないように心がけてほしいと望んでおります。その一つ、武蔵の里の整備を進めることが美作市の観光による活性化につながっていくものと思っております。美作市がワンチームにならないとなかなか実現はいたしませんので、一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。総括といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

では、2項目めに入ってください。

**14番（鈴木 悦子君）**

成人眼科検診の重要性、そして眼科検診の実施についてお尋ねいたします。

皆さんは、目の病気と聞くと、何を思い浮かべますか。結膜炎や物もらい、白内障などではないでしょうか。目の病気は、すぐ治るものから視力低下を来すものまでさまざまあると思いますが、日本における視覚障がいでもっとも多いのは緑内障、糖尿病網膜症、変性近視、加齢黄斑変性、白内障の5つです。この5大疾患が視覚障がい全体の75%を占めております。これら緑内障や糖尿病網膜症、白内障は、初期には自覚症状がほとんどなく、徐々に進行する病気です。そのほとんどが中高年に発症し、高齢になるにつれて視覚障がいに至ることが多いのが特徴です。特に緑内障は、目の成人病とも言われており、40歳以上の20人に1人はいるということがわかっております。緑内障は、10年以上かけて徐々に視野が欠けてくるため、末期まで自覚症状が出にくい病気です。成人眼科検診を実施することにより、これら5大疾患を早期発見できるため、治療開始を早期に行えることが可能となります。このことにより、成人失明率を大幅に減少させることが可能になるわけであります。

皆さん御存じのように、医療水準、健康意識の向上により、我が国の平均寿命は男性が81.25歳、女性が87.32歳と、男女ともに80歳を超えております。しかしながら、平均寿命と健康寿命との間には大きな開き



があるということもわかっております。健康寿命とは、医療や介護に大きく依存せず、自立した日常生活が送れる期間であります。健康寿命は平均寿命より男性で9年短いです。女性では13年も健康寿命が短いと言われております。つまり、この状況を見ますと、これからは介護保険費用が増加するということがわかり、大きな課題となっているのです。実際に介護が必要となった原因には、認知症、高齢による衰弱、脳卒中、骨折、転倒、関節疾患、心臓病、糖尿病、視覚障がいなどがあります。人間の情報の約8割は目から入ってくる情報と言われております。目が見えないことにより、認知症は悪化します。視力低下により、人に会ったり出歩いたりする活動がおっくうになります。視力が悪いために、ちょっとした段差に気づかず転倒してしまうことは簡単に想像できると思います。また、糖尿病患者の15%は、糖尿病網膜症を発症しております。つまり、視覚障がいと介護原因には強い関連があり、視覚障がいの対策は健康寿命の延伸に大きく寄与するものだと考えられます。

美作市は中山間地域であり、車社会であります。高齢ドライバーも年々増加傾向にあります。見えることは当たり前ですが、見えないことの不自由さは見えなくなってから初めてわかります。成人眼科検診を導入することで、緑内障など5大疾患の早期発見を可能とし、成人失明者を36%減少させることができると言われております。成人眼科検診事業は、市民の目を守り、健康寿命の延伸を可能とし、美作市を明るく未来へと導く第一歩になるのではないかと考え、成人眼科検診事業の実施について今回御提案をさせていただきます。いかがでしょうか。

1回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。それでは、眼科検診の必要性についての御答弁をさせていただきます。

日本眼科医会の情報によりますと、中高年の失明の原因の1位は緑内障、2位は糖尿病性網膜症で、この2つで約4割を占めるということでございます。また、近年高齢化に伴い、加齢黄斑変性が増加傾向にあるとのことです。これらの疾患は、早期発見、早期治療により進行をおくらせ、失明を防ぐ治療法が進んでいるとのことでありますので、定期的な検査の実施は有効な予防手段であると考えられます。

次に、総合健診時の眼科検診の実施についてですが、現在市が実施しております検診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診、感染症法に基づく結核検診、健康増進法に基づく各種がん検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診であり、国が示した要領をもとに実施しております。

一方眼科検診につきましては、現在のところ市が実施する根拠となる法的な位置づけがなされていない状況であり、実施するとなれば、市の任意事業という位置づけになります。総合健診での実施は、眼科医の確保、検査機器、診察環境の設置等が困難であることが想定されますので、医療機関での個別の検診が望ましいと思われれます。2013年から2015年に公益社団法人日本眼科医会が行った調査結果によりますと、住民健診という形態で検診を実施しているのは全国で22自治体であったということでもあります。その中でも、検診の内容、対象年齢、自己負担額等々、さまざまな状況となっております。市の独自事業となりますので財源の問題もございますが、まずは既に取り組みされております自治体の状況について調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

2回目の質問をいたします。

まず、「けんしん」というのが2種類あると思います。検査の検に診断の診、それから健康の健に診断の診、この双方の「けんしん」の意味をお尋ねします。

それから、眼科検診をすることによって介護費用との費用対効果、その辺のことはどのように考えられておるか、関係について教えてください。

それから、眼科検診をすることによって、健康寿命の延伸に大きくつながるということを申し上げたいと思います。この件についてもお答えをいただきたいと思います。

それと、答弁の中で、市が実施する根拠となる法的な位置づけがなされていない現状でありということをおっしゃいました。全国で22自治体を実施しているということでございます。この22の自治体は、何に基づいて実施されているのか、そして個人の費用がどれぐらいかかるのか、そういうふうなことは研究されましたかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

それから、ビジョンバンといって東北地方で地震があったときに、眼科検診するのにすごく活動した車です。これは、アメリカのフロリダ州から買ったということも言われております。アメリカでハリケーンカトリナがあったときに、すごく眼科検診をしないといけないということで開発された車だそうです。それがビジョンバンです。そのビジョンバンを東北地方の眼科医会、それから医師会に協力していただいて購入して、それで28年3月までこれを活用したということです。その後のことがどうなってるかわからないので、研究していただきたいなというふうに思います。

以上、お尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

5点質問をいただいたと思います。

まず、「けんしん」、健康の健と、それから検査の検の字の違いということですが、まず健康の健診につきましては、これは健康診査の略ということで、健康を診断するということで会社等で行う定期健診や特定健診が主なものということになります。それから、検査の検診ということですが、これは文字のとおり検査をすることを目的にしております、胃がんや大腸がん、肺がん等のがん検診や歯科検診、あと今回御質問いただいております眼科検診など、特定の臓器や部位を検査することを目的とした検査ということでございます。

2つ目の費用対効果ということでございますが、今回議員のほうから御質問をいただきまして、日本眼科医会が、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたが、2013年から2015年に調査研究を行った調査報告書、あるいは成人を対象としたがん疾患のスクリーニングの予算影響分析、まだ全て完全には把握はできておりませんが、こうしたものを確認していきますと、検診導入により検査費用が発生して、短期的には皆さんお医者さんに、眼科の疾患の治療を行いますから、医療費が短期的には増えるんですが、その一方で将来的には介護保険費でありますとか障害年金、それから介護給付費でありますとか障がい者の訓練給付費と、こういった費用が軽減されるというような予算影響分析がこの眼科医会の調査研究チームでなされております。50年をスパンとしたシミュレーションでありますので、この調査報告書では大体15年を過ぎたあたりから効果があらわれるというような結果が出ておりますので、そういった効果は望めるのかなというふうに考えております。

当然、3番目の健康寿命の延伸につきましても、議員のお話の中にありましたように、目の疾患というこ

とで家の中に閉じこもることにより認知症を発症するとか、歩行に非常に支障を来すということで健康寿命の延伸というか、健康寿命が短くなることに対する影響は非常に大きいものがあるというふうに考えます。

それから、22自治体の検診の取り組みの、なぜ取り組んだかということの内容でございますが、それぞれの自治体はさまざまなきっかけで取り組んでいるようでございます。その地区の眼科医会からの提案であったり、首長のトップ判断であったり、あとさまざまな要因で眼科検診のほうは行われるという背景があるようです。それで、重立ったところの検診の費用とか対象年齢とかといったものを調べてみたんですが、近いところでは島根県の松江市が行っております。これは、20歳以上の国保加入者で始めて、今はもう20歳以上の方全て一般健診という形でやっておられるようです。検査内容は、細隙灯顕微鏡という、済いません、詳しく調べておけばよかったです、そういった検査とか眼圧、眼底といったところでございます。委託については一人頭2,005円で自己負担はなしでありますとか、愛知県の豊橋市でありますと、対象者を60歳と65歳に絞って眼圧、眼底、それから細隙灯顕微鏡による検査で、委託費は4,000円で自己負担額は900円といった内容であります。おおむね、年齢を5歳刻みで検診を受けていただくというようなやり方をやっている自治体が多いということでございます。先ほどの費用対効果の話に戻るんですが、眼科医会が出しているものにつきましては、40歳から60歳の間で4年置きごとに検査を受けていただくのが一番費用対効果があるというふうなことを報告書の中で記述してありました。

最後に、ビジョンバン、検診車のことにつきましては、今回の御質問をいただくまではこういった車の存在は、勉強不足で存じ上げませんでしたので、該当自治体等に問い合わせなどをさせていただきまして、研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

この眼科検診につきましては、初めての事業をしてもらうための要望でございますので、今すぐするとかしないとか、そういうことは言えないと思いますが、今いろいろ原因とか、いろんなことを要望しました。そういった中でしっかりと調査研究をしていただきながら、できるだけ進めていただきたいというふうに思います。いろいろな資料を見ますと、特定健診が始まってから眼科の検診が減ったということも言われておりますので、そのあたりもしっかりどういうぐあいになつとるか調査をしてみてください。

令和元年12月議会、以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番10番、議席番号14番鈴木悦子議員の一般質問を終了します。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続きまして、通告順番11番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を許可いたします。

安藤議員。

## 8 番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、私の令和元年12月定例会の一般質問をさせていただきます。8番安藤でございます。よろしくお願いを申し上げます。

これが午前中の一般質問でしたら、皆さんおはようございますということで元気にはつつに爽やかに始められるんですけど、お昼一番はこんにちではいいんでしょうかね。こんにち、皆さん起きてますかっていうような感じでいいんでしょうか。昼食の後ですごく眠くなる時間帯かもしれませんが、しばしおつき合いをさせていただきたいと思います。

昨日、本日もですけど、ちらっときょう青山議員も言われてました。流行語大賞というのがこの時期になりますと発表されます。それこそ山本雅彦議員、また鈴木議員からもちらっとそのようなことしの流行語のワンチームというような言葉が聞かれました。ことしの流行語大賞はラグビーの日本代表チームのワンチームという言葉が大賞になったわけですけど、市長は覚えておられますかね、以前の12月議会で、ことしはそんたくでしたというお話をしたことがあると思います。そのそんたくという言葉は、本来日本ではそういう悪い意味ではなかったと。日本人らしい思いやりであったり気遣いであったりというようなこともありますよねっていうお話をしたと思うんですけど、それが昨年のことかなと思ってたら一昨年だったんですね。早くも2年がたっていたということでございます。時の流れが本当に速いなというような気がしております。そんな中で、精いっぱい本日の一般質問を務めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願います。

全部で5項目の今回質問をさせていただいております。まず、1項目めが食品ロスについて、2項目めが豪雨避難情報について、一昨日来より防災に関する質問が多々危機管理監のほうに寄せられておりますけども、私も市民の生命、財産等々を守っていくために、1点に絞って聞きたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願います。

それから、3項目めでエアコン設置について、4項目めは旧梶並小学校の利活用について、5番目としてベトナムとの今後の交流についてということで、5項目にわたって質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1項目めの食品ロスについてということでございます。

食品ロスの削減の推進に関する法律、略称で食品ロス削減推進法が本年5月31日に公布をされまして、令和元年10月1日に施行をされました。ついせんだってのことですね。これに関して市はどのように対応されるのかというようなことでお尋ねをしたいというふうに思います。

食品ロスに関しては、いろいろな場面で登場するようになった言葉であり、本来であれば食べられていた食品が廃棄されることを指す言葉であり、今回の法律は食品ロス削減を目指すため、自治体や事業者への責務を明確にしているものです。

ここで、今回お尋ねをいたしますのは、1つ目として学校給食における残食量の推移はどのような傾向であるかということをお尋ねしたいと思います。

2つ目として、子どもたちも含め一般市民の方に、今回の法律制定を受けて指導なり啓発なりをどのような形でやっていこうとされているのかを中心にお尋ねをさせていただきます。

食品ロス削減は、SDG sにも具体的な目標として記載されており、世界中の誰もが意識しなければならぬ社会問題であります。食品ロス削減法案の制定に関しても、法制定がSDG sの達成に役立つというふうに議連が表明しており、SDG sが私たちの生活に深くかかわる社会になってまいりました。このSDG sについての説明は今まで何回か出てますし、いろいろな世界的な目標というようなことで、このバッジもそうなんですけど、全世界、全人類が取り組もうというような大きな課題を定めている、国連が指導してい

ることなんですけれども、ことし2月、節分の恵方巻き廃棄問題をニュース報道やSNS上で、インターネット上で見聞きした方も多いのではないのでしょうか。数年前までには、この件に関して大々的に取り上げられるということはないというか、わずかでございました。だんだんと世の中に食品ロスを問題視する人が増えてきているのかもしれませんが。食品ロスとは、先ほども述べましたけれども、食べられるのに捨てられてしまっている食品を指します。日本における食品ロス量は、年間——これは平成27年度の調査でございますけれども——で646万トンとなっております、このうち事業系廃棄物が約357万トン、家庭からは約289万トンと、ほぼ差のない割合となっているとでございます。今述べました恵方巻き問題は、多く納品し過ぎて売れ残ってしまうケースでございます、仕入れ側が消費者の需要を的確に把握できていなかったというようなことで起こったというふうにニュースなんかでは言われておりましたけれども、そういったことを受けて、ことしはクリスマスケーキとかお節なんかは受注生産というか、事前に申し込みをいただいて、それに合わせてつくるといふ、コンビニとかスーパーなんかもそういうような方式に変えられたというようなこともニュースになっておりましたけれども、食品ロスを意識してのことだというふうに感じます。

そして、先ほども申しました全体の45%を占める家庭からの食品ロスでございますけれども、一家庭ごとの廃棄はわずかな量でも、ちりも積もれば山となるというように、全体で見ますと事業者から発生する食品ロスとほぼ同程度の量であるというところでございます。その理由は、食べ残しや過剰除去、野菜の皮を厚くむき過ぎたりすることを指すんですけれども、また直接廃棄、買っても調理せずに捨ててしまうということが原因として挙げられるというところでございます。

そこで、日本の食料自給率は38%——平成29年度でございますけれども——という本当に少ない自給率なんですけれども、したがって残りを海外からの輸入に依存しているということが起きております。日本人にとって、日本にとって貴重な食料にもかかわらず、毎日10トントラックに換算しまして約1,770台分を破棄しておるといふことです。重さで聞くとびんとこないんですけど、こういうふうに毎日トラックで1,770台分の食料が捨てられているというところでございます。資源を無駄にしているのが現状、今の姿だということなんです。

行政による取り組みに関しては、以前から国のほうでも各省庁による取り組みが存在してきたというところでございます。いずれも強制力のあるものではないんですけど、食品ロス削減に積極的な自治体や事業者にとって、とても有力な情報やアイデアが協議されているというところでございます。まず、農林水産省が国民運動として推進している活動では、フードバンク活動というのがございまして、製造工程で発生した規格外商品を引き取り、福祉施設や生活困窮者に無料で提供しているというところでございます。また、環境省のほうさがされておられます食品ロスポータルサイトということで、昨年10月に開設されたとお聞きしておりますけれども、食品ロスについてのいろんな情報とか状況をまとめたサイトであって、消費者向けであったり自治体向けであったり事業者向けであったり、そういった多方面に向けての実態や削減目標を掲載してありまして、食品ロスに余り詳しくない人でも簡単に食品ロスとはどういうものなのかということを知ることができるそうでございます。先ほど来よりお話ししておりますように、SDGsとの関連もありまして、食品ロスについて具体的な、SDGsのほうでも目標が定められているというところでございます。

あれこれ申し上げましたけれども、以上のような観点から、子どもから大人まで市民にどのように周知を図っていくとされるのか、御答弁よろしくお願いをいたします。

1回目とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

食品ロスの法律についてどのように対処されるのかということで、市民部では周知啓発について答弁させていただきたいと思います。

我が国では、まだ食べられることができる食品が大量に廃棄されております。世界には栄養不足の状態にある人が多数存在している中で、とりわけ日本は大量の食品を輸入し、また食料の多くも輸入に頼っている状況がございます。食品ロス推進法は、食べることでできる食品が廃棄されることのないようにするために、社会的な取り組みを定義としております。国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役目、関係相互による連携協力が必要だと思っております。皆様方も、これからの時期、忘年会、新年会など、宴会の機会がたくさんあると思います。そうした中、始まりの30分間と終わりの10分間は席に着いて料理を残さずに食べていただく3010運動に御参加いただきたいと思っております。

飽食の時代と言われて久しい今日、議員御指摘のとおり、いまだに1日1人当たり茶碗1杯分の食品が捨てられると言われております。このことは、日本人の感性とも言うべきもったいないという感覚が薄れていると思っております。もったいないは、自然やものを大切にし、とうとぶ思いが込められた言葉であり、そのまま英語としても国際語としても通用する言葉でございます。今後、美作市内で行われるイベントや当日の会場での、来場者が食べ切れる量を選べるメニューの設定などを出店者に働きかけるとともに、啓発ポスターなどでもったいないの精神を訴えていきたいと思っております。

また、少しでも食品ロスの削減を推進するためには、ケーブルテレビみまちゃんネルでございますが、こちらのほうで啓発していくことを今後もやっていきますので、今現在も啓発しておりますが、今後も普及啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

学校給食での残量ということについてお答えをいたします。

給食残量調査を行っておりますが、平成29年度は全体の5.1%、平成30年度は6.7%、令和元年度は今のところ5.3%の残食率となっております。環境省での調査によりますと、一部市町村の集計ではありますが、平均的な残食率というのは7%前後との報告もあることから、本市においては比較的良好に食べているというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

まず、今の市の取り組みとして、また教育委員会の取り組みとしてお答えをいただいたわけなんですけど、先ほど市民部長も言われたもったいないという言葉、日本人というか、過去の方はすばらしい言葉を残された、もったいないというようなことを意識の中でも常に心に秘めておかなければいけない言葉だろうなというふうに思います。

日本の人口は年々減少しているわけですけども、地球総人口というのは爆発的に今増えているんですね。けさちょっと調べてきましたら、1990年には地球全体で53億2,700万人だったそうでございますが、ここの調査によりますと、その53億人が77億1,500万人に増えていると。今、爆発的な量で人口が増えておりまして、ある調査会社というかシンクタンクによりますと、世界人口が100億人を超すと必ず食料難が起きるであろうというふうなことを言われているところもあるんですね。だから、いずれいつの日にか食べる

ものがないというような時代もやってくるかもしれません。そのようなことがないようにしてほしいんですけれども、今から常日ごろから食べ物を大切にする、もったいないという習慣が必要であろうというふうに考えます。

市を挙げて今も取り組みをされておりますし、今の答弁によればしておりますし、今後もしていくということでございますので、法律が本年10月に制定されたということでございますので、折に触れて市民の皆様方に知っていただくように、比較的高齢の方は意外ともったいないというか、食べ物を大事にするという文化というのはすごくお持ちなんですけれども、全ての方と言いませんけど、若い方、特に食べきれない量を買ってしまって平気で捨ててしまうというようなことも見受けられる場面もございますので、若い方たちにも向けてそういった食料を大事にしようというようなことを伝えていけるような、何か方策を考えていただきたいというふうに考えます。

そして、教育長のほうから御答弁いただきました食品ロスに関してというか、給食の残量は平均的な残食量より美作は少ないということなんですけれども、これからの時代を担う、未来を担ってくださる子どもたちへ食品ロスに関して今後指導をどのように行っていこうとされるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。これは食育にも通じる問題であろうというふうに考えますので、食育に絡めて食品ロスに関しての2回目の答弁をいただければというふうに思います。

また、子ども食堂も最近年間を通じていろんな場面、いろんな場所で開催されておりますけれども、そういった機会、子ども食堂なんかも通じて、食品ロスに関しての学習というふうなこともできるのではないかとこのように考えておりますので、その2点についてお答えをいただければと思います。

2回目とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

食育ということに関してでございますが、食育に関しましては美作市内におきましては保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校全てで行っているところでございますが、特に学校給食における食品ロスの取り組みといたしましては、学校におきまして栄養教諭——昔で言うと栄養士さんですが——が健康な体づくりと規則正しい生活習慣の観点から行う食育指導、そして児童・生徒自身みずからの生活の見直し、給食だよりを通じた家庭への啓発など、残さず食べるという取り組みを行っております。その取り組みの一例といたしましては、美作給食センターの栄養教諭が年間を通じ各学校で残さず食べる食育指導を行っております。そのほかでも同様に行っておるところでございます。

学校におきましては、各担任が好き嫌いなく食べるように声をかけたり、あるいは食べるのに時間がかかる児童には多目に時間をとったりするなど配慮しながら、給食指導を行っているところでございます。また、それぞれの子どもによって食べる量が少し異なりますので、そうした配慮もしながら少しでも食べられるようにというふうに声をかけていることもございます。

先ほど、市民部長からもったいないという言葉がございましたけれども、世界へ通じるすばらしい日本語であるもったいないという精神、これは学校の指導においても大切なことかと思ひまして、そうしたことも含めてしっかりと指導してまいっているところでございます。こうしたことが食べ残しの少なさにもつながっているものと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

私のほうからは、直接市での取り組みではございませんが、社会福祉協議会や市内の社会福祉法人、またはNPO法人等の食品ロス、フードバンク活動等についての御紹介をさせていただきたいと思います。

フードバンク活動につきましては市が直接はかかわってはおりませんが、美作市社会福祉協議会が主となってことしの2月から市内のスーパー1社と契約を結び、月1回の割合で乾物、調味料、飲料やお菓子等の食品や生活雑貨等の無償提供を受け、生活困窮者や子ども食堂等へ配布をしております。今後は、提供元となる企業の数を増やし、提供されるものの種類と量を増やすよう働きかける予定であると聞いております。

また、同じく社会福祉協議会が事務局となって活動をしています美作市内の社会福祉法人等連絡協議会においても、各社会福祉法人が運営する施設が拠点となり、そこで地域住民からの不要となった食品の無償提供を受け、そこから生活困窮者等へ配布できるよう仕組みづくりを構築したいというようなお話も伺っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

2回目の御答弁をいただきました。

学校給食のほうでも、今お聞きしたような状態で指導しているというようなことで安心をいたしました。これも、1回やったからもういいというような話ではないわけで、継続的に子どもたちに食料の大切さというか、残さず食べるというのは、それは個人でいるんなことがありますんで、食べられる子も食の細かい子もいますから、量をもっと食べるというのはいかがなものかという気もするんですけど、その辺はケース・バイ・ケースでうまくやっていたらというふうに思います。

ことしの11月1日に、たまたまなんですけど、これは議員としてではなくてPTAの関係のほうで岡山県の学校給食会館で学校給食のパンの審査会、たまたまそこに参加させていただく機会がありまして、たくさんおられるんだろうなと思って行ってみたら、岡山県内で2人だけでして、保護者がね。行ってから責任の重大さをすごく感じたんですけど、栄養士の先生がお二人という、合計4人でパンの審査をしたというか、審査会に参加したんですが、製粉会社の方とか製パンの工場の方とか、本当にたくさんの方が集まって、学校給食会の方ももちろんおられますけど、本当にたくさんの方が集まって、子どもたちに食べさせるパンの審査をするんですね。とにかく子どもたちに安全でおいしくて栄養価もあってというパンを、米粉パンになってるらしいんですけど、真剣に取り組んでおられました。本当にいい勉強になったんです。いい経験をさせていただきました。皆さん真剣に取り組まれておられまして、そうしたことも、もし機会があったら子どもたちにも、君たちが食べるこのパンを毎年いろんな多くの大人たちが審査しているんだよというようなこともお伝えいただければなというふうに思いました。すごいと思うのが、製パン工場の方が8社か9社くらいあったんですけど、1位から8位、9位までばっちり出すんですね。あれは大変だろうなと思いました、我が身に置きかえたら。でも、そういうことを毎年されておられます。それだけ真剣さがうかがえました。本当にありがたいなというような気持ちになりました。また、今保健福祉部長からも言われました子ども食堂の関係なんですけれど、市内のスーパー1社と契約を結んでおられるというようなことなんですけど、私が参加したときには、地域の方々から野菜であったりお米であったり、そういったものも寄附というか御厚意でいただいたんだというような話も聞きました。そういった取り組みが食品ロスというか、食事に關してのいろんな勉強になるといいますんで、今後も、直接の事業ではないと思うんですけど、協力をし



ていただけたらなというふうに感じました。

総括とします。

**議長（岡本 泰介君）**

総括してください。

**8 番（安藤 功君）**

今のを総括としました。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2 番目に入ってください。

**8 番（安藤 功君）**

たくさんの議員がお尋ねになっておる防災に関しての、今回豪雨避難情報についてということでお尋ねをさせていただきます。

毎年のように繰り返しさまざまな地域で起こる豪雨災害でございますけれども、正確な情報をいち早く市民に知らしめるためにできることは何なのかというようなことでお尋ねをさせていただきます。

ことしも台風による甚大な被害が各地域で起きました。特に、関東、東北地方で大きな被害がございましたけれども、多数の被害者、また多数の家屋などへの浸水や崩壊、また農産物を初めさまざまな産業に大きな被害を及ぼし、一部地域ではまだまだその傷跡も癒えない状況が続いておるのは皆さんも御承知のことと思います。

岡山県や美作市も、昨年の西日本豪雨により大きな被害があったわけでございますけれども、今回は豪雨避難情報の、その情報の共有の徹底についてお尋ねをしたいというふうに思います。

昨今の記録的な豪雨による水害や土砂崩れが相次ぐ中、気象台のみに頼らず、独自に気象情報会社や気象予報士などの専門家と契約する自治体が増えているというふうに関き及んでおります。新見市でもあったように、非常に狭い範囲で、かつ短時間に集中的に大雨をもたらす集中豪雨が全国各地で多発をしておりますけれども、その豪雨避難情報についていち早く、そして正確な情報を市民の皆様方に伝えることがますます重要になってきているというように思います。また、美作市北部は、これからの季節は大雪に関しても同様のことが言えるのではないかなと思います。

まず、そうした中で、美作市として独自に気象情報会社などと契約または情報共有するようなことを考えておられますかということをお尋ねします。

また、2 つ目として、美作市と気象台等とのホットラインはありますか。

3 つ目として、避難勧告等の発令は、市民の生命、安全を守るためのものもございますけれども、反面、市民の皆さんの行動を制約するものでもございます。勧告や指示の適切なタイミングは非常に難しいと思われれます。最終的には災害対策本部長である市長の判断によるものと思われれますけれども、現在はどのような体制があり、市長をまた支援するような体制はありますかということでお尋ねをします。

4 つ目として、避難情報などは告知放送、オフトークなどと言いますが、告知放送、防災無線、みまちゃんネル、美作市公式アプリなどがございますけれども、その他の情報伝達方法は今現在どのようなふうになっているかお尋ねをしたいと思います。停電した場合とか、高齢者または障がい者向けなどの伝達方法も含めて御答弁をいただきたいと思います。

1 回目とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

安藤議員の御質問、項目2、豪雨避難情報についての4つの項目について御答弁をさせていただきます。

現在、美作市では、気象台が発表する注意報から警報、特別警報に至るんですが、それに合わせて段階的に注意体制、警戒体制、特別警戒体制、非常体制までの4段階で防災体制、職員配置をとっております。

その中で、気象情報の入手といたしましては、岡山県防災ポータル、気象台、インターネットで発信されます気象情報会社のデータ等を収集しているところでございます。

現在では、お尋ねの気象情報会社との契約は行っておりません。これからいろいろな災害の形態が変わってきたりすれば、研究していかなければならない課題と考えております。

次に、気象台とのホットラインはあるかということでございますが、あります。さらに、本年度より岡山気象台であなたの町の子報官という美作市の担当チームをつくっていただき、警報発令時にホットラインを通じて地域に根差した助言や解説が聞ける体制となり、強化をされております。

続きまして、避難についての情報発信でございます。避難準備、高齢者等避難から始まって、避難指示、緊急ということになると思いますが、避難情報の発令につきましては市長が発令をいたします。先ほども言いましたが、災害対策本部が立ち上がると、本部長に市長、副本部長に副市長、教育長、政策審議監、危機管理監、それから本部員といたしまして各部長級職員の参集を行い、総務部を中心に情報収集を行っており、災害情報、避難情報等の発信が適切な判断につながるよう体制をとっております。また、各総合支所、出先機関を含めて全職員で災害対応に当たるという体制をとっております。

続きまして、市民に避難を伝えるという情報発信につきましては、議員御発言のほか、美作市一斉メール配信サービス、各携帯会社による緊急速報エリアメール並びにテレビのデータ放送（テロップ）で周知しているところでございます。

停電時につきましては、携帯ラジオ、携帯電話、スマートフォンによる情報収集が有効と考えております。

それから、高齢者、障がいのある方につきましては、美作市一斉メール配信サービスにつきましては、固定電話、これは音声によるものです。それからファクスで——これは文字伝達によるものですが——情報を伝えることができます。携帯電話、スマートフォンをお持ちでない方もおられると思いますが、一般の電話が使えますので、登録のほうをお願いしたいと思います。登録につきましては電話番号等の登録が必要となってくることから、申請用紙の提出が必要となります。美作市役所企画情報課、各総合支所にお問い合わせいただけたら幸いです。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

避難情報につきましては、この二、三年で気象台、国の出し方がちょっと変わって、特別何とかとか言って。それに伴って、いろいろ自治体も苦勞をしています。あるところでは特別情報が出ますと、エリア全体に避難指示を出すというやり方をやっているところもありまして、そうしますと一体どうしたらいいんだという逆にわかんなくなるという不満も住民の方々からあると。それから、特別警戒情報というのが気象台から出されたんだけど、何も起こらなかったことがあったりしまして、現に東粟倉で起こったんですけども、情報が出るもんだから聞いてみたら、たしかあのと、雨やんだらって話でありました。そんな具体的に言うと、全体として避難情報については強化をしていこうという流れがあるんですが、それを定着した運用方法にする今過渡期になっていると私自身は感じております。

昨年の7月豪雨のときには、当市は指示情報は出しておりません。勧告情報まで出しました。ただし、その勧告情報についてはかなりピンポイントに、吉野川流域のこの地域の人はぜひとも避難をしてくださいということを言うとともに、そしてその当該地域については消防団その他の、大根を抜くような形での避難誘導もしていくというような対応で、まずまずうまくいったのかなというふうに思っています。逆に言うと、私どもがもし、ここが言いたいことなんです、美作市がもし避難指示をしたら、これは絶対に従ってほしい、かなり踏ん張ってるんで。つまり、特別警報が出たら避難指示っていう方程式でのことじゃなくて、我々は現場の情報も把握しながら判断をして、7月豪雨においても勧告にとどめているんですから、もし今後市から避難指示が出るということは本当に大変なことでありますんで、ぜひともその点を御認識していただいて御判断いただきたい。自治体で違うんですけども、特別警報が出たら避難指示という類型化したパターンではありませんので。本当に大変なときだけに出すのが避難指示なんだということをお願いしたいと思うんです。

余談になりますけども、うちが避難指示を出さなかったもんですから、一時災害救助法の適用がないんじゃないかって話があったんですが、それをもらうために出すものではありません。避難指示というものは、もう最後に抜ける宝刀なんですから、それをきちっと意味あるものとして保持するためにぎりぎりまでやってきたということがうちの方針でありますけれども、この方針についてはほかの事例も参照しながら、先ほど冒頭に言いましたように、それが本当に妥当かどうかについては今後具体的な経験を積む中でさらに改善をしていきたいとは思っておりますんで、以上、御参考までにお答えさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

それでは、2回目です。

今、危機管理監また市長のほうからも御答弁いただいたんですけど、ピンポイントというのが非常に大事になるんだろうなというのは感じます。生活してて、ことし梶並地区で、例えば、そのときどういう情報が流れたか僕はわからないんですけど、本当にピンポイントでどしゃ降りして、4軒でしたか5軒でしたか、床下、床上浸水があったというようなこともありました。そういったときにはどういうふうな伝達方法をされてるのかわからない、夕立降りのような形だったんで、本当に瞬間的に降ったんだろうと思うんですけど、そうしたことも何かしらの知らせられるような手段が、もしあるのであれば講じていただきたいなというような感じもいたしました。ピンポイントでするのは大事だろうなというふうに思います。

それから、先ほど危機管理監のあなたの町の予報官という美作市の担当チームをつくってくださっていると。美作市だけでなく、多分いろんな市町村もされてるんだと思うんですけど、これは結局24時間、365日体制でされているんだろうなとは思いますが、そういう警報が出そうなときに急遽そういうチームを組まれるのか、どういった形なのか、わかれば教えていただきたいなというふうに思いました。

それから、美作市一斉メール配信というのは、私のほうにも来ます。いろんな情報が入ってくるんですけども、先ほどのピンポイントの話じゃないんですけど、例えば一斉メール配信で、どこの中学校、小学校もされてるとは思うんですけど、学校のほうからいろんな情報がメールを登録しておれば来るんですね。そのメールには、こうこうこうしたと書いてありまして、これを読まれたらぼちっと押してくださいという欄がありまして、それを押すと、教頭先生が見てるのか誰が見てるのかわかんないんですけど、向こうに行くと。それで、この人は見た、確実に見たなど。それをぼちっとしてない人には再度来るんですね。こういう情報ですけど大丈夫ですか、見てますかあなた、みたいなのが来るんですけど、そういったことができるも

のなのかどうかというのを、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、携帯電話、スマートフォンをお持ちでない方は登録をお願いしますというような情報の、固定電話やファクスの件でありましたけれども、結構登録っていうのが、特に高齢者の方は面倒くさいからいいやってなりがちなんで、登録に関してのお手伝いをされてるのかどうか教えていただければというふうに思います。

それから、もう一個なんですけど、いろんな情報、私もそうですし、皆さんもそうだと思うんですけど、携帯電話とかスマホにさまざまな情報が入ってきます。大雨にせよ大雪にせよ風にせよ、いろんな情報が入ってくるんですけど、本当に災害級のことが起きたら使えなくなることが多いんですよね。連絡とりたくてもとれないとか、情報見たくても、いつもは圏外じゃないのに圏外になってたりとかというようなことがあるんですけど、そうしたことがなくなるように、金額的にはすごいあれなのかもわからないんですけど、そういう災害時、非常時においてそういった携帯電話の電波をカバーする装置というのが、例えばパナソニックさんとか、そういうような大手通信機器メーカーが自治体向けに構築されているというようなことも聞いたことがございます。有事の際だけなんですけど、そういった研究もされているかどうかのお尋ねをさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

まず、1番目の気象台のあなたの町の予報官ということですが、ホットラインというのはもともと1つありますので、有事の際にはそれを使うと。多分、これは警報が出たときに、あなたの町の予報官がアドバイスをくれるというような体制にはなると思います。

それから、次の2番目の一斉メールの一方的な配信であるかどうかということなんですけど、一応受信確認の機能というのについてはついております。言われたように何回かは送信はするということですが、そういう学校の関係で送ると言えば、見る人がチェックできると思いますが、災害時ではたばたしとったら、どこの誰が見てないかというのはチェックが難しいかとは思いますが、一応そのような機能はついておるメールでございます。

それから、3番目の家庭の電話とかファクスの登録のお手伝いということなんですけど、うちがしてなくて、企画情報が主として登録をしているということなんで、そちらにお問い合わせをしていただければありがたいのですが。

それと、非常時にそういう携帯とかが使えないということにつきまして、勉強不足というところもありますが、毎年いろいろな機種、機能がついたものが出てきております。他の防災事業もありますので、よりよいものを構築できるよう勉強してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

登録のお手伝いということでございますけれども、私どもの企画情報課のほうで担当させていただいておりますが、現状は情報課の窓口なりでいらっしゃる方についてはお手伝いをして登録をしとるという状況でございます。どういったお手伝いができるかということは、こちら内部のほうで検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

まずは、一斉メールに関してですけど、そういうチェック機能はあるということなんですけど、確かに危機管理監が言われるように、そういった有事の際、今まさに災害が起きているというときに、Aさん、Bさんは見たけどCさんは見てないというようなチェックはなかなか難しいかとは思いますが、先ほども市長も言われたんですけど、例えばピンポイントの場合は、ある程度は住民の方が把握された、一斉メールがどういう範囲の送り方ができるのかわからないんですけど、一斉に市民に行っているのか、旧町村単位で行っているのかよくわかりません、自治振の単位で行っているのかわかりませんが、そういったところもよく確認をいただいて、またお尋ねしますので教えていただければというふうに思います。

また、先ほどの携帯とかスマホの電波が切れたときに使えるというのは、機種じゃなくて本体の電波を発信するほうなんです。だから、契約をしておけば、アンテナを積んだ車が来るのかどうなのかわかんないんですけど、それも多分範囲があるんだろうとは思いますが、中継局みたいなもんです。一時的に携帯電話の電波を復旧、復活させるというようなことで自治体との契約をしているという会社もあるようです。また研究をしていただければ、少しでも危機が迫ったときの手助けになるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった研究も今後していただければありがたいかなと思います。

何はともあれ、いろんな気象情報が、想定外のことが常日ごろから起こっておりますので、これからも危機意識を、私もそうですけど、持っていきたいなというふうに思いました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

総括にします。終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**8番（安藤 功君）**

エアコン設置についてということでございます。小・中学校へのエアコンの設置は完了しましたが、その他の設置についてということでお尋ねをさせていただきます。

今の2項目めの質問でも述べましたけれども、豪雨災害もそうなんですけれども、異常気象が異常でなく通常となった想定外の気候変動が頻繁に起きておりますけれども、夏の暑さ、酷暑もそうでございます。毎年、とうとい命が熱中症などで失われているのを皆さんも御存じのことと思います。今夏も日中の室外のみならず室内での熱中症で亡くなる方や、それも夜間就寝時にそうした熱中症を発症することも多く報告をされていると聞いております。

美作市においては、小・中学校の普通教室を中心にエアコン設置がなされました。子どもたちにおいても、うだるような暑さの夏場の教室から解放され、快適かつ適正な環境のもとで勉学に励んでくれているものと推察をいたしておりますし、推察ではなく生の声も身近で聞いておりますけれども、本当に喜んでおりますので、ありがたいなというふうに思います。

しかしながら、子どもたちのみならず、熱中症などの酷暑から市民の命を守るのも市の重要課題かというふうに考えます。低所得者や高齢者住宅、また市営、市民住宅へのエアコン設置に関して、何かしらの支援ができないのかなというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

また、エアコン設置のみならずとも、酷暑から身を守るために、名称はどうするかは別としましても、夏季限定の何かしらの特別給付などが生保世帯や低所得者、高齢者などへ考えられないかというような点でお尋ねをさせていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

エアコンの設置についての御質問ですが、生活保護世帯のエアコンの設置につきましては、平成30年6月27日付の厚生労働省通知で、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められ、平成30年7月1日以降、被保護者の状況により保護開始時や転居の場合等に支給される一時扶助の対象となっております。また、一時扶助の対象とならない被保護者につきましては、毎月の保護費のやりくりの中で設置費用を賄うこととされており、ケースワーカーが日ごろの訪問の中でエアコン設置の意向を確認し、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けの利用を紹介し、その手続を支援するなど、真に必要な被保護者がエアコンの設置ができるよう配慮することになっております。

なお、その場合、生活福祉資金の貸し付けにつきましては、収入認定をしない取り扱いが可能であり、償還については福祉事務所が直接社会福祉協議会へ代理納付をするという取り扱いも可能となっております。

次に、低所得高齢者世帯についてですが、先ほどありました社会福祉協議会の生活福祉資金の生活必需品購入費用での貸付対象となっております。実際の貸し付けの可否につきましては岡山県社会福祉協議会の審査によりますが、貸し付けの金額についてはその世帯の返済能力等を勘案し、必要最低限の額になるということです。

以上のことから、現状では社会福祉協議会の貸し付けにより対応されているところが主となっておりますので、今後においても同様の対応を考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは市営住宅等のエアコン設置についてお答えをさせていただきます。

市営住宅においてもひとり世帯が孤独死されるケースが増えており、近年の酷暑との関連も否定できません。公営住宅でのエアコンの位置づけは、入居者が持ち込む設備や備品として分類されております。ほかにガスコンロ、小型給湯器、居室の照明器具、カーテン、洗浄便座等があります。公営住宅法の目的に、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備しとありますことから、公営住宅法で定められた整備基準に従い住宅を建設しております。古い住宅では、風呂の浴槽やボイラーが持ち込み備品であった時代もありますが、時代の変化とともに整備基準も見直しが繰り返され、徐々に充実した仕様となってきております。

今回、県内自治体の整備状況を確認しましたところ、自治体側で設置している住宅はございませんでした。各自治体の判断で設置することは可能ですが、毎月の家賃の上昇や、公営住宅に入居できない世帯との公平性等を考慮する必要がございます。低所得者、高齢者等への支援策として、福祉部局とも連携をし、市営住宅でできることを研究してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目でございます。

保健福祉部長が言われることも建設部長が言われることもそのとおりののかと、言われることもよくわか

るんですけど、行政の立場というか、行政として市民の命を守ることと暮らしを守ることというのは最重要課題の一つであろうというふうに、それは当然ですよ。それは皆さんもよくわかっておられると思うんですけど、特に弱者と言われてる方を、先ほど、公営住宅に入居できない世帯との公平性等を考慮することが必要だと言われたんですけども、それはもちろん公平公正は大事でございますけれども、弱者の方の命を守るといことも大事でございますので、その辺のことをどういうふうにお考えになられるか、またお聞きしたいなというふうに思います。

それから、今、スペインのマドリッドでCOP25というのが開催されておまして、その中でというか、ニュースの報道にもありましたけど、今まででしたら100年に一度にしか起きなかったような熱波、豪雨が今後は頻繁に起きてくるだろうと。先ほどの豪雨の話に戻るような話ですけど、熱波や豪雨が頻繁に起きる、100年に一度ではなくなってくるというようなことも言われておりました。我々が小さいころは、日中30度となると、暑いな、きょうはすごい暑いなというような感じでしたけど、今ごろは30度といったら、きょうは30度でよかったなみたいな話で、本当に35度、36度、40度、40度を超す地域も中にはあります。命の危険、生命維持の危険が迫ってくるような暑さが頻繁に起きるようになっております。

再度お尋ねしますけれども、エアコン設置について、じゃあ来年度予算からやりましょうということにはならないと思うんですけども、どういった考えで今後検討、研究されるのか、2回目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

まず、生活保護世帯についてですが、1回目の答弁でも申しましたとおり、冷房機器の購入に当たっての費用が制度改正により認められたということで、生活保護制度との関係上、市独自の補助制度の創設というのは慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、夏季になりますと連日のように熱中症患者発生の報道があり、中には悲惨な事態に陥るケースなど、酷暑対策は市民の安全・安心な暮らしのためには重要な課題であるということは認識しております。現在、生活困窮者世帯等につきましては、相談支援員を配置し、ケースによっては活用可能な福祉制度等を活用し、支援を行っているところでございます。酷暑対策につきましても、他市の事例や議員からの御意見も含め、調査研究を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

自治体でエアコンを設置している事例について、岡山県及び中国地方整備局に確認をしました。その結果、エアコンは整備基準になく、補助対象にならないため、新築や改築工事で設置した例はなく、独自に追加設置した例は把握していないとの回答を得ております。他方、先ほど議員もおっしゃいましたが、昨日やきょうの新聞、テレビ等で報道されておりますけれども、開催中のCOP25では、異常気象の影響でことしの世界の平均気温が観測史上2番目とか3番目とかということが報道されておりました。その中に、日本の熱中症や災害の激甚化ということも触れられております。そのようなことから、猛暑による熱中症のリスクは高まる傾向であり、入居者の命を守る意味ではエアコンの重要性は感じております。今後、他の自治体の動向も見ながら、また古い住宅では電気容量の関係でエアコンの設置が困難な施設もありますので、その

対策やエアコンを設置する場合の工事費や家賃設定のあり方などを研究したいと思いますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

ありがとうございました。

きょう、あしたにどうこうなるような、施策がとれるような課題ではないんで、そういったことも含めて今後の取り組みをしっかりと前向きに検討していただくように要望して、この項を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、10分間休憩します。

午後1時59分 休憩

---

午後2時10分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、安藤議員、第4項目めからでいいですね。

8番（安藤 功君）

それでは、4項目めの質問をさせていただきたいと思います。旧梶並小学校の活用についてということで質問させていただきます。いまだ閉校したままで活用されていないが、何か地域の活性化に利用できないかということで質問をさせていただきます。

旧梶並小学校は、明治8年に（聴取不能）尋常梶並小学校として開校をされております。後に梶並尋常小学校、そして梶並国民学校となり、昭和22年からは学制の改革により梶並小学校に改称をされております。また、昭和59年に東谷小学校、平成3年に右手小学校を統合しております。昭和15年から25年ころには、この旧梶並小学校も300人を超える児童が在籍をしておりましたけれども、過疎化また少子化の影響によりまして、平成20年以降は全児童が20人を下回り、平成28年の勝田小学校の統合時には7名というふうになっておりました。そのように、時代の移り変わりとともに全国的に多くの小学校の統廃合が進められてきております。

その旧梶並小学校なんですけれども、現校舎は平成3年6月に完成し、校舎、体育館、プールなどの設備が整い、新耐震基準もクリアをしているということでございます。しかしながら、閉校といいますが、廃校以降、活用されていないのは非常にもったいない気がいたしております。旧栗井小学校は、地元の方々が有効活用され、地域の拠点発信基地として利活用されておられるのは皆さんも御存じのところだと思います。

本年10月のことなんですけれども、県南の小学生のバスケットチームが梶並地区内に民泊し、そして梶並小学校の体育館を利用して1泊2日の合宿をされました。そのときのお話を聞いたのですけれども、来られたチームの子どもや保護者の方から、体育館の広さであったり設備などが非常に整っており、大変喜ばれていたというふうに聞きました。ましてや、立地されている周りの環境が最高で、近くを清流が流れ、そして緑の山々という自然に囲まれ、心身ともにリフレッシュされ、とてもよいところであって、ぜひ次回もここに来たいと、ぜひ来させてくださいというふうにおっしゃられたということでございます。合宿には立ち会っていないんですけど、校舎なり体育館をそのときに私も見させていただいたんですけど、バスケットチーム



が来られたんですけど、バスケットゴールも上がり下がりがするんですね、小学生用、中学生、高校生、大人用なのか、高さが決まって動きますし、2面とれますし、すごくいい体育館だなと感心しました。新しい学校とも遜色ないすばらしい設備があるなどというのは感心をいたしました。もったいないなという気がいたしました。

こうしたように、スポーツを通じての市外の方たちの誘客、また市内の方々には、今行政懇談会が開催されておられますが、先般の右手地区での行政懇談会で、市長もお聞きになったと思うんですけど、市民の方から御提案をされておられたんですけども、旧教室を開放してサークル活動であるとか、またカルチャースクールなどの利用も考えられるのではないかなというような質問があったかと思います。そういったことでの活用方法がないのかなと私も思いますので、質問をさせていただいた次第でございます。

また、プールなどは、トム・ソーヤー冒険村や津谷キャンプ場との連携も考えられます。こうしたことで、美作市の交流人口の増加や地域活性化につながると思うんですけども、いかがでございましょうか。

今回、県南の小学生、小さな子どもたちが梶並小学校に集ったわけですけども、1泊2日、2日間にわたり来られたんですけど、利用した子どもさん、親御さんの感想は先ほど申し上げましたが、近隣のおじさんとおばさんが、これは何事ですりゃあと、梶並小学校から子どもの声が聞こえますがなんていうようなことで来られて、実はこうしかじかですというようなお話をされたそうです。その方たちもすごく喜ばれていたそうで、久しぶりに校舎から子どもの声が聞かれたというようなことで、大変喜ばれておられたそうです。そういった意味でも、いろんな形で利用できないのかなというような感じがいたします。以前、廃校になった当初は福祉施設がいいんじゃないかとか、いろんな案も出たようですけども、梶並地区にはやまゆり苑もございます。そして、民間ではございますが、そういった施設も建っておられます。そこでそういったことはある程度賄えるのかなと思われまますので、梶並小学校、体育館、プールなどは別の用途があるんじゃないのかな、利活用の方法があるんじゃないかなというような思いで質問をさせていただきました。御答弁をよろしく願いいたします。

#### 議長（岡本 泰介君）

総務部長。

#### 総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

4項目めの旧梶並小学校の利活用ということでございます。

旧梶並小学校は、議員の御質問にございますように、大変古い歴史を持った学校でございますけども、平成28年3月31日に勝田小学校と統合したことにより廃校となっております。その後、平成29年7月には、市の教育財産から普通財産へと使途目的を変更いたしまして、教育委員会から総務部管財課管理へと所管がえをいたしております。また、先ほど御紹介いただきましたバスケットの合宿のことでございますけども、私のほうの管財課のほうに御相談をいただきました。そうしたときに、子どもさんのスポーツのことである、また市内の方がお世話をされていたというようなこともございまして、お断りすることはできないということでお貸し、御使用いただいたということでございます。

それと、平成31年3月に文部科学省が発表いたしました廃校施設等活用状況実態調査の結果をみますと、全国で平成28年度の廃校の発生数は406校ございまして、この中に、1年ずれるかもしれませんが、梶並小学校もこの調査の対象となっているものというように思います。また、廃校の利活用ということでは、平成14年度から平成29年度に発生した廃校のうち、施設が現存しているものは6,580校でございまして、そのうち現在活用されているものが4,905校、74.5%でございまして、活用されていないものが1,675校、25.5%という結果でございました。このことから、文部科学省では～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェ

クトと題しまして、未活用の廃校施設等の情報を集約し公表して、民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報を提供することで、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングに取り組まれているようでございます。事例を見てみますと、山口県ではケーブルテレビの光インフラを活用したICT関連企業がサテライトオフィスとして活用したり、島根県ではIT企業の事務所として使われております。また、ユニークなものでは、キノコの生産工場、あるいはプールを使った魚の養殖というものもございました。

市といたしましても、十分活用可能な廃校施設をそのまま閉鎖し、取り壊すことが決して好ましいとは考えておりません。県内でも高梁市、新見市、真庭市、そして備前市が、この文部科学省のプロジェクトに申し込みをされているようでございます。当市といたしましては、もう少しこのプロジェクトを詳しく研究いたしまして、地元の皆さんの御理解がいただけるようであれば、申し込みについての検討をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

旧梶並小学校の施設の利活用ということでございますが、トム・ソーヤー冒険村や津谷野営場と連携してプールなどを活用してはとの御提案でございますが、トム・ソーヤー冒険村では、今年の夏、魚釣り場の下流に水遊びエリアを設けました。大変好評であったというふうに聞いております。津谷野営場も来年の春、グランピングの場所としてオープンを予定しております。旧梶並小学校のグラウンドや屋内体育館などについて、トム・ソーヤー冒険村の指定管理者や津谷野営場の運営事業者と、その活用策について協議をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

御答弁いただきまして、総務部長が先ほど申されました、地元の皆さんの御意向というのが何にしても一番肝心な部分でございまして、地元の皆さんとの協議、地元の皆さんの思いというのも大切にしていかななくてはならないというふうにも感じます。そうした会合なり研究なり調査なりを今後進めていただければありがたいかなというふうに思いました。

10月のバスケットの関係で貸していただいたのも、管財課の方が喜んで貸してくださったと、快く貸してくださったということは聞いておりますが、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

それから、また市内の観光施設、特にトム・ソーヤーとか津谷の野営場と連携を今後も考えていきたいということなんで、確かにプールやなんかは水を張るといろんな問題も正直出てくることもあるんですね。危険であったりとか、そして時期によってはボウフラが湧いたりとか、衛生上よくないというようなことも当然起り得る話ではございます、確かに。その辺のこともよくよく考えた上での活用ということになるのかとは思いますが、とにかく僕もしょっちゅう上を、梶並小学校は下にどんと見えますよね、上の道から見ると。たたずまいを見ていると、もったいないというのはどうしても思います。思ってしまう。有効な活用方法が早く見つければなというふうな感じがいたしております。

そういったところで検討を重ねていただきたいんですけども、先ほどのバスケットに限らず、子どもたちを中心としたスポーツ振興の面から体育館を中心に利活用を今後考えられないのかなというふうな気がいたしております。法的なこととか、いろんなことはわからないんですけど、バスケットをされた方、市内の

方、また市外の方もいらっしゃるんですけど、ぜひここで来年以降大きな大会をさせてもらえんのかなというふうなことも言われてました。それは、僕は即答できませんと言ったんですけど、いわゆる県大会に準ずるような大会ができれば、ここでさせてもらえたらいいな、宿泊も民泊であったりトム・ソーヤー、キャンプ場であったり、そういったところで宿泊もできれば最高なんだけどなというふうなお話もされておりました。そうしたスポーツを通じての体育館を中心とした利用というのが考えられないか、2回目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

旧梶並小学校の利活用につきましては、地元の方の御意見をお聞きしながら、市外の方たちとの交流を図ることによって、交流人口の増加、地域の活性化につながる利用を考えることが一番重要ではないかと思っております。議員から御提案いただいておりますように、トム・ソーヤー冒険村、津谷キャンプ場との連携により、スポーツキャンプを誘致したり、大きな大会、そういったものが誘致できたらというふうにも思っております。また、作東地域の万善にごぞいます山の学校のような、ここでスポーツを体験できるとか、そういった体験学習宿泊研修施設の利用も1つではないかと考えております。

一方で、体育施設としての利用に限定いたしますと、体育館、グラウンドなど、一部の施設の利用について検討することになります。また、市が管理することによりまして、スポーツ以外での利用を制限するなど、地域の方が考えられておられる利用の目的にそぐわない考えになる可能性も否定できないと思っております。体育施設として利用することも一つの方策と思っておりますけれども、旧梶並小学校の利活用につきましては、まずは一体的な利活用について、地元の方の御意見をお聞きしながら、その方向性を明確にしていくことが重要ではないかと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

地元の方の御意見というのは、先ほども申し上げましたけども、御意見、御要望、いろんなお考えというのもおありであり、最重要だというふうにも感じております。私も折に触れているいろいろな皆さんのお話も聞いていきたいなというふうにも思ってますし、市のほうでもそうした機会がありましたら、ぜひとも地元の方と協議を進めていっていただきたいなというふうにも思います。

私は議員になりまして、きょう数えてみましたら、一般質問でこの場に立たせてもらえるのが20回を超えてるんですね、よく考えてみると。でも、議員仲間でも話をするんですけど、毎回この一般質問というのは緊張するというか、毎回何度やっても、よし、きょうはうまくいったというようなことがなかなかないわけですけども、きょうも1項目、どうも残りそうな気配なんですけど、毎回市民の皆様方の負託に応えられているかな、自分の思いが行政へ伝わったのかな、そして適正な答弁が得られたのかなと自問自答しておりますけれども、きょうも帰っているいろいろ反省をしたり、家族の厳しい意見を聞きたいなというふうにも思っております。

議長、5項目めがあるんですけども、これにつきましてはどうも時間のほうがないので、3月議会のほうへ回したいと思うんですが、よろしいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

はい、結構です。

## 8 番（安藤 功君）

それでは、5項目と通告しておりますけど、4項目で終わってしまいましたが、令和元年度12月定例会、8番安藤の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番12番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

和田議員、始めてください。

## 2 番（和田 広宣君）〔質問席〕

公明党美作市議団和田広宣でございます。

議長の許可をいただきましたので、令和元年度12月の定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は、2項目通告をさせていただいております。では、1項目め、美作市の認知症対策についてお尋ねいたします。

日本の高齢化率は、2019年9月現在28.4%で、2位のイタリアの23%を大きく上回り、世界1位であります。その中であって美作市は41%で、新見市の41.1%に次いで、岡山県の15市中2番目の高い高齢化率となっております。27市町村の中でも5番目とのことです。また、65歳以上の人口は1万人を超え、認知症の推定有症率に当てはめると、実に1,600人以上が認知症を有し、御家族を含めて多くの方が生活に苦労されていることが推測されます。認知症は、誰もがなり得る可能性があります。認知症の人やその家族が住みなれた地域で尊厳と希望を持って暮らす権利を守るためには、共生のために地域の方々の認知症に対する正しい理解を深めていくことが重要であります。私も健康づくり推進課の行っている認知症出前講座に参加させていただき、認知症の方がなぜ徘徊を繰り返してしまうのか、なぜ自分のものを誰かにとられたと勘違いしてしまうのかということをお勉強させていただき、認知症の方に対する思いが大きく変わったことがあります。

そこで質問であります。1として、認知症の理解者、協力者になる当市の認知症サポーター養成講座事業の実施状況と受講人数、また今後の活動計画や課題についてお尋ねいたします。

次に、2として、認知症初期集中支援チームの概要と活動状況についてお尋ねいたします。早期発見、早期治療による重症化を防ぐための取り組みであると思われませんが、美作市としてはどのような編成で行っているのでしょうか。また、平成30年4月に発足されていますが、活動内容、相談実績、また目的の達成に向かっているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、3として、認知症の人も安心して暮らせるまちづくりの当市独自の検討についてお尋ねいたします。

岡山市版オレンジプランや神戸市の認知症の人にやさしいまちづくり条例が制定され、各自治体が地域の実情に合った独自の政策を行っていますが、美作市の認知症対策の展望をお聞かせください。

## 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

## 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、議員お尋ねの認知症の施策についての答弁をさせていただきます。

まず、1番目の認知症サポーター養成講座事業の実施状況と成果、また今後の課題についてでございます。

認知症サポーター養成講座は、今年度11月末までに11回実施しており、新たに246人が受講され、今まで

の養成講座の受講者は4,956人となりました。認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、市民への幅広い普及に取り組んでいるところであります。また、認知症サポーター養成講座の開催及びその講師役を務めるキャラバンメイトも187人となり、認知症セミナーなどで御協力をいただいております。今年9月末の自治体別の養成状況調査によりますと、総人口に占めるキャラバンメイトの割合が美作市では0.67%で、全国平均が0.12、岡山県平均では0.15%であります。これを大きく上回り、県内27市町村中3位ということになっております。また、キャラバンメイトと認知症サポーター養成数の合計の総人口に占める割合は、美作市は18.17%と、国の8.84%、県の9.69%に比べて2倍、県内で順位的には7位ということになっております。課題としてですが、養成したキャラバンメイト等の活動の場を広げる必要があります。また、さまざまな職域での普及が十分でないため、銀行や商店など、誰もがかわり、高齢者の方も利用する機関を対象とした講座をこれまで以上に開催していく必要があるというふうに考えております。

2番目に、認知症初期集中支援チームの概要と活動状況についてお答えをいたします。

平成26年に改正されました介護保険法第115条の45によりまして、「市町村は、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業を行うもの」とされ、厚生労働省は地域支援事業の実施要綱の中で、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームについて規定をしております。これを受けまして、美作市は認知症初期集中支援チームを平成30年度に美作市地域包括支援センターに配置をしました。専門医1名と保健師2名で構成をしております。認知症等高齢者の相談支援は、包括支援センターと総合支所などの地域ステーションで行っており、平成30年度の認知症相談は延べ425件です。多くの場合は窓口の保健師等が対応し、困難事例等については支援チーム内で検討しながら支援を行っているところです。今年度は4月以降、認知症について約300件の相談がありました。専門病院受診と治療につなぐなど、早期の対応に努めています。今後さらに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるための早期診断、早期対応に向けた支援体制を整えてまいります。

次に、3番目の御質問の認知症の人でも安心して過ごせるまちづくりの独自の検討についてという御質問ですが、平成28年に、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方を手助けする成年後見制度や虐待防止など、権利擁護に関する相談支援機関として美作市権利擁護センターを立ち上げ、毎月関係者が集まって進捗状況を確認し、近隣町村も含めた広域的な対応をしています。今年11月には、認知症をテーマとし、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを目指した権利擁護フォーラムを開催し、認知症への理解を深めたところでございます。また、9月のアルツハイマー月間には、市内のスーパーマーケット3カ所でみまさかオレンジデーと銘打って、多数になったキャラバンメイト等の協力を得て、認知症に関する基本的な知識の普及啓発活動を行いました。来店した子どもから高齢者まで幅広い層に声をかけ、店内で認知症クイズなどをして認知症の理解度を確認するとともに、理解を深めていただいたところです。クイズ形式で親しみやすくしたことが独自の点だと考えております。来年2月には、バレンタインパーク作東であんしん声かけ模擬訓練を行います。当事者の気持ちに配慮した見守りや優しい声かけに心がけて、認知症について考えるきっかけにするとともに、早期に発見できる仕組みづくり、地域ぐるみで支え合う地域づくりを目指してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

## 2番（和田 広宣君）

2回目の質問です。

認知症サポーターキャラバンメイトの養成は、県や国の平均を大きく上回る養成数ということでありますので、積極的に取り組んでこられた結果だと思えます。5人に1人は理解の深いサポーターになっていただいているということでありますので、今後いろいろな場面で活躍していただき、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの土台になるものと思えます。

次に、認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センターや各総合支所の地域ステーションと協力して、早期の発見、治療に取り組んでいるとのことでもあります。治療が難しい認知症において、早期発見、早期治療で進行をとめたりおくらせたりすることが重要な対策となります。少し発足としてはおくれたわけがありますが、今後他の自治体の成功事例を参考にしながら、実績を積んでいっていただくことを期待いたします。

また、独自の取り組みとしては、来年認知症と思われる方への声かけの疑似訓練を行われるということがありました。これは、現在の自分の状況が理解できないでいるため、大きな不安を抱えている認知症の人にはゆったりと優しい声かけで不安を取り除いてあげることは重要であります。早期に発見できる仕組みづくりに期待をするところであります。

全国で警察に捜索届けが出される8万5,000件のうち、近年認知症と思われる高齢者の行方不明が1万5,000件を3年連続で超えているとこのことでもあります。そして、24時間以内に発見できるかが、その後の生命に大きく影響するとのことでもありました。高齢者の行方不明の増加に伴い、各自治体ではそれぞれの対策を進めています。倉敷市では、徘徊のおそれがある高齢者に対して、QRコードの入った熱転写ワッペンを50枚支給し、服や靴下につけてもらうことにより、発見者がQRコードを読み取ることで家族に早期に連絡することができます。また、岡山市や真庭市などでは、認知症見守りサポーターに登録いただいた市民の方に、行方不明の方の御家族の申請で不明者の顔写真、服装、最終目撃地点等の情報が一斉にメールで送信され、早期の発見や情報収集につなげているとのことでもあります。美作市でも、年に数件の高齢者の行方不明の案件があるわけですが、他市のような取り組みが必要ではないかと思いますが、検討状況と御意見をお聞かせください。

## 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

## 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

認知症になった高齢者の方の見守りシステムの検討状況ということでございますが、先ほど和田議員からも御紹介がありましたように、他市においてはいろいろな機器の導入が進んでおります。御紹介がありました、真庭市では見守りタグを高齢者のつえなどに取りつけ、専用アプリを入れたスマートフォンを持つ協力員の近くを通った場合、通過履歴が記録されるということでございますが、確認をしたところ、今年度事業を始められて、現在のところはまだ利用がないという状況でありました。それから、倉敷市のおかえりシール、これも先ほど議員のほうから御紹介がありました、利用状況をこれも確認したところ、市役所のほうで実際に運用が確認できたのは1件ということですが、50件余りの利用があるということでございます。これは、浅口市、瀬戸内市でも採用をされているシールということでもございました。

美作市におきましては、まだ具体的にこういったシステムとかツールの導入という具体的なことにはまだ至ってはおりませんが、現在高齢者に特化したものではありませんが、先ほど防災のところでもありました

が、一斉メール登録ということで、その登録者が今現在2,081件、みまさかonlineのアプリをダウンロードした方が4,437件ということでございます。まず、すぐに取り組みができることは、多くの方に一斉メール登録をしていただいて、先ほどの認知症のサポーターでありますとかキャラバンメイト等の皆様にごういったメールの登録を一人でも多くしていただいて、数多くの方で認知症の行方不明者の方の情報を共有していただくということがまずもっては取り組み可能なことかなというふうに考えております。

それと、この一斉メールと合わせてみまちゃんネルとの活用により、情報伝達を広く行っていくということがまずは取り組み可能と考えておりますが、先ほどの他市の事例も幅広く考えながら、新たな見守りシステムの有効性を研究していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

3回目です。

各市の見守り状況を調べていただきまして、効果があるとかないとか、いろいろ逆に御指摘を受けたわけですが、そういった取り組みを市を挙げて少しでも進めていくことが、安心して認知症の方が過ごせる美作市をつくっていきけるのではないかと思います。今までは、認知症の人を家の中に閉じ込めたり、大きな声で怒ったり、認知症の人の気持ちを無視した対応をするしかありませんでした。しかし、認知症の理解が進み、その言動の意味、不安な気持ちを理解することによって、認知症の人がその人らしく、できることは何かを考え、地域との共生を目指していくことの大切さが広がってきています。

今回の認知症基本法案の中では、認知症施策推進計画の策定が各市町村に努力義務として定められる予定であります。ぜひ当事者や御家族の御意見をしっかり聞いていただいて、認知症の人が安心して暮らせる推進計画を早急に策定していただくことを希望し、1項目めを終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**2番（和田 広宣君）**

それでは、2項目め、過去の一般質問に対する執行部答弁の進行状況についてお尋ねいたします。

約1年ぐらい前から一般質問をさせていただいているわけですが、各質問に対して、執行部のほうから前向きな答弁をいただきましたので、その進行状況がどうなっているのか、再度質問をさせていただきます。

①としまして、高齢者世帯への火災警報器の設置状況についてであります。平成30年6月議会の質問から3回目、本年3月議会の答弁でやっと、みずから設置することが難しいと考えられる未設置の高齢者世帯への設置を進めていくとの答弁をいただきました。その後の設置状況をお答えください。

次に、②として高齢者世帯への緊急通報装置の推進についてお尋ねいたします。

ひとり暮らしの高齢者の方が急病や火事のときに、近所の人に駆けつけてもらえる緊急通報装置の設置推進を、平成29年6月議会で前向きな答弁をいただきました。その後、いろいろと研究いただいていると思いますが、現在の進行状況についてお尋ねいたします。

③として、小学校へのAED取り扱いを含めた救命救急講習の全校実施の取り組みを、教育委員会と消防本部で相談しながら進めていくとの答弁をいただきました。その後の取り組み状況についてお尋ねいたします。

次に、④としまして、昨年の12月定例会の岡野議員の提案で、手話言語条例制定の方向で進むとの執行部答弁がありました。同じ12月定例会で私のほうからは、手話の普及活動をされている知人から頼まれていた

美作市の行政でまず最初に取り組んでほしいこと、次の3点を提案させていただき、前向きな答弁をいただきました。ア)としてみまちゃんネルの手話通訳のワイド放送、イ)としまして消防署救急職員への手話講習の実施、ウ)として義務教育現場においての手話の基礎学習の実施であります。その後、それぞれの実施状況をお尋ねいたします。

次に、5として、不妊治療に対する補助金の拡充についてお尋ねいたします。

本年6月議会で、子どもが欲しくても何らかの治療が必要な御夫婦に対して、その治療費の一部を助成する制度で、他市に比べて当市の助成額が少ない実情を踏まえ、補助金の拡充の確約を答弁いただきました。特に、男性にも要因がある場合の補助の増額を提案させていただいたのですが、市長のほうから、12月ごろに再度尋ねてほしいということもありましたので、再度確認の意味で質問をさせていただきます。

6としまして、新庁舎、文化センター建設と防災公園についてお尋ねいたします。

以前より、新庁舎、文化センターについて、私も含めて多くの議員が質問をされているわけでありまして。本年3月定例会においては、他の議員の方からの質問に対して萩原市長より、あくまでも議会に主導権があるが、その判断材料となるものを早い段階で提示するとの答弁がありました。私の地元、豊国原においても、地区内に水害や地震に対応した避難場所がないため、防災公園の建設も自治会より要望しているところでもあります。また、近くに新庁舎や文化施設が建設されることで、災害時の避難場所としても豊国地区周辺の多くの方々が動向を注視しているところでもあります。現在での執行部のお考えをお聞かせください。

以上、6項目、1回目の質問であります。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私から幾つかお答えをして、残余の点については各担当からお答えしますが、手話言語条例ということありますけれども、これまでの議会の中でも若干申し上げてきました、前向きですと。とても前向きであります。そのときに、私どもとしてはコミュニケーションサポートが必要な方々というのはさまざまいらっしゃるということはあるんで、そこも含めてコミュニケーションの支援のための条例の部分と手話言語条例部分が両方あるんですが、一体化したものをしばらく検討しておったわけでありまして、その素案について当事者の方々と御相談を担当部局でしたところ、ぜひ独立のものをしてくれという話が強くありました。どんなもんかなと思っておったんですが、ちょうどこの間鈴木明子さん——元スケーターの——をお迎えした講演会がございましたけれども、そのときのことですが、講演会が終わってロビーにおりましたら、まさに当事者の方々がいらして、まさに手話通訳を介して議論をしたんですけども、非常に思いの純粹であるところがよくわかりましたが、私どもとしましてはそういうことを踏まえて、強い要望主体がおりになるわけですから、一時これを分離することとすると。独自のそれぞれ条例とするという方針でやると。もともとは12月議会に出せるかなとは思ってたんですけども、合体案を。そういう意味で、相当検討も進んでおるところもありますんで、今の私どもの思いとしては、次の定例議会、つまり3月議会というものに少なくとも手話言語条例は出したいし、できれば両方並行して出せるように準備をするように、今担当部局にはお願いを申し上げていると、こういうことでございますんで、大体でき上がると思っていただければというふうに思っております。

それから、もう一つは庁舎の件でありますけれども、庁舎については今議員からもお話がありましたように、豊国原の方から見ると、庁舎ができれば安全になるから、そこに避難しようじゃないかということはあると思います。それも強く聞いてるんですが、加えて今必要なのは、お尋ねに若干ありましたし、これは中



山議員からもあったと思いますけれども、防災公園という考え方、これは単に特定地区を越えて全市的な問題を受け入れるとか、あるいは場合によっては近隣の町村と一緒に被災をした場合にもそれに対応できるということや、あるいは都市公園区域の中にあつたほうが都合がいいんだというようなことも含めて、いろんな条件があります。あるいは、装備についても、ヘリポートも含めていろんなものが必要ということになってくるんですが、絶対に地震であるとか水害であるとか、土砂崩れで上から物が落ちてくるとかという、そういう場所に設置はしないほうがいいということになってまいります。それはとても重要なことで、防災公園をつくって都市公園ではあつたけども、それが水没したちゅうんじゃ、もうお笑いにもならないわけにありますから、そういう意味で適正な地域というのは非常にピンポイントで限られてくるのではないかと思います。今議会でさらに御議論が、これからも一般質問が続きますんで、おありになるとは思いますけれども、質問の出方を見ておりますと、防災公園とは言わないまでも、防災についての御意見を含む御質問というのは幅広くありましたし、そしてピンポイントに防災公園ということでお尋ねになられる方も複数名どうもいらっしゃるといことは、当局としては重く受けとめて、今後の政策運営に生かしていく必要があるという結論になるだろうということまで私のほうからお答えを申し上げさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

消防長。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

私のほうからは、高齢者世帯への火災警報器の設置補助についてと、救急隊員への手話講習の実施について御答弁をさせていただきます。

消防本部といたしましては、住宅用火災警報器の設置率を上げるために、広報紙、それから防火講話等、さまざまな啓発活動を行っているところでございます。平成30年にアンケート調査を行いました、現在消防職員、主に予防課員になりますが、未調査の世帯の調査を進めているところでございます。

高齢者世帯の設置の補助についてでございますが、美作市危険物安全協会という団体がございます。これは、予防課のほうで事務局を担当しておりますが、美作市と、お隣の西粟倉村で危険物、施設等をお持ちの事業所等で組織されております団体でございます。こちらの危険物安全協会のほうから火災予防啓発事業の一環といたしまして、このほど住宅用火災警報器の交付を本年度中に行うこととなっております。対象の方は、美作市内または西粟倉村に居住し、今年度満75歳以上になるひとり暮らしの方、寝室に設置していない方、持ち家の方、この3つの条件全てに該当される方でございます。交付方法につきましては、各総合支所及び消防署に設けております申請用紙により申請をしていただくものですが、数に限りがございますので、申請者多数の場合には抽せんによるものとなります。また、交付をされた住宅用火災警報器をどうしても取りつけることができない、高齢の独居老人の方ですので、どうしても設置ができないという方にごいましては、消防署員が取り付けのお手伝いをしてまいりたいと考えております。今後につきましてもさらなる広報活動を行い、設置推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、救急隊員の手話講習の実施でございます。本当を言えば、今年度中に実施をしたい旨の回答をしたと思うんですが、予算化が本年度できておりませんでした。結構な予算を伴うということで、手話講習の実施につきましては来年度予算に予算化を行い、保健福祉部を通じて岡山県聴覚障害者福祉協会から講師の派遣をいただきまして、全6項目、各2時間の講習を実施する予定としております。また、聴覚障がいをお持ちの方が安心して119番通報をしていただけるように、本年8月からNet 119システムの導入をしたところでございます。これは、スマートフォンやパソコンからのインターネットを通じて緊急通報が可能となるというもので、指令センターのほうで受信をいたしまして対応をしていくというものでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、まず②番の高齢者世帯への緊急通報装置の推進ということについて御答弁をさせていただきたいと思います。

高齢者世帯への緊急通報装置の設置促進について、昨年度より新たな方法での見守りについて検討を進めております。令和元年6月議会では、携帯キャリア等によって整備されたLPWA通信を活用した高齢者見守り事業について検討しているとお伝えをしたところでありますが、その後の調査、検討の結果、携帯キャリア等のLPWA通信を活用した方法では、現時点でコストに対して有効性が十分に認められる見守り方法がないとの判断に至りました。これを受け、現状の緊急通報装置の機能を拡充させた事業の開始を検討しております。具体的には、民間の警備保障会社を取り扱う駆けつけ機能付きの緊急通報装置を活用した見守りです。この方法は、緊急通報装置とドアセンサー等の見守りセンサーを対象の高齢者宅に設置し、対象者が緊急通報装置の緊急ボタンをみずから押すこと、または見守りセンサーに一定時間反応がなかった場合に警備保障会社に通知が届き、ガードマンが対象者宅に駆けつけるというものです。既存の緊急通報装置と比較し、近隣の方に通報先の設定を依頼する必要がないこと、警備保障会社と契約するため駆けつけに確実性があること、また見守りセンサーを使用することで、本人が緊急通報ボタンを押すことなく倒れたときにも駆けつけが行えるなど、これまでの調査研究での課題点が解消されるものと考えております。実施に当たっては、令和2年度において美しい里山公園交付税を活用し、設置費用の3分の2を補助する計画で当初予算に計上すべく調整を行っておるところでございます。

次に、手話言語条例につきましては、先ほど市長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、来年3月の定例議会に手話言語条例及びコミュニケーション条例の上程をできるよう、現在ろうあ協会等と調整を行っているところでございます。

最後に、5番目の不妊治療に対する補助金の拡充についてということですが、6月議会での和田議員の御質問を受けまして、改めて県内市町村の補助状況及び治療費の状況について調査を行いました。補助状況につきましては、市町村によって補助要件がさまざま、一律に金額だけの比較は難しいところです。補助要件で言いますと、年齢、回数、所得、補助割合、治療内容などの制限をしている市町村が多い中、美作市ではそのような制限は設けず、間口を広げて補助を受けやすい制度になっております。金額については、現在年間10万円までにしてありますが、治療内容によっては多額な負担となられている方もありますので、補助金額の見直しを検討しております。また、これまでの補助に加え、男性不妊治療を対象とすることも検討しております。見直しの内容は来年度当初予算案に計上する予定ですので、よろしくお願いたしたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

私のほうからは、まず小・中学生へのAED取り扱いを含めた救命救急講習の全校実施、そしてまた手話言語条例、手話の基礎学習についてお答えをいたします。

学校でのAED操作を含めました救命救急講習の実施につきましては、小学校では、保護者と教員を対象にAED操作も含め救命救急講習を全校で実施しております。その中で、保護者とともに児童が受講した学校もございます。

中学校では、保健体育科の授業中に心肺蘇生法を取り上げ、必要に応じてAEDに触れて学習するようになっております。救命救急講習につきましては、1校を除きAED操作を含めた講習を受講しております。この1校と申しますのは、もう座学でAEDについては学んでいると、実習は含めていないという意味でございます。

次に、手話言語でございます。

義務教育現場での手話の基礎学習でございますが、例えば岡山聾学校から講師を招いての手話体験、PTA活動で美作大学から講師を招いての手話学習に取り組んだ学校もございます。いずれにしても、小学校、中学校では、車椅子やアイマスク——目を覆うものですが——を着けての歩行や補助の体験などの福祉体験のほか、来年度開催されるパラリンピック種目の体験、先日も報道されておりましたけれども、勝田小学校でのシッティングバレーボール、座ったままでのバレーボールですね。それから、作東中学校でのゴールボール、目の不自由な方のサッカーのような競技ですが、そうしたものも体験を実施いたしております。それから、パラリンピック選手による中学生全員への講演会、これを教育委員会として開催いたしまして、障がい者理解教育を進めておるところでございます。こうしたさまざまな学習の中で、手話についても学ぶ機会もございます。子どもたちの人権意識が高まり、共生社会、ともに生きる社会への理解が進むものと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

それでは、みまちゃんネルが放送する番組内の手話通訳者のワイド放送の進行状況、取り組みにつきまして御答弁させていただきます。

昨年12月議会での一般質問をお受けしましてから現在まで、手話通訳を同時放送した番組は新春市長インタビューとなります。また、今後の放送予定としましては、令和2年の新春市長インタビューと人権啓発コンクールの最優秀作品を発表する番組で、作文発表のコーナーに手話通訳をワイド放送する予定としております。みまちゃんネルでは、手話通訳放送だけではなくテロップを入れまして、目で見てわかりやすい番組づくりを心がけているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

私からは、新庁舎と防災公園等につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、主になる部分につきましては市長のほうより答弁をさせていただきましたが、私からも少し答弁させていただきます。

御質問でございますように、本年4月に豊国地区から庁舎の誘致場所としての御要望をいただいております。豊国地区でございましたら、美作市庁舎整備検討市民委員会からの建議書、そして昨年の12月議会で決議をされました内容にも合致する場所ではないかというふうに考えております。しかしながら、議員も御承知のとおり、庁舎の建設位置につきましては市議会での特別多数議決が必要となる重要事項でございます。位置を決定する上では、比較のできる他の候補地も判断材料として必要ではないかなということも考えておりました。現在、比較のできるようなところを模索しているところでございます。そして、これらの材料がまとまりましたら、庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会での慎重な議論をお願いしまして、議員の皆様への十分な御理解を得ながら、合併特例債の発行期限でございます2024年度末、つまり2025年

3月末までに整備を完了させたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

そして、防災公園の整備でございますけれども、これは豊国原の集会所が大雨による浸水の想定がされる位置にございまして、周辺の道路も狭いため災害時の避難に不安があるとのことから、自治会長さんより前から御相談や御要望をいただいているものでございます。この防災公園につきましては、庁舎や文化センターとは違いまして、これまでなかった新しい公園を整備するというものでございます。公園としての基準等はあるとは思いますが、用地の御提供をいただけるようであれば、比較的速やかな整備が可能ではないかと考えておりますので、議員におかれましても御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

私のほうからは、避難場所を兼ねた公園としての防災公園について答弁をさせていただきます。

豊国原の一部では、住宅が密集し道路の狭い箇所もあることから、大規模火災や浸水のリスクに備えた安全な避難場所の確保について、地域からも要望をお聞きしているところでございます。身近な公園は密集地での緊急避難として有効であるとともに、10ヘクタール以上の基幹公園の場合には、対策本部や防災センターと連携することにより、拠点施設として大規模災害時の支援基地なども可能になります。例えば、豊国原周辺では浸水や土砂災害などの危険等のことをクリアすることが必要ですけれども、一時緊急避難道路である中国縦貫自動車道と県道美作奈義線が交差し、消防本部も近いことから、地域支援を受ける場所や地域支援の拠点としての利便性を備えた地域と思っております。このような災害時の拠点機能や避難場所を公園施設と兼用し、地域防災計画で指定したものを防災公園と呼んでおり、平常時はオープンスペースや緑地を生かし、レクリエーションの場として活用できるとともに、都市計画区域内であれば都市公園に指定することで交付税措置があります。維持管理費の財源を確保することにつながります。このところの激甚化して頻繁な災害を受けて、国においても一定規模以上の防災公園の設置が推進されております。その重要性は高まっていると考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

和田議員2項目⑥の中の防災公園について答弁をさせていただきます。

防災公園の定義等につきましては建設部のほうが答弁いたしましたので、危機管理のほうとしての答弁をさせていただきます。

大きな災害が発生した場合、市民の生命を守るという避難場所としての機能はもちろんでございますが、復旧・復興の拠点となるところでございます。特に、自衛隊、緊急消防援助隊の受援を受ける場合においても宿营地として機能し、また支援物資搬入がある場合におきましては、中継基地としての重要な拠点となるということになると思っております。また、情報通信の設備等の必要な機能を備える必要があると思っております。面的には、ヘリポートも含めかなり広いものが必要となるかと思っておりますが、重要なものと認識をしております。特に、最近の災害につきましては大型化、激甚化している中、防災機能を整備した公園の整備の必要性は高まっていると思っております。危機管理室といたしましては、重要な防災拠点となる防災公園につきまして、避難施設、防災備蓄倉庫等、防災関連の施設につきまして、都市住宅課、関連部局と連携をとりまし

て検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員、2回目は10分後の休憩後でよろしいでしょうか。

（2番和田広宣君「はい」と呼ぶ）

済いませんけど、途中になりますけど、お願いします。ちょっと長く続きましたので、小休止します。

それでは、ただいまより10分休憩します。

午後3時17分 休憩

---

午後3時28分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの春名建設部長の答弁の中で、一部修正したい旨の御指定がございましたので、発言を許可いたします。

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

先ほどの答弁の中で、「豊国原周辺は浸水や土砂災害の」という答弁をさせていただきましたが、「豊国原周辺」を「豊国地区」と訂正をさせていただきたいので、お願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2回目の質問をしてください。

**2番（和田 広宣君）**

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、高齢者への住宅火災警報器の設置補助についてはこの年度内に希望者に補助をするということでありますので、対象者の方にはしっかりと周知をしていただけるように、よろしくお願いいたします。また、現在消防職員の方が1軒ずつ訪問し、啓蒙を行っていただいているということでありますので、未設置の方にはしっかりと意義を説明していただき、設置を促していただけるよう、よろしくお願いいたします。

次に、緊急通報装置の設置であります。いろいろと研究、御苦勞をいただき、来年度より予算化されるとのことであります。内容も緊急用の通報ボタンに加え、見守りセンサーで異常を感知し駆けつけるということで、さらに安心感が拡大すると思われ。1つ提案をさせていただくんですが、安心感をさらに拡大するために、同じ会社のオプションで、たしか火災警報器の接続というのがあります。恐らく月々のランニングコストは100円程度で済ませると思いますので、そちらのほうの検討もお願いできないでしょうか。今後、居宅看護、居宅介護が増加すると思われる中、ケアマネジャーや保健師、地区社協や見守り会議等としっかりと連携をとりながら周知に力を入れていただきたいと思いますが、周知方法においてはどのようなお考えか、お聞かせください。

次に、小・中学生に対するAEDの取り扱いを含めた救命救急講習を実施していただいているということで、美作市内の学生が一人でも多くAEDの取り扱いや心肺蘇生をちゅうちょなく行えるような経験を積んでいただきたいと思います。

次に、手話言語条例については3月議会上程に向けて調整中ということであり。コミュニケーション条例の中に統合するのではなく、手話言語条例を単独で制定する方向で考えていただいているということな

ので、その方向でよろしく申し上げます。

また、みまちゃんネルの手話通訳のワイド放送、消防本部、救急隊への手話講習、義務教育現場での手話の基礎学習については、確実に進めていただいているということでもあります。

次に、不妊治療の助成の拡充については、早速来年度の当初予算に計上の予定ということでもあります。高梁市などの事例なども参考にしながら、子どもが欲しくてもできない御夫婦の多くの御苦勞の中、まずは金銭的な負担だけでも軽くしていただけるように検討をよろしく願いいたします。

次に、防災公園については非常に前向きな答弁をいただきました。先ほど、市長のほうからありましたように、実際に避難指示が美作市に出された場合に、全ての地区をカバーするだけの環境が今整っていない状況にあると思われれます。地域の方とも相談しながら、早急な検討をよろしく願いいたします。

また、新庁舎、文化センターについては、適地を検討し、議会に提案をしていただけるという答弁であります。28年度末、新庁舎の移転先が議会でまとまらず、合併特例債の期限内に工事が完了できないとの理由で新築移転を断念したと聞いております。その後、合併特例債の期限が5年延長になったわけですが、令和6年3月末までには完了しなければなりません。移転場所が決まっても、それから市民の皆様の意見を聞きながら、庁舎のデザイン、内容を決めていかなければなりません。

そこで質問ですが、市民の希望をしっかりと取り入れた庁舎、文化施設を令和6年3月末までに完成するには、移転場所の設定とどのようなタイムスケジュールを考えているのか、お尋ねいたします。

以上、2回目の質問です。2回目は、緊急通報時の火災報知機のオプション追加と周知方法、新庁舎のベストなタイムスケジュールについて答弁願います。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

緊急通報装置についてですが、今現在担当課のほうで検討しておりますシステムですが、ドアセンサーなり人感センサー、そういったセンサー部分と緊急通報装置本体及び体に――屋内になります――つけるペンダント、この3つを基本として設置補助を考えております。火災報知機につきましては、議員がおっしゃるとおり、オプションでの対応は可能となっておりますが、金額については議員がおっしゃった金額よりはやや高い金額の提示を今受けているところでございます。設置の事業を来年から実施するわけですが、その設置状況を見ながら火災報知機も、当初はオプションという形で考えていく予定ですが、希望の状況によりましては基本的な方針も変更せざるを得ない状況になるかもわからないという状況です。

それから、周知方法ですが、幅広い高齢者の方へのニーズにお応えするために、今回導入予定のシステムと従来既存のシステムも残しながら併用した運用を行っていきたいというふうに考えておりますので、地域包括ステーションの職員はもとより、介護保険を利用されている方のケアマネ等への周知を図るほか、地域で行われる見守り会議等、それからサロン、そういったものを活用して周知の徹底を図っていききたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

それでは、議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

庁舎の位置決定のタイムリミットということでございますけれども、平成28年の美作市新庁舎特別委員会の資料を見ますと、2016年6月に庁舎の位置について決定をいただき、合併特例債の発行期限2020年3月末ま

でに現庁舎を解体するとの計画でございました。これを、合併特例債の発行期限を5年延長させました2025年3月を期限として逆算いたしますと、3年9カ月さかのぼった2021年6月には最低位置決定が必要ではないかというふうに思います。しかしながら、施設内容等について十分検討協議する時間が必要であるとも思っております。少しでも早い決定が望ましいと考えておりまして、できれば来年早々ぐらいにも、おぼろげながらも決定をしていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

総括させていただきます。

今回は、ここ1年間で一般質問をさせていただき、前向きな答弁に対しての進行状況についてお聞きいたしました。当初の質問が終わってから連絡等も余り交わせていなかったのも、正直6項目8点質問させていただいたわけですが、幾らかは忘れられているのかと思っております。しかし、多くが答弁どおり進められており、大変感謝しているところであります。誰かに、役場の人の前向きな検討をしますは余り信用すんなよと言われたことがありましたが、美作市執行部に限っては信用できるものと思います。

これからも声なき声を届けていきたいと思っておりますので、防災公園、新庁舎の建設等も含めて前向きな検討をお願いし、私の12月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番12番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後3時40分 延会

令和元年12月5日

(第 5 号)



1. 議事日程（5日目）

（令和元年第6回美作市議会12月定例会）

令和元年12月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第68号～議案第87号）

日程第3 請願・陳情について

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
16番	日	笠	一	成	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番	岩	江	正	行	17番	内	海	健	次
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明								
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮					
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明				
市	民	部	長	景	山	二	男	教	育	次	長	山	名	浩	二					
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一					
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広				
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅					
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	平	田	幸	春					
学	校	教	育	課	長	竹	内	龍	一	郎	社	会	教	育	課	長	丸	山	健	一
下	水	道	課	長	石	川	達	也	ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	中	村	伸	介

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

皆様おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江正行議員が通院のため欠席です。議席番号17番内海健次副議長が療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番13番、議席番号13番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

なお、尾高議員よりパネル及び資料の持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

それでは、尾高議員、始めてください。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

それでは、議長に発言の許可を得ましたので、12月定例会の一般質問を行います。

12月を迎え月日がたつのは早いもので、花鳥風月が織りなす春夏秋冬の世界はめぐり、澄み切った冬の夜空に輝く星座にひとときの安らぎを感じ、師走の気ぜわしさを忘れ思わず見入ってしまう、そんな季節となりました。本当にもう1年がたったんだなあという思いがするきょうこのごろであります。

さて、今回の質問は、1番、ふるさと納税について、2番、空き家に関する補助制度について、3番、市道の管理について、4番、太陽光発電について、5番、防災公園の整備についてとなっております。ゆっくりの説明で結構ですので、執行部の皆様にはよろしくようお願いいたします。

それでは最初に、ふるさと納税の個人版、企業版とあるわけですが、ふるさと納税個人版についての質問をいたします。

ことしもふるさと納税の返礼品として美作市の特産物等が納税者の皆さんに送られたことと思います。早速提案ですが、例えば彩菜みまさか箕面彩都店において納税者の都合のよいときに取れたての新米を精米したての米とか、取れたての野菜とかを引きかえ券のようなものでできるような方法を考えてみてはどうかという市民の方からの提案が私にありましたので、それは今議会に反映させたいと思います。それは彩菜みまさかの売り上げにもつながり、もとより美作の観光PRにつながるのではないかと。納税の仕方等をこういうふうにすれば簡易にできるんですよということによって一人でも多くのふるさと納税、これはこのことが地方創生につながるものだとは思っておりますが、まずこの質問から入りたいとおりますので、答弁のほうをよろしくようお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

おはようございます。

それでは、尾高議員、1項目めのふるさと納税に関する御質問でございますが、まず本市のふるさと納税の実績を申し上げますと、平成27年度が381件、696万2,000円、それから平成28年度が936件の2,303万7,000円、29年度が1,094件の2,824万3,000円、30年度が1,809件の4,453万6,500円でございます。本年度につきましては、11月末現在で2,516件、4,949万1,000円となっております。ふるさと納税によります寄附金額が増額している理由としましては、返礼品のラインアップ数を充実させたことが要因の一つであると考えております。

議員から御提案いただきました彩菜みまさか箕面彩都店において寄附者の都合のよいときに取りたての野菜などが引きかえできる返礼品につきましてはラインアップ数の充実に寄与するとともに、美作の観光PRにつながるものと考えております。今回の御提案を実現させるためには、返礼品を御提供していただきまして事業者の御協力が不可欠であると考えておりますので、担当部である経済部とも連携し研究してまいりたいと思います。

来年度からの実施に向けて研究してまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

本当にありがとうございました。平成27年の381件で金額にして696万2,000円、30年度、また本年度と恐らく六、七倍に件数もなり、金額も7倍強になるんじゃないかと想像されます。大変努力されとるなあと思います、市民の方からの返礼品の工夫等を言われた方も十分に満足されておりますし、4月からの実施に向けて検討したいと。非常に私は萩原市政の特徴ですけど、風のごとく動く、山のごとく動かずということについて、もう2カ月まだ切っていないと思うんですが、巨勢自治振興協議会が懇談会において納税のこの提案がありました。公共料金ということで本来もっと広くでしようが、早速コンビニのほうで来年の4月からやられるということで、本当に早いと、スピードを持ってやられてるなあというふうに感心いたします。

この質問はこれで終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃ、2項目めに入ってください。

**13番（尾高 誉久君）**

空き家に関する補助制度についてということで、私9月に質問をいたしました、美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱について、あのときは非常に全国にもないような300万円ということの評価をいたしまして、じっくり見ておまして、ちょっと待てよ、これはこうしたらいいんじゃないかということをお聞きして、今提案するものでございます。

限度額300万円は高く評価いたしております。ただ、これに該当するためには評点の合計が100点以上、担当部署に聞くと、かなり老朽化していると。屋根が穴があいて漏るような状況というものが100点以上というようなことで、そのような該当者というのはかなり少ないようには聞いております。身近なところで限度額300万円ということについて、真庭はここにあるんですけど、4分の1、50万円ということは200万円ぐらいはかかるんじゃないかと真庭は踏んでるんじゃないかなあと。200万円ぐらいが除却にかかる。だから、4分の1で50万円。それで、津山は3分の1で50万円ということは150万円ぐらいくるかなあと。うちの

場合は2分の1で30万円ということは60万円を除却というものが空き家になった場合できるというのはいささか金額が少ないんじゃないかなあというのが思いです。他の市町村も50万円、50万円、50万円と来まして、ここに高粱の30万円があるだけで、新庄村なんかや西栗倉においては100万円と思切ったことをされるなあと思いますが、この辺を見直していただきたいなあという思いでこの質問をした次第でございますが、また別の思いもあるんですが、空き家の定義、それから調査の時期、住宅と非住宅の判断について、これは税法上の判断でもありますし、くらし安全の判断として空き家というものを住宅か非住宅の判断について、それから30万円の限度額の根拠は何か、見直す考えはないかということ、それから啓発活動の必要性、所有者への連絡文を納付書に同封してはどうかという質問が1回目の質問です。よろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。尾高議員の空き家に関する補助制度、美作市老朽危険空家等の除却事業補助金交付要綱についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の空き家の定義でございますが、空き家の定義につきましては居住その他の使用がなされていないことが常態であることということで、おおむね1年以上、年間を通じて建築物等が長期間にわたって使用されていない状態のことを指します。例えばお盆とか正月の時期にそれぞれ2日から3日程度在住し使用する場合は空き家の定義から除外されております。

次に、この補助金の調査の時期でございますが、美作市老朽危険空家等除却事業補助金の調査の時期でございますが、所有者から電話または窓口などで問い合わせまたは御相談がございましたら、まずはこの要項に従いまして事前協議申込書を所有者からいただきます。その後、くらし安全課で空き家の所有者、土地の所有者、地番、現地の状況、写真などを確認した後に、評価が専門部署であります建築士が所属しております都市住宅課に依頼をいたしまして現地調査を行い危険度の判定を実施いたします。その危険度の判定の結果を所有者に通知をいたします。

次に、住宅か非住宅かの判断についてでございますが、住宅の品質確保の促進等に関する法律の中にありまして、その第2条に住宅の定義がございます。住宅とは、人の居住の用に供する家屋または家屋の部分、これについては共有部分を含みますが、とされております。非住宅は住宅以外のものということでございます。

次に、30万円の限度の根拠は何か、見直す考えはないかということで、先ほどパネルのほうで御説明がございましたが、空き家をそのまま放置すれば他に危険を及ぼしかねない空き家が非常に多くなっております。その対応策として空き家を撤去する場合の補助が必要であるという認識から、平成29年度から、名前は現在とは違いますが、美作市空家等除去事業補助金交付要綱を制定して補助を行ってきております。

その要綱を制定するに当たりまして、県下の市町村の状況を参考にするために調査を行いました。その27市町村のうち7市町村で補助率2分の1から4分の1、限度額は30万円から50万円の補助制度が制定してありました。これらを参考にするとともに、美作市が平成27年4月から移住・定住の補助金制度を改正し、そのうち美作暮らし新築住宅補助金に取り壊しの費用を補助するというので加算をしております。取り壊しをした場合、解体費用の2分の1、上限30万円を規定しておりましたので、同じ解体に差が生じないようにということで上限を30万円ということに決定しております。

美作市の上限額が30万円というのが他市町村に比べて安いのではないかとということで先ほどのパネルで言われております。これにつきましては、平成30年度現在で県下20市町村で補助制度を制定されておしまし

て、大半の市町村で上限を50万円としている状況が見られることから、同等の補助まで改正できるかどうか、前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、その他で啓発活動の必要性、所有者への連絡文を同封してはどうかという御提案でございますが、大変参考になる助言をいただいたと思っております。市外在住の方には空き家バンク制度を活用していただきたいということで名刺サイズのお知らせを同封させていただいております。くらし安全課では、家屋が一部破損し他に影響がある空き家所有者に対し空き家の適正に関する通知を送付しておりますが、その際、美作市老朽空家等除去事業補助金交付要綱を同封しお知らせをしている状況でございます。

いずれにしても、空き家の状態が長期になれば活用ができない状況がありますので、利活用に向けた啓発や老朽空き家の所有者自身が空き家の解体に前向きに取り組めるための補助金制度であることから、積極的に啓発を進めてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

答弁ありがとうございました。

おおむね1年以上通して建築物が長期間にわたって使用されていない状態のことを言いますと、次に例えばお盆と正月の時期のそれぞれ2から3日程度在住、使用する場合は空き家からの定義から除かれます。空き家ではない。それでいて、人の居住の用に供する家屋または家屋の部分とされておるとというのが税上の住宅、非住宅のことを言い、くらし安全課の空き家、空き家でないかを言っているのは、これともに市民部長の管轄なんです。私が思うに、空き家が安蘇でもぼつぼつあります。今の状況は何かというと少子・高齢化ということで、これ市民部長から資料をいただいたものなんですけど、おおむね世帯数イコール65歳以上または70歳以上ですから、67歳以上ぐらいが世帯数に呼応するというか、安蘇が今約90件ほど世帯があります。高齢者の65歳以上から70歳以上が90人ぐらいおられるんじゃないかなあと思う。梶並なんかは10戸で10人とかということで、1世帯に高齢者が1人、だから高齢者社会だと言われてる意味がわかるんで、ただし北山のように若者たちの入る共同住宅、この部分は全国でいうと東京都に当たり、そのほかの梶並だとか安蘇のようなところ、海田のようなところは過疎の状態であるということで、何を言ってるかという、北山とか、湯郷とか、または栄町もあって、要するに高齢者の数よりも世帯数のほうが多いという。そこで、市民部長からいただいとんのは住民基本台帳に載ってる人口と、来年が2020年オリンピックの年でもありますし、それからうちで言う地域防災の見直しの時期でもありますし、この2020年というのは国勢調査が1920年、大正9年に行われておるわけです。市長の言葉で言うと古いと。民法なんかというものは120年ぐらい、明治29年とか、古いも古いもいつまでこの古いものを使ってるんだと。その中でこう書いてあるんですよ、調査期日は南北に細長い日本列島の気候風土、風俗、習慣、人々の経済活動などを勘案して定められているって。田中さんは何のためにトンネルつくったんだと思うんですよ。田中さんというて、私のおじさんじゃないんです。田中角栄さんのことですよ。その方がやったのは日本列島を改造して明治から昭和、平成、令和となってる、いつまでこの古いものを使ってるんだと。

そこで、私の思いというのは、この国勢調査は、皆さん御存じのように、大規模な国勢調査はゼロ年の年に行われ、5のつく年には小規模な国勢調査が5年ごとに行われると。この次は大規模な国勢調査をやるわけですよ。そのときに市民部長がこの住民基本台帳と国勢調査の人口差が美作市の場合、約1,300から1,400ぐらいだったと思うんです。これに30万円ぐらいを掛けると4億円になるんか、それぐらいの金額になります。それをもって私は交付税をきれいに押しなべて地方に分散していくんだと、これこそが自民党が

やることであって、公明党がやることであって、これが地方創生なんですよ。地方からの声を上げなきゃいけない。そのためには誰が適任かというたらうちの市長なんですよ。中国地方の市長会の会長です。当然岡山県の市長会の会長でもあるわけです。全国に地方公共団体、すなわち美作市は低所得ないし非課税所得世帯に属するような町であると。東京都は裕福な町、大阪は裕福な町、裕福なところは下々の者の苦労がわからないでしょうから声を上げれば良いというのが私の大きな提案でもありますが、なかなかこれはできないことだろうと思いますが、できないで終わらないで、市長、何とか声を上げるようなことはありませんでしょうか。2回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

かなり難しい御質問で、その意図するところがどの辺にあるかっていうことで私なりに思いますのは、類似の例を引きながら申し上げると、1つは本籍っていうものは一体何なんだということです。美作市の戸籍管理をしている数っていうのは市民の数より相当多いんです、これは。それから、戸籍の変更はできますけれども、通常は余り皆さんおやりにならないもんですから、市民の方々の数より圧倒的に多い方々の戸籍管理を見直させていただいていると、こういうことです。

それから、その中の多くの方々がお盆や、それから年末年始には帰ってお越しになる。先ほどの空き家対策の話の中に年末年始に帰ってくるのは空き家ではないっていう話がありましたけれども、そういった空き家のようなようでないものを例えば地域の住民の方々がお互いに目くばせをしながらある種見守ってらっしゃる姿が田舎にはあるわけです。

10月1日基準の国勢調査っていうのが、そういう田舎の持つてる、都会を支える機能を十分に反映したものでかどうかという問いだと思いますけれども、それはしてないんですよ、実は。だから、お盆とかお正月に見られるような、あるいは戸籍の管理に見られるような、私たちの地域を含めて全国のいわゆる田舎が東京や大阪に人を輩出し貢献してきた、その教育を担ってきた。この間どっか出てましたね、教育で、誰かがお尋ねになりましたけど、その辺の機能をはかるということについては国勢調査の10月1日人口でもって交付税を配分するというやり方はちょっと今の機能のはかり方からいうと違うだろうなあというふうに思う。これが私の理解でありまして、恐らく御質問の意図でもあろうかというふうに思っています。

こういった論点というのは、言うて1年目に解決する話じゃなくて、言よううちにみんながそうじゃなあとか、違うかなあとか言って5年、6年、場合によって10年ぐらいたってそういうこともあるなあというようにことで理解をされるような種類の問題なんですけれども、ただ議員のその発案というものは恐らくこれからの地方創生に取り組む方々の中にその御意見を投ずれば賛同が多いことは多分間違いないというふうに思いますんで、私のさまざまな立場がございましてけれども、議会でこんな話をされる方がおられるんだというようにことをきっかけにしながら議論の形成にも使わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

もう質問ではございませんが、総括の中できょう議長の許可を得て、これ去年の確定申告書です。ここにピンクのところは見えないと思うんですけど、ここに何が書いてあるか。平成年1月1日の住所、これ所得税申告です、税の申告。税が集まって、4税が集まって交付税なんですよ。それを分配するんですよ。

税の申告を1月1日にしているのに、それ実際するのは3月15日までですよ。だから、構わんのんです、10月にやっても。1月1日を基準にすればいいじゃないかということも地方が声を出せばいいんですよ。そうやることによって解決するんですよ。すごい人口減が起こってても交付税を当たり前のもらうべきものをもらうようにすればいいんです。だから、この税の部分は、これは1月だと、国勢調査は10月だ、そんな、これ国の都合で当時、私は国の力が弱かったんじゃないかなあと、大正のころは、強くしたいと、そういう流れがあったでしょう。だから、流れは流れとして、今の流れを尊重するならばかじを切るべきだということをおもっています。

次、入ります。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃ、3番に入ってください。

**13番（尾高 誉久君）**

次は、これもふるさとへという市長の思いがこもってればこそその市道の管理だと思うんですが、維持管理の中でも特に問題に最近なっているのが、グレーチングと車の事故についてお尋ねいたします。

美作市内にある市道管理のグレーチングの箇所数、それから維持パトロールの仕事量について、それから年次計画について、これが一番大事なところでですけど、人的、金銭的バックアップが必要なのではということ、これについてたしか3,000万円を市長の英断で維持管理費を上げたときがあるんですけど、その何年かの推移がわかれば、建設部長、今資料がなければまたでよろしいし、どれぐらい今推移してるのか、お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

それでは、尾高議員、3項目めの市道の維持管理についてということで、まず最初にグレーチングの箇所数に関する答弁をさせていただきます。

グレーチングは、勾配が急な区間や交差点に合流する支線等からの路面水、宅地等へ流れ込む路面水などを遮断して側溝や排水路へ流すための横断溝、それから幅員確保や進入路として側溝や合流ますに設置された鋼製ぶたです。特に横断溝は、上を車両が通過するために通行量や重車両の走行でコンクリート製品の水路の破損やグレーチングのゆがみも生じやすいということになっております。

平成24年度から平成30年度でグレーチングにかかわる賠償のありました事故の状況なんですけども、平成24年度、25年度、29年度がゼロ件となっております。それから、26年度、27年度、30年度が各1件、28年度においては5件となっております。28年度の件数が多かったことを受けまして、そのときにはグレーチングに重点を置いて総点検や対策を行い、現在もその流れを踏まえて精度の高い点検や予防対策に努めているところでございます。

議員お尋ねのグレーチングの箇所数ですが、概数となりますが、市道延長982キロメートルで約2,000カ所は上回ると見込んでおります。

パトロール業務では、グレーチングに加え、路面、のり面、路肩、落石、側溝の堆積物、安全施設、支障木や枝葉等々、多くを対象として点検や作業を行います。道路状況は時間の経緯とともに変化もします。全てを把握する難しさは感じておりますが、これまでどおり、不良箇所の早期発見と対策を講じ適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、道路パトロールの仕事量ということで、道路パトロールに関しては先ほど少し触れました

が、重要な路線を中心に交通量の多い路線や通学路等、全路線の約7割をおおむね6日で一巡しております。それに点検に加えて2時間程度の通行の支障となっている枝葉の処理、カーブミラーや側溝の清掃、グレーチングの固定、舗装の穴埋めなど即時対応できる作業を実施しております。

道路パトロールの作業実績としましては、昨年ですが、1,000カ所以上、月平均でいいますと約90カ所となっております。今年度も昨年を上回るペースで対応を行っております。それに加えまして、行政懇等で枝葉や支障木の伐採の要望が多く出されており、これらに対応するために巡回の頻度を6日で一巡から10日程度で一巡に減らしまして作業に割り当てる時間を増やすことと、パトロール車の進入ができず対象としていなかった路線につきましても小型車を利用してパトロールを行うなど見直しを進めているところでございます。

次に、年次計画についてですが、維持修繕等の年次計画につきましては、地区からの要望やパトロールの報告に基づきまして現地を確認の上、優先度により順次対応しており、規模の大きい案件につきましては年次的な計画により進めておるところでございます。

次に、人的、金銭的なバックアップの必要性についてですが、市道は市民の日常生活に欠かせないインフラであり、毎日のように通行する道路の安全性には市民の関心も大変高く、市道に関する要望は多く寄せられております。これらに応え、通行の安全が確保されるよう適正な維持管理を行うには、議員の御指摘のとおり、人的、金銭的な確保は不可欠でございます。

現在の市道の維持管理に従事する職員の状況ですが、道路パトロールに専属で2名を配置しております。本庁の状況では、市内全体の取りまとめと美作地域を担当しながら一部の業務を兼務しながら3名、各支所では支所ごとで若干異なりますが、他の業務を兼務して2名程度という状況です。

また、道路維持管理事業の決算の推移ですが、平成26年度と平成30年度を比較したときに、平成30年度にはのり面の長寿命化の事業で起債充当が可能となったこともありまして増えておりますが、約2倍に増えております。維持管理は一般財源によるところが多く、増加傾向を示す予算の確保は課題となっております。例えば市道の草刈り作業を地区の協力を得て実施する道路愛護事業は、高齢化の進展に伴い作業が厳しい地区も出てきており、現在と同じレベルの管理を維持するためにはどうするべきか、それから経年劣化が進む施設を適正な状態でどう維持していくかなど費用の増加が想定されます。

一方、平成28年に市道認定基準の見直しを行っておりまして、積極的に市道認定を進めており、財源確保には一定の効果もあらわれております。また、のり面補修等では、これまで市の単独費で行っていたものが長寿命化計画に基づき起債の活用ができるようになりました。公共等適正化推進事業債という起債なんですけれども、そういう起債が活用できるようになり、対策のスピード化にもつながっております。今後におきましても、財政部局と調整を図りながら引き続き有利な財源確保に努めてまいります。

あわせて、人的な体制強化も視野に入れ、直営と委託の経済比較などを検討し、法律的な対策が図れるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

失礼しました。それから、市道維持管理事業の26年度からの推移ですけれども、平成26年度から30年度までの決算の推移を申し上げますと、100万円単位で申し上げますと、平成26年度が8,400万円、27年度が1億900万円、28年度が1億4,000万円、29年度は1億6,900万円、30年度は1億7,000万円となっております。増加の要因としましては、行政懇談会等で要望、それから地区からの要望も出ております、それらに対応するためであったりとか、災害に関連した増額ということで認めてもらっておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。



### 13番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

私も答弁聞いて一番びっくりしたのは、職員の自動車事故があるたびに岡本部長が申しわけないということで専決処分の承認を求めることでいつもいろいろ苦労されるんですけど、思ったよりはグレーチングの事故は少ないんだなあ。先ほど言われたように、24年度と25年度と29年度はゼロと、26年と27年、30年度は各1件、28年度が多くて5件だったと。これが我々の頭には強く残ったんだなあと思います。近くでは林道の例のグレーチングの横の鉄板ですとか何かのことが残ってたんで非常に多いと思ってたんで、よりいいことですが、だからこそ今春名建設部長が言われたように、なかなか建設部長が市長には言いにくいことを言ってるんだろうと思うんです。予算が26年で8,400万円、27年で、決算にしてですよ、1億900万円、28年で1億4,000万円言われましたかね、29年が1億6,900万円、30年が1億7,000万円、どんどん費用が上がってる。その上に市道認定がどんどんなされてると。

それで、これが市長の思いと、それこそふるさとへ帰ってくる、都会に住んどる人たちの思いの心の差があるんじゃないかなと思えるのが、私の想像ですが、市長は帰ってくるんだから市道にしてい、早く管理をしようよということで幅員を1.5メートルにし、舗装されてなくても早く市道認定して、早くインフラ整備をして上水道も下水道も完備するようなどところをつくるんだという思いですけど、中には帰ってきた人は、何なら市道なのに砂利道かよというような、こちらの思いとは裏腹にそういうふうに思われる方もおられるんじゃないかなあと、意外と自分の心っていうのは相手に通じませんので、夫婦間でもなかなか私が思っていることが通じないで女房によくぶうぶう言われることがあるが、以心伝心というのは難しいもので、あえて建設部長の思いを言うならばやりますから、会計年度任用職員というのは4月から言うんでしょうけど、今は嘱託職員でいいんですけど、嘱託職員2名ではちょっと専門的には大変だというならば、ここは一番、副市長が陣頭指揮に立って緊急措置として人数を増やして一斉点検をこの2,000カ所をやるんだというような意気込みを見せるのも行政の姿勢かなあと。それが市民に伝われば勢いというものによって変わってくるんじゃないかなあと思ってます。

というのが、これは非常に行政懇談会で、私は近くの懇談会しか出てないもんですから、どこの懇談会出ても維持管理の要望が出ない懇談会は恐らくないんじゃないかなあと、それだけ市民に直結した問題なんだと。私が維持管理とよく言うのが、夜中に床版、溝ぶたの音がして寝れないというので担当の職員の人と話して、あれくさびというか、木のくさびをぼんぼん打って、とりあえずは眠りたいわけだから、即効的にやればいいと。一月ほどまた音がするんならまた打って、そのうちよく寝れだしたら喜んでこられると。これがきちっとしたことをして側溝ぶたの裏にクッションしていい側溝をつくるまで3カ月かかったと。3カ月市民の人は煮えくり返るんですよ、多分、寝れないという。それが簡単なことで寝れば、寝るのが目的なんです、側溝をよくするんじゃないんです。その辺が維持管理と直結してるという思いで、ぜひとも市長におかれましては建設部長の苦渋というか、苦渋を理解していただきまして、建設部長、間違えとったら訂正してもらいたいと思うんですけど、そういう思い、ぜひともふるさとに正月、盆に帰ってくる人たちのためにもより早いインフラ整備をしていただくということをお願いいたしましてこの項も終わりたいと思いますが、ひょっとして市長が何かおっしゃりたいことがあるならば、2回目の質問といたします。

### 議長（岡本 泰介君）

市長。

### 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

道路の維持管理っていうのはとても町のイメージを守る、安全を守る、さまざまな意味で重要なことであ

ります。4年前の行政懇だったと思うんですけども、上山で和気町の塩田から上がってくると、塩田はびしびしと白線があって、こっちへ入った瞬間に白線が見えなくなるっていう話もありました。そこで、それは一つの象徴的な話でありましたし、ちょうどそのころ猪臥を朝散歩しとりましたら猪臥の方が全く白線が見えなくなっていると、朝立ち話して、自分なりに全市見てみたんですが、白線を代表としてお金がないっていうこともあって、これも予算配分が少ないっていうこともあって維持管理が万全とは言えないなあということがありました。

そこで、別途の要望もあったことも踏まえてその財源を捻出するために市道認定の要件緩和をしたんですが、ただこれは旧作東町でいえば江見晴則町長が昔からやとった。市民のための主要な市道の維持管理を上げるために、これが本当に道かというようなものを含めて認定をしたんじゃないんですか、春名さん、それね。それは全体があって使えるお金を潤沢に持たないと、武士は食わねどっちゅう話じゃないんで、武士は食うんですが、食うための銭はちゃんとどっかにうまいぐあいに調達してこにゃいけんというのが背景にあるわけでありまして。

それはまずその思いですけど、もう一つ人的なところで言いますと、これはまだ検討中ではあるんですけども、現業を担ってらっしゃる職員の方々がおられて、よく行二というようなことが言われるんですが、全国の都市の中でも例えば清掃分野に多いんですが、その清掃分野の方々が実は道路の維持管理、側溝の草刈りとか、あるいは泥上げとか、そんなことから始まって維持管理を担う主体として頑張ってらっしゃる、そういう事例もあると私は承知をしております、今後のクリーンセンター業務が包括的な委託になっていく中で一体どうするんだという向こうサイドの議論もあるんで、ぜひ共同してよく研究をした上で市民の暮らし、あるいは命を守るための道路の維持管理についてもその所掌分野として取り組むようなことができんじやろうかなあと。これ合理的にやるっていうのは結構な技能が要るんです。早く安全に枝を切って処理をしていくなんてことは結構技能が要るんですよ。そんなことも含めて今後人的な手当ても少し考えていきたいなあというふうに思っておりますので、あえて追加させていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

ありがとうございました。そうだと思います。私も水道の加圧ポンプにカズラがフェンスにずうっと、カズラで囲われてもう見苦しいということがあって夏の暑い日に全員で出てやることをやったのがいまだに続いているんじゃないかなあと思っております。

それと、維持管理というのはパトロールと言うぐらいでぐるぐる回って、2カ月たったからどうかなあと、要するに砂の城じゃないですけど、波打ち際に砂で城をつくる、それを波が消してしまう、また城をつくる、また消される、人類の営みというのはそういうもんだと私は思ってます。消されても消されても諦めずにやればいつかは目標にまでたどり着くんじゃないかなあとという気持ちであります。

次に入ります。

4番の太陽光発電についてですが……。

**議長（岡本 泰介君）**

4項目めに入ってください。

**13番（尾高 誉久君）**

このことについてですが、パネル税についてはもう総務委員会に付託されております。委員会中心主義として元議運の委員長といたしましても当然尊重していくのが当たり前のことでございますので、これに触れ

ることなく俯瞰的立場に立って質問するというのは、先ほどの非課税世帯、低所得者世帯と同じように、2019年問題というのは皆さん御存じだろうと思うんですが、保証期間が10年過ぎたと、自由契約だと。自由契約というのは、プロの野球選手が自由契約になったら非常に大変だろうというのが実感ですけど、自由契約になると。それで、世界的には2018年にドイツでは再生可能エネルギーの割合が16.6%に拡大し、EU規定に基づく目標値、2020年に18%に大きく近づいたとの報道がなされております。日本における太陽光発電の2019年問題、この方たちも地球の温暖化に対して少なからず一生懸命寄与されてるわけでございますので、再生エネルギーの促進に向けて行政としてできることはないのかというのが、今後自由契約になった人が非常に、私はお年寄りの方なんか太陽光を使って楽しみにやっとなだと言うて議員の中に言われた方がおられるんです。そうだろう思うんですよ。だったら、逆に不安を感じている人が大勢いるのであるならば気軽にできる相談窓口を設けてはどうかあと。要するに商法に介入するというか、商談に介入するんじゃなくて、わからない点を教えてあげると、行政というものを市民の方は非常に頼りにされてる、執行部を頼りにされてると思いますので、どうですかと、相談窓口みたいなもの、また兼務でもいいですからやられたらどうですかというのがこの4回目の質問です。よろしく。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

それでは、4項目めの太陽光発電の2019年問題の御質問につきまして御答弁させていただきます。

この問題につきましては、2009年に開始された余剰電力買い取り制度で設置した家庭用の太陽光発電設備におきまして固定価格での買い取り期間が、議員おっしゃったように、10年間の満了を迎える設備が2019年から出始めるというものでございます。2019年以降におきましても順次期間が満了してくることになりますので、電力会社の買い取り義務がなくなるということで買い取り単価が下がることが懸念されてるというものでございます。

この買い取り期間の満了の時期につきましては、買い取り期間の満了日の6カ月から4カ月前までに電力会社から個別に通知されることとなっております。

10年間の買い取り期間満了後の設備の活用方法についてですが、買い取り価格が下がるが電力会社などへ余剰電力の売電を行うか、または蓄電池等を利用し自家、自宅で消費するか、いずれかの方法が考えられます。

議員がおっしゃられるように、特に今回家庭用の発電設備の売電先が自由契約となることに不安を感じられる方もいらっしゃると思います。どこに聞いていいのかわからないといった方の対応にも十分対応できるような相談窓口を早急に検討させていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

ありがとうございました。10年間の満了を迎える設備が2019年から出始め、順次というのは2020年問題、2021年問題、2022年問題というふうに、そのようにそういう方が毎年おられるということで非常にこれ以上の答弁はないと思いますので、これで終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

じゃあ、5項目めに入ってください。

**13番（尾高 誉久君）**

次は、防災公園、中山議員、和田議員、防災公園の質問をされておりました、私も、山崎断層と南海トラフ、30年以内に来ますよということについて、また水害の関係のことで議員が災害は待ってくれないよと言われたのを覚えてます。そのとおりだと思うんです。だったら、もう早急にやるべきだなあというふうにも思ってます。

この防災公園というのは、インターネットで調べてみたんですけど、防災公園は地方公共団体が定める地域防災計画に、これはもう高山危機管理監の担当の地域防災計画、これじゃろうと思うんですが、入るだけ持って入ったんで、それ特に中身がありません。防災計画に避難地、避難路として位置づけがある都市公園を一般に防災公園と呼んでいます。都市公園は都市計画施設あるいは都市計画区域内において設置する公園または緑地を言いますが、都市公園の位置づけを公園の種類から見てみると下記の表のようになりますというようなことで書いてありますが、当然災害が発生する前に避難する場所である、それは総合運動公園とかいろんなところがあるわけですけど、拠点基地としての防災公園という意味で私は尋ねてるわけで、避難する、全市的に言うかというと、市長が誰かの質問で答弁され、和田さんの質問で答弁されたと思うんですけど、それとはまた防災公園単独のもの、それから広域的なものというふうな解釈の違いがいろいろあるんでしょうけど、拠点としての防災公園をまず設けるにはどうするかということで、災害が発生すると被災地には全国から多くの支援物資や警察、消防、自衛隊など支援部隊が集まってきます。そのための集積場所、集合場所、また避難者のための仮住居、すなわち仮設住宅の建設場所が必要です。広い場所で行政庁に近く、被災者の当然身体的な、また精神的なケアもできて、当然交通の利便性が求められる安全・安心な場所が必要です。

先ほども言いましたように、南海トラフ地震が30年以内には発生する、また近くでは山崎断層もあってより早い対応が望まれております。スピードを持ってやっていただきたいという思いでお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

それでは、防災公園についてですが、災害が発生した場合は避難所のほか、救助、医療、インフラの復旧、食料、生活物資の輸送等々、多方面の支援業務のために多くの公共施設を一時的に使用することになります。これが大規模かつ広域災害の場合には、建築物だけでなく、自衛隊、消防、給水車等の車両や重機、仮設の支援基地などのために広い空き地が必要となる場合があります。また、地震被害の場合は、建築物の被害により一層必要性が増すと思われまます。

このような災害時に必要となる拠点機能や避難地機能の役割を公園施設を兼用し地域防災計画として定めたものを防災公園と呼んでおります。県内では7市1町が44カ所の都市公園を防災公園として位置づけています。中でも市内に1カ所程度の配置が望ましい地域防災拠点は4市が設置しています。

地域防災拠点は、おおむね10ヘクタール以上の面積を有し、被災時に一時転用できるグラウンドや広場、駐車場等の広大な空き地を確保した上で、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、情報通信施設等の必要な機能を備えています。立地条件としては、緊急輸送路から利便性や消防・警察・医療・保健等の関係機関と連携に適し、地震・浸水・土砂災害等のリスクが少ない場所が考えられます。平時には広大なオープンスペースや緑地を生かしレクリエーションの場として活用できるとともに、都市計画区域であれば都市公園に指定することで交付税措置が受けられ、維持管理費の財源を確保することができます。国においても地域特性に応じた防災公園の整備を推進しており、このところの大規模災害の頻発を受けまして、その重要性和必要性が高まってきていると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。尾高議員、御質問項目5、防災公園の整備についてということで危機管理のほうとして答弁をさせていただきます。建設部の答弁と重複するところがあると思いますが、よろしくをお願いします。

先ほどもありましたが、防災公園は都市公園に防災機能を持たせたものとなっております。最近の災害は大型化、激甚化している中で、防災機能を整備した公園の整備の必要が高まっていると感じております。ふだんは公園としての機能をし、スポーツ、レクリエーションなど市民の親しみやすい憩いの場所として活用されなじみのあるものであり、また災害が発生した場合、市民の避難場所としての機能はもちろんです。自衛隊、警察、消防など市外からの応援を受けるときには宿営地としての機能をし、支援物資等の搬入の中継基地として重要な拠点になると思っております。そのためには、議員御発言の災害時に避難場所や救護に関する救援活動、仮設住宅に転用できるグラウンド、広場、駐車場、物資を集積する場所などの広い土地の確保が必要になってくるのではないかと考えております。また、交通の利便性がよい災害リスクの少ないところが立地条件になるのではないかと考えます。

都市公園の整備につきましては、建設部都市住宅課が進めていくことになると思いますが、危機管理室といたしましては、避難設備、防災備蓄倉庫、耐震性水槽、ヘリポート等、防災関係の施設につきまして都市住宅課、関係部局と連携をとり研究、検討をしてみたいと考えております。よろしくをお願いします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。答弁の中で危機管理監が地域防災計画というものについて来年がその見直しの年だと、これは青山議員の質問に答えられたときにそう言われたと思うんですが、それで防災公園としての位置づけができたものからできたものから盛り込んでいかれるのか、今現在の、ひょっとして私も熟読しておりませんので、美作市地域防災計画の中の何ページかにこのような表現があるのかどうかということを知りたいです。

それから、これは建設部長が答えられ、県内で7市1町が44カ所の都市公園を防災公園として云々と言われたんですけど、7市1町はどここの市で町なんでしょうか。それで、規模等がもしわかれば、わからなかったら結構ですが、わかれば教えていただきたい。

それで、答弁の中で地域防災拠点はおおむね10ヘクタール以上の云々と言われたんですけど、危機管理監は広い土地の確保が必要だと、そうだと思うんですよ。9ヘクというと300メートル掛ける300が9ヘクですから、10ヘクになると316掛ける316ぐらいですかね、ルートの計算機ないんで、だから316、正方形でいうと、または点在してもいいからトータルでそれぐらいのものを設けるのか、ということはこれは市長のお考えもあるでしょうから、それはそれとして、もともになるお財布ですけども、有利な財源はあるんですかと、どこに求められるんですかということがありますし、私なりにはこんなに緊急を要することならばそのために蓄えというものがあるんだと。蓄えというのは私は基金だと思ってますけど、それとより早くするためにはせっかく美作市土地開発公社というものは先行取得のための組織だと思ってます。これを活用しない方法はない。そのようなことを思います。

ほかのことで1つだけ、市長には、これ消防長に聞くのはあれとして、全国消防団大会を市長はもう諦め

られたのかなあとと思うんですが、予備活動で負けたわけですけど、消防長に言ってんでないです、御苦労さまでした、大変だったと思うんです。必須要素が何か整備されていなかったのか、この防災公園をつくるに当たってそのことも整備がなされるものならばして、ぜひとも、うちでなくて宮城のほうに決まったんだろうと思っただけですけど、そのようなことを思いをお聞きしたいなど。

それから、できるだけ端的に質問したいんで、これ災害用マンホールトイレ設備訓練ということで水道の管渠にトイレを据えつける方法だとか、危機管理監からもらった資料や答弁の中で非常用排便収納袋200セット、私の基本的な考えは食料品備蓄、良いことなんです。人間は食べるだけじゃだめなんで、出すんですよ。入ったら出るんです、物事。そのときに私の考えは、小さな考えです、新設のくみ取り便所、新品の便所を何個つくるかは検討していただきたいんですが、それは洋式です、洋式の便所で高齢者の人、子どもさんが非常に喜ぶ便所を、例えば防災公園をうちの美作にある総合運動公園が防災公園になるならばそこに設置しておく、または英田にある、例えばそういうところに設置する、勝田にある、作東にある、大原にあるところにあらかじめ設置することを、備えあれば憂いなしというか、転ばぬ先のつえと言うんだと思っております。そのようなことについてどのようにお考えか、2回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ちょっと端っこの間になりますけれども、一応立場がございますので最初にお答えしますが、全国の操法訓練大会というものがあまして、消防協会が主催、これを手を挙げまして2つの候補までは、決勝まで行ったんです、決勝で宮城県に負けました。宮城県対美作市という勝負になって、大変残念だったんですが、ちょうど宮城県の知事が自衛隊のOBがなってます、何かといえば防災で力いっぱいやってらっしゃると、やっぱり東北の震災の云々かんぬんってなことでアピールをして、もう一つはやる町は仙台じゃないんですけれども、近くの町なんです、県営の防災公園みたいなものをつくったちゅうんですよね。そういうことがあったもんですから持っていかれて、萩原さん、次も出したらいいよと言われてるんですけども、大変残念な思いをいたしました。私どもが提案したのは実は英田サーキットなんですけど、ですからこれができれば防災公園っていうのが非常に広い面積があるんで、そこでもって全国消防の訓練もできやすいんですが、ただ新しく防災公園ができたからといって来てくれるかどうかわかりませんが、プラスにはなると思います、オープンをしましたんで来てくれるというやつはね。これは今の経緯もこれありで、我々も防災公園をつくったのであるからということは立論上はプラスになりますけれども、主目的ではありません、これは。主目的はあくまで来るかもしれない大規模災害に対して市民並びに、場合によっては他の地域の方々のことも踏まえて安全の確保をすると、こういうことであります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

失礼します。議員2回目の御質問でございます。

地域防災計画の見直しについての防災公園の定義というか、位置づけということですが、現防災計画地震編の61ページに避難地等の整備計画ということで避難地、避難路等の定義をしたものを記載しております。また、69ページには地域の防災活動拠点ということで応援部隊の集積地であるとか物資の集積場所のようなものを記載をしております。いずれにいたしましても、防災計画見直しの中で表現の適正化を含め見直しのほうを行っていかうと思っております。

また、トイレにつきましては、近くのレンタル業者に協定をお願いしたところですが、こちらには在庫がない、緊急時には間に合わないということで、ぜひとも新品のトイレが備えつけられるものができればそれが一番いいとは思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

失礼します。尾高議員 2 回目の質問にお答えします。

まず、防災公園の分類なんですけれども、分類としましては機能別に拠点機能と避難機能に分かれております。拠点機能は、市町村を越える広域のものでということで50ヘクタール以上の広域防災拠点と、市町の地域内をカバーする10ヘクタール以上の地域防災拠点となっております。ちなみに、岡山県には広域防災拠点に位置づけられた公園はありません。それから、避難地機能としましては、市町村の地域内を対象に10ヘクタール以上の広域避難地と、近隣地区などを範囲とする2ヘクタール以上の一時避難地というふうになっております。

お尋ねの県内7市1町の状況ですけれども、設置されておりますのが岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、新見市、赤磐市と奈義町となっております。内訳としましては、地域防災拠点が指定されているのは岡山市、玉野市、新見市、赤磐市、それから広域避難地は倉敷市にあります。それから、一時避難地としましては岡山市、玉野市、津山市、総社市、新見市、奈義町となっております。近隣の奈義町の例でいいますと、奈義町総合運動公園が面積が8ヘクタールということで一時避難地として指定されております。それから、地域防災拠点の例でいいますと、赤磐市が山陽ふれあい公園というのがありまして、そこが18ヘクタールという……

〔13番尾高誉久君「8」と呼ぶ〕

18です、18ヘクタールということで指定をされております。〔降壇〕

〔13番尾高誉久君「財源等、先行取得」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）**〔登壇〕

それでは、財源面等についてお答えしたいと思います。

防災公園等の必要性またはその機能等については、この前も皆さん御質問なり答弁でございましたので、財源でございますが、補助金も一部あるように伺っております。また、起債の充当等も、これらにつきましても十分な検討が必要であると考えております。

また、早期に取得ということがございます。このためには、先ほどの御提案にありました基金の取り崩し、また土地開発公社による先行取得、この辺も十分に検討をすべきと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

ありがとうございました。より早い対応というものを望むことと、みまちゃんを見てる人でまだよく御存じない方がおられるんで、真備の災害が本当に大変なことでお気の毒に思っておりますし一日も早い復興を望んでおるわけでございますが、あのときに執行部トップに立った萩原市長の判断がもしなかったならば、山陽新聞の一面は湯郷、林野ぐらいいが出て大変な支援を受けておっただろうということを思います。備えも

非常に必要だという日ごろからの思っているものは大事なんではないかなあと思っております。

ナポレオンがこのように言うらしいです。俺が寝室に入ったときは戸をたたくなと、寝てるときは起こすなと、だけど非常事態が起こったときは戸をたたいて寝てる俺を起こせと、そうすれば一瞬にして解決してやるだろうというような近在の方々が市長を筆頭に執行部にはたくさんおられますし、議会もそう負けな顔ぶれかもしれませんので、そのときは執行部と議会が一丸となって事に当たることを強くお願いいたします。この令和元年12月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番13番、議席番号13番尾高誉久議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

続きまして、通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

**9番（金谷のり子君）〔質問席〕**

議長の許可をいただきましたので、令和元年、金谷のり子、12月議会の質問に入ります。

昨夜、1年を振り返りまして思い浮かべておまして、悲しいこと、楽しかったこと、うれしかったこと、いろいろ1年間ございました。その中で悲しかったことは、やはり人との別れでございます。元同僚議員との別れ、そしていろいろな人の別れもございましたが、うれしいこともたくさんございました。新しい命が生まれているという報告を何件も聞かせていただきました。

その中で、地域の中で、昨日ですね、11月に行われました防災訓練に私どもの住んでいる地域を挙げて避難訓練を行わせていただき、3軒ずつのグループを組んで声をかけ合い避難するという仕事を仕事とかいろいろな用事がない方で行いまして、参加者も多く行いましたところ、今まで出ていないような課題も出てきたり、そしてその中で地域のきずなが生まれまして、3軒同士で災害のときだけではなく日ごろの見守りもしていきたいという思いで大変よかったですと思います。ぜひまだされていない地域ございましたら、地区ございましたらやってみてください。

それでは、さまざまなことがありましたことし令和元年でございましたが、最後の一般質問に入らせていただきます。

今回の質問は3項目でございます。手話言語条例とコミュニケーション条例について、2番目に美作市の観光と歴史と文化財、そして3番目は大切な子どもの才能を伸ばすにはという3項目でございます。

1番目の手話言語条例とコミュニケーション条例についての質問に入ります。

今までに同僚議員が質問をされてこられました。私なりにいろいろなところに行かせていただいて聾者の方の思いや手話についての勉強もさせていただきました。

本年6月11日に岡山県立岡山聾学校のオープンスクールに参加させていただきました。幼児部、小学校部、中学校部、高等部、専攻科とあり、語り合い、心通わせともに生きるの校訓とともに学校生活を送っています。私は幼児部を参観いたしました。園児たちは先生や友達と手話で会話をを行い、元気に明るい表情で遊んでいました。その後、参観者の会が行われ、初めは日本語と手話とにより進められていきましたが、懇



談が始まると皆さんが手話による会話が多くなり、私はその中で理解ができずコミュニケーションがとれず不安を感じました。聾者の方は絶えずこのような気持ちを持たれているのだと逆の立場を経験してより強く感じました。そして、津山市から参加されている小学1年生の保護者さんは、入学させようかどうかということでオープンスクールに来られていたのですが、その中で県北にスクールバスは来ないのですかと質問されました。スクールバスは倉敷方面と岡山市方面のみですとの回答で、県北から入学となれば寮に入るか家族の送り迎えとなり、その後どのような判断をされたのかととても気になっております。

そして、その後9月議会で案内をいただきました10月20日に行われた手話言語フォーラム in 岡山、浅口市に参加いたしました。全日本ろうあ連盟理事の倉野様の講演、岡山県聴覚障害者福祉協会会長中西シンポジストの発言を聞きました。その中で12月に質問がありました手話言語条例制定についてどのようになっているのかということで今回の質問を考えました。その後の進捗状況と策定メンバー、意見聴取の方法についてお尋ねします。

2番目に、手話言語条例と別に福祉サービスであるコミュニケーション条例を制定することについてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私のほうから大卒をお答えをして、その後担当部長からお話をいたしますが、その前にまず議場の方々はお気づきと思いますけれども、少なくとも私が市長になって何度も何度も議会を経験をしましたが、その中で初めて聾者の方が傍聴席におられ、そしてそのために市が雇用をさせていただいている手話通訳の方が議場で通訳をしていると。できればこの姿、恐らく初めてのことであらうと思いますので、市民の方々にそのこともぜひ知っていただきたい、あるいはもしできるのであればみまちゃんの画像の中でこの状況をお伝えをしていただきたいなあとというふうに思う次第であります。

手話言語条例につきましては、当市議会で何人かの方から御提案があつて、それを契機といたしまして私どもの保健福祉部局で検討する、内々の検討をするだけではなくて、聾者の方々の団体との協議もする、そういうプロセスが既にございました。その結果として、私どもはお尋ねのあったコミュニケーション条例と手話言語条例を一体化したものを構想していたのですけれども、聾者の方々の思いがそれでは十分にはかなえることができないということによりやく気がついたというのが、先月ぐらいだったかな、ということでありまして、分離をして出し直そうという結論になってます。分離をしなければ12月議会にも提案できたんですが、今は両者を分離をした上で適正な内容、後で触れると思いますけれども、適正な内容のもとに3月議会に並行して上程をする準備をしているということであります。

議員もさまざまな形で県立の聾学校にも行かれたと聞いておりますけれども、実は私の祖父がかつて県立の聾学校の校長をしておりまして、それもとっても熱心な校長で、今でもよく覚えておりますけれども、私の聾者の方に対する理解の一番最初の契機をつくってくれたのがこの祖父の行動でありましたし、また今でも祖父に教わった聾者の方とたまに岡山ではお会いすることもございます。

いずれにしても、市民の方々に美作市が今一生懸命にこの問題に取り組んでいるということを御理解をいただく上できょうの傍聴参加は大歓迎でありありがたいことだと感謝を申し上げ、私の答弁の一部とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

それではまず、1点目の御質問の手話言語条例の制定はどのように進捗し、策定メンバー、意見聴取の方法、課題があるのかないかということについて答弁をさせていただきます。

手話言語条例の制定については、現在のところ来年3月議会に提案すべく作業を進めているところです。策定メンバーとしては、市内在住の聾者、手話サークル、登録手話通訳者、岡山県聴覚障害者福祉協会美作支部、美作地区手話サークル連絡会の方々と所管であります保健福祉部社会福祉課で構成をし、現在のところ意見交換会を5回開催し、メンバーの方々の意見や思いをお聞きし美作市の現状と今後の展望を踏まえた協議を重ね条例案を策定しているところです。

手話言語条例を策定する過程において、手話というものが単にコミュニケーションを図る上での方法の一つというのではなく、過去において教育の場でその使用を禁止された歴史的背景や生まれてから一度も日本語を聞いたことがないということがどういうことなのか、それによって聾者が生活する上でどれだけ制限された生活を送らざるを得ないているのか等を学び、手話というものが日本語と異なった文法を持ち、手話という一つの言語であるという認識を改めて理解した上で条例案を策定しているところです。

課題とすれば、その理解が今までの認識と大きく違っていたところで、その認識を理解するためにかなりの時間を要したところと感じています。

次に、2番目の手話言語条例と別に福祉サービスであるコミュニケーション条例を制定することについて。

これにつきましては、このたび手話言語条例の制定と同時にコミュニケーション条例の制定を考えております。美作市は、障がいの有無にかかわらず全ての市民が地域の中で夢と希望を持って生き生きと暮らす地域共生社会の実現を目指しています。その実現には、市内に住む誰もがお互いの尊厳を理解し支え合うことが必要となりますが、その最初の一步がコミュニケーションであることを認識し、多様なコミュニケーション手段に関する条例の策定を進めております。この条例は、何らかの障がいにより他者とのコミュニケーションや情報の取得をすることに困難がある方を考慮し、その障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段、例えば手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現、写真やイラストなどの使用のための環境整備を進め、コミュニケーション、情報取得の保障を目指すものです。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど市長のほうからも新たな思いを言っていただき、手話言語条例とコミュニケーション条例について進めてくださってるということで安心をいたしました。その中で来年3月に策定すべく作業を進め、充実した策定メンバーの方々と5回の意見交換が行われ、現状と今後の展望を踏まえた協議を重ねているということでございます。そして、部長の答弁にありました教育の場で手話を禁止された歴史ということを私もお伺いしました。この話を聞いて胸が詰まる思いでした。直にお話を聞いていないと本当に理解することができなかったと思います。

50年くらい前のことです。5歳で聾学校に入学されたそうです。夜の間に寮に行き、朝起きてみると親はいなかった。とてもさみしかった。学校生活が始まり口話法を強いられた。聞いたこともない声を出すために喉を強くたたかれたこともあった。子どもたちは上級生から教わった手話を使うことを禁止され、使用しているのが見つかると廊下に立たされた。口の動きを見て理解することは大変に難しく3割程度の理解しか

できなかった。時間の多くを無駄にしてしまったと思った。これは聾者の人権を認めなかったことでもあります。

言語としての手話を普及し手話が使え環境へと整備して苦難の歴史を二度と繰り返すことがない社会にするため、法的整備、環境整備を進めていかなければなりません。手話言語条例は聾者の方の特別な条例です。コミュニケーション条例については、市に住む誰もが意思伝達、人的支援、補助代替手段の選択を保障されることを目指すことができます。今現在の意思伝達の手段である手話通訳、要約筆記等を会合や話し合いの場に派遣依頼は現在どのようになっているんですか。お尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

今現在の意思伝達の手段である手話通訳、要約筆記等を会合や話し合いへの派遣依頼は今現在どのようになっているかという御質問です。

美作市におきましては、市が実施主体となっていく福祉サービスの一つとして聴覚障がい者とその他の方との意思疎通を支援するため、事前に支援者登録をしている手話通訳者並びに要約筆記者の派遣を行っております。派遣の対象者は、市内に住所を有する、または勤務をする聴覚障がい者、また市内に住所を有する、または勤務する聴覚障がい者と意思疎通を図る必要がある方のほか、他の自治体から派遣の依頼があった場合や市内で緊急を要することとなった市外に居住する聴覚障がい者に対しても派遣をすることができます。

現在の派遣の実績ですが、今年度では本日までの時点で手話通訳25件、要約筆記6件ということになっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

昨日市長のほうで2番議員の質問のときに人権の集いでも直にお話をされたということを知り、きょうの質問に立ちますのに安心、そして保健福祉部のほうでも進捗もスムーズにいつているということで、きょうは市民の皆様にもいろいろなお話を御理解していただくために、私のこれまで行かせていただいた場所や、それからお話をさせていただいたことをついちょっと込み上げてきて話してしまいましたが、これからは障がいがあっても障がいのない方も皆さんがコミュニケーションをとり合って、美作市がますます温かい町となりますよう、この質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

あと5分しかないんで2番目の質問が途中になってしまうかもわかりませんので、午後1時からとさせていただきます。

〔9番金谷のり子君「わかりました」と呼ぶ〕

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

それでは、金谷議員の2項目めからの一般質問をしてください。

**9番（金谷のり子君）〔質問席〕**

それでは、2項目めの美作市の観光と歴史と文化財について質問させていただきます。

本年10月30日に私の住んでいる豊田地区の生涯学習でベルピール自然公園、林家、大原宿、武蔵の里にボランティアガイドさんの説明を聞きながら有意義な学習を行いました。そして、11月9日に湯郷交流館で教育委員会・文化財保護委員主催の美作市文化財講座「昔くらしきの代官と高瀬舟」の講座がありとても興味深く聞き入りました。そのようなことから、美作市の観光と歴史と文化財についてお尋ねする質問を考えました。

1番目に、観光と歴史文化財は世界中どこでも大きく関係があります。観光行政と歴史文化財の教育委員会の連携によるそれぞれの強化はどのようになっているのでしょうか。

2番目に、英田地域の歴史ある真木山地域は現在どのようになっているのでしょうか。

3番目に、東栗倉地域のベルピール自然公園はいつでき、整備費、鐘はどのようなもので、現在の集客状況などについてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

文化財講座あるいは老人大学の研修、御参加いただきましてありがとうございます。

さて、平成30年6月に文化財保護法の一部が改正されまして、本年4月から改正法が施行されております。この改正の主なポイントは、文化財保護行政におきましてこれまでの保存重視の文化財保護から活用を積極的に推進することで文化財の適切な管理と観光振興・地域活性化の両立を図り、持続可能な文化財保護行政を目指すものでございます。こうした背景には、文化財継承の基盤であります地域コミュニティが過疎化、人口減少により脆弱化するなどの社会的要因があります。

観光行政との連携につきましては、昨年度になります。ことしの3月に「歴史的資源を活用した観光まちづくり」と題しました講演会を教育委員会・商工観光課で共催し、文化財を観光に活用した先進地の事例を紹介をいたしました。今後は、市長部局とも相談しながら連携を深めてまいりたいと考えております。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、歴史ある真木山地域ということで答弁をさせていただきます。

英田町史によりますと、真神にあります長福寺は背後の真木山にあったが、昭和3年に現在地に移った、移転当時、三重の塔もほかの堂社とともに跡地に残されたが、昭和25年解体されて麓の現在地に再建されたとあります。この真木山の長福寺の跡地は、真木山の山頂から見ますと南西方向のところにありまして、南側を中国自然歩道が横断をしております。この中国自然歩道を通して訪れる方がありと地元の方からお聞きいたしました。この跡地を史跡として整備して後世に残そうという趣旨に賛同された有志の方が、本年8月に雑木の伐採や草刈りなどの整備作業を実施され、今後も年4回程度の作業を目標に活動されています。

市におきましても、森林所有者からの依頼を受けまして、三重の塔跡地周辺の雑木の伐採作業を行うということにしております。

この跡地を観光資源としていくことにつきましては、文化財としての価値を今後どのように評価していく

のか、また長福寺様の意向や、有志の方々の今後の活動によるところが大きいというふうに考えています。

続きまして、ベルピール自然公園のベルについてでございますが、ベルピール自然公園は、愛の村づくりということで東栗倉村が日名倉山の中腹に総事業費8億4,300万円で整備したもので、平成4年8月にオープンをいたしました。公園内には、鐘楼やベルピールホールと言われるものがあり、景色を楽しんだり、トレッキングなどを目的に年間約4,000の方が訪れております。

この鐘楼のベルは、フランス製で愛の鐘「リュバン・ベール」という名前と呼ばれております。フランス語で緑のリボンという意味だそうでございます。昭和63年に開催された瀬戸大橋博覧会で名前を募集し、約4,600点の応募の中からこの名前が選ばれたというふうにお聞きしております。このベルは凱旋門に似た大きなアーチ型の鐘楼の上部左右に設置されておまして、大きいほうは5.8トン、小さいほうは2.4トンで日本最大級と言われております。

ベルピール自然公園には、本年7月から10月まで西栗倉村の道の駅と連携しまして京阪神からのバスツアーを受け入れることができました。バス199台、7,850人の来場がありました。また、ことしの春にはこの公園で結婚式が行われております。この公園につきましては、公園を管理しております指定管理者に引き続き自主事業によります誘客活動に積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えています。

ちょっと追加させていただきます。

先ほど真木山の三重の塔周辺の市のほうで伐採するという、不用な木を伐採すると申し上げましたが、これは森林環境譲与税を活用した林業振興の一環として森林所有者からの依頼を受けまして除伐作業を行うものでございます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

#### 9番（金谷のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

文化財保護法の一部が改正、保存重視の文化財保護から活用を積極的に推進し、文化財の適切な管理と観光振興、地域活性化の両立を図り持続可能な文化財保護行政を目指すものというところでございます。

そこで、先ほどの質問に関連しますが、1番目に、真木山地域の埋蔵文化財を保護、管理、観光振興、地域活性と両立できるかはこれからの取り組みにかかってまいりと思います。いつごろからどのような建物が、歴史的価値についてお尋ねいたします。

2番目に、真木山山頂付近にあった三重の塔の解体、移転の年がいろいろな資料によって24年であったり25年であったり26年と表記がまちまちでございます。解体の時期と移転が終わってしまった時期といろいろあるんですが、統一したほうがいいんじゃないかというように感じましたので、この辺の説明をお願いいたします。

3番目に、真木山地域の中国自然歩道は岡山県のどのような歩道でありますか。そして、地域との連携強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4番目に、この地域を整備して後世に残そうと有志の方が動かれているとのことですが、どのような会でのような事業をされるのでしょうか。

次に、ベルピール自然公園の愛の鐘は、大きいほうは5.8トン、小さいほうは2.4トンで日本最大級とされている。東栗倉村が当時総事業費8億4,300万円で整備したとのことですが、鐘は自動で鳴らせるんでしょうか。鐘を自動で鳴らせることができるならば、ふるさと納税の返礼に起用していただいたり、もう少し愛の鐘をPRするべきではないでしょうか。

6番目に、鐘は結婚式のみで自動で鳴らすのでしょうか。そして、整備されてから何組の結婚式が行われたのか。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、長福寺の跡、真木山のほうの歴史的価値などについてでございますが、英田町史によりますと長福寺の開基は渡来僧であります鑑真で、奈良時代の天平宝字元年、これは757年でございますけど、伽藍を造営したというふうにあります。そして、鎌倉時代になりまして弘安年間に真木山が再興されたというふうにあります。特に三重の塔につきましては、弘安8年、1285年、この年代に再建されたというふうでございます。

また、「美作の寺社」という書籍がございますが、この真木山には盛事には60坊を数えた、江戸中期には25カ寺となり、明治維新では4カ寺、その後火災があったなどと記されております。「真木山への道」という書籍が英田町から発行されておりますが、こちらの境内絵図には三重の塔のほかには本堂でありますとか、山王山、鐘楼門、弁財天堂、大師堂などが記されております。現在の跡地は堂や坊の跡の礎石や石垣などが往時をしのばせてくれるところで、お寺の跡としましては市内最大のものというふうに言われています。

続いて、三重の塔の解体についてでございますが、25年に解体ということで先ほど答弁申し上げましたが、この英田町史によりますと、冒頭に三重の塔は昭和25年解体とありますが、後半部分にやや詳しくありまして、昭和24年7月1日から22カ月の工期で解体、修理、移築が行われたと記されております。昭和26年に工事が完了したものであるというふうに思われます。工事内容によりまして記載された年次が異なっているものというふうに考えられます。

それから、真木山地域にあります中国自然歩道でございますが、これは吉備高原横断ルートの中福寺と八塔寺ふるさと村を結ぶ道、これ総延長14.5キロでございますが、このルートがございますが、跡地を通るルートで申しますと、長福寺から河会の谷口というところまで通り抜けますと延長が4.3キロとなっております。長福寺から跡地までを往復しますと、往復で約5キロといった行程となっております。

地域との連携強化につきましては、美作市観光振興協議会や英田地域観光振興協会などと協議ができるものというふうに思っております。

それから、この地域を後世に残すために活動されている団体でございますが、真木山大伽藍史跡を後世に残す会という名称で、この真木山山頂に残された跡地を後世に残し文化財価値を高めることを目的として本年7月から活動をされております。本年度の活動については、8月24日に趣旨に賛同された11名の有志の方により、参道跡の草刈り、雑木などの伐採、除去が行われました。また、11月13日にも9名が参加し作業が行われたとお聞きしております。おおむね年4回の作業実施を目標とされまして、今後本堂跡周辺の整備や標柱の設置を予定されているということでございます。

続きまして、ベルピール自然公園の愛の鐘でございますが、現在一般のお客様にはベルの中にあります打撃用の鐘、こちらにひもをつけておりまして、手動で引っ張ることによってベルに当てて鳴らしていただいているという状況でございます。しかし、この愛の鐘は電動でベル自体がスイングして鐘を鳴らすことができる、そういった構造でございます。ただ、ベルを外側から打つハンマーはタイマーの基盤が故障しておりまして、現在は打ち鳴らすことができない状況でございます。また、決まった時間に自動で鳴らすということも現在はできない状況でございます。

それから、ふるさと納税の返礼としてということでございますが、鐘を鳴らすことについてお祝いや大切

な方へのプレゼントとして可能ではないかというふうに思われますので、これについては研究させていただきたいというふうに思います。

それから、ベルピール自然公園での結婚式ですが、この愛の鐘は結婚式の際、電動でスイングさせて鳴らしております。結婚式の組数は平成4年のオープンから770組の結婚式がありました。ただ、直近では平成30年度に3組、本年度に1組の結婚式があったとお聞きしております。

ベルピール自然公園の結婚式については、ベルピール自然公園ウエディングサイトのホームページが設けてありまして、管理者により周知をしているところでございます。

それで、いつ鐘を鳴らすかということは非常に大切なことだと思いますので、担当部局としまして指定管理者と協議をしまいたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

私も真木山の質問をするに当たりまして案内をしていただき歩かせていただきました。ちょうど西の屋の横のあいだ館のところから真木山のほうへ四駆の車で登りまして、ちょっと怖いなあというような感じのところをこんなになりながら行きまして、そして頂上付近で車をとめることができました。そして、真木山地域、昔真木村があったところまで少し歩けばたどり着きました。ちょうど竹が枯れてきておりましたので開けておりました。そして、この会の方が幾らか整備をされた後でございましたので、ちょうど紅葉の時期でもありましたので、2時間ぐらいの散策でしたが楽しく歩かせていただき、そしてお地藏様のように何町とか書いた石がございまして、それがところどころにあり歴史を感じることができました。

この会の方が本当に御苦勞をされたということに敬意を表しますとともに、これは本当に市を挙げて後世に残す取り組みもしていけないと思いましたが、森林譲与税ということは今言っていたんで、伐採をしたりということに使っていくということを言われましたが、それからまた発展していくことを期待いたします。

この質問を考えましたのは、文化財保護委員の方とのお話がこの会に行かせていただいてあって、こんなんしてるんだっていうことで初めて知りまして、それまで私もそんなに歴史のある、長福寺は知っておりましたが、真木山の頂上についていうのを知らなくて本当に勉強不足だなあと思っておりましたが、よかったです。ぜひ市内の方に、それから市外の方皆さん歩いていただいたらと思いました。

県のほうの歩道、遊歩道は県が指定しているんでしょうかねと思ひまして先ほど発問させていただいたんですが、3回目としてはもっとこれから後世に残す取り組みを森林伐採以外にも力を入れていくべきであるということを考えておりますので、そのことについてと、それからベルピール自然公園のほうは景観と愛の鐘によりオープン以来数多くの方が来場されてると思います。しかしながら、あそこに私も何度も上がっておりますが、もう景観を見て先日は手動で鐘を鳴らさせていただいて、100円か200円でしたかね、入れさせていただいて、あとホールの方ではトイレを借りただけで帰りましたので、管理者の人も売り上げるところが期待できない、なかなか、場所であるなあ。売り上げを獲得する手段のないところであるなあというのは思ひましたが、日本一の鐘を修理していただいて、最近注目されてる地味婚とかという小さなひっそりと結婚式を挙げるような方もありますので、愛の村でお食事などもできますので、地域の連携を図っていただいてぜひ鐘の修理をということをお尋ねします。そして、鐘の修理をすればどれぐらいかかるんであろうかなっていうのをまだ今初めて言ったので、およそで構わないんですが、お答えいただいたらということを3回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、真木山の長福寺の跡でございますけど、私も現地に参りました。竹が枯れたことによって、倒れたことで少し開けたようにも感じましたけど、中国自然歩道というのは県が設けてまして市のほうで管理委託を受けてるようなところでございますけど、真木山の林道のほうから参りますと確かに車が近くまで参ります。ただ、真木山山頂と言いながら山頂への案内標識とか、山頂がわかりにくいといったこともお寺の跡地を見て感じたところでございます。文化的価値と、そういった評価はこれからになると思いますけど、あの地の歴史を多くの方に知っていただくために市としてどういったことができるか、検討してまいりたいというふうに思います。

それから、ベルピールの愛の鐘につきましては、特に収入増につながるような愛の鐘の鳴らし方というのができればいいのかなというふうには感じますが、その修理につきましては自動でタイマーで鳴らすことにつきまして非常に故障が多かったと。その後、保守管理といいますか、保守管理契約をやめまして、修理に来ていただくとなかなか交通費が高かったり経費がかさむということで以前の、以前といいますか、指定管理者と市と協議した中で今のような管理の状態になってると思いますけど、有効にこの鐘を使うことにつきまして、その修理とか、修理に要する経費とか、運営に要する経費について改めて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

総括をさせていただきます。

真木山地域につきましては、今後取り組んでいくということでよかったなと思っております。

それから、愛の鐘の修理ですが、これは東栗倉の地域の方、お一人ではないです、何人の方から聞いております。ベルピールは指定管理にも人的な費用ぐらいで指定管理が行われて、それほどに管理にお金をかけている場所でもありません。それから、8億4,000万円ですつっております。もったいないです。あれだけのものがある美作市、鐘を修理しないということは絶対にないと思います。ぜひ前向きにというより絶対にしていただいて、全国に、世界にアピールしていただいて、東栗倉地域の方の思いだけではなくこれはしていただきたいというのが私の思いでございます。そして、地域の方の思いでもあると思いますので、よろしくお願いします。

次に行ってよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

それじゃ、3項目めに入ってください。

9番（金谷のり子君）

3項目めは、子どもの才能を伸ばすにはどうすればよいかというようなことでございます。

学力テストのことをいろいろと質問もされて子どもの学力についての御心配もされてこられたと思うんですが、その学力テストの前に何があるんであろうか、子どもが学力テストが上がっていくってこともできるってということ、いい点をとるってことも大切なんですけど、その子が結局大人になって幸せに暮らすということが一番、そのための能力をつけるってことが大切だと思、この質問をさせていただきます。



学力テストではかれない非認知能力が子どもを伸ばすということを最近よく聞きます。岡山大学准教授の教育学教育方法学専門の中山芳一先生の著書で、非認知能力は子どもの力を伸ばすと、才能を伸ばすということで著書を読みました。先生は子どものころに周囲が何々君は頭がいいよねと言っているのを聞いて、頭がよいイコールテストの成績がよいのかなあと負け惜しみに聞こえるかもしれないが頭のよさは決してテストのできふできと同義ではないと子どものころに確信していたそうです。

それでは、頭のよさは一体何なのか。知識をいかにインプットできるかが数値化されたテストの結果で評価するのではない。自分で考え解決する力、自分を信じる力、豊かな人間関係を築くコミュニケーション能力、向上心、想像力、判断力等々、数値化できない力が非認知能力と言いますが、それを兼ね備えることであるというふうに言われています。そして、今国家レベルで数値化できないこの非認知能力を重視しています。学力テストや宿題は学力定着の手段であり、それが今目的化され、それにこだわる大人たちは目を覚ませというふうに書かれてあります。私たちは目を覚まさないといけないのです。そして、この能力を引き出し子どもの才能を伸ばすために、家庭、教育行政、福祉、社会が一丸となる、子どもたちがこれからの予測不能な未来を幸せに過ごすためにという思いで質問をいたします。

1 番目に、脳の神経細胞のネットワークができるのはいつごろですか。

2 番目に、子どもの成長過程で才能を伸ばすためにかかわる知識と環境について。

3 番目に、教育委員会、保健福祉部での最新の取り組みについてお伺いします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

学力についてというお尋ねでございます。

非認知能力といいますのは、そういう学力テストとか、あるいはいろいろな検査等ではかれない数字ではあらわせない力ということで、これが非常に大切なんだということが今言われておりますけれども、その中で子どもたちの才能を伸ばすためにということの御質問でございます。

まず、脳の神経細胞のネットワークができ上がるのはいつごろかということでございますが、これにつきましてはさまざまな説がございます。おおむね18歳ごろまでと、あるいは基礎ができるのは乳幼児期というふうには聞いておりますけれども、まだまだ脳科学は未知な部分も多く、特に定説はないというふうに聞いております。

この才能を伸ばすための知識とか環境ということでございますが、これも一つの説ですが、脳科学の分野の専門家、東北大学の川島隆太教授は、脳の司令塔である前頭前野には知識にかかわる働きと心の働きとがあり、前頭前野の機能を高めることにより心が育ち情緒が安定する。つまり我慢をするという部分で非常に大きな働きがあると言われております。こうした脳を鍛えるためには、親を初めとした多くの大人とかかわり、話しかけられ、ともに何かをする、例えば一緒に料理をしましょうとか、本の読み聞かせというのも有効と聞いております。ほかにも日々の生活の中で小さな自然と触れ合うこと、同世代の子どもと接する時間を十分とることなどと言われております。家庭や保育園、幼稚園、こども園、学校での規則正しい日常生活がいかに重要かというふうに考えております。こうした経験を十分に積んだ子どもたちは、コミュニケーション能力も高まり、意味がわかって読める力、つまり読解力が身につくというふうにも言われております。

最新の取り組みをとのお尋ねでございますが、今、新保育所保育指針や、幼稚園も含めました新学習指導要領などで取り組んでいる主体的・対話的で深い学びがそれに当たるというふうに考えております。そのため、乳幼児期では心と知能を育む愛情に満ちた応答的なかわり、返事をしてあげるとか、何かしつかりそ

の子が言っていること、たとえ片言でも、ああそうねとか、これおいしいよ、おいちいよって言ったらいちいねってというような、そうしたかかわりですね、あるいは五感を働かせながらしっかり遊び込む、よく保育の学問では遊び込むという言い方をしますが、一生懸命遊ぶということですね、こうしたことを目指して今取り組みを進めております。

また、学齢期では、AIにはできない人として求められる能力を養うための学習を進めるということで小学校からプログラミング教育などにも取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、これからも家庭、地域と協力をいたしまして、ゼロ歳から15歳までの15年間を見通した教育を充実し、子どもたちの生きる力の育成を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私のほうからは、③番の保健福祉部での取り組みについて答弁をさせていただきます。

保健福祉部では、ゼロ歳から3歳といった小さい子どもさんへの健診や訪問を行っております。議員のおっしゃるとおり、豊かな人間関係を築くコミュニケーション能力を育むという面で3歳までの時期は、三つ子の魂百までと申しますように、人間関係を築く基礎になる時期であると認識しております。まずは、この時期の保護者、特に母親の精神的安定が大変重要でありますので、昨年度より発達支援センターに母子保健コーディネーター1名と今年度から心理士2名を配置して母親への心身両面への支援に力を入れております。

また、乳幼児健診時には、保健師や栄養士などの専門職がお一人ずつ育児の様子をお聞きし、困り事や不安への相談をお受けしております。

金谷議員から産後鬱対策に対する御指摘をいただき、昨年度より開始いたしました産後ケア事業につきましては、対象の方から大変喜ばれている状況にあります。国でもこの事業につきましては重要な施策として母子保健法に市町村の実施を位置づける動きが出ており、市としましては法制化に先立ち産後の母子支援として取り組みを充実させてまいります。

ゼロ歳から3歳といえば、目の前の育児で大変な時期ではありますが、子どもさんの将来に大きく影響する時期でもあることを自覚していただけるように、今後も丁寧に助言を行っていきたいと考えております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問をいたします。

新生児期から産後鬱対策であるヘルパー派遣等に先進的に取り組まれ感謝いたします。子どもにとって父親、母親、家族の心理状況の安定により愛の育みが大きく変わってまいります。そのことは皆さんも御承知だと思います。子どもの能力を引き出し才能を伸ばしていくには何をいつの時点からするのかをいま一度見直し、ともに考えたいです。

先ほど脳のネットワークのお答えをいただきましたが、いろんな説があるということで、私もこれであるということは言い切れませんが、脳の重さということは新生児で400グラム、成人で1,400グラムと言われております。3歳前後で約1,100グラムになり、6歳で成人の9割に達するという事です。これは事実でございます。脳の神経細胞のネットワークができて上がるのは18歳ごろまで、その基礎が乳幼児期との答弁があり

ました。脳のネットワークも3歳で6割、6歳で8割、10歳でほぼ大人に近いところまで育つとも言われていますので、保健福祉部長より3歳までの時期は、三つ子の魂百までというように、人間関係を築く基礎になる時期であると認識しているというお答えでした。それに加え教育長は、乳幼児期に心と知能を育む愛情に満ちた応答的なかわり、五感を働かせながらしっかり遊び込むとの答弁がありました。

そこで、質問ですが、1番目に、新保育所保育指針や学習指導要領になった社会背景は何であるかということですか。

2番目に、遊び込むことがなぜ必要なのか、将来どのようにかかわってくるのかをお尋ねします。

3番目に、家庭で保育をされている幼児が集う子育てサロンや子育て支援センターに五感を働かせながらしっかり遊び込む仕掛けができていますでしょうか。

3月議会ではほかの町の子育てサロンを参考にして充実をしてほしいという質問をして、するという答弁がありました。いかがでしょうか。

4番目に、虐待報道でしつけであったと言い切る親がいる中で、家庭教育、正しいしつけの方法を保護者に教える教室はあるのでしょうか。

5番目に、私も子育てを30年ぐらい前に、幼児期は30年ぐらい前でした、そのころと虫歯の予防等や沐浴の仕方とか、育児方法が随分変わっているということを感じております。子どもの才能を伸ばし、大人になって幸せな暮らしをしてもらうためにおじいちゃんとかおばあちゃんの協力が必須なんです、両者の溝をなくすためにおじいちゃんおばあちゃんの教室とか、そういったものがされているのでしょうか。ないようでしたら、してみたいかですか。

6番目に、五感を働かせながらしっかり遊び込むには自然豊かな園庭や散歩が必要です。園児は水遊びとっても大好きです。わざと水たまりに入ったり、虫を観察、木の実や花を見る、高低差のある場所でジャンプしたり滑り落ちる等、今までできていたことよりも少し難しいことにチャレンジするということが好きです。自分で遊びを考え、チャレンジできる環境を整え、より子どもを伸ばす。

国のほうでも森と自然を活用した保育などを推進していますが、現在ある市内全ての園庭はそのような環境にあるのでしょうか。これからできる大原保育園の園庭は自然豊かで子どもを伸ばす仕掛けができるのでしょうか。そのことについて質問させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

まず、2回目の御質問で、新保育所保育指針、新学習指導要領になった社会的背景はということでございます。

実はこの幼児教育というのは今非常に大きな変革期を迎えております。この社会的背景という理由というのは大きく3つございますが、1つ目は、時代の急激な変化に伴う社会構造の仕組みや関係性の希薄さ、これが子育てや教育に影響を及ぼすようになってきたこと、いろいろ家庭の環境なんかも変わってきておりますね。次、2つ目がAIやグローバル化でございます。地域環境の変化、近い将来でも予測不可能な時代へと向かっている。これは私もここで何回も御答弁をしたと思いますが、これから何十年かたって小学生の子どもたちがつく職業ですらわからないという、こういう予測不可能な時代へと向かっていること、最後3つ目は、さまざまな研究成果の蓄積によって乳幼児期の自尊心や自己抑制、そして忍耐力、いわゆる非認知能力と言われる育ちが将来に影響を及ぼすということが明らかになり、国際的にも幼児教育の重要性に対する認識が高まっていること、この3つが上げられるというふうに言われております。これらの背景を受けまし

て、今回の保育所保育指針、幼稚園、認定こども園の教育要領が改訂となっております。将来の変化を予測することが困難な時代を見据えて我が国の教育をつくることがその根幹、基盤でございますので、これからの保育、教育に求められております。

次に、この遊び込むということでございます。なぜ必要なか、将来にどのようにかわるのかということです。

よく保育士さんたちは本当に遊び込むというふうに言います。夢中になって遊ぶ。この遊び込むことの必要性でございますが、幼児期は知識や技能を一方的に教えられて身につける時期ではなくて、生活や遊びの中で直接的、具体的な体験を通して経験、体験を重ねていくことが重要であり、心身の発達が著しいこの時期にしっかりと遊び込める子どもは将来にわたる発達だけでなく人間としての生き方における成長にも重要な意味を持つことがわかってきております。

例えば日常よく見かけます砂場での水遊び、泥遊び、これをしている中でもこの遊びを通じて自分自身がこうしたいと決めた目的に向かって問題を解決していく力、そのための思考力、友達と協力する力や折り合いをつける力、そして自己決定力、困難を乗り越える力、そして味わえる達成感など、多くの非認知能力につながる学びがございます。大きな砂場、山をつくろう、お友達と協力してやりましょう、何とかちゃん、こっち側やってねというような声をかける役割分担をする、そしてでき上がった、でき上がった達成感を味わう、そして誰かがそこへ壊しに来た、壊しに来ちゃだめよと自分から伝える、あるいはその子も言われた子も壊したかったけど我慢をする、そうしたお互いの協力する力や折り合いをつけるという、そうしたことの中で多くの非認知能力につながる学びがあるということでございます。

このような幼児期の遊び込みというのが児童期になってからの学び込み、つまりみずから意欲を持って学ぶということにつながってきます。これが小学校以降の知識や技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性などの資質能力へつながってまいります。この姿を今回の教育要領や保育士保育指針では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と、つまり1つ、2つ、3つぐらいでいいんだけど数を数える、物を持ちながら数を数える、数の概念が入るということが今度は小学校では算数につながっていく、あるいは物を見るという力が理科につながっていく、そうしたことがまとめられております。幼児期の学びを小学校へつなぐということが強調されております。

私からは、最後に園庭の自然ということについてお答えをいたします。

園庭の自然、これが子どもたちの育ちには非常に大切なわけですが、子どもたちが直接めたり、あるいは触れたりできる自然環境は子どもの育ちにおいてとても効果があり必要なものでございます。市内各園の園庭環境においてもできる範囲で例えば草花や雑草、そこに生えたものをあえて残しておく、あるいは園庭の樹木、それを利用してロープをかける。これ実際に大人が見ると、ひょっとするとこんなことして危ないんじゃないと思われるかもしれないんですが、樹木の間をロープを渡し、そのロープをいろいろ巧みに渡ってゆったり遊んだりしている姿が見られます。そして、木の切り株、タイヤなどさまざまな物を使い、いろいろと工夫をして園庭環境を充実させているところでございます。

新大原保育園におきましても、こうした取り組みや仕掛けをしっかりと行い、就園する子どもたちがわくわくするような園庭の環境づくり、これを研究してまいりたいというふうに考えております。今現在保育士がもう本当にさまざまな園に実際に行って研修して、そしてそれをみずからの園に生かしたいということでやっておりますので、それを進めてまいりたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、まず3番目のサロンの充実について答弁をさせていただきます。

子育てサロンにつきましては現在7サロンあり、社会福祉協議会に運営委託を行っているところであります。議員からは、サロンの運営は保護者が自主的に行っており社協のサロンへのかかわりが薄い、保育士等の専門家がスタッフに入っていない等の御意見をいただいております。その後の取り組みですが、現在のところ、新たな取り組みはできていないという現状でございますが、子育て支援拠点の基幹となります子育て支援センターとの役割のすみ分けを行う中で子育てサロンの特色をつくっていききたいというふうに考えます。サロン利用の保護者の意見を聞きながら、教育委員会ともそれぞれの役割、連携について調整を行ってまいりたいと考えております。

それから、正しいしつけの方法を保護者に教える教室はありますかとの御質問ですが、教室として開催しているものではありませんが、保健師や心理士が育児相談や乳幼児健診でしつけも含む子育てに関する相談を受けております。

きのうの新聞にも載っておりましたが、改正児童虐待防止法の来年4月の施行を受けまして現在国では体罰としつけの違いを明確にするための体罰の定義を検討しているとのこと。体罰としつけを正しく理解した上で保護者からの相談等に我々も応じてまいりたいというふうと考えております。

それから、5番目のおじいちゃんおばあちゃん教室が必要と考えますがとの御質問ですが、家庭で子どもの面倒を見てくれるおじいちゃんおばあちゃん存在は大きく、また時代に沿った子育てに関する知識を共有することはお互いの信頼関係を築く上で非常に大切なことと思っております。

母親からの育児相談におきましても、同居家族の育児に関する悩みをお聞きすることもあり、母親の悩みの解消の一助としておじいちゃんおばあちゃん教室の開催は有効なものと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

3回目でございますが、ことしの3月に私が質問いたしましたので、そのときにすぐに予算はつかなくて、その後サロンの運営についての進捗がなかったということなんですが、それから私も何件か勝央町へ行ったり奈義へ行ったり、サロンの運営を何回も見てまいりました。保護者の方もかかわっておられますが、その中に保育士さんが数時間かわり、先ほどの言われたような非認知能力を育むための仕組みをされておられます。出おけているなあと思いますので、そこにつきましてはぜひ早急に進めていただきたいと思っております。

そして、子どもの能力を伸ばすということでここで質問させていただいたんですが、私も1つ皆さんに聞いてほしいというか、ある問題を某有名大学医学部の入試の問題ということで800字以内で記述しなさいという問題があったそうです。これが兵士から食事を与えられている猫になったとして感じることを800字以内で書きなさいという問題です。もう本当に突然そんな問題が出てきたときにどのように書こうかなって学生さんは思っただろうなあと思います。兵士から食事を与えられている猫になったとして感じることを800字以内で述べなさいという問題だそうです。こういうことが大学入試に今出てきているんだなあというのを1カ月ほど前に見せていただいてへえっと思いました。予測不能な問題です。ですので、子どもたちもこれから大変だなあというふうに、もう頭を柔軟に持って、その非認知能力をつけていって自分の力で学力をつけていく、幼児期につけていけば小学校になっても今度は学習に入っていくときに一つの問題がで

きた喜びをまた次の問題ができたというふうな喜びに変えていって勉強も好きになる。遊びが好きであればそういう学びにもつながるということを教育長が言われたと思います。私も孫がおりますので、ここの質問を考えてすごく勉強になりましたので、おじいちゃんおばあちゃん、ここにいっぱいいらっしやると思いますので、そのかわりもぜひ大切にさせていただいて今回の質問は終わろうと思うんですが、先ほど言いました保健福祉部のサロンの充実、ぜひ早急に行っていたきたいということはもうたびたび申しますが、よろしく願いいたします。

これで令和元年12月金谷のり子の一般質問を終わります。最後となりましたが、御清聴ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を再開いたします。

## 日程第2 議案質疑（議案第68号～議案第87号）

**議長（岡本 泰介君）**

日程第2、「議案質疑」を行います。議案第68号から議案第87号を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

初めに、議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

後から思えば通告しておけばよかったかなという感じがあるんですが、1項目について3回まで質問をいたします。

今回の条例改正の理由で……

〔「総務だったらできないんで」と呼ぶ者あり〕

えっ、これ……。

**議長（岡本 泰介君）**

そうか、総務委員会です。

〔4番岡野鉄舟君「総務委員会か、文教かなあとと思って、失礼しました」と呼ぶ〕

お控えください。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を受けます。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

それでは、通告に従いまして議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」質問をいたします。

まず、美作市水道事業の設置に関する条例の一部改正でございますが、1点、給水人口及び1日最大給水量の根拠は何かということでございます。ちょうど改正案のところの3ページに別記2として改正後の給水人口と日最大給水量があります。それは根拠は何かということでございます。

続きまして、水道事業給水条例の一部改正でございますが、そこで改正前の第31条の2の手数料でございます。(1)、(2)、(4)は徴収していたとして幾ら徴収していたのか。

それから、31条の改正で4件の手数料について所要の改正をする根拠は何かということでございます。

第1回目の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

失礼いたします。岡野議員質問の3項目につきましてお答えいたします。

まず、1項目めの給水人口及び日最大給水量の根拠は何かということですが、まず区分の美作市上水道につきましては旧美作、作東、英田町におきまして施設の創設以降、最終的に経営認可を受けた時点での給水計画人口、そして1日最大給水量を合計しました数字でございます。

また、勝田簡易水道、大原簡易水道、東栗倉簡易水道につきましては、それぞれの地区の簡易水道を統合しまして供用開始時の給水人口及び1日最大給水量を積算し経営認可を受けた数字でございます。

それから、2項目めの質問ですが、改正前は改正案の第31条の手数料にある1、2、4は幾ら徴収していたかということですが、(1)と(2)につきましては美作市手数料条例第2条の規定によりまして改正案と同額の(1)の証明交付事務手数料につきましては300円、それから(2)の配管図等図面の写しの交付事務につきましては50円を徴収しておりました。

また、(4)につきましては、指定給水装置工事業者更新事務手数料につきましては今回の水道法の改正によりまして新しく創設されたものでありますので、今まで徴収はしておりません。

それから、3項目めでございますけども、第31条の改正で4件の手数料につき所要の改正をする根拠は何かということですが、1、2につきましては先ほども言いましたが、美作市手数料徴収条例第2条の規定を準用しておりましたが、明文化をしておりませんでした。今回指定給水装置工事の事業者の更新義務が水道法の改正によりまして創設されたことに伴いまして、3号、4号の手数料の追加にあわせて本条例に明文化したものでございます。

以上でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、そこにあります(3)の指定給水装置工事事業者登録事務1件につき1,000円というのは……。

**議長（岡本 泰介君）**

1万円です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1万円でございますが、改正前は5,000円なんですけど、これを1万円に上げる理由は何かということですが、上げる理由というか、根拠ですね。

それで、逆に手数料条例でしておりました証明の交付事務の1件につき300円はそのままであります。それから、図面の写しの交付事務につきましても1枚につき50円なんですけど、その例えば3なんかは今見ますと2倍になってますので、この諸証明の交付事務につきましても、それから図面の写しにつきましても若干市の手数料条例とは違って少し増やしてもいいんじゃないかなと思うんですが、それが増えてない理由は何でしょうか。増やしてない理由は何でしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

(3)の指定給水装置工事事業者登録事務手数料並びに(4)の更新事務の手数料が同額の1万円となっておりますが、3は改正前は5,000円ございました。これにつきましては、今回水道法が創設されたことによりまして更新義務が発生しました。その際、条例改正を他の市町村でも行っているわけですが、岡山県下の条



例改正の状況を見ましたら、全て更新事務、それから登録事務につきましても1万円改正されております。これは指定業者の相手方が岡山県内の事業者ということになりますので、均一性を保つために県内が同額ということで、美作市におきましても1万円といたしております。

それから、その他の1と2の証明手数料につきましては、従前どおり、手数料条例に基づいた金額といたしております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

そりゃそのとおりなんでしょう。私がお聞きしてるのは、なぜ上げないのか、上げるべきじゃないのですかという質問をしたわけです。だから、その規定に基づいているってのはそのとおりなんでしょう。

それからもう一点、最初に2番目に聞けばよかったんですが、給水人口と日最大給水量、決算統計の中では施設の概要のところでも最初に出てくる場所なんですけど、それは決算統計です。そうじゃなくて、これ条例ですから、当初施設をつくったときはそれほど今ほど人口が下がるということは予定されていなかったんですが、やはり20年後にはざっと自然増減だけでも約1万7,000ぐらいに必ずなるわけです。そうしたときに、この条例があることによって上水道の料金収入とかというようなこともどうしてもこれにこだわってくるようになるので、この額をもう少し実態に合うものにすべきじゃないかなと思うんですが、その辺はどう考えたらいいのでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

この数字につきましては、先ほど言いましたが、認可のときの計画人口、そして1日最大給水量を示したものでありまして、各施設の規模、人口規模、それと施設自体の最大の給水量がこういう数字になりますというお示しでございますので、人口が減少したからといって減らす数字ではないと認識しております。

[4番岡野鉄舟君「もう一つ」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

もう一つのほう。

[4番岡野鉄舟君「例えば350円にしたらいんじゃないですか、例えばそういうことですよ。しなくていいんならその理由を言うてください」と呼ぶ]

**環境部長（森元 浩之君）**

その他の証明手数料につきましては、今回は据え置きということでしております。また、他の市町村の動向を見ながらうちのほうの手数料とあわせて検討したいと思います。

[4番岡野鉄舟君「終わります」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議案第72号でございますが、今回の条例改正につきましてはちょうど改正案のところの1ページにあるわけでございますが、テレビを見ていらっしゃる方がおられればあれなので、若干その辺を復唱してみますと、指定基準のところ、(5)番目のところに改正前はいずれにも該当しないものである場合には、アとして、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者ということを今度は改正後に、アとしては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、そしてアの前半のところであれば、精神の機能障がいにより排水施設等の新設の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものというふうに改正がしようとしてされているんですが、そこで質問でございますが、今回の条例改正の背景は何かというのが第1点目でございます。

それから、今回の改正によりまして第6条の3の指定基準はどのように担保されていくのかということでございますが、現在、現行の条例は、6条の3はこうなっております。市長は第6条第1項の指定の申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは同項の指定を行うということで、(5)のところは次のいずれにも該当しない者であることということで、アのところに成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者と現行条例はなっております。そこで、今最初申し上げましたように、今回の改正によって第6条の3の指定の基準はどのように担保されていくのか、つまり今回の法改正にあわせると同時に、従前のことが担保されると同時に法改正の趣旨に合ったこと、その2つがうまくかみ合っていくという方法はどのように担保されるのかというのが質問の意図ですから、その辺を十分酌み取って御答弁をいただきたいと思います。

#### 議長（岡本 泰介君）

環境部長。

#### 環境部長（森元 浩之君）

公共下水道条例の一部を改正する条例について、2項目の質問につきましてお答えいたします。

まず、1項目めの今回の条例の改正の背景についてでございますけども、成年後見人制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行されまして成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え必要な見直しを行うことが定められました。

同法に基づく措置としまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、一括整備法と言いますが、令和元年6月14日に交付されまして、地方自治体の条例等におきましてもその趣旨を反映した適切な対応が求められているものでございます。これを受けまして、関係する本条例について一括整備法の趣旨を踏まえ、必要な見直しを行う観点から下水道排水設備指定工事店の指定にかかわる条項について改正をするものでございます。

②でございますが、今回改正により第6条の3の指定基準はどのように担保されていくのかということでございますが、現在美作市は指定工事店におきまして成年被後見人もしくは被保佐人でないことを指定の要件の一つとして定めておりますが、一括整備法の施行に伴いまして成年被後見人等に関する欠格要件をこのたび削除し、申請者から添付資料としまして精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事業を適正

に當むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない旨を誓約する書面、ちょっと長いんですけども、これを提出していただきまして指定工事店として必要な能力の有無を判断する要件を整備し、直接面接等により個別に実質的な審査を行いまして適用性について判断していきたいと思えます。

また、指定を受けた後につきましても、心身の故障等により業務等を適正に行うことができなかった旨を可及的速やかに把握できるよう、既に条例化されている他の自治体等も参考にしながら必要な届け出など規定を設ける検討をいたしているところでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1番目の答弁はそんなものかなあとはいりますが、もう少し私なりに補足的に申し上げますと、私はこういう理解をしております。成年被後見人等であるという理由で一律に資格等から排除する仕組みを改めて、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて、次が大事なんです、個別的、実質的な審査を行う仕組みへとみなす。つまりノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンを基本理念とする成年後見制度を利用することで逆に資格等から排除されていたことを直していくという背景があると私はそう理解をしております。

それで、2回目の質問なんです、御承知のように、民法の13条には後見、保佐、補助ということで概念的な規定がございます。つまりその後見というのは民法上はこう規定されてるんですが、判断能力が欠けているのが通常の状態の方、そして保佐は判断能力が著しく不十分な方、それから補助は判断能力が不十分な方と、こうなっているわけなんです。改正前は、今部長が言われましたように、被後見人と被保佐人について一律的にやっていたものがあるんですが、被補助人については規定がなかったわけなんです、今回の改正をすることによって、今申し上げましたような目的のために改正をされているんですが、要するに改正後の6条の3のウのように、改正することによって、つまり従前はよくないことだったんだけども区別、資格等から排除されなかった者がこういう一律になることによって一緒になるんですが、その辺をどのように実務上はなされるのですかという2回目の質問です。わかりましたか、僕の意味。わかりましたよね、じゃあお答えいただきたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

岡野議員の2回目の質問ですが、今の質問について県内の各市町村がその判断をどのようにするかということについて今研究しているところでございます。我々下水道課のほうもその辺の整備がまだ未定でございまして、来年の9月が初めての運用になるかと思えますが、それまでには整備をしまして判断ができるような形にしていきたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目はそういうことで、不適切なことが起こらないように頑張ってくださいと思えます。

以上で終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第72号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第73号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第74号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第75号「市道路線の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第75号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

それでは、議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」ということで質問をいたします。

第1番目は、公募選定委員会はいつ実施したのかということでございます。

それから2番目に、指定期間に見合う契約を締結するための予算、債務負担行為はどうなっているのかということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」でございますが、まず1番の公募選定委員会ということでございますが、この湯郷駐車場につきましては指定管理者の公募をいたしておりません。11月6日開催の選定委員会におきまして申請書類を審査し、湯郷駐車場運営委員会を指定管理者の候補者に選定したものでございます。

それから、指定期間に見合う、この議決をいただきますと協定を指定管理者と交わすようになりますが、予算につきましてはこの湯郷駐車場につきましては市から指定管理者に対して指定管理料を支払いませんので、債務負担行為、予算計上はございません。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

指定管理料を払わないからということいいんですかね、本当に。令和2年4月1日から令和5年、つまり令和4年度までその指定管理をお願いするわけでございますから、その契約をするために今議会上げているというのが指定管理の指定の目標なんですけど、本当にそれで大丈夫なんですか。要するに財務行為上の話ですよ。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

指定管理者と令和2年度から3年間協定を交わしますが、その協定を交わすためにこの指定管理者の指定についてという議案第76号の議決を求めているところでございます。

予算につきましては、令和2年度、3年度、4年度におきましてそれぞれ指定管理料を支払う予定がございませんので、歳出予算を計上することがございません。したがって、予算計上のしようがないということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

何かキツネにつままれたような感じなんですけど、そういうことなんですね。

じゃあ、3回目はやめます。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第76号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第77号「美作市ベルビール自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

通告をしておりますのでこの場で質問をいたしますが、ちょうど今湯郷駐車場の指定管理者の指定について指定管理料がないのでということなんですけど、これについては指定管理料があるということで今議会の指定管理者を逆に言えば上げているということになるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

このベルピール自然公園の指定管理者の指定につきましては、これも3年間お願いしてありますけど、補正予算の議案にこれにつきましては指定管理料を指定管理者に対して各年度お支払いをしますので、その限度額につきまして補正予算をお願いしております。

〔4番岡野鉄舟君「2回目いいんでしょう」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

はい、どうぞ。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

歳出予算はあると、そうしますと直ちに今議会が、例えば12月20日に終わった場合、一応この指定管理者の指定がオーケーということになるので、契約の事務に入られるんですかというのが質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

議決をいただきますと、今年度中に、3月31日までにこの指定管理者の候補者と協定を交わすということにいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第77号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

じゃあ、議案第78号について質問させていただきます。何か同じような予感がするんですけども、一応通告しておりますので申し上げます、せっかくしておりますので。

第1問、公募選定委員会はいつ実施したのか。そして、指定期間に見合う契約を締結するための予算、債務負担行為はどうなっているのかということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」でございますが、まず公募と選定委員会ということでございますが、この施設の公募につきましては10月31日を応募受け付け期限として9月24日から10月31日まで募集を行いました。そして、1社から応募がございまして、11月6日に開催しました選定委員会においてプレゼンテーションを受け、現在の指定管理者である一般社団法人上山集楽を候補者に選定したところでございます。

それから、予算につきましては、先ほど議案第76号のところでも答弁いたしましたが、市から指定管理者

に対して指定管理料を支払うということがございませんので、予算計上がないということで債務負担行為の計上はございません。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

了解いたしました。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第78号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

座ったり立ったりするのを我ながら思いつつ来ておるんですが、何か（聴取不能）な感じはするんですが、一応通告しておりますので質問をさせていただきます。

歳出予算の17ページをお開きいただけたらいいかなと思うんですが、その介護保険費のところには28節の繰出金がございますが、これを繰り出す理由、1つ注意をしていただきたいのは事務費の繰り出しの減がございますので、この辺のところは特に詳しく言っていただきたいかなと思います。それで、充当先がどこかということがございます。

それから、歳出の23ページでございますが、23ページの目の観光費のところでございますが、19節の負担金補助及び交付金で142万6,000円でございます。これが今回助成する理由、つまり補正する理由になろうと思っておりますが、それと充当先はどこかということがございます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

失礼します。歳出ページ17、款3項1目4節28繰出金2,078万5,000円の繰り出す理由と充当先ということでございます。

この繰出金は、介護保険特別会計への繰出金となりますが、まず説明欄一番上の介護給付費繰出金126万1,000円ですが、これは介護保険特別会計予算書、ページが12ページになります。介護予防福祉用具購入費と高額介護サービス費の給付費の市の負担分として充当しております。ポータブルトイレ等の単価の高い福祉用具の利用が増えたことと、高額介護サービス費の算定期間の変更に伴いまして支払い額は増額となり補正を行っております。

次に、2番目の地域支援事業繰出金27万9,000円につきましては、同じく介護保険特別会計補正予算書の12ページから13ページにまたがりませんが、この地域支援事業費に充当しております。

増額した理由ですが、専門職の職員が減員になりましてこれに伴い嘱託職員を雇用しましたことと、生活

支援体制整備の新たな事業委託の内容が増えましたことが要因となっております。

次に、3番目の保険料軽減費繰出金2,635万7,000円は、同じく介護保険特別会計補正予算書の11ページの一番下、保険給付費に充当をしております、財源更正をしております。消費税にあわせて低所得者の介護保険の軽減措置を行うために6月の議会で議決をいただきました介護保険条例の改正に伴う繰り入れということでございます。

最後に、事務費繰り入れ、マイナスの711万2,000円につきましては介護保険特別会計補正予算書のページ11になります。これにつきましては、専門職員が1名減になりましたので、その人件費の繰り入れを減額したという内容でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

私のほうからは、観光振興助成金142万6,000円について答弁させていただきます。

この観光振興助成金は、市税であります入湯税の半額を観光協会等に助成をしているものでございます。今回の補正予算では、過年度分、前年度までの入湯税収入実績に基づく精算交付をするためのものでございます。通常観光振興助成金の歳出予算は歳入予算の半額を当初予算では計上しております。予算を超えて収入したのについて助成金を交付するために翌年度において補正予算を計上して追加するものでございまして、今回の内訳は平成29年度分が17万800円、平成30年度分が125万5,100円となっております。充当先というお尋ねですが、この助成金は各地域の観光協会等に支出をしております、それぞれ観光振興に役立てていただいているところでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

江見部長にお尋ねいたします。

特別会計を見ていないので推測で質問してもいけないところもあるんですが、ちょっと今思いつきましたので質問いたしますと、介護給付費の繰り出しがわずかに126万円あるのに対して保険料の軽減費繰出金が2,635万円と非常に数千万円単位で大きいんですが、これを数値だけ見たときに、普通その1号保険者の給付費はあるんですが、人数によってあるんですが、少ないというのは適正な見積もりをしていたことになるのかと今思ってるんですが、一方で保険料軽減費繰出金がこの2,600万円もこの12月議会で補正をするというのは、ちょっとこの数字だけで特別会計を見ないとわからないんですけど、これはどのように理解したらいいでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

給付費の126万1,000円は、これはあくまでサービスを利用したお金なので、介護保険被保険者の方がサービスの利用が少なければこの補正はなかったということになりますので、このサービスの使用された量によってこの額は変動していくということになります。

それから、保険料の軽減ですが、これは10月1日に消費税が上がりましたので、低所得者向けに介護保険が7段階保険料がありますが、上から3つを国の政策として減額をしております。その減った分を国と県と市で、それぞれ国が2分の1、県と市が4分の1を負担するというので、それは一般会計から繰り入れて



介護保険料で減額になった分を補填しなさいという仕組みになっておりますので、この金額が出てくるというところでございます。

〔4番岡野鉄舟君「ルール分なんですね」と呼ぶ〕

そうです。

〔4番岡野鉄舟君「了解しました」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、通告順番2番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可します。

**6番（倉地 重夫君）**〔質問席〕

私は14ページの総務費、企画費の中の報償費、記念品代として246万円、これは何の記念品でどのような効果があったのか、お尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

倉地議員お尋ねの予算書14ページの歳出の企画費の報償費の記念品代246万円についてのお尋ねでございますが、これは歳入のほうでもお願いしておりますふるさと納税の寄附金額が当初の見込みより大幅に増加したことに伴いまして、寄附に対するお礼の品、返礼品を246万円増額をお願いするというものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

これ件数とかの全体でということ、特に何件増えたからどうのこうのということではないんですか。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

返礼品につきましては、寄附金額に対する上限としまして3割までという制約ございますので、その中で納税額が増えたことに対する、それに見合う返礼品の金額を補正でお願いしとるというものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、通告順番3番、議席番号11番萬代師一議員の発言を許可いたします。

**11番（萬代 師一君）**〔質問席〕

私は2点お尋ねをいたします。

まず、5ページの第2表債務負担行為の補正についてでございます。こちらの2段目のところの若者移住・定住促進給付金事業156万円の追加について、この事業内容及び財源内訳につきまして、これは令和2年度より新たな取り組みということでしょうかからお尋ねをいたします。

次に、2点目といたしまして、歳出15ページ、款2項1目12交通運行費の節19負担金及び交付金事業のタクシー利用補助金660万円の追加補正についてお尋ねをいたします。

現予算の執行状況及び補正予算の執行見込みにつきまして、各地域ごとの利用件数及び利用金額についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

それでは、1つ目の一般会計の補正予算5ページの第2表の債務負担行為の補正についてでございます。

若者定住促進給付金事業で156万円の債務負担行為を組んでおりますが、この内容につきましては美作市内に所在する学校教育法第1条に定めます高等学校、それから同法の124条に定める専修学校、それから職業能力開発促進法15条の7の第1項の各号に掲げる施設でございますが、市内にある施設を申しますと、岡山県立林野高校、岡山県立北部高等技術専門学校美作校、滋慶学園高等学校美作キャンパス、美作市スポーツ医療看護専門学校の4校を想定しております。この学校に在籍しております生徒が高等学校等に通学することを目的として美作市外から美作市内に生活の根拠を移し住民登録基本台帳に登録されることなどを要件としております。原則として月額5,000円を支給するものでございます。ただし、高等学校等が生活の本拠を移すことを要件として奨学金などの支給をする場合につきましては、1カ月当たり1万円を上限として当該奨励金と同額を支給することができるということで設けております。

今回の積算根拠の人数でございますが、20名を想定しております。

財源につきましては、一般財源を充てることとしております。

続きまして、タクシー利用補助の件でございますが、タクシー補助の660万円の部分でございますが、これにつきましては当初予算で計上しておりますタクシー利用補助は2,520万円を計上しております、執行状況でございますが、当初予算積算で乗客1人当たり市負担額を700円、月延べ乗車人数を3,000人として計上しておりました。令和元年9月末での執行状況でございますが、予算額に対して執行率が58.2%、1,466万9,000円、10月末で執行率69.1%で1,741万4,000円の状況でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと聞きましょう。

じゃあ、続けてください。

**市民部長（景山 二男君）**

今までの利用状況から勘案いたしまして、当初予算から月延べ乗車人数が20%増と3,600人を想定いたしまして、乗客1人当たりの市負担額は12%で790円を再査定いたしまして、790円掛ける3,600人掛ける6カ月分で1,710万円が必要となってまいります。9月末現在、先ほどは9月と10月を持ちましたが、9月末現在で1,050万円が予算が残がありましたので、その差額の660万円を補正するものでございます。

続きまして、各地区ごとの令和元年9月までの利用件数と利用額でございますが、勝田地域では延べ乗車人数492人、市負担額58万8,000円、大原地域では延べ乗車人数690人、市負担額52万2,000円、東栗倉地域では延べ乗車人数590人、市負担額72万3,000円、美作地域では延べ乗車人数1万3,916人、市負担額842万6,000円。

〔「1万……」と呼ぶ者あり〕

1万3,916。

作東地域では延べ乗車人数が2,767人、市負担額が279万円、英田地域では延べ乗車人数が1,556人、市負担額が162万円、延べの乗車でございますが、2万11人、市負担額が1,466万9,000円の状況でございます。

補足でございますが、先ほど一般財源と申しましたが、里山公園の交付税等もございまして、そういう財源も充てていきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

今議長、続けてよろしいか。消防長、何か報告されんでもええん。

〔「明見の林野火災」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

ええ。ちょっと入った情報には明見の林野火災ということで、どの程度の規模かちょっとはつきりしません。

〔市長萩原誠司君「ちょっといいですか、よろしければ報告させますから」と呼ぶ〕

ちょっと聞いてきてください。

消防長（皆木 佳久君）

先ほどの火災指令なんでもございますが、明見の明見トンネルを越えたところの、ちょうど上のところにあるんですが……

〔「議長とこの辺じゃが」「越えたとこで」と呼ぶ者あり〕

そこの、要は今運動公園になつとるところがあると思うんですが、あの付近の林野火災ということで、今裏のほうから見ると結構煙が出とるんですけど、建物ではないということ。

〔「鎮圧は」と呼ぶ者あり〕

いや、まだ入ってません。

議長（岡本 泰介君）

風が強いから。

〔11番萬代師一君「よろしいか」と呼ぶ〕

よろしいです。

11番（萬代 師一君）

1回目の質問について丁寧に答弁していただいたんですけど、タクシー料金については補正額のそれぞれの地区ごとの見込み、これは非常に難しいだろうと思いますんで、先ほど説明があった今までの実績を踏まえてそれに計算式で求めたということと理解をさせていただきます。

ただ、このタクシー料金については、それぞれの地区によって非常に格差があろうかと思えます。これについてどのような取り組みをして利用率の向上を図るんかというようなことは、これは一般質問化しますんで、後でまた別な機会に尋ねますので、そういうとこの分析だけはその都度しっかりやっといっていたきたいということだけ要望しときます。

それから、債務負担行為につきましてですけども、今市内の該当する学校名についてもそれぞれ説明をしていただきました。該当は4校あるということで、それにつきましても見込みとすれば20人ということですけども、できればこの20人についてその4校の割り振りというものがどういふなつとんのか、どういふ根拠で積算されたのかということと、あわせて本当にこれ数学的なことで申しわけないんですけども、156人、1人が平均5,000円と、月に5,000円ということは年に6万円ですね、計算しますと26になるわけですね。ここの数字の差については、先ほども説明の中で学校が1万円の奨学金をるところについてはその同等額を市としても給付するということもおっしゃられました。そういうことも踏まえてこの156万円をどのようにして積算されたのか。私が単純に計算すれば120万円プラスアルファ、プラスアルファが1万円の方、また特に専門学校については途中で入学される方がおられるということもあるだろうということや

りまして、余りにもちょっと差があるのかなあとと思いますので、先ほどちょっとお尋ねをしたようなところについても再度説明をしていただきたいと思います。

それから、尾高議員の一般質問にもございましたけども、ことしは2020年です。10年に1度の大きい国勢調査を10月1日を基準日にされるということでございましょうから、それにつきましても当然人数割の交付税措置というものが考えられるのではないかなあと。そういうふうなことも見据えてこの5,000円というものはじかれたんではないかなと想像いたします。そういうことで5,000円の算出根拠がわかれば教えていただきたいと。

それと、先ほども申しました普通交付税の算入見込み、一般の大人でしたら一人頭30万円でしょうけども、この生徒についてはたしかNODAレーシングのときに年齢で中学生、高校生であったら1人10万円交付税算入になるというようなことをちょっと頭の隅に残っておるんですけども、その交付税算入の見込み額についてもお教えいただけたらと思います。

以上、再度2遍目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

それでは、4校の内訳についてでございますが、あくまでも概算で数字をはじいたところで申し上げます。

岡山県立林野高校が1人、滋慶学園高等学校美術キャンパスが2人、美作市スポーツ医療専門学校が13人、岡山県立北部高等技術専門学校美術校が4人、この20名でございます。20名でございますが、5,000円掛ける1年と計算するとちょっと数字が合わないんじゃないかということでございますが、この積算根拠の中に月額5,000円の方につきましては14人を設定しております。残り6名の方は月1万円の給付ということで積算をしまして、合計156万円ということにしております。

それから、1カ月当たりの5,000円にした積算根拠でございますが、市外から市内に生活の根拠を移す場合に親元を離れて生活する場所が必要となってまいります。間取りが1Kという条件ですと美作市内で賃貸物件の平均が5万円となります。学生等の美作市で生活する上で経済的な負担がございますので、5万円の10分の1を根拠としまして設定をしております。

それから、普通交付税の算入についてでございますが、5,000円という形での交付税の対象はございませんが、先ほども言われましたように、国勢調査の人数の算定がございます。これについては令和2年度が5年に1度の国勢調査の実施になってまいります。こうしたときにこの事業の実施に伴いまして人口増となれば令和3年度から国勢調査の人口の速報値が利用できるようになります。この速報値ができるようになりますと単位費用の人口12項目が適用されるようになりますので、1人当たり数十万円の増額が見込めますので交付税の増額になってまいりますということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員。

**11番（萬代 師一君）**

もう一点、2遍目のときにお尋ねしてればよかったんですけど、奨学金を高校が1万円つくるということ、ここについてはどちらの学校でそういうような制度を設けられとるのかというのをお尋ねします。今人数の割り振りから見れば、スポーツ医療専門学校、滋慶学園であろうかなあとこのことをこっちは想定しますんですけど、そちらのほうからの答弁でお願いしたいと思います。

それと、このような給付事業をするに当たりましては、当然のことながら給付事業補助金交付要綱ですが、給付事業要項の制定というものが必要であろうと思うんですけども、その整備状況が今どの状態になっておるのか。もし今作成中であればいつまでにそれをクリアしようとされてるのか。あくまで要項でございますので、議会のほうでチェックというのが非常に難しくなりますので教えていただけたらと思います。

それと、もう3回目ですから……。

**議長（岡本 泰介君）**

考えてください。

**11番（萬代 師一君）**

忘れるわけにいきませんな。

それと、こちらについてもあくまで債務負担行為というところで第2表に上げられとるということは、これ一旦やり出したら1人の方が例えば高校を卒業するのに3年間じゃから、3年間は給付するだろうと、じゃけど後のことは知らん言われても、それじゃ美作市としては信用というものが非常に損なわれると思いますので、最低でもこの事業は何年ぐらい継続を考えられておられるのか、そこらの見込みがお示しいただけたらと思います。

以上、2点についてお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

3点あります。3点です。

[11番萬代師一君「3点ありましたか、済いません」と呼ぶ]

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

それでは、一応この給付の期間でございますが、3年間を想定しております。

[11番萬代師一君「1人が」と呼ぶ]

そうです、1人3年。これが3年間です。これが要項と言われましたが、規則として制定しようとしております。規則として制定する上で期間を設定しております。この規則を公布したときから年数を切って一応する予定でおります。それが3年間ということしております。生徒さんにとっては途中で切れる場合があるかもしれませんが、今の規則で設けているのは3年間ということで設けております。

それから、1万円になる支給対象の学校はどうかということでございますが、この給付の規則を通した段階で今現在ではできているということは聞いておりませんが、こういうものが対象になりますよということで制定をしていただければこういう1万円まで支給があるというように思っております。

規則の整備状況でございますが、おおむねしておりますが、最終的に法制担当のところで最終調整をしている状況でございます。

[11番萬代師一君「いつをめどに」と呼ぶ]

[市長萩原誠司君「ちょっと補足」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

[11番萬代師一君「市長、ごめんなさい。ついでに、これ今は規則をいつをめどに制定するのかということとあわせて3年間言われたのは1人の人に対して給付するのが3年間でしょう。じゃあなくて、この事業そのものはどう考えてるのかということが」と呼ぶ]

ちょっとお待ちください、市長。

鎮火。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

補足いたしますと、実は私どもとしては規則をつくりまして、それは規則でも最終段階になっておりますが、どっかの段階で議会にも見ていただくことになろうと思います。その議会に見ていただくのが本件の審査のときに見ていただいて、もし（聴取不能）んじゃないかというような意見があればやり直しても、骨格にかかわることは別として、多少の補正もできるように準備をさせております。

それから、補助金の交付、助成金ですけども、交付につきましては基本的に3年ごとに見直しをするという意味での3年でありました。効果があるとかないとかっていうことも含めて考える必要がありますので。

それから、財源については、さっき言いましたように、里山公園の交付税の中で先ほどのタクシーも含めてやれる範囲内でやろうということでございますので、その財源からする天井が来たら若干下げるとか、そういうことも含めて将来考えないといけないということで3年後の見直しという意味での3年と理解をいただきたいと思います。

[11番萬代師一君「何もしゃべらんほうがよろしいですね」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

もうしゃべらんでください。

[11番萬代師一君「ありがとうございました」と呼ぶ]

[市長萩原誠司君「総括せないけないんじゃないの」と呼ぶ]

総括はなしです。

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第79号の質疑を終了いたします。

ただいまより10分休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時29分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を開きます。

5番中山議員、10番山本雅彦議員が通院のため退席されております。

それでは続きまして、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第80号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第81号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

歳出の10ページなんですけど、施設管理費のところ減額398万1,000円なんですけど、これをばつと節を見る限りは職員がやめられたのかどうかということと思うんですけど、この内容をまずお聞きします。

〔「まずじゃなしに1つです」と呼ぶ者あり〕

1つね、だから2回目はします。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

失礼します。このたびの歳出につきましては、人事異動によります減額補正でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

人事異動ですから、当然異動で要するに業務の支障はないんですかということをお聞きします。

**議長（岡本 泰介君）**

もうちょっと丁寧に。

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

このたびの補正ですが、現行の人数と以前当初予算との人数に変更はございません。業務のほうも支障はありません。

**議長（岡本 泰介君）**

よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「終わり、終わり」と呼ぶ〕

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第82号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、これで議案第83号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第84号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第85号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2ページの4条予算、資本的支出のところの企業債のところですが、30万円増加しているんですけども、補正前と補正後の事業費をまずお聞きしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

6ページの資本的収入及び支出の支出の部分を見ていただければいいかと思いますが、当初予算で建設改良費の委託料1,189万8,000円、これが補正前でありまして、今回事業費の確定により122万円を減額しておりますので、金額的には当初予算から122万円を減額した額ということで、それに伴います起債の額を今回確定いたしまして、補助金を差し引いた額の残りを過疎債と企業債を充当して地方債の補正を行っているものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかに質疑はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第86号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第87号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

付託表が皆さんのお手元に渡っておりますでしょうか。確認してください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

### **日程第3 「請願・陳情について」**

**議長（岡本 泰介君）**

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしております付託表のとおり、請願第3号、請願第4号、陳情第12号については文教厚生委員会、請願第5号は総務委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

なお、請願第3号から請願第5号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

倉地議員、お願いします。

〔6番倉地重夫君「一括して3件ともやるんですか」と呼ぶ〕

全部一緒にしてください。

**6番（倉地 重夫君）〔登壇〕**

それでは、この12月議会に私が紹介議員で提案しています請願について読み上げさせていただきます。

請願第3号。

岡山県医療労働組合連合執行委員長西崎克江さんからです。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願。

請願趣旨。高齢化が進む中で、厚生労働省は2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。

日本医労連が実施した2017年看護職員の労働実態調査、全国の看護職員3万3,000人の集計では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で苛酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境では、働く看護師は仕事をやめたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、やめたい理由の第1位は、人手不足で仕事がきつい47.7%、次いで賃金が安い36.6%という結果となっています。低賃金、過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者、利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つは、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の月額が約9万円にもなる地域間格差の実態があります。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大き過ぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなどの処遇改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて請願します。

記。請願項目1、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療、看護体制を確保するために全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上。

続いて、請願第4号。

同じく岡山県医療労働組合連合執行委員長西崎克江さんからです。

看護従事者の全国を適用地とした……。

〔「介護やろう、介護」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

介護従事者。

#### 6番（倉地 重夫君）

ごめんなさい。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願。

請願趣旨。高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した介護施設に働く労働者アンケート（2014年）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金よりも約9万円も低くなっています。介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は57.3%にも達し、やめたい理由は、賃金が安い（44.7%）、仕事が忙しすぎる（39.6%）、体力が続かない（30.1%）となっています。十分なサービスができないは回答者の4割近くに上り、その理由として、人員が少なく業務が過密、約8割と群を抜いています。低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者、国民の負担に依拠

し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めてお願いします。

記。請願項目1、介護従事者の賃金の底上げを図り安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上。

引き続きまして、請願第5号。

岡山県社会保障推進協議会会長三上雅弘。

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出について。

請願趣旨。国民健康保険は、市町村を単位とする法的医療保険制度として被用者保険とともに国民皆保険制度を支えるかなめの役割を果たしています。被用者保険では、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わりません。他方、国民健康保険は世帯内の全ての加入者に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数が増えることに従って保険料（税）の負担が増すこととなります。この国民健康保険に固有の保険料（税）の算定の方式が国民健康保険加入者の所得に占める保証料（税）負担が被保険者保険よりも高い原因の一つとなっています。医療保険制度の公平とともに経済的な負担の軽減を図ることで子育て世代を支援することが必要です。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法99条に基づき国に対する意見書を採択していただけるようお願いします。

請願項目。国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）減免措置の導入を求める意見書を国に提出すること。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

紹介が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

明日6日の議事日程は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、明日6日は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。明日6日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は20日午前10時からです。

午後3時47分 散会

令和元年12月20日

(第 6 号)

1. 議事日程（6日目）

（令和元年第6回美作市議会12月定例会）

令和元年12月20日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第50号、議案第68号～議案第87号、陳情第2号～陳情第3号、請願第3号～請願第5号、  
陳情第12号（委員長報告・質疑・討論・採決）

追加日程第1 発議第7号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる  
財源措置を求める意見書の提出について

日程第2 議案第88号 美作市立大原保育園新築工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	岡	本	泰	介						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	荒	木	利	明
教育長	大	川	泰	栄	政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	高	山	宏	明
市民部長	景	山	二	男	教育次長	山	名	浩	二
環境部長	森	元	浩	之	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	春	名	隆	広
消防長	皆	木	佳	久	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
総務課長	春	名	竜	也	作東総合支所長	横	林	義	和
大原総合支所長	野	村	慎	恵	英田総合支所長	赤	堀	卓	司

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
係長	金	谷	裕	子
主任	青	木	志	保

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切ってくださいますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

5日に引き続き会議を開きます。

議席番号17番内海健次議員が療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

先般、議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

12月12日、議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下、関係職員出席のもと、本日の追加日程について議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告をいたします。

市長から送付されました追加議案は、契約の締結1件で、日程第1、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決の後、日程第2とし上程いたします。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、議案第88号美作市立大原保育園新築工事請負契約の締結についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

**日程第1 議案第50号、議案第68号～議案第87号、陳情第2号～陳情第3号、請願第3号～請願第5号、陳情第12号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

議長（岡本 泰介君）

それでは初めに、日程第1、「議案第50号、議案第68号～議案第87号、陳情第2号～陳情第3号、請願第3号～請願第5号、陳情第12号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案につきましては、陳情第2号から陳情第3号は3月4日、議案第50号は6月7日、それ以外の議案などは12月5日に各常任委員会及び特別委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会及び特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、議会改革特別委員長の報告を求めます。

日笠委員長。

## 16番（日笠 一成君）〔登壇〕

皆さんにおはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、これより議会改革特別委員会委員長報告をいたします。

去る12月4日、定例議会終了後、議員控室におきまして、委員2名欠席で16名の出席のもと、本委員会へ付託され継続審査としておりました陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について審査を行いました。

まず、陳情第2号について、委員から、継続する理由がない、採択すべき、行政懇談会でなぜ議会だよりに出さないとの意見があったので、市の広報紙にプラスしてやってみては、議員個々の政務活動との関係はどうなるか、議会独自で発行すべき、紙面の内容によって変わってくるが、全議員が出席のときに決めたほうがよいと思うので継続などの意見があり、議会改革特別委員会でも引き続き調査が必要なため、継続審査について採決を行ったところ、賛成多数により継続審査といたしました。

次に、陳情第3号については、委員から、予算は幾らかかってもやるべき、新庁舎と同時に考えるべき、みまちゃんネルが無理だと言ってるので不採択、やり方はあると思うなどの意見がありました。

続いて、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択といたしました。

以上、議会改革特別委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

## 議長（岡本 泰介君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

中山委員長。

## 5番（中山 忠明君）〔登壇〕

おはようございます。

令和元年12月、美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る12月10日午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、執行部からは市長、副市長、政策審議監及び担当部長以下、関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」では、委員より、今回の改正により簡易水道特別会計が水道事業会計に一本化されるという解釈でよいか、そしてその準備は整っているのか、また今回の改正により水道事業がどのようにさま変わりしていくのかとの質問があり、執行部より、このたびの改正により会計を一本化することになる、簡易水道事業の資産などの調査も完了している、一本化することにより事務の効率化が図られるとともに、資産の状況など経営状態が把握でき、将来にわたり安定的な住民サービスを継続していくため、より正確な中・長期計画を立てることができる。また、簡易水道事業を残すことにより、過疎対策事業債が今後においても適用され、財源の確保ができるとの答弁がありました。

委員より、会計を統合することにより、水道料金はどうかとの質問があり、執行部より、現在の施設を維持し、安定的な経営を継続していく上でどうしても修繕とか機器の更新といった費用が必要になってくる、会計を統合し企業会計によって経営の状態を明らかにするとともに、将来負担すべき費用を明確にした上で水道料金の見直しを行いたいとの答弁がありました。

次に、議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」では、委員より、成年被後見

人に該当する業者があるのかとの質問があり、執行部より、現在該当はないとの答弁がありました。

次に、議案第75号「市道路線の変更について」、議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第77号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」では、委員より、平成30年度の利用者が減少しているが、どのような状況かとの質問があり、執行部より、利用者の減少はお客様の動向もあるが、本年度については西粟倉村と連携した誘客で7月から10月までに観光バス199台、約7,800人の方にお越しいただいたとの答弁がありました。

委員より、公園の道は1車線である、幅員の関係で安全上の問題はないかとの質問があり、執行部より、今のところ聞いていないとの答弁がありました。

委員より、指定管理者となる美作サブカルチャー研究会はもともと何を研究しているのか、また代表の方は地区で何かの役職をされていたのかとの質問があり、執行部より、この研究会はアニメや漫画、ゲームなどのキャラクターに扮してロケーション撮影などの活動をされており、SNSを利用して情報発信されている、代表の方は地区の方が役職は特になく、現在公園管理の役を受けて管理、営業されているとの答弁がありました。

委員より、年間何日ぐらいあけているのか、また雪が降った場合はどう対応しているのかとの質問があり、執行部より、公園は週休2日で、そのほかは営業している、雪が降った場合、生活道を優先して除雪した後、公園まで除雪しているとの答弁がありました。

委員より、公園は高いところにある、積雪時には総合支所と連絡をとって除雪に努めてほしいとの要望がありました。

また、別の委員より、自動車を駐車するとき、アクセルとブレーキの踏み間違いにより駐車場から転落するおそれがある、ガードレールを設置してはどうかとの要望がありました。

次に、議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」については、建設部所管において、委員より、住宅使用料は税などのコンビニ収納と同様になるのかとの質問があり、執行部より、税や介護保険料と同様で、夜間や土日にも利用可能となり利便性が拡大できるとの答弁がありました。

委員より、久賀ダム管理の負担割合はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、美作市が57.7%、勝央町が42.3%となっているとの答弁がありました。

次に、議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、質疑はありませんでした。

全議案の質疑終了後、産業建設委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」では、使用料の根拠など数字がわからないので反対するとの反対討論、また過疎債の対処など国への働きかけをしているので賛成するとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

次に、議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」、議案第75号「市道路線の変更について」、議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、議案第77号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」の産業建設委員会所管分、議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予



算（第1号）」、議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受けとめられるとともに、しっかりと検討をいただき事業の執行に当たられますようお願いいたしまして、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

岡野委員長。

#### 4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、令和元年12月美作市議会定例会総務委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月11日水曜日午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、荒木副市長、春名政策審議監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議会閉会中の継続審査となっておりました議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」の1件と、議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の8件でありました。

これらの審査に当たりましては、今議会に新たに上程されました議案、継続審査議案の順に執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について順次御報告申し上げます。

まず、議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員から、改定の影響額は11万9,000円との説明だが、これは年間の美作市の総額として影響するものかとの質問があり、執行部から、特別職のみの増額分としての影響額であるとの答弁がありました。

次に、議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」では、委員から、料金は幾らになるかとの質問があり、執行部より、通常市内利用者で1時間1,000円、市外利用者2,000円であるが、サッカー、フットサルでの利用者は1時間2,000円、市外利用者は1時間4,000円になるとの答弁がありました。

委員から、近隣の状況はどうかとの質問があり、執行部より、近隣にはフットサルができる場所がほとんどなく、市内ではみまさかアリーナと勝田のひまわりドームが可能であるとの答弁がありました。

委員から、平成30年度のみまさかアリーナの利用人数と市内外の割合を教えてくださいとの質問があり、執行部より、平成30年度のみまさかアリーナの利用人数は約4万3,000人で、そのうちサッカー、フットサル

での利用人数は約3,200人となっているが、市内外の割合は今手元に資料がないため答えられないとの答弁がありました。

委員から、近隣の体育館では利用禁止となっているところが多く見受けられる、料金を上げてでも利用されると思うが、利用後の施設の損傷等のチェックをしっかりと行っていただきたい、またその結果を踏まえ今後利用についての再検討も行っていただきたい。

また、他の委員より、市内外の人数を聞いたのは、市外の利用者が多いのであれば、料金を上げるというよりは禁止のほうがよいのではないかと考えるとの意見がありました。

次に、議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」では、委員から、ホームページに掲載するとなっているが、違反対象物に係る公表制度を広報紙に掲載することは考えているかとの質問があり、執行部より、全国でこの制度が行われることにより、消防本部としては今のところ考えていないとの答弁がありました。これに対して、委員から、広く市民に対して広報活動をしていただいたほうがいいのかとの意見があり、執行部より、そのようにしますとの答弁がありました。

委員から、対象になる建物は現在のところないということであるが、今後も違反する建物は現実的にあり得ないのではないかととの質問があり、執行部より、何か重大な火災等が発生した場合には、消防法が改正されることがあり、これによる消防用設備の設置基準が厳格化されることなどにより、現在設備設置が非該当であった既存対象物に対しても適用されることがあります、また既存の対象物が増築、改築に伴い面積が拡大することにより、消防用設備の設置義務が発生または厳格化することになるため、そのような場合に違反対象物が発生することが考えられます。

また、執行部より、これは全国で行われる制度であり、条例施行までに各市町村消防の予防課を中心として対象物をチェックし、事前に改善させることも目的としている、美作市でも事前の検査で22件の違反に対し指導しており、うち1件は市有物件であったが、改修、改善をしているとの答弁がありました。

委員から、設置しているスプリンクラーを平時は元栓を開けて消防の検査時だけ正常にしていたため、火災になったという報道があったが、そのような施設に対する抜き打ちの検査は実施されているかとの質問があり、執行部より、通常の事前通告による定期査察は行っているが、抜き打ちの特別査察は実施できておりません、今後は特別査察を実施していかなければと考えていますとの答弁がありました。

委員より、業者を信用していないことを前提とした検査を実施するのは心苦しいかと思われるが、事故が発生して被害が出た場合に責められるのは消防であるので、効果のある検査を実施していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」は、委員から、精神の機能障がい判断は誰がするのかとの質問があり、執行部より、団員の任命権者は団長であるため、最終判断は団長となります、それまでは事務局と団幹部で検討しますとの答弁がありました。

委員から、このことは団長から組織に対して周知できているのですかとの質問があり、執行部より、条例改正が行われた後に団本部会議で幹部団員に報告し、以下全団員に対して周知していく予定ですとの答弁がありました。

委員から、下水道条例の改正に対しては、指定基準があるためステップアップしていくようになるが、消防団条例の場合は成年被後見人等ということで抽象的になってしまい、民法上の成年被後見人、被保佐人または被補助人という区別が一律に含まれてしまい、人権問題にかかわることも考えられるが、そのことについてどのような考えがあるかとの質問があり、執行部より、条例に基づき一律に消防団から排除をするというのではなく、後方支援員などとして団の活動に参加していただければと考えておりますとの答弁がありま

した。

委員から、被補助人を含め消防団に参加したいと希望する方を個別審査し、不適格と判断し疎外することにより人権侵害にならないか考慮されていますかとの質問があり、執行部より、美作市の人口規模、地域性からいけば、地元の団員を含めた住民が消防団の活動に対し、また人権問題に対してもよく理解された上で対応していただけたと考えておりますので、信頼していただきたいとの答弁がありました。

委員から、質問の意図を酌み取っていただき、うまく機能していただくよう希望しますとの意見がありました。

次に、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」の消防本部所管分では、委員から、ポンプ車の故障の原因は判明しているのかとの質問があり、執行部より、メーカーに調査していただいたところ、経年劣化によるもので運用上に問題ないとの回答を得ていますとの答弁がありました。

委員から、この車両は配備から何年経過しているのかとの質問があり、執行部より、平成16年度に配備しており、15年経過していますとの答弁がありました。

委員から、車両の耐用年数はどれくらいなのかとの質問があり、執行部より、更新年限を令和6年としております。ポンプメーカーが発表している耐用年数は10年とされていますが、10年で更新は難しく、修理をしながら使っているのが現状であるとの答弁がありました。

次に、総務部所管では、委員から、財政調整基金繰入額の減額、減債基金の繰入金の増額についての考え方についての質問があり、執行部より、昨今国では地方公共団体の基金の積み増しについて注目されており、基金残高を下げるという考えから法で定められた繰越金の2分の1と昨年度減債基金へ積み増しを行った相当額以上を繰上償還することとし、約6億円に設定をした。そして、繰上償還できる案件を探した結果、6件、5億8,900万円となったものであり、繰越金の2分の1、4億8,700万円を超えている部分には減債基金を使用している。さらに、財政調整基金については、その他の補正財源を充てていたところ、1億2,000万円程度の剰余金が出たため、財政調整基金の取り崩しをやめたものであります。今回の繰上償還を実施することにより、令和2年度の公債費が1億4,000万円程度下がってくる、公債費を下げることによりいろいろな財政指標も下げるよう考え、繰上償還を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、退職手当組合負担金と退職手当組合特別負担金の補正に至った経緯についての質問があり、執行部より、退職手当組合負担金については毎月負担率1000分の150を職員給料総額に掛けたものを負担するもので、人事院勧告で給料ベースが上がったことにより増加したものである、退職手当組合特別負担金は、例月分ではなく、退職が確定したときに退職前60月についての調整額として負担するもので、事務委託している総合事務組合の退職手当部分において、国家公務員に準じて定められた規定により、今回退職予定の13名分について個々に算出された額の合計が3,471万9,000円となったものである、その額が確定するのが毎年この12月前後となることから、今回補正予算として計上させていただいているとの回答がありました。

次に、企画振興部所管では、委員から、外国人窓口での言語対応はどのようにするのか、市内在住の外国人の方に対するPRについてはどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、言語対応についてはベトナム語と英語は職員が対応し、それ以外の言語については翻訳機を使用して対応する、PR方法については市のホームページ、SNSを利用して外国人相談窓口設置のPRをしていくとの答弁がありました。

委員から、美作市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金の600万円の補助対象は何かとの質問があり、執行部より、7人制ラグビーのアメリカチームの日本国内の移動費、宿泊費、施設等の使用料が補助対象であり、財源は美作市地域振興基金を充当している、またキャンプはキャンプ誘致実行委員会が事業

主体となっており、市から600万円、県から200万円の補助を受けて実施するとの答弁がありました。

委員から、過去の日韓ワールドカップのスロベニアキャンプ誘致のように一過性のもので終わるのではないかと懸念しており、アメリカに対してこれだけのことをする必要があるのか疑問に思うとの意見があり、執行部より、協定の内容についてはまだ確定していないが、今後アジア地域での大会等が開催される場合、美作市をキャンプの本拠地とする旨の内容を含む予定としている、またキャンプ等の記録映画が作製されることも聞いている、長いつき合いを行う予定にしているとの答弁がありました。

委員から、キャンプの交流はどのようなイメージを持っているのかとの質問があり、執行部より、美作市が実施しているラグビー教室を中心にした交流を計画している、またトップアスリートと触れ合える絶好の機会であるため、市内中学校等との触れ合いの場を持ちたいと考えているが、春休み期間であるため、関係機関と調整を進めていくとの答弁がありました。

委員から、計画の中にホームステイなどを取り入れてはどうかとの質問があり、執行部より、今回のキャンプは大会の事前キャンプであり、選手のコンディションの調整のキャンプを実施するため、ベッド等のサイズ指定もあり難しいと考える、しかし7月のオリンピックの事前キャンプ時には選手以外に家族等が大勢訪れると聞いており、湯郷の旅館等に多くのインバウンドが期待できるとの答弁がありました。

委員から、武蔵の里グラウンドゴルフ場の工事費の追加がこの時期に出るのは何ゆえかとの質問があり、執行部より、休憩所等のトイレ設備を災害時に対応したトイレに変更したことにより、既存のトイレ等の撤去費用が不足したこと、またグラウンドゴルフ利用者より、共同バスが駐車場として使用していた場所をコースとして使用したいため土を敷いてほしいとの要望があったため、本年度であれば起債の対象になることから、補正予算を計上したとの答弁があり、委員から、当初の計画をきちんと行い、変更が生じないように実施してほしいとの意見がありました。

また、委員から、休憩所のトイレの数はどうなっているのかとの質問がありました。執行部より、男性用で小が3つ、大が2つ、女性用で3つ、障がい者用が1つであるとの答弁がありました。

次に、市民部所管では、委員から、予算書5ページの若者移住定住促進給付金について本会議でも質疑があったところだが、人口が増えることにより交付税も入ることから、5,000円と言わず、学生1人につき1万円にならないかとの質問があり、執行部より、今後の運用を見ながら判断したい、現在のところ1万円までは出せるようにしているとの答弁がありました。

委員から、林野高校の学生が滋慶学園の学生寮を利用できるように早急にできないかとの質問があり、執行部より、関係者は異論がないと考えている。前向きな方向で検討し、事業者に伝えるとの答弁がありました。

委員から、美作市若者移住定住促進給付金支給規則案第3条第3項中に、高等学校等への入学の日の6カ月前の日以降に美作市の住民票が作成されたものであるが、6カ月前から入学日までに申請すればよいという解釈でよいのかという質問があり、執行部より、入学の日の6カ月前の日以降に美作市の住民票が作成されたもので、申請日に引き続き、美作市の住民基本台帳に記載されていれば可能ですとの答弁がありました。

委員から、同規則第4条第1項で1カ月当たり5,000円とあり、さらに高等学校等における成績等が優秀と認められる者に対してとあるが、優秀な人に対して支援を厚くしますよという認識でよいか、また5,000円から1万円まで幅があり、学校の補助がない人に対して出すのかと思っていたが、学校の補助のある人に出すということはもらえる人はたくさんもらえるということになるが、いかかとの質問があり、執行部より、実態を見ると、高等学校、専門学校の下宿代は安く、一方で滋慶学園の下宿代は高い、そのため

そちらが出すというのであればそれに合わせて1万円までは出すということ、つまり下宿コストの格差をどう考えるのかということになる、成績等が優秀と認められる者に対し交付されるという要件については、訂正するとの答弁がありました。

委員から、市外から高校もしくは滋慶学園等に来る方に対して支給するということだが、小・中学校などで給食費がもらえない家庭もあるのに比べて、事業自体はよいことだが、その部分についてはどう考えるかとの質問があり、執行部より、義務教育期間中の支援については要保護、準要保護という制度があり、教育委員会に尋ねたところ、給食費の滞納もないとのこと、また義務教育期間中の貧困対策についてはランクアップを図っており、県内でも遜色のないところまで来ている。今後、市民アンケート等で要望が顕在化し、使える金額が増え、高等学校までの次の支援が必要とのことであれば考えていきたいとの答弁がありました。

委員から、コンビニで納付の対象となる公金の種類はどこまでなのかとの質問があり、執行部より、市として、今後公金のコンビニ収納を進めていく方向にある。令和2年4月から納付対象可能な公金の種類は、市の電算業者である岡山中央総合情報公社に業務委託を行っている住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料で、4月1日以降に発行される納付書により、全国のコンビニで納付できることになる、またそれ以外でも、ケーブルテレビ使用料、上水道料金についても、システム改修の都合により、時期はずれるが、4月以降対応していく予定であるとの答弁がありました。

委員から、公金のコンビニ収納は便利でよいと思うが、その分の負担が増えると考えがどれくらいなのかとの質問があり、執行部より、公金のコンビニ収納を進めていくことは市民の方にとってサービスの向上を図ることができるものであるが、運用面で若干コストがかかるものもある。この市民サービスの向上とランニングコストを比べることとなるが、目に見えないものかもしれないが、コンビニ収納の導入により人件費的な面で職員の業務が軽減されるのではないかと考えているとの答弁がありました。

委員から、近隣の市町村のコンビニ収納の導入状況はどうかとの質問があり、執行部より、近隣の市町村においてコンビニ収納の導入が進んでいるという事実があり、美作市においても進めていくとの方向性により、コンビニ収納の導入を進めているものであるとの答弁がありました。

次に、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の総務委員会所管分、議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2議案を執行部から説明を受けたところ、委員からの質疑、意見はありませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の総務委員会所管分、議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

次に、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」の総務委員会所管分では、ナショナルチーム等キャンプ誘致事業600万円は、一過性になると思うので反対するとの反対討論、また若者移住定住促進給付金事業は、若い人の人口増につながるよい事業なので賛成するとの賛成討論があり、採決の結

果、賛成多数により可決いたしました。

続いて、請願の審査に入り、請願第5号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出について」では、委員より、県により市町村の額が決められているので、子どもの均等割を減らせばほか上がるので余りよくない、こうしたこともよいのではなどの意見がありました。討論、採決に入り、各市町村で内容が違うと思うので反対するとの反対討論、また子どもの増に期待して賛成するとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数により採択いたしました。

最後に、議会閉会中の継続審査としておりました議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、9月定例会後、従前からの特定納税義務者2者から9月30日付で意見書が提出され、さらに11月15日及び22日にもそれぞれ各者から意見書が提出されております。また、11月15日には、新たな別の特定納税義務者からも意見書が提出されております。

執行部より、法定外税の新設に係る資料により説明を受けた後、事業用発電パネル税について当委員会において審議を行いました。

委員から、平成29年度に法定外目的税である使用済核燃料税を施行した玄海町の審議の際の特定納税者からの意見はどのような内容であったかとの質問があり、執行部より、玄海町に電話で問い合わせたところ、特定納税義務者からの意見の書類はいただけなかったが、玄海町はやむを得ないとの理由で同意を得たとのことであるとの答弁がありました。

委員から、事業用発電パネル税は防災対策事業に充当するとしているが、市はその対策費用はどれくらいと見ているのかとの質問があり、執行部より、事業者への7月22日付の回答書に、環境対策事業を明示しており、その内容として山家川の治水事業や内水排水対策、避難場所の移転、獣害対策、放置パネルの対策などを見込んでおり、この事業費のうち、負担金や一般財源で今後5年間で市の負担となる費用総額を5億円と見積もっている、このことは総務省への協議の際にも必要となり、執行後は決算状況も報告することになる、また太陽光発電所ができれば、償却資産として固定資産税、また事業者が法人であれば法人市民税の税収があると想定されるが、その不足分を事業用発電パネル税で賄うものであるとの答弁がありました。

委員から、発電パネル税に関するシンポジウムが開催されたが、その概要は市としてどのように受けとめているのかとの質問があり、執行部より、シンポジウムの内容として反対意見であったが、発電パネル税に関心を持っていただき、より多くの方々の理解の促進につながるという意味ではよい機会であったと考えている、翌日にはシンポジウムを主催した連盟の代表者が来庁され反対意見書を提出されたが、そのときの面談において、お互いの立場を話し合う中で今後情報提供や協議の場を設けることとなった、また太陽光発電所が多くあるので、それを生かして美作市が太陽光発電事業のメッカとなしてほしいとの提言もいただいたと答弁がありました。

委員から、発電事業者は、発電パネル税が全国に波及するとの懸念があると思うが、実際に全国に波及していくものなのかとの質問があり、執行部より、何件か市のほうに問い合わせがあり、そのうち1件は詳細な説明が求められ説明を行ったところ、相手先では自身の状況に適合しないと判断をされた、その他は電話で内容についての問い合わせがあった程度である、また、今年の秋の全国市長会において、太陽光発電に対する要望が出ており、その中には太陽光発電の発電量に対し課税が行えるよう法整備を求めるとの要望が出ているが、本市の発電パネル税とは異なるものと考えているとの答弁がありました。

委員から、法定外目的税について、税の専門家の意見を聞いたのかとの質問があり、執行部より、総務省からも有識者からの意見を聴取するようにとの指摘を受け、県の税制懇話会にかかわっておられ、県の法定外目的税である産業廃棄物処理税等の創設に携わられた方から意見を伺うことができた。先生からは、二重

課税についても問題はないとの意見をいただき、想定外の災害が起こることを前提に、その準備が必要なことである、その点からも税の導入の必要性は感じる、発電パネル税はこれでよいと思いますとの御意見をいただいたとの答弁がありました。

委員から、法定外目的税で総務省で不同意となった案件はあるのか、また同意後施行されたもので訴訟となった案件はあるのかとの質問があり、執行部より、不同意となった事例は横浜市の勝馬投票券発売税があり、公益目的のために財政資金を確保する仕組みを損なうとされ、3号要件の国の経済施策に照らして適当ではないとの理由から不同意となった、訴訟に至ったものは神奈川県臨時特例企業税で、欠損金の繰越控除を定めた地方税の規定に違反しているとして最高裁まで争われた後、最終的には神奈川県が敗訴となっているとの答弁がありました。

委員から、他団体の法定外税で原発の核燃料に対する課税があるが、原発は国の経済政策であるのに課税が問題とならなかったのかとの質問があり、執行部より、原子力発電所の核燃料に対する法定外税については、総務省への協議、同意の手続に至ったものは全て同意され、施行されているとの答弁がありました。

委員から、特定納税義務者から強い反対意見書が出されているが、その他に賛成されるような意見があるのか、またこのような強い反対意見がある中で国の同意を得ることはできるのかとの質問があり、執行部より、特定納税義務者以外に8社ほどの事業者意見に賛成した、傾向としては、市内業者はおおむね賛成またはやむを得ないという意見、市外業者は全員反対との意見であった、また市外業者であっても発電パネル税の構想後に進出を表明している事業者はやむを得ないとの意見と聞いている、総務省の同意については、反対論があったとしても通常は同意するものと考えているとの答弁がありました。

委員から、総務省以外にも環境省、経済産業省の意見は聞いているのかとの質問があり、執行部より、自身の所管事務でないため公式の意見は表明していないとの答弁がありました。

委員から、償却資産税、パネル税はそれぞれ何に対して課税するのか、また事前説明について、特定納税義務者以外の事業者の説明を行ったのかとの質問があり、執行部より固定資産税は事業の用に供する償却資産について、自身が申告する取得価格をもとに課税される、発電パネル税は原則発電事業者の用に供する太陽光パネルの面積に応じて1平方メートル当たり50円を課税するものである、事前説明については現段階では特定納税義務者以外に行っていない、9月からの行政懇談会の中では資料を配付、説明を行い、意見を伺っている、反対意見書の提出の際に情報不足による認識乖離があった面も含め、特定納税義務者以外の方にも今後丁寧な説明をしていきたいとの答弁がありました。

委員から、固定資産税と発電パネル税において、価格も表面積も全て同じもの、一体のものであり、二重課税ではないのかとの質問があり、執行部より、法律では課税の対象とされるものが課税物件といい、この課税物件から算出される価格、数量、面積など税額の基礎となる数値を課税標準というものである。総務省の同意要件にあるのは後者の課税標準が同一でないこととされ、課税物件は同一であるが課税標準は異なっており、二重課税には当たらないと考えている、また宿泊税や別荘等富裕税など、他の団体の法定外税においても同様の事例は存在しているとの答弁がありました。

委員から、神奈川県臨時特例事業税の裁判では、12年かかり、県側は敗訴しているが、美作市も議決を経て総務省の同意後施行した場合、今後裁判になる可能性があるか、敗訴した場合の損害金はどうなるのかとの質問があり、執行部より、訴訟について行政訴訟の有識者に話を聞いたところ、訴訟が提起される形としては、この事業用発電パネル税条例が何らかの法令に違反しているとされる場合で、趣旨、目的などが抵触していないかで判断されるものである、また今回の発電パネル税の内容では、ロジック的には問題ないとの意見であったとの答弁がありました。

委員から、事業用発電パネル税条例第5条の賦課期日について、遡及要素など公平性の問題があると考えられているとの質問があり、執行部より、遡及適用はない、発電を開始した日までさかのぼるものではない、施行日以後の基準点で発電事業者に課税するので問題はないとの答弁がありました。

委員から、法定外税の検討に際しての留意事項において、関係者への十分な事前説明を行うこととされており、特定納税義務者である発電事業者は十分な説明がなされていないと言っているが、どう解決していくのかとの質問があり、執行部より、説明不足である点については市としても気にしているところである、先日の小規模事業者団体においても、発電パネル税の小規模事業者への簡易課税制度を理解していなかったことから、発電パネル税の条例案等の内容について、ホームページなどを用いて何らかの見える形にしていきたい考えであるとの答弁がありました。

委員から、発電パネル税について諮問を行った総合戦略推進会議は、規則設置であり、条例に根拠を置く附属機関ではないと理解しているが、具申の内容では税の是非について踏み込んだ内容に見える、要綱設置の機関は違法との裁判例もあるが、総合戦略推進会議のあり方を整理していく必要があるのではないかととの質問があり、執行部から、法定外税の新設において、法定要件ではないが、法定外税の検討会としてあえて総合戦略推進会議に諮ったものである、市民の方々の理解の促進の面もあるので、市民代表が多く入っていただいている同会議の意見を求めたものであるとの答弁がありました。

委員より、きょうはいろいろ審議できたと思う、総務省は特別納税義務者にしっかり説明するようにとあるので、執行部へ相手方の理解を得られるよう十分な説明をお願いしたい、また議員としてももっと勉強したいので継続でとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果について御報告いたしました。

このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめ、事業執行に当たられますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時15分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

**8番（安藤 功君）**〔登壇〕

令和元年第6回12月美作定例議会の文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る12月12日午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、内海委員欠席、岡本議長出席のもと、執行部より萩原市長、荒木副市長、大川教育長、春名政策審議監のほか、担当部長以下、関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。



付託の議案は、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」文教厚生委員会所管分、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」文教厚生委員会所管分、議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」の5件で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、審査において議論となった点について御報告を申し上げます。

まず、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、まず教育委員会所管分では、委員より、保育所費において人件費の減額について、育児休業者の精算や中途退職の減額との説明であったが、保育士の人数は不足していないのかとの質問があり、執行部より、保育士は必要数を確保できているので、運営上問題はないとの答弁がございました。

委員より、文化施設管理費の臨時的修繕の増額について、当初予算が40万円であったが、なぜそれより多い50万円の増額補正となったのかとの質問があり、執行部より、今年度の予算については、空調機器や火災報知機設備などの臨時的修繕により既に全額を支出している、昨年度冷房から暖房への切りかえ時期に、文化センターの空調機器において突発的な修繕が発生した経緯もある、成人式を控えていることから今回50万円の修繕料を計上したとの答弁がございました。

次に、保健福祉部所管分については、委員より、生活保護総務費のシステム改修の内容について、具体的にどのような改修を行うのかとの質問があり、執行部より、今回の改修の内容は3点あり、まず1点目は進学準備給付金情報のマイナンバーによる情報連携、2点目が生命保険会社に対する資金調達の照会様式の統一化、3点目が厚生労働省に対する月次報告のうち廃止理由の項目の追加であるとの答弁がありました。

委員より、病院運営費の補助金について、交付税単価の改正による補正との説明であったが、その単価は幾らか、また院内保育所の補助分について当初予算では839万円を計上しており、どのような状況で減額となったのかとの質問があり、執行部より、普通交付税の病床割算入分として、当初予算では1床当たり75万円としていたが、これが74万5,000円になり、1床当たりマイナス5,000円となる、次に不採算地区の交付税措置として1床当たり139万4,000円が1床当たり140万8,000円になっており、1床当たり5万9,000円の増となり、これに加え昨年度分の変更、増額分も精算している、次に経営基盤強化対策として、平成30年度の実績にて、医師、看護師の研究、研修費の2分の1相当分の15万7,000円を算入している、また院内保育所の補助金のマイナスは昨年度の人件費相当分の精算がマイナスとなった、1年間運用しないと事業費が確定しないため、前年度精算を今年度で行うということで減額の補正をしたとの答弁がありました。

委員より、院内保育所補助金としての繰り出しの根拠は何かとの質問があり、執行部より、総務省からの繰出基準の中に院内保育所の運営に要する経費として項目があり、これに基づいて一般会計から繰り入れを受けているとの答弁がありました。

議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員より質問はございませんでした。

次に、議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」については、委員より、基本的収入及び支出の補正において、カーボン・マネジメント強化事業の収入の減額が歳出の減額以上になっているのはなぜかと質問があり、執行部より、当初予算において、事業に対する補助金額を消費税込みで計算していたが、病院は消費税課税事業者であるため、消費税部分は補助対象外となり、消費税相当額部分も含めて減額するため、収入の減額が歳出の減額以上となっているとの答弁がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」の文教厚生委員会所管分、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の文教厚生委員会所管分、議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

続いて、請願、陳情の審査に入り、まず請願第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、委員より、全国でも地域間で差がある、例えば美作市の職員との比較など、現段階では情報不足であり、継続して審査したいとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定をいたしました。

次に、請願第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」については、委員より、市民の方から賃金が安いとの声を聞くので、上げる方向で考えたい、その声は聞くが上げることで他の影響もある、もう少し情報とか知識を持って判断したいので、継続して研究したいとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定をいたしました。

次に、陳情第12号「阿部知二顕彰記念室（仮称）の設置に関する陳情」については、委員より、趣旨は理解できるが、財政的なこともあるので、室ではなくコーナーの設置でよいのでは、また市内では他にも多くの功績者がおられる、市として今後どうしていくのか少し疑問はある、コーナーを設置する趣旨採択でよいと思う、なお市として今後方針を検討してもらいたいなどの意見がございました。

討論、採決に入り、コーナーの設置という趣旨採択で賛成するとの賛成討論があり、反対討論はなく、採決の結果、賛成多数により顕彰記念コーナーを設置する趣旨採択といたしました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめ、事務事業に当たられますようよろしくお願いをいたしまして、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

まず初めに、議会改革特別委員長報告に対する質疑ですが、議会改革特別委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

異議なしと認め、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

## 15番（岩江 正行君）

太陽光のメガソーラーの継続審査についてちょっとお尋ねしますけれども、どのような審査をされたんかなということなんじゃけども、総務省の関係のほうにも調査に行かれたんか。話を聞きに行かれたんか。行政のほうの一方的な返事だけ聞いて、継続を3回もされたんか。やっぱり継続をしよう思うたら、ここを調査してないから継続させていただいて、この議会に間に合わなから調査いただきたいとかというふうな、やっぱり根拠を明らかにしてもらわなから、これ先ほど廊下でも話しようったんやけど、企業というのは利益を追求していきようるわけなん。ほいで、これするとき、うちには今言ようる固定資産税の上に目的外税も平米に対して50円取りますよというて言うたら、180円のやつから50円取ると言うたら130円になるわけじゃから、採算が合わんことは大きな金を投資すりゃへんのに。

それと、今言ようるゴルフ場の跡地、ここらでも荒廃して、会社が倒産して土地が物すごい荒廃しとった。そのまま放置しとった。鳥獣被害の巣になったりしようた。それを今言う企業が、こちらにしても願うたり叶うたり、税金がもらえんようなところを固定資産税がもらえるようなことに、倒産したからもらえりゃあせん、お金を。そこも今言ようる企業のほうがそれを整理して、大きな金を投資して、大原のほうでもありましたけども、1億円近い固定資産税が入って大変喜んどった。それがいつの間にか、今度はこのような形の中で、去年の11月28日、議会運営委員会で市長はこんなことを言うとするわけ。さらに申し上げますと、この法定外目的税で得られるお金というのは、いわゆる基準財政収入にならない、つまり坊主丸もうけじゃ言うん。これ太陽光をしようる人は、坊さんとこ行ったら、おじゅっさん、おめえ、この正月になったからまたお寺が金集めに來るんじゃろうと。坊主丸もうけでって、市長はこういうふうなことでかけ合いに話を出しとるわ。ちいたあ抗議せにゃいけまあがな。それほど坊さんはもうけよんかというようなことで、はや1,000軒ぐらい、もつと持とるお寺のほうが大変騒ぎ出したらしい。

それで、私もこの前、檀家の総代をさせてもらうて、そこに行ったら、うちの檀家はこまいんじゃけども、200軒ぐらいやけども、そこでもはやもう話題になりようる。もうとんでもないことを言う市長じゃなと。それで、今度は、きのうの晩電話がかかってきたんじゃけど、こども400ぐらいのお寺じゃ。ここは、はやこのことに対して、とんでもないことを言うなというようなことを言ようります。

ほやから、とりあえず総務省にでも行って、ほんまに総務省がこれが市が言ようるように、これ許可くれるんかと。この間の会議の内容を聞いたら、市長はこんなことを言ようった。総務省が今びびとんじやというようなことを市長が言うとするんよ。その前には何なら言うたら、総務省の時間待ちやいうて、おかしいことを言うなあ思うて、私も東京の総務省のほうへ行ってお話せないけん思うて聞きに行ったんですよ。この3つがクリアできなから、うちのほうは何の返事もできませんよと言うとするん。そのような、やっぱり継続するんだったら継続する内容をここできちっと説明してもらわなから、時間ばかり過ぎて、3回も継続するような問題じゃないでしようがな。これを出して、今聞きようたら、横浜のほうの裁判の話もしようった。これ損害賠償になったら誰が責任とるん。美作市がとるんでしようがな、この議会しっかりせなから。萩原市長がとるんではないでしようがな。市長はもうよそに帰ったらしまいじゃ。この辺のところもつと真剣に皆さん考えにゃいけんのではないんか思うんじや。なぜこねえなことが、今言ようる、皆さんの議論の対象にならないのか。これは坊主丸もうけじゃというのは、これは大きな差別用語じゃ。どこまで坊主がまるきりもうけよんか、言われなようなことを言うこと、もう人を見下げたようなこういうような発言というのはとんでもない発言で。これ議事録に載って、ホームページに載とるやつを人が持ってきたんや、私のところへ。私を書いて言よんじやねえんじや。議事録の中に載とんじや、これがホームページで。全国に発信しとんよ、これ。まあ美作市の市長が坊主丸もうけじゃというような、こういうなかけ合い

に出すということ自体が大きな問題じゃ思うし、このこと一つについても総務委員会の中で議論せないけんのじゃ。しとらんというのはおかしいんじゃ、こねえなことが。

それから、162対象があるという言われようた、市内に。そこら辺でも、皆さんによって市が一番によその人よりか地元の人に寄っていただいて、こういうふうな考えを持つとんじゃけどもというぐれえな住民の意見というのを議会がしっかり確認せんとして、継続じゃ、継続じゃ言うて、じゅうたんの上げあ歩いたらいけん。そねえとこ議論したんか、議論してなかったんか、ちょっと委員長にお伺いしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

何点かあったので今書いておりましたが、順次。

委員長報告というのは、御承知のように、審査の経緯と結果を報告するものでございますが、岩江議員からの今の質疑に関連して、私も一瞬唖然としております。議会運営委員会の中でそういう坊主丸もうけという発言があったということは、議会運営の審議そのもののあり方にも関係するのかなと思います。ちょっと坊主と言やあ、御承知のように、私もだんだん髪の毛が薄くなって坊主に近づいてはきておるんですが、非常にその発言にどつきりしております。

さて、質問に対する答えでございますが、まず総務省へ行ったのかということでございますが、結果的に行っておりません。

まず、9月議会のときにもお答えした経緯がございますが、6月と9月議会でなぜ総務委員会で継続になったかということでございますが、御承知のように、総務省の税務局の通知で、議会においては特定納税義務者の意見を聴取しなければならないというのがございます。それが6月議会においてもそれがまだ出ておりません。9月議会の段階で申しますと、最終日の9月30日に最終的に2社の特定納税義務者の方から意見が出た経緯がございます。したがって、6月でも審議はできなかつたし、9月議会でも物理的にできなかつたという経緯がございます。それで、じゃあ12月議会がどうかということなんですが、その2者に加えまして、1社の特定納税義務者からの意見が出ております。それで、7月22日の執行部が特定納税義務者宛てに回答したその内容を比較検討しながら、初めて実質的な経緯をやったわけでございますが、今の御質問がありましたように、その特定納税義務者への説明も十分でないし、特定納税義務者以外の百六、七十の義務者への説明も十分でないというか、できていないということがございましたので、その点も踏まえまして、さらに当委員会としては専門家、専門家と言えれば税に造詣の深い方もありましようし、これは憲法と地方自治法にも関連しますので、それに造詣の深い弁護士の方もいると思っておりますが、それを今後深めてまいりたいと考えております。

それから、最後の質問であったと思いますが、特定納税義務者への説明はどうするのかということでございますが、先ほど私も委員長報告で報告をさせていただきましたが、改めて読ませていただきますと、反対意見書の提出の際に情報不足による認識乖離があった面も含め、特定納税義務者以外の方にも今後丁寧な説明をしていきたいと、こういうふうに執行部は答弁をされておりますので、この辺ができるものと私ども委員会としては期待をいたしております。もしかして答弁漏れがあるかもしれませんが、委員長報告の質問に対するお答えとさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

### 15番（岩江 正行君）

特定納税義務者か、地元の関係については、一応議会も執行部だけの意見を聞くんじゃないし、議会としてもやっぱり足を運んで、3回継続というのはおかしいという言よんよ。全然進歩も発展もありゃあへんねん、これ。その辺のことについて、やっぱり市民の目線で、先ほど言うたけど、企業というのはある程度の利益を求めて大きな金を取る必要があるわけですから、それを180円ぐらいでしとるやつが140円になったら厳しい言よるやつが、50円取ったら130円になるわけじゃから、もう赤字や。取りゃあええというようなもんじゃない。お互いにやっぱり助けたり助けてもらったりするような行政をやらなんたら、これからの美作市の進歩も発展もない思います。これで私の質問を終わります。

### 議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

尾高議員。

### 13番（尾高 誉久君）

私は、請願第5号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出について」の委員長の報告についてお伺いしたいと思います。

この請願を読みますと、途中から被用者保険では被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わりません。そのとおりでと思います。実にそのとおりで。他方、国民健康保険は、世帯内の全ての加入者に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数が増えるに従って保険料（税）の負担が増すこと、これもまさにそのとおりで。

それで次に、だから均等割を考えてほしいという意味合いが書いてあるわけですが、医療保険制度間の公平とともに、経済的な負担の軽減を図ることで、子育て世帯を支援することが必要です。以上のことを国に対して意見書を出すということなんです。子育て世帯というのは国民健康保険に加入されとる人だけが子育て世帯なのかと。すなわち国保税については、私は国に常に言っとなです、グランドデザインができてない、そのことを指摘され、審議されたのかと。というのは、所得税、住民税というのは課税標準額に対してそれぞれの税率を掛ける。合計所得に対して、国保だけは所得割という形のことをやっている。そういう非常に所得、住民税等々の税に相矛盾する方針を出してる。それにもってきて、賦課限度額というものも決めてある。ですが、そのことは今回のことでは審議されてないので、私が聞きたいのは、均等割の財源をどこに求めるんですかということが1点。

次に、例えば美作市で言うと、軽減なしはどの程度の人数があるのか。2割軽減がどの程度あるのか、5割軽減がどの程度あるのか、7割軽減がどの程度あって人数は総合計でどれぐらいになるのかと。この均等割を減免すると言われているのは、どういう方法で減免されるのか。税に対しては税で対応すると。例えば委員さんの意見で、美作市内でそれを解決しようとする、均等割を減らすことによって他の所得割なりを増やさなきゃいけないという意見が出たと言われたそうですが、だからこの美作市の税を美作市内で解決すると言われているのか、国に意見書を出すというのは、今現在進行中の全国知事会、全国市長会、全国議会、全部の団体9団体が既に国に12月10日の国保新聞によると強い要望を出されとるということで、これに便乗して、馬の尻に乗ってやろうというのを美作市があえて出すと。私は非常に議員として不細工な話だなと思うわけで、その辺のことがまずどのように審議されたのか、1回目の質問でございます。どうぞよろしくお願いします。

### 議長（岡本 泰介君）

4番岡野委員長。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

1 点目の均等割の財源を何に求めるということですが、具体的にやれそれを基金の繰り入れにするか一般財源の繰り入れにするかというあたりのことは議論がありませんでした。

それから、2 つ目の 2 割軽減、5 割軽減等の人数でございますが、その辺の議論についても討論といいますか、質疑はございませんでした。ただいまの委員長報告で御報告申し上げましたが、県により市町村の額が決められているので、子どもの均等割を減らせば、相対的に枠が一定なので、ほか上がるのでよくないと。それから、確かに子育て支援にもなるので、こういった方向で支援をするのもいいのではないかと、そういう意見のみがあります。

#### 議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

#### 13 番（尾高 誉久君）

それで、これを例えば国民健康保険というのに対して健康保険という、みまちゃんを見ている人が同じことだろうと解釈を同じくされるので、あえて社会保険という形をとりたいと思うんですが、社会保険で子育てをされている親御さんにとって、今回これを強く要望するというのは、国保の中の子どもさんだけに光を当てようとするでもってこの団体からの請願を受けられて、そのようにしているのか。私は、子ども世帯に対する支援を行おうとするから、ひとり親世帯の支援を今行い、児童手当というものをやっているんじゃないかな、満遍なく。満遍なく行うことをやるのが公平性を欠かないことじゃないかと思いますが、そのような審議はなされたのかどうかをお伺いいたします。

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

審議をなされたか、なされていないかという質問だろうと思いますが、審議はなされておられません。

#### 議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

#### 13 番（尾高 誉久君）

だから、財源はどこに求めるかわからないし、いよいよするんだったら、国保だけじゃなくて、美作市全域の子どもたちのこと、すなわち児童手当というのは子どもさんに直接基本的には出すことなんですよね。この均等割というのは、世帯主が負担する、それでいて例えば社会保険で言うと、A社に主人は勤めとる、B社に奥さんは勤めとる、共稼ぎ世帯の場合はそれぞれでもって社会保険という構成がなされているけど、国保の場合は、そうじゃなくて全世帯でもってやられているということについて、前々より、非常にいい方法はないかなということで、これを出されるのはいいんですが、もう少し審議がよくなされていないんじゃないかなというのが私の感想です。これは質問じゃありませんが、委員長として岡野委員長は国保運営の会長でもあるわけです。ですから、そういう観点から十分な審議がなされて今日に至っておるものと考えておりますが、十分に審議がなされた委員長としては思われておりますか、それだけお伺いしたいと思います。

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

委員長報告に対する質疑ではございますが、なされているかなされていないかと考えれば、十分ではなかったと思っております。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで1時まで休憩して、討論、採決に移りたいと思います。

午前11時50分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き、会議に入ります。

休憩前に各委員長からの報告に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

まず初めに、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案について会議規則111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第50号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

続きまして、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成でございます。よって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総務委員会所管ではございますが、一議員の立場として反対討論をさせていただきます。

委員会の中で出た利用者の数は約3,200人ぐらいフットサルを利用されておりますが、今回は使用料を従来よりも増やすという案でございますが、現実にもアリーナに何回か行っておりますが、あそこでフットサルをすることによって損傷をするということは、修理費も要りますし、それから現実に利用できない期間もできます。私は、今回の改正後の条例のように、2倍というふうにするんじゃないくて、私はもう最初から禁止をすべきだというふうな条例を行うべきだということでございます。そういうことで、この条例案には私は反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。



議案第70号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

財源の違いからではありますが、簡易水道と上水道の料金の差を今後一本化するような内容のものが一切含まれていないということと、それから指定業者の更新手数料、今まで0円だったものが5年ごとにいきなり1万円かかるという、この辺のことが納得できませんので、反対いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

反対の立場から討論をさせていただきます。

一番ひっかかりますのは、美作市水道事業給水条例の一部改正の改正後の条例第27条及び第30条に基づく額のところでございますが、5ページにあります、簡易水道、勝田それから大原、東栗倉の簡易水道のところにそれぞれ基本料金が月1,056円、それから超過料金が148.5円というふうにあります、法適用企業にするということはそれなりにメリットもあります。委員長報告にもありましたように、資産がはっきりわかるしということなんです、簡易水道の場合は任意適用事業ということでございまして、一部行政的な面があるので、一般財源からの補填というか、サポートというのは基本的によかったわけですが、法適用企業ということになりますと、地財法第6条にありますように、独立採算制というふうになります。独立採算制ということになれば、使用料をもって例えば建設改良何々をしていくということになりますので、委員長報告にもありましたが、費用がいろいろと要るので水道料金を上げなければいけないと。それは、いずれそういうふうになると思うんですが、これが可決された場合には来年の4月1日から施行されるということになるんですけど、やはり今回の条例を出す時点で、要はどれだけ行政的な補填がなくなって、利用料金でどれだけ賄えるかというあたりを嚴重に提示されるべきだろうと思います。そういった意味合いで、この条例にするんじゃなくて、3月議会でもそういった試算をしてちゃんとできるだろうと思います。

しかしながら、今の委員長報告をお聞きする限りは、そういったシミュレーション的なこともなされていないように思います。したがって、適用企業にするということは私は賛成なんです、そういった試算的なものがない状態の中であるということについて、私は現時点での条例改正には反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私も反対の立場から討論させていただきますけども、公共料金の原則というのは、減価償却に基づく公正妥当な料金であること、明確な体系を持った料金であることということで、差別扱いの禁止ということで、今美作市の場合については、今上水も簡水も2つありますけれども、この上水の料金と簡水の料金だったら大分違うわけで、単価が。ほいで、この差別扱いの禁止というのは、やっぱり1つにきちっとしてから、こういうふうな形の中で、総括原価方式の中で基本料金をきちっと決めて、それから条例改正をしようかというんだったらわかるけども、これ産業建設委員会の中でも私はこれに反対したんですけども、水代の原価方式が全然提示されてないのに、条例だけが先行するというのはいかなんかかなと、ちょっと問題があるんじゃないかなと思っておるんです。

といいますのは、けさもその下で下村の人に遭うんですけども、もう水代が最近物すごく高くなると。ええころ時分にはもう高うせんようにしてくださいよと、そういうようなことも言われようります。これ、合併当時から比べたら、前は私のところで例えて言うたら10立米で計算しとったん。基本料金が10立米800円ぐらいだった。今は違うんやな。今は6立米になっとんよ。6立米が1,056円ぐらいになっとるわけ。ということは、非常に高くなると。それで、そういうふうな形の中で、今は簡水は過疎債が使えるんじやということで、これから今言ようる施設も、管やこうでも長いことたつとりますんで、耐用年数の問題もありますし、今度修理するというたら大変な市に負担がかかってくるんやけども、過疎債だったら7割元利償還してもらえるということで、これについてはある一面ではええんじやけども、これを条例にするんはだめじやと言よんじやないんよ。だめじやないけど、やっぱしこれが先行してしもうて、料金設定のほうが後になるというのは、市民が不安の中で条例を先行することについては、私は今回はこの条例については反対をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号「美作市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号「美作市消防団条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第75号「市道路線の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号「湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第76号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第77号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第77号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第78号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

私ども総務委員会所掌の分なんです、一議員として反対討論をさせていただきます。

内容は、人件費があつて非常に反対討論は総じてしにくい部分もあるんですが、若者移住定住促進給付事業、確かにいいことなんです。いいことのように私は思えるというふうに言ったほうがいいかもしれませんが、滋慶学園の看護学校そして林野高校、職業訓練校、一つは一人でも多くという形はわかるんですが、この事業内容を見ましたときに、果たしてその3つの学校に来ていただいた生徒さん方がほんまにずっとおっただけかということを考えてときに、既にあります予算化されている新婚さんいらっしゃいと、それから出産した子どもに対するあれと若干ニュアンスが違うという思いがしております。どうしても、はい、そうだな、賛成だという気持ちにどうもなれません、私は。そういった要するに腑に落ちない部分がありますので、そんたくを私はできないという感じがございます。

じゃあ、どうするのという話になるんですが、やはり林野高校であれば、私は卒業生であります、やはり地域学とかといった学校みずからが情報発信を今もやってるんですが、さらにそれをやることによって、それから看護学校、そして職業訓練校も、それぞれの立場で地域と共存という形の中でどんどんやっていくべきだろうと思います。そういったことで、いいことのような感じはするんですが、どうも私自身腑に落ちない部分がありますので、反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

私も、先ほど岡野議員が言われました債務負担行為の若者定住に対する制度についてですが、転入者に対して人口割で交付税が入ると、それを財源に充てるというふうな話でしたんですが、転入者に対して1人当たりということは、結局今美作市に在住している人にも当然1人当たりの交付税が入っているわけですから、転入者だけを優遇するというか、支援するとかというんでなしに、やっぱり美作市に住んでいて、それぞれの学校に通学してる人たちにも対等というか、それなりの支援をしないと、これはちょっと不公平になるんじゃないかなという思いで、反対させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員長の報告どおり決定するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第79号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第81号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号「令和元年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**



ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号「令和元年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第85号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号「令和元年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第86号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第87号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなっておりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。陳情第3号の原案についての採決となりますので、お含みおきください。

それでは、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第3号は不採択となりました。

続きまして、請願第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、委員

長から本案について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

請願第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

#### 議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、請願第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

請願第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

#### 議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、請願第5号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

山本議員。

#### 10番（山本 雅彦君）

この請願第5号につきましては、反対の立場から討論を行います。

このことは、現在地方六団体及び国民健康保険中央会、都道府県国保連合会、そして全国国保組合協会がこの大会を開きまして国へ要望していることでございます。もう既に何年か前から継続しているわけでありまして、この国保制度改善強化全国大会において決議をされておるのは国保新聞にも出ておまして、皆様方も御承知のことだろうというふうに思うわけでございます。

その中で、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかわる均等割保険料——税です——を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保することと明記されているわけでありまして。加えて、現在国では、健康保険の統合も視野に入れながら検討にも入っているというのが今の状況であるわけでありまして。

この請願第5号につきましては、私ども美作市に置きかえてみますと、現在美作市の国保税の総額は約5億1,000万円程度であります。その中で、18歳未満の被保険者の均等割額の合計額は約1,200万円。そこから、軽減なしあるいは2割減額、5割減額、7割減額の保険料の合計額が約750万円程度あるわけでありまして、その残りが実は県と市が負担しているわけでありまして、これは交付税措置もあるわけでありまして、負担になっていることは事実であります。

そこで、この請願の趣旨は、均等割額のさらなる減免措置の導入を求めているわけでありまして。このことは、一定の理解ができないこともないわけでありまして、私から見れば余りにも部分的過ぎると。これを美作市議会として、あるいは私個人が思うわけでありまして、この請願第5号について賛成することは大変難しい問題であります。つまり、先ほど申し上げたさらなる減免措置という部分だけを見ると、これは木を見て森を見ないというふうに言われても仕方がないというふうに思うわけでありまして。つ

まり私から見れば、均等割額自体を国によって財政措置をするべきではないかと、このように求めるのがこれが本筋ではないかというふうに思うわけであります。そのことが実は最も子育て支援策としても、また国保制度改革においても、平等性が高くなるというふうに思うわけであります。したがって、私議員としての見識として、この請願第5号については反対といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

私は、紹介議員の立場から、この請願について賛成の立場から意見を言わせていただきます。

御承知のように、国民健康保険の加入者に占める被保険者は、自営業とかパート労働者あるいは年金暮らしと、非常に経済的にも恵まれない世帯が多いわけであります。そうした中で、国のほうも、美作市のほうでも合計特殊出生率、子どもを増やしていこうという政策に取り組んでいる中で、やっぱり子育て支援を財政面からしっかり支えていこうという、そういう思いがあらわれております。いろいろ財源の問題とか、あるいはこのことについては既に要望を国のほうに出されているとかということは今言われましたけれども、これはもう国民の要望、市民の要望として、幾らたくさん重複して要望が出されてもいいわけでありまして、いわゆる国民健康保険料の場合は、人頭、子どもさんが1人増えればその分だけ負担が増えると、こういう宿命的なものを持っているわけでありますから、そういうものに対して、国の制度として財源も含めて減免制度を導入してほしいという要望でありますから、ぜひともこれは美作市議会として採択して意見書を出していただきますようという立場から発言させていただきました。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総務委員会所掌でありましたが、私は一議員の立場で賛成討論をさせていただきます。

本件に関しては、法律が2つあります。一つは健康保険法と国民健康保険法、いずれもこれは国会が決めるものでございます。47都道府県と、それから今財政はそうなっておりますが、市町村がどうするかということのを両法律の間の均衡を是正するということは、理にかなった趣旨であります。

一方で、じゃあそれぞれの市町村がどういう財源の補填をするかということは、それは地方で考えるべき問題だろうと思います。この意見書の提出については、そういった思いを出されているということで、私は理にかなったもんだと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第5号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名〕

**議長（岡本 泰介君）**

可否同数でありますので、よって地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案について、議長は採択いたします。

続きまして、陳情第12号「阿部知二顕彰記念室（仮称）の設置に関する陳情」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなっておりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。

陳情第12号「阿部知二顕彰記念室（仮称）の設置に関する陳情」について、委員長の報告どおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、陳情第12号は委員長の報告どおり趣旨採択されました。

ただいまより先ほどの請願第5号の意見書発議準備のため暫時休憩といたします。ちょっと時間がかかりますので、10分では済まんと思いますが、休憩いたします。

午後1時42分 休憩

---

午後2時03分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

岩崎委員長。

**3番（岩崎 清治君）〔登壇〕**

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

先ほど休憩中に議員控室におきまして、議会運営委員会を開催し、議員から議案を提出したい旨の申し入れがあり、協議いたしましたので、御報告をいたします。

倉地議員外2名の議員から提出の発議第7号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書の提出について」を追加日程第1とし、上程をいたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第7号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、発議第7号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## **追加日程第1 発議第7号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書の提出について」**

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、追加日程第1、発議第7号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**〔登壇〕

国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書（案）。

〔以下朗読〕

以上です。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

発議者に質疑ができますので、少しお聞かせ願いたいと思っております。

先ほど私も反対討論をした立場でございますので、その意味から二、三、お尋ねしたいと思います。

まず1点目は、先ほど発議者の方も賛成討論をされましたが、全国で今行われております国保制度の改善

強化全国大会での決議に具体的に明記をされておるわけでありませうけれども、このことについてどういう整合性をもってこのことを訴えられるのかというのが1点。

それから、美作市では、この軽減なし、そして2減、5減、7減の中でこの税を、保険料をいただいているわけでありませうけれども、ここの部分、つまり2減、5減、7減のところは国の支援を求めるとすれば、軽減なしの方にはどうなるのか。非常に平等性に欠けるのではないかとこのように考えるわけでありませう。

また、どの程度の減免措置を国に対して要望されるのか、このあたりもお尋ねをしておきたい。

そして、先ほど申し上げた軽減なしの被保険者に対する恩恵がないというふうに思うわけでありませうけれども、このあたりはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

**10番（山本 雅彦君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

私は紹介議員ということなんで、山本議員がお尋ねになったこと全てについて私が精通してお答えする立場にはないんですけれども、ほかの場でこういった要望が国のほうに出されているということに対して、美作市議会で重複したこういった意見書を出すということについて、これは幾ら重複した意見書を提出しても、それは重複した意見書であるから無効だということにはならないと思います。多くの市民、国民の立場からこういう要望を国会に上げていくということでありませうので、それとの整合性でこれがどうかということには当たらないのではないかと思います。

また、減免の7割減免、5割減免、2割減免というそういう対象者と、それから減免のない人との対処についてということでありませうが、最初に言いましたように、やっぱり子育て支援、少子化対策として子育て支援に取り組むという立場で提出してませうので、そういうことは変わってないものと、この請願では問うてないものだと私としては判断しております。

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

議長、これは3回まで質問できますか。

**議長（岡本 泰介君）**

はい。

**10番（山本 雅彦君）**

答えになっているような、なっていないようなお答えでございましたけれども、要はこの現在の減免制度を受けておられる方と、減免制度、つまり軽減なしの方に対する手当てというものが明確になってない。つまり2割あるいは5割、7割の減免の方については国として財政措置をしてほしいというのはこの請願の趣旨でありますから、そうするとそれ以外のところにはこの恩恵は行き届かないということになるわけです。そこまできちんと要望されるのであれば、これは一定の評価ができるわけでありませうけれども、そうじゃなくて、部分的にそこに光を当てるということになると、この意見書そのものが少し理にかなってないかなというふうに思うわけでありませう。

したがって、その平等性という観点から見ると、子育て支援にはつながっていかないということで、全ての方に対して平等性を訴えるのであれば、それは子育て支援にもなるわけでありませうけれども、そういうことではないということになりますので、この辺についてはもう少し研究をされたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけでありませう。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

請願の中に減免されている人が対象とか、減免されていない人が対象とかというようなことは一切触れられていないわけでありまして、いわゆる広く子育て支援をしようとする人の保険料の人頭割に対して減免制度を導入してほしいという要望でありますので、山本議員の質問はちょっと私には理解できません。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

理解できるかできんかはその人の自由なんで、それはお任せいたしますけども、今お答えにもありましたように、軽減を受けている方にさらなる支援をとということでございましたので、それではこの意見書そのものに少し当てはまらないんじゃないかということで、全ての世帯の18歳未満の子どもたちの被保険者の保険料負担を軽減すると。そして、その財源措置を国に強く求めるということであれば私は大いに結構だろうと思うんですけども、そうではなくて、ある一部分だけということになりますから、この意見書については私は賛成できないということではありますが、その点について、紹介議員だけですから私は詳しいことは知りませんとか——そこまでは言ってないですかね——紹介議員で出してるだけですから十分な答えはできないとおっしゃったけど、紹介議員であるんならそこまで十分考えて、あるいは調べてされたほうがいいんじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

先ほど触れましたように、この請願の内容の中に、減免の対象になってない人とかあるいは7割減免の人とかという、そこまで触れて請願を出しているわけじゃありません。いわゆる子育てを支えている家庭の子どもの人頭割について減免を求めているんであって、7割減免あるいは5割減免の減免の対象の人たちにも、例えば3人世帯であれば3人分の保険料が算出された後、5割減免に減免制度が導入されるわけですから、それぞれ所得に応じて子育てのために負担しているそういった保険料の減免を求めているということで、片方の減免対象になってない家庭に負担が不平等だとかというふうなことには私は当たらないように思います。

〔10番山本雅彦君「議長、答えになっとらんで。もう3回やったから、私は結構ですから」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

全く答えになってない。だから、倉地君のグランドデザインがなってないということを言ようるわけ。要するに、公平という観点からいうと、では軽減なしの方が美作市には118名おられるんですよ。2割軽減が77名、5割が96名、7割軽減の方が136名で、計427名。それをただ単に、極端に言うたら減免するんだと。筋が全然通らない。それでいて、文面では公平を求める。やった時点で公平じゃなくなるじゃないですか。



だから、言ったように、社会保険に加入している親御さんはどう思うかという、国保の入られとる均等割を、極端に言うたら18歳未満をなくするんだといったときに、親御さんは、なぜそっちのほうだけなくするの。うちの子どものほうだってやってほしいわというふうに、法的に、わからなきやいけないのは市会議員ですよ。わかってないけどこういう要望をするんだと言うて、この請願書の紹介議員になる以前の問題を言っとるんですよ。それについて、倉地議員はどう思ってるんですか。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

国も、消費税を導入することによって、いわゆる国民の福祉を充実させるというふうなことをしっかりうたっています。ここで請願で言っていることは、結局いわゆる社会保険と言われる普通の勤め人が払う国保税には人头割というものが一切課せられていないのに対して、国保税については人头税がかかる、このことがひとえに、子どもが増えれば増えるほど保険料が高くなるということに起因しているということで、特に子育て世代に限定して子育てを支援する、先ほど言いましたように合計特殊出生率の美作市も2以上を目標に掲げているわけですから、そういう家庭の国保税に係る減免の要望をということで、この請願は一定のものとは私は理解しております。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

この議会における皆さん、きっと今、倉地議員の発言をたしか聞かれたと思うんです。消費税を導入することによって。ならば、私は聞くんですけど、倉地議員の入られている党は、消費税を全面的に議決案件についても反対されていて、今度は通るとそれを利用して均等割をなくそうじゃないかと。そういうのを得手勝手な論理と言うんですよ。それについて、倉地議員は今後は消費税に賛成されるようですね。ちょっとそれだけ聞いておきたいんです。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

消費税が国民生活の負担増に大きな障害になっていることは事実でありまして、私どもは一貫して消費税の廃止、当面5%に戻せという主張をしております。これについて自分の主張を変えるつもりはありません。

〔13番尾高誉久君「議長、最後です」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

だから、財源がないのに財源を求めたような格好をして、国は、安倍総理は打ち出の小づちを持ってないということだけは、倉地議員もよくお考えになって、今後の議会活動においてはぜひとも消費税に賛成していただくことを強く願ひまして、私の意見といたします。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第7号「国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入と必要となる財源措置を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名〕

議長（岡本 泰介君）

可否同数です。よって、地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案について、議長は可決と採決いたします。

## 日程第2 議案第88号「美作市立大原保育園新築工事請負契約の締結について」

議長（岡本 泰介君）

日程第2、議案第88号「美作市立大原保育園新築工事請負契約の締結について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第88号「美作市立大原保育園新築工事請負契約の締結について」

を御説明申し上げます。

令和元年12月6日、美作市立大原保育園新築工事に係る一般競争入札を行い、改札の結果、岡山市南区福成3丁目6番22号、株式会社重藤組、株式会社美作土建、特定建設工事共同企業体が6億8,640万円——税込みですが——で落札したものでございます。

建設工事の概要でございますが、既存建築物を解体撤去し、木造平家建て、延べ床面積約1,260平方メートルの園舎を建設するものです。

契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

何点か質問させていただきます。

まず、入札に至るまでの手続でございますが、入札の公示日、入札日、それから応募者数、それから落札率、それが第1番目の質問でございます。

それから、2つ目は、前払い金の基礎となる経費、前払い金でございます。

3つ目の質問でございますが、この工事の発注に当たって、地産地消という、要するに域内経済を活性化するということがあるんですが、この辺はどういうふうな意を用いておられるか。

最後の4番目の質問でございますが、契約金額6億8,640万円のうち、解体とそれから上屋の内訳を教えてくださいたいと思います。1回目の質問です。

#### 議長（岡本 泰介君）

総務部長。

#### 総務部長（岡本 和之君）

岡野議員の御質問でございますが、入札までの手続、これまでの手続ということでの御質問ですので、お答えをさせていただきます。

まず、入札の公告日が11月19日でございます。

それから、入札の参加の受け付け期間としまして、12月3日までの15日間でございます。この時点で3共同企業体より申請をいただいております。

そして、入札の開札日でございますが、これが12月6日でございます。このときに応札をされた企業体の方につきましては2社、1社の方は棄権をされております。

その中で落札候補者といたしまして、先ほどの株式会社重藤組、株式会社美作土建、特定建設工事共同企業体が候補者となっております。

〔4番岡野鉄舟君「率は」と呼ぶ〕

落札率につきましては、95.4%でございます。

そして、これが事後審査型の一般競争入札でございましたので、12月9日に落札者を書類審査の上決定を

させていただいております、仮契約の締結日は12月11日ということでございます。

それから、前払い金の率ですね。

[4番岡野鉄舟君「前払い金の基礎となる経費。契約規則で条文がありますよね」と呼ぶ]

地方自治法の施行規則の中で、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、そして機械購入費、動力費、支払い運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として、必要な経費の前払い金の割合として4割を超えない範囲というのが定められております。

それから、3番目の……

[4番岡野鉄舟君「仮契約で定めている前払い金は」と呼ぶ]

40%以内でございます。

[4番岡野鉄舟君「いや、金額を教えてください」と呼ぶ]

金額ですか。金額につきましては、11月の臨時議会をお願いをさせていただきました2億5,400万円が上限でございます。

それと、地産地消ということでございますけれども、地産地消に当てはまるかいかがかはちょっとわかりませんが、このたびの地元とのJVでの入札を行ったというところでございます。

それと、解体の費用の内訳については、私のほうではわかりにくいので、教育委員会のほうでお答えをさせていただくようにお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育次長。

**教育次長（山名 浩二君）**

11月8日のときにも若干説明をさせていただいたと思いますけれども、解体につきましてはおおむね8,000万円程度ということをお伝えしていると思います。

それから、建築的なものにつきましては、おおむね4億円程度ということをお伝えを……

[4番岡野鉄舟君「5億円」と呼ぶ]

4億円——建築だけですね——程度とお伝えしていると思いますが。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

何で最初のあれを聞いたかというたら、よもや間違いないと思うんですが、要するに公示期間15日、それをクリアしとるということを確認をしたかっただけです。

1つ答弁漏れがあったのは、130条の契約規則の中の1号と2号があるんですけど、それは恐らく後者だろうと思うんですが、それを答えていただきたいということと、それから要するに地産地消は、私は実際木材会社の方とお話をする機会があったんですけど、もうこれがずっと話がどんどん前へ行ってございまして、要するに美作市内の方ですが、全然お声がかからないような雰囲気だと。つまり木材ですよ。ある図面を見ますと、今副市長も説明したように、木造平家建てなんですけど、それがどうも市内の業者さんに声がかかるような雰囲気じゃないんじゃないかなという、それを私はお聞きしましたので、この辺は地産地消ということはどういうふうに考えておられるのかということ。

それからもう一点は、岩江議員がずっといろいろと専門的な観点から尋ねていらっやっやっ、私なりにどうかなと思うのは、ごみの焼却場のときに、上部と下部を別々にやって、一方は入札率は高かったけど、一

方は低かったと。結果的に低いほうは事業ができないというのが実際企業経営の中ではあろうと思うんですが、今回はどうしてこれを解体と上屋の建設を一緒にされたんでしょうかということです。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

2回目の御質問でございます。

契約規則の130条は、議員が御指摘のとおり、(2)番のほうでございまして、請負金額300万円以上の工事で保証事業会社の保証に係る工事ということでございます。

それから、地産地消ということでございますけれども、これにつきましては、できれば私どもとしましては、地元の木材というのを使っていただきたいと思っておりますけれども、まだきょう契約ということでございますので、希望はいたしますけれども、あくまでも業者の方をお願いする範囲だというふうに考えております。

それと、解体と建築を一緒にした理由でございまして、このたびの工事につきましては、下の基礎について一部を利用するというふうなことがございまして、解体業者そして建築業者同一のほうが安全であるというふうなことも判断の材料として考えさせていただいております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

二律背反というか、3回目の質問ですが、要するに（聴取不能）の契約の基本原則として3つあると思います。

一つは、経済性の原則ですよね。つまり最少の経費で最大の効果を上げなければいけないということと、もう一つ、2つ目は公平性の原則、3つ目は競争性の原理なんですが、今総務部長は、今ある下の部分を利用すると言われました。ただ、現実にごみの焼却場の入札の絡みからいけば、これを上屋を合わせて6億8,600万円ぐらいなんですけど、むしろ例えば下限最低制限価格を設けなければ、私はこの6億8,600万円も要らないんじゃないかと思えます。つまり9,000万円のうちの約半分ぐらいは経費が節減できるんじゃないかなと思えます。そういった観点からすれば、確かに一方では、下部のコンクリートを、専門的な言葉は知りませんが、それを使うということにそういう意味合いがあるんだろうと思うんですが、一方では、軟弱な地盤で安全性も確保されないという懸念もあろうと思うんです。ちょっと話がそれましたが、要するに分離発注をすれば経費的に約3,000万円ぐらい安くなるんじゃないかなと、私はそう思います。

そういった意味で、契約の原則の最少の経費で最大の効果を上げるという、それとは反するんじゃないんですかなと思うんですが、この辺はいかがお考えでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

3回目の御質問でございます。

環境美化センターの解体の件につきましては、上部、下部分けての発注ということでございます。その一つの要因には、土壌の検査ということがございましたので、分けての発注というのが考えられたというふうに思っております。

そして、分離発注したほうが安価になるのではないかという御質問ですが、それは私のほうでは判断をしかねております。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

今のにちょっと補足で。

済いません。設計の段階で分離発注のほうも検討されたようでございますけども、同時発注と分離発注の場合、同時発注のほうが安価についたというふうな話を聞かせていただいております。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ちょっと二、三点、質問させていただきたいんですが、これあそこにクアガーデンするときに、武蔵周辺整備特別委員会の私あそこで委員長をさせてもろうとった。そういう中で、この間本立てをごそごしょうたら、ラップルコンクリートの関係が図面に出てきたんで、そがんしょうたら保育園のこの建物の図面がなかったんで、教育委員会のほうへお願いして、シュレッダーかけてしもうとったんで、ほいで送ってもらって、それでまた上へばさっと置いたわけですよ。総務部長、あんたはわかったようなことを言うけど、一つもわかつとりゃへんがな。下部のどこ、このプールの下のどこへ古いコンクリートをしたやつの上に真上に来るんだったらこれはよろしいがな。あんたわかって言ようんか、物を。有効利用するんじやとていう言うんだったら、これはプールのやつ、今度保育園にするのは、あっこへ柱を置くん。ここの下にラップルコンクリートがなからにやいけんのもでしょう。ラップルコンクリートというたらわかるとんじやろう。わかるとんか、わからんのか。それがおかしい、一つ。

それと、次長にも言ようったんじやけども、再利用する場合についちゃあ、私は県庁の環境部もほれから建設指導課にも行ったん。それを有効利用する場合については、産業廃棄物にはなりませんよだった。本当あんたの言ようとおりのだった。

ところが、建物についたら、ここへ十五、六のコンクリが入とろう。これが全然使わんとこに入とるわけ。これは撤去費の中に入とんか、入とらんのかという問題。これをそのまま置くということは産業廃棄物になるわけ。これは県のほうに言われる話、産廃。

それで、ここの建物の下に、これはあんたが言われるように、ちいたあここは動いたんで、ここまで来たら。それから、こっちのところも、ほんならコンクリをもう一つ補強して、ここの上に土台をするんじやとていうんだったら、これ有効利用です。これは関係ない思います。ほやけど、これ見てみるのに、ずっとこれ全部で50ぐらいあるん、ラップルコンクリートが50カ所ぐらいあるんです。そしたら、建物の前の柱のところも全部これ図面を置いたらわかるわけじゃ。柱以外のところにぎょうさんかしある、それをそばにラップルコンクリートがあるとこもあるんじやけども、とりあえずなぜ私がこのことを言ようるかと言うたら、軟弱地盤なんよ、埋め地なんよ。埋め地というのは、やっぱりこういうふうな工法、くいを打つとか、こういうふうなラップルコンクリート、硬質の地盤までコンクリ打たないけん、無鉄筋のやつをとていうようなことを今までしてきたわけ、あそこは。

ほやけども、今回についてはボーリングはしたんかしてなかったんかという話。建物がある中で、恐らくボーリングはできてない思うん。ボーリングはせずに、（聴取不能）設計さんは図面を書いたんじやろうけども、今立派な腕もたれとんじやな、これでもちますというて。

ほやけど、尾高議員やこうが、前よう知つとる思うけど、あそこの日本電産、そこの上の。今、太陽光を

貼つとる、あそこは埋め地じゃったんよな。埋め地だって、ほれで（聴取不能）貼ろう思うたら、ぼうっと地盤がめげてくるもんじゃから、いわゆるクロスがうまいこと貼れなんだというようなことも聞いております。

そやから、やっぱし同じもの、せっかくある耐用年数がまだ残つとるようなものを潰して、それであそこにまた大きな金を投資してせっかく物を建てるんだったら、完全なものをしてもらわにやあいけん。豆腐の上に土台をしとって、豆腐が腐ってしもうたら、もわつとまた上の土台が傾くようなことをしてもろうても困るし。

それと、副市長、これは在来工法でやるんかな。いや、在来工法でやられるんかなというて言よん。

ほいで、これプレカット加工でやられるんだったら、恐らく岡山のほうの業者にとられて、JVで地元の人が企業体を組んどんじゃけども、これをプレカット加工でするんだったら、西栗倉が木造で今しょうります。あそこらは喜んどの、地元の製材所が。地元の材料を皆提供しとるらしいですわ、製材所で引いて。うちの場合には、製材所の人と言よんのに、何もお手伝いするところが一つもないようなんじゃと。美作市は、地産地消というて、美作の木材使うたら30万円か知らんけど助成金が出されよんのに、ここで7億円近い公費を投入してやられる保育所が、今言う地元で大原だけでも4社、そこらから一つもお手伝いできんような言うて非常に残念がった声を私も、4番議員が言われるように私も聞きました。ここらについてあ、どういふうなことをされるのか。せっかく製材所は今物すご厳しいらしいですよ、木材が安う安うなつて。それから、今はツーバイフォーというような建物で、箱を積み重ねたような家がたくさんできだしたんで、昔ながらの在来工法でやられとる地元の製材所は非常に厳しゅうなつとるというようなことも聞いております。せっかく昔ながらの在来工法でやられるんだったら、もう少し私は考えてあげるか、今からでも、まだ仕事にかかってないんじゃから、材料は地元のものを使うようにどがいぞ元請業者に使うちゃってくれ、（聴取不能）そりゃあ相場というもんもありますから、その相場ぐらいはきちっと見積もりさせて、金額が合えば使うちゃって下さいというようなことは、やっぱりここで採決するまでに一つお願いしたいなと思うとります。

それで、やっぱし副市長は、先ほど4番議員も言ったけど、解体工事というのは、めぐやつやから、何ぼ安うてもええんで言うたん。特別委員会で言われとんじゃ。頭かしげんでもええ、あんたが言うとんじゃ。議事録に出とるわけですから。解体工事は、めぐやつじゃから何ぼ安うてもええんですよと言われとんですよ。それだったら、今95.4%か、それを一つにしてするんだったら、そこの幕谷の焼却場は59.6%でしとんよ。8,000万円のやつ幕谷の59.6%と、今言ようきょうのこの95.4%と、比較してみてどっちのほうか得なんか。この間、なぜ2つにして出すんらというて言うたら、2つに抱き合わせしたほうが安い。建設費はこれ安うなるの、わかり切ったことじゃ。そやけど、地場の産業、この前は地元の業者だけでもできとるわけじゃ、JV組んで。幕谷の上部、地元の業者だけでできとんじゃ、JV組んで。それが、今言ようる、なぜ今回に限ってまた1つにして、1つにした結果、それから今言ようる95.4%とそれから前の8,000万円で計算してみんさい、どっちが高いか安い、そっちのほうか得だったなというてあんた計算したらわかるこつちやから。だから、その辺やっぱし話というのはもうきちっとほんまに市民の目線で一応考えちゃってくれんなら、みんながこれから頑張つて過疎債があつたて、全部国から元利償還してくれるわけじゃないんじゃから。あとは、みんなの汗かいた血税をまたその中に入れていかにやいけんのんじゃし、だから何ぼ過疎債でも、どんどん借りて借金していきょうつたら債務が超過してくるわけやろう、民間だったらどつどつと。高う高うなつたら、あんたのどこ、ちょっと金出し過ぎやから、ちょっとこらえてもらわにやいけんということになるん。

その辺のところで、このラップルコンクリートの関係と、それから今言う使わんとこの、残るやつについてはどがいするんか。

それと、見積もりした人が言われようったのに、ちょっと参加しよう思いようったんじゃけど、見積もりしてみたら美作市の今このはじいた数字じゃあ到底近寄れんなどというようなことも言よりました。ほんまにこの数字で、今言ようる、聞きたいのは、ここの建物の下が、先ほどの日本電産のような話が出りゃへんか。そがんこと出たら、今度は建物が建ってしもうてから、下を、地盤を強化するというのは大変なことになるんで、その辺のところについての話というのはどういふうな考えを持たれとんか、その辺のどこをちょっと教えてください。

**議長（岡本 泰介君）**

教育次長。

**教育次長（山名 浩二君）**

私から、それではラップルコンクリートの今の建物の下だけではないところのことを言われたと思います。そのことについてお答えをさせていただきたいと思えますけれども、まずラップルコンクリートを利用して、その上に表層改良させていただきます。表層改良をして、ラップルコンクリートと一体的にして、園舎だけではなく、園庭についても同じ形を考えております。

それから、ないところにつきましては、柱状改良——穴掘ってまたコンクリートみたいなのを埋めていって地盤をかたくする方法ですけれども——それと組み合わせ、園舎そして園庭、その敷地面積一帯を一つの面として捉えて、その上に建物を建てる。また、園庭につきましても、いろいろな遊具もございましょうし、そういうことでもたすという格好で、今あるラップルコンクリートの有用性につきましても、こちらとしても県民局の環境課に行きまして相談をさせていただいて、それについては御了解を得たということでございます。

そういう形で考えておるといことで、このことにつきましては、設計会社とこちらも同席をさせていただいてその話をさせていただくとところでございます。

それから、ボーリングについてでございますけれども、ボーリングについても3カ所程度そこをしております。そして、その地盤について、こういう形が望ましいだろうという結論に達してこういう形を考えたということでございます。

それから、木材につきましては、まだこれから議決をいただいた後にそういう形が考えられるものでしたら、その業者にもそういう地域のものが使えるところがあればということはこちらからも要望はさせていただこうと思っておりますけれども、それだけではなしに、これから令和2年になりましたら、やはり備品的なものもございしますので、そちらのほうも考えていければなと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員、答弁漏れありますか。

**15番（岩江 正行君）**

総務課はどがんしょうん。言うたことを尋ねよんじゃ。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

応札額ということでございますけれども、応札に伴いまして内訳書の提出をいただいております、その審査をして適切という判断をさせていただいております。



[15番岩江正行君「そがんことを言よりやあせんがな。この差額というのは言うたことと違うじゃないかと言うたろうがな。副市長は、解体するのはめぐやつじゃけえ何ぼう安うてもええんじゃというて言うるとるわけじゃ、決算特別委員会のとこで。今回の入札の結果と分けたほうとどっちが得だったですかということを問いよんじゃが」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

分離発注と一括発注ということでございますけども、先ほども申し上げましたように、設計をする段階で比較の検討をさせていただいておるところでございます。

[15番岩江正行君「何言よん。議長、わからんの、これ。言よる結果と解体というのは何ぼ安うてもらくんじゃ言うた副市長の発言と、今回の結果というのは95.4%というて言うたろうがな。そのことを言よんじゃ。どっちが得だったんというて言よんじゃ、それを。全く誰がそがんことを言よんな。」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

もうちょっと説明を上手にしてもらうたら、わかってもらえるかも。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

済いません。適切な答えになっておりませんが、分割して今回発注しておりません。比較することができないので、お許しを願いたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

全然言よる言葉が通じんのじゃな、ここじゃ。足し算、引き算、できるんじゃろう、このぐらいの。もうそのぐらいのとこじゃろう、あんたらがしよんのは。

それと、次長、ちょっと尋ねるんじゃけど、あんたの言よるのも大体わかった。ほんで、こういうふうなやつの上にまた上へコンクリを張るといって言よんじゃろう。何か張るといって言よんじゃろう、ラップルコンクリートの何か上へ張るといって言よんじゃろう。

それから、柱のねえところについても、そのコンクリで補強するという。そのコンクリの厚みはどのくらいしょうのか。まだ図面はわからんのか。あつたら、今でうてもええけえ、また教えてください。

それと、在来工法の関係で、プレカット加工というて、製材所に持っていったら、今パソコンの中に打ち込んだら穴もほども全部製材所で自動的にだつとできるような機械があるんじゃな。この辺だったら、奈義はしょうとこのを聞いておりますし、それから美作市内じゃねえ、絶対に。全然ない。それから、津山の院庄林業か八木木材、あつちの山崎のほうか、鳥取のほうへ行かなんたらないわけですので。それで、やっぱりこれは設計屋の先生が入札するまでに、乾燥剤も使わにやいけんのじゃから、後手後手で、このことを私は言いたかったわけじゃ。この解体の工事というのは大体半年ぐらいかかるんじゃから、何で一遍にしたんか、それほど焦って。その間に、やっぱし設計屋の先生が恐らくとうに出して拾い出ししたら、柱がどのくらい要るんじゃ、たるき、板がどのくらい要るんじゃというのがわかるわけですから、西粟倉が

やっとなるように早いこと製材所に話を持ちかけるようなことをしとったら、地元の人が、どれくらい市長さんやこうを応援したんじゃないけど、何か知らん裏切られたような気持ちやという言われようだったので、その辺のところについても、そがなことがないように。それでも、わしらの声が届いたよというような形の中で、やっぱし元請けの重藤さんか、こことそれとプレカット加工する製材所のほうとも連携させて、今美作の木を使うたら30万円の補助金を出しようのに、美作市が7億円からの工事をしてお手伝いできなんだというのは、非常にこれは聞こえがよいん。その辺のどこについても、副市長が答えるんか、市長が答えるんか、誰が答えるん、あんたか。それちょっと答えてください。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**

地産地消の観点から、議決をいただいた後に、契約相手方となるであろう方とお話をしまして、そういった地産地消の観点から、御提案いただいたように、地域の木材を可能であれば使用していただきたいということで御依頼させていただきたいというふうに考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

前日も何か申し上げた経過があります。その引き合いとして、沖縄の辺野古埋め立ての例で申し上げました。つまりどういったことかと言いますと、債務負担行為が通ろうが、実施設計が通ろうが、歳出予算が通ろうが、約75%の沖縄県民の方は反対であるという現実がございます。

本件に関して、私はずっと保護者会の方とそれから地域の方と話をしております。人口減少化を迎えるこの今において、どうやって合併前の箱物をどのように使い、どのように生かしていくかということが最大の課題であろうと思います。そこに新しいものをつくるということは到底難しいと私個人は思っております。

では、本件はどうするかということは、やはり大原小学校の隣地の地権者の方々の御協力を得て、あそこに、そして今のクアガーデンはやはりこれから半世紀先の五輪坊を見据えながら有効活用を図っていくのが私は最善であろうと思っております。

したがって、先ほど議案質疑をいたしましたこと自体がおかしいんですが、せっかくの機会ですから、議案質疑をした経緯はございますが、結論から申し上げます、本工事請負契約は反対でございます。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第88号「美作市立大原保育園新築工事請負契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

令和元年12月美作市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

9月の末にスタートしました行政懇談会、今議会中の12月6日まで開催をさせていただき、29カ所に訪問をさせていただきました。そして、29カ所で約500項目以上に上る貴重な御意見、御提言というものを頂戴いたしました。その傾向であるとか、あるいは地域ごとの特徴であるとかといったことも含めて、今秘書課において分析をしているところでございますけれども、体感的に見ますと、全市においてやはり道路、河川などのインフラに関する事、建設部に関する事、治山、ため池などの工事を含む防災・減災に関する事、それから有害鳥獣対策に関する事などについては、もう本当に多くの御意見、御提言があったというふうに思っております。

また、地域ごとに抱える問題点はそれぞれ異なってきたまぎまぎであることも改めて実感をしてございますけれども、例えて言いますと、勝田の地域では市有施設の活用に関する事、大原地域では公共交通のあり方や、今まさに議決をいただきましたが、保育園に関する事、東栗倉地域につきましては観光振興に関する事、そして作東地域では公民館あるいは太陽光発電施設に関する事、英田におきましては内水排除に関する強い関心というようなことが出てございましたけれども、それぞれの地域において関心の高い事案、これについての活発なその場での議論というものもあり、また市に対しての要望、県に対しての要望等もあったことでございます。

一方で、小さなことをおろそかにせず、お一人お一人の満足度を向上させる、それも非常に重要なポイントでありまして、それができてこそ真の豊かさでありますとか、美作市の魅力の向上につながるものとも考えております。

2カ所の会場で、税金その他の、今議会でもいろいろ話題になりましたけれども、コンビニ収納についての

要望あるいは提案というものが3カ所から御提案があったわけでございまして、これについては2年度の実現を目指して取り組みをするということでございます。

また、個々具体的な、例えば市道の維持管理を含めた改善要望ということにつきましては、既に相当数において解決を見た案件もございます。そういう意味では、行政懇談会、市民の方々の御要望を懇談会の開会中に既に対応できるという意味で非常にいい制度になっておりますし、また4割ぐらいの項目が恐らく県に關係することでありましたこれらにつきましては、その都度ということもありますけども、私どものほうで精査をした上で、一括して県民局にしっかりと御要望を改めてしていかなきゃいけない。場合によっては、議員の方々の御参加もできればお願いをしたいというふうに思っております。

加えて、ちょうど現在令和2年度に向けた予算編成の準備作業が開始をされておりますけれども、本議会でいただいた市民の皆さんの関心の高い項目に関する具体的な提案、あるいは行政懇談会でのさまざまな御意見というものは、なるべくそれを予算の編成に反映させるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

その一例でございますけれども、自然災害により住居に入ってきた土砂の撤去について、激甚災害によるものは対象になっているんですけども、激甚災害法の適用がないという場合にどうなのかというと、激甚災害法がないのでそれは市としても余り対応できないんですよと今までは言ってきたんですが、被害者から見れば同じなんです。激甚災害であれ、何災害であれ、自分の家の中の土間に山の石が上がってきたという状況は、その人にとってみると同じであるということでもありますので、そういったものについても何らかの対応ができないかといったことを考えながら、今の補助の要件を緩和できないかというようなことを検討しているというようなことでもあります。

あるいは、子育ての分野につきましては、産前のヘルパー派遣や産後のショートステイ事業をつくってはどうかと、これはいろいろ議論がありましたけども。

あるいは、不妊治療にかかわる助成制度についての拡充、こちらについても行政懇談会や議会での議論というものを予算の中にどう反映するか、前向きに検討させていただいているということでもあります。

また、制度ものでございますけれども、これにつきましては、本議会で答弁をいたしましたけども、手話言語条例とコミュニケーション条例を同時に制定すべく、次の3月定例会に提出をしたいということで準備をしておりますが、これにあわせまして新年度におきましては、その普及啓発、職員の研修の充実などについて、予算的にどう対応すべきかということについても検討がなされていると思っております。

次に、オリンピック関係の御報告になりますけれども、12月17日に、これも新聞、テレビ等にそれなりの規模で出ておりましたけれども、2020年東京オリンピック聖火リレーのルートが公表されました。一部についてはまだ未公表になっておりますけども、当市がその対象になることについては、常々予測として言っていたんですが、何か聞いたらそれ勝手に予測しちゃいけないらしくて、あの発表を待つてようやくしゃべっていいということのようでございます。当市においては湯郷の現代玩具博物館、オルゴール夢館を出発点といたします。そして、美作市役所玄関前ということでございますけども、到着地点となるコースを市民のランナーお二方を含めて14名のランナーの方々が駆けめぐるといふか、聖火をつないで走ってこられることになっておりまして、御期待をいただきたいと思うんです。日付につきましては、来年の5月21日の木曜日がこの当市における聖火リレーの日付でございます。多くの市民の皆様におかれましても、沿道へ出てじかに聖火を見ていただくあるいは声援をしっかりとランナーに対して送っていただきたいと、このようにお願いを申し上げる次第であります。

アメリカ合衆国のラグビー協会との事前合宿を含む、そして事前合宿以外にも長期の協力案件を含む基本

協定の締結を、内容的にはほぼ合意しているのですが、日付の調整をしておりましたが、この日付の調整ができて、来年の1月18日土曜日にわざわざ当市にアメリカラグビー協会の方々を御来訪をしていただくという形で調整がほぼ整いました。詳細が決まり次第、また議員の方々、市民の方々にも御案内を申し上げますけれども、ぜひ御期待を賜りたいというふうに思います。

こういう形で、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、当市の取り組みがそれなりに具体化してきたわけですが、これら一連の取り組みを通じまして、いわゆるオリンピックムーブメントの機運を高めていけるというふうに考えてございます。どうぞ御期待をこれも賜りたいと思います。

最後になりますが、6月定例会において提案をさせていただいてきました法定外目的税、美作市太陽光パネル税の創設案件でございますけれども、先ほど継続審議ということになりました。行政懇談会でも大変たくさんの方の御意見を頂戴した防災・減災対策について、このパネル税によって得られるであろう財源というのが期待をされているわけでございますけれども、そのためにも議会の適切なる御判断が必要というふうに追っつけなると考えておまして、当局も事業者との対応等にこれからも意を用いてまいります、引き続きよろしく御審議そして適切なる最終判断を賜ればとお願いを申し上げる次第であります。

12月も半ばを過ぎまして、割合寒い日、妙に温かい朝もありますけれども、気候がまさに冬の方向に向かっておまして、市内の何カ所かでは積雪も既に見られたわけでございます。議員の皆様並びに市民の皆様方におかれましては、年末年始いろいろお忙しい時期であると存じますけれども、お互いに健康に留意をしながら、それぞれ御家庭において輝かしい新年を迎えていただきますよう御祈念申し上げて、令和元年12月定例市議会における御礼の御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

令和元年第6回12月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

皆様には11月28日開会以来、本日までの23日間にわたり、御熱心に御審議を賜り、適切な御決定によりここに全議案を議了し、閉会する運びとなりました。しかしながら、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」は、今議会も三たび継続審査となりました。来年の3月定例会におきましては、適切な議決をしていただきたいと思います。そのため、休会中各議員におかれましては、調査研究を十分尽くしていただきますようお願いいたします。市長を初め、執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市勢発展、向上のためにより一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和元年第6回12月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時15分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署

名します。

令和元年12月20日

美作市議会議長 岡 本 泰 介

会議録署名議員 青 山 慶

会議録署名議員 和 田 広 宣

そ の 他 資 料

一般質問【令和元年第6回（12月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	16番 日笠一成	1. 暮らしやすく・住みやすいまちづくりについて	①「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケート結果の検証について	71
		2. 令和2年度予算編成方針について	①本庁舎の整備計画について ②美作文化センターの整備計画について ③「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケートについて	72
		3. みまちゃんネルの議会中継・再放送の視聴状況について	①議会の中継・再放送の視聴率について	76
2	5番 中山忠明	1. 防災全般について	①現在の庁舎で市民の生命が守れると考えているのか ②今の庁舎が水害により水没の恐れがあるが、そうなった時に災害対策本部をどこの場所にすれば良いと思っているのか ③食料等の備蓄は現在どの位確保しているのか 又、水は一人一日どれだけ必要なのか ④緊急車輛等の燃料の確保は万全なのか ⑤避難訓練時、避難経路の確認をしていますか ⑥安否確認の方法が決まっていますか ⑦災害対策基本要綱は、自治体の災害を未然に防止し災害発生時の応急対策を的確、迅速に実施する為防災施策について総合的かつ計画的な実施を図る要領のことである、がこれに基づいてどの様な計画を立てているのか	76
		2. 美作市はどのような町作りをしているのか	①美作市の中心はどこですか ②今後三十年先の美作市の整備と見通し ③美作市が今考えていく大事な方針は何か	81



通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
3	4番 岡野鉄舟	1. 人権擁護委員制度について	①制度の概要（業務、市の委員の人数等） ②法務大臣の委嘱までの手順はどのようになっているのか ③人権擁護委員が制約される活動はあるのか	82
		2. 令和元年度学力テスト（岡山県、全国）の学校現場（小・中学校）との意見交換について	①本年度の夏休み（8月）に実施した学校現場の意見はどのようなものだったか（結果分析、対策など） ②意見交換を踏まえ、2学期以降どんな対策を実施しているのか	85
		3. 平成30年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果について	①文部科学省が本年10月17日に公表した、美作市の不登校、いじめ、暴力行為の結果について、どのように分析しているか ②この結果分析を踏まえ、どのような対策を実施しているのか	89
		4. 滋慶学園への補助金（1.5億円）に関する市民団体の住民監査請求に対する決定内容について	①当該請求の決定通知が請求人に10月28日付けでなされているが、 （1）どのような内容の住民監査請求であったのか （2）この請求に対してどのような判断をしたものか ②住民監査制度を踏まえ、この度の監査委員の判断をどのように受け止めているか	91
		5. 滋慶学園への補助金（1.5億円）に関する県との協議、議会答弁を踏まえた検証について	①平成28年度、6月22日、8月4日、市及び滋慶学園は、県との協議の結果、「滋慶学園は28年秋の着工延期はしないので、県の施設補助金はもらえない。」ことを、相互に了知している その後、これに代わる美作市への平成29年度の補助金申請について滋慶学園と何を協議し、又どのような指導をしたのか	96

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		6. 大雨による入田川の増水の内水排除対策について	①時間雨量で50mmの雨が降った時に、入田川はどのような状態になるのか ②排水ポンプを設置する場合、何台、どこに設置することを考えているのか ③排水管の分岐などこれ以外の抜本的な対策は考えられないか	99
		7. 令和元年度プレミアム商品券事業について	①事業の仕組みはどうか（事業内容、申請主体、対象者数、申請期間等） ②申請率はいくらか	104
4	6番 倉地重夫	1. 減り続ける美作市の人口	①平成27年8月31日付けで「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し「美作市人口ビジョン」を策定しています。それらの達成状況をたずねる	106
		2. 国保会計において、均等割の削減を	①子育て世代を応援の立場から均等割、特に子どもの均等割を削減できないか	109
		3. 公共施設の和式トイレの洋式化の取組みについて	①市民の皆様の利用状況、要望について取り組む必要があると思うが、どの様に取り組むのか	111
		4. ジビエ関連事業について	①ジビエの里美作の運用により「負の資源」を「正の資源」として強みに変える「逆転の発想」によりジビエを美作市の「ふるさと名物」として育て高付加価値化・ブランド化することにより獣肉処理技術向上に努め、販路の拡大や新たな加工食品開発を目指す。などとされていますが、どの様に取り組むのか	114

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
5	10番 山本雅彦	1. 高校生の通学について	①現在市内在住の高校生の内、自動車またはバスで通学している人数はどれくらいか ②その高校生達の通学について支援策を検討できないか	1 1 9
		2. 放課後児童クラブについて	①現在の各施設の学童保育の状況はどうか ②児童クラブの定員数と日々の保育人数との比較について	1 2 3
		3. Wi-Fi・雨量計の設置状況について	①6月・9月議会での質問について、その後の検討状況はどうなっておりますか	1 2 4
		4. 公会堂、集会所、コミュニティハウス等について	①各地域の名称ごとの件数はどうか ②これらの位置付けと補助金について ③市に施設として登録されていない建物については、どのように考えるか	1 2 7
		5. 自治体ポイント、プレミアム付き商品券事業についての状況はどうなっているか	①自治体ポイントについて、現状とその内容について ②プレミアム付き商品券事業について現状と課題はどうか	1 3 0
6	15番 岩江正行	1. 災害に強い町づくりと市民の安全安心について	①平成27年に水防法が改正され、県が直接管理する一級河川、吉野川、梶並川、大滝川の浸水区域を発表、美作市役所で7.1mの浸水を想定されているが、今回の被害状況を教訓に危険箇所の調査対策はできているのか尋ねる ②河床の掘削、通水断面の確保について ③堤防の老朽箇所、補強の必要箇所の確認はしているか ④土石流、地滑り箇所、浸水地の対策、ハザードマップの見直しについて尋ねる ⑤高齢者や障害者をどう避難させるか 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校における防災訓練について ⑥風倒木被害対策について	1 3 2

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 市民の暮らし安全防犯灯、監視カメラの設置状況について	①土石流危険指定地域河川の氾濫浸水の恐れのある箇所と設置状況について ②熊の出没と獣道、ひとけの少ない通学道、防犯灯と監視カメラ設置状況	137
		3. 滋慶学園、補助金、交付金不認定と法令遵守について	①監査の結果及び意見等で監査した限りにおいてはおおむね適正な事務処理がなされているとあるが、不認定についての見解を尋ねる ②不認定になった補助金交付額1億4千7百72万円についての責任は誰にあるのか、責任の所在を明らかにしてください	140
		4. 武蔵の里、愛の村パーク、指定管理業務について	①庭園管理業務に関するモニタリング業務不履行時の処理について尋ねる ②監査委員は指摘事項についてどのように改善等の措置を講じたのか尋ねる	143
		5. 孤独死、葬儀遺骨の埋葬について	①故人の最期に感謝、葬儀、遺骨、埋葬、無縁塚について	145
7	3番 岩崎清治	1. スポーツ医療看護専門学校の日本語学科について	①国別生徒数・現住所地	146
		2. 地域医療看護総合確保基金事業について	①看護師養成所の新設補助金はあるのか無いのか ②議会・決算特別委員会等での説明と県との説明に乖離があるが原因は何か	150
		3. 交付金申請の事務の流れと工事の進行計画	①交付金申請事務の流れと工事の進行計画との整合性	155
		4. 大阪滋慶学園に係る補助金についての調査報告	①調査結果の要点は	158

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
8	7番 重平直樹	1. 市道の維持管理について	①交付税について ②車道外側の線について ③草刈りについて	161
9	1番 青山 慶	1. 防災計画について	①防災計画の見直しはどのように考えているか	167
		2. 農業用廃プラスチックの処理費用について	①農業用廃プラスチック処理事業費が増大しているが制度の見直し（市の負担額の見直し等）が必要ではないか	169
10	14番 鈴木悦子	1. 武蔵の里整備について	①9月議会でお尋ねしたダルマ頂相図・武蔵作なまこすかしつば・海北友松作びょうぶについて、鑑定結果はどうだったのか ②老朽化した五輪坊の整備について ③温浴施設の整備について ④武道館、五輪坊、温浴施設の一連性について ⑤旧讃甘保育園の撤去についてのお考え	173
		2. 眼科検診について	①眼科検診の必要性について ②総合健診時の眼科検診の実施について	182
11	8番 安藤 功	1. 食品ロスについて	①「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が、令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行されました。これに関して市はどのように対処されるのか	186
		2. 豪雨避難情報について	①毎年のように繰り返し様々な地域で起こる豪雨災害ですが、正確な情報をいち早く市民に知らせるためにできること	191
		3. エアコン設置について	①小中学校へのエアコン設置は完了したが、その他の設置について	195

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		4. 旧梶並小学校の利活用について	①未だ閉校したままで、活用されていないが、何か地域の活性化に利用できないか	198
		5. ベトナムとの今後の交流について	①イエンバイ省との覚書に関する調印式が行われたが、今後のベトナムとの交流、連携、協力について	
12	2番 和田広宣	1. 美作市の認知症対策について	①認知症サポーター養成講座事業の実施状況と成果又、今後の課題等について ②認知症初期集中支援チームの概要と活動状況について ③認知症の人も安心して過ごせるまちづくりの独自の検討について	202
		2. 過去の一般質問に対する執行部答弁の進行状況について	①高齢者世帯への火災警報器の設置補助 ②高齢者世帯への緊急通報装置の促進 ③小中学生へのAED取扱を含めた救命救急講習の全校実施の取り組み ④手話言語条例の制定に伴って ア) みまちゃんネルでの手話通訳のワイプ放映 イ) 消防署救急隊員への、手話講習の実施 ウ) 義務教育現場においての、手話の基礎学習の実施 ⑤不妊治療に対する補助金の拡充 ⑥新庁舎・文化センター建設と防災公園について	205
13	13番 尾高誉久	1. ふるさと納税について	①返礼品を引換券の様なもので対応出来ないかお尋ねする	215
		2. 空き家に関する補助制度について	①美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱についてお尋ねする	216
		3. 市道の管理について	①市道の管理について今後の対応はどのように考えておられるのかお尋ねする	220
		4. 太陽光発電について	①俯瞰的立場にたって、太陽光発電の2019年問題についてお尋ねする	223

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		5. 防災公園の整備について	①災害が発生した場合の対策として、防災公園が必要と思うが	225
14	9番 金谷のり子	1. 手話言語条例とコミュニケーション条例について	①手話言語条例の制定はどのように進捗し、策定メンバー、意見徴収の方法、課題があるのかないのかについて ②手話言語条例と別に福祉サービスである、コミュニケーション条例を制定する事について	229
		2. 美作市の観光と歴史と文化財	①観光と歴史、文化財は世界中どこでも大きな関係があります 観光行政と歴史文化財の教育委員会の連携によるそれぞれの強化はどのようにしているのか ②英田地域真神の歴史ある真木山地域について ③ベルピール自然公園のベルについて	233
		3. 子どもの才能を伸ばす	①脳の神経細胞のネットワークができあがるのはいつであるか ②子どもの成長過程で、才能を伸ばすための係わる知識と環境について ③教育委員会、保健福祉部での最新の取り組みは	237